

市原の古文書研究 * 第6集



八幡・市川本店文書
市原市教育センター文書
菊間・岡田家文書
五所・今井家文書
飯香岡八幡宮文書
八幡・寺嶋家文書

市原の古文書研究会

市原の古文書研究

* 第 6 集

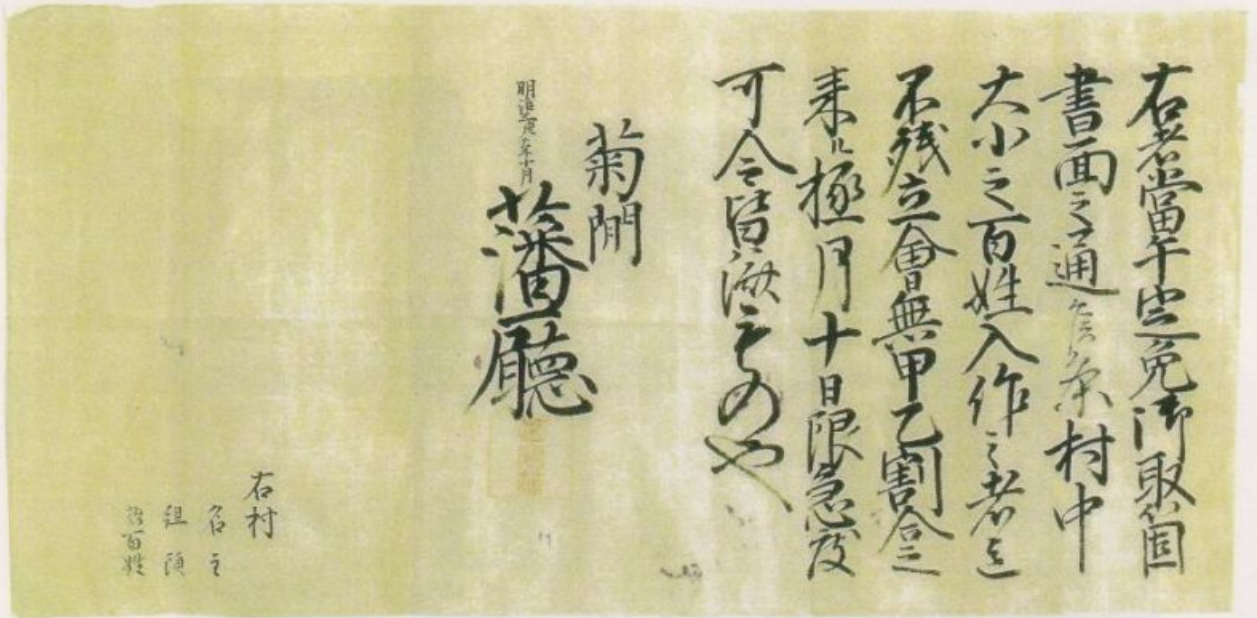
市原の古文書研究会

山	佐	今	秋
岸	野	井	葉
弘		公	平
明	彪	子	
	高	上	赤
	澤	田	城
	恒	洋	藤
	子	子	吉郎



昔ながらのたたずまいを伝える市川本店正面と帳場（下）





明治3年五井村菊間藩領年貢割付（市原市教育センター文書＝部分）



五井村菊間藩割付を所蔵する市原市教育センター

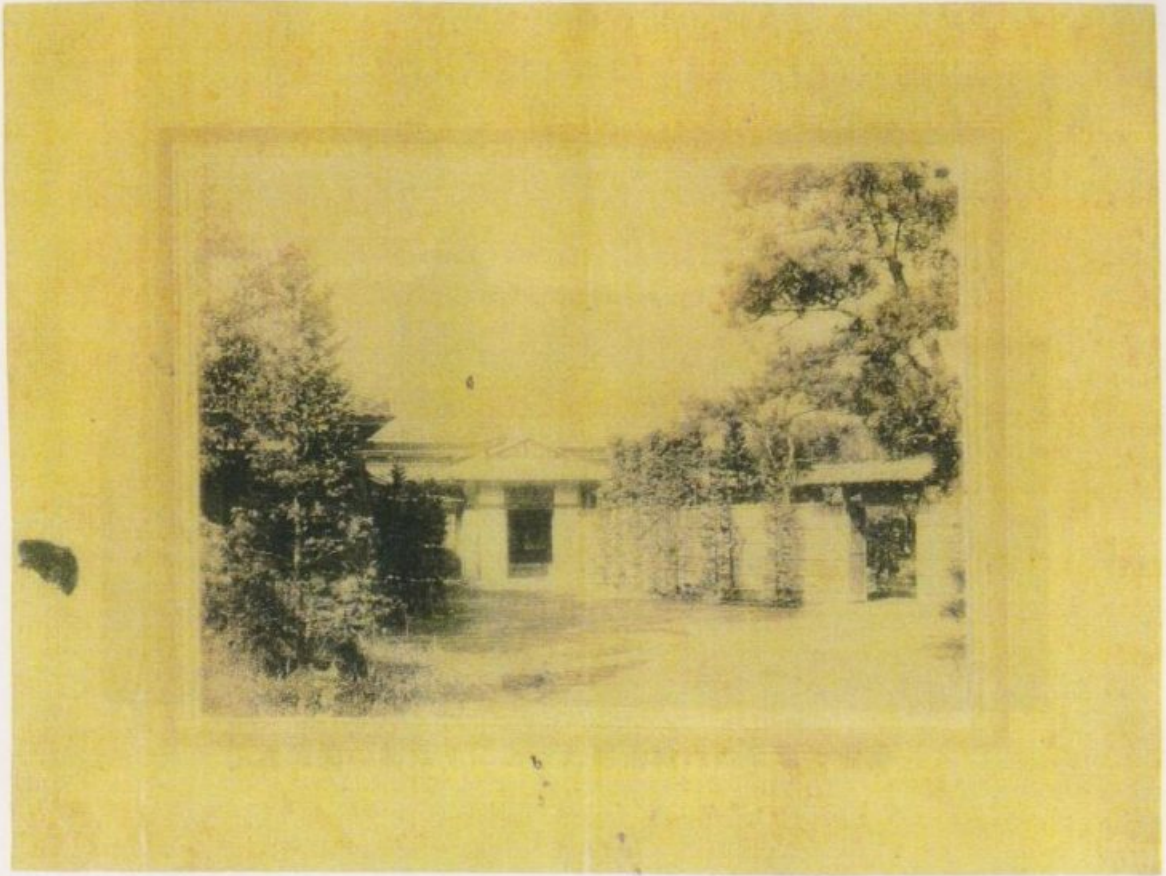


50回記念の菊間藩旧藩士の親睦会、前列中央が水野忠敬父子

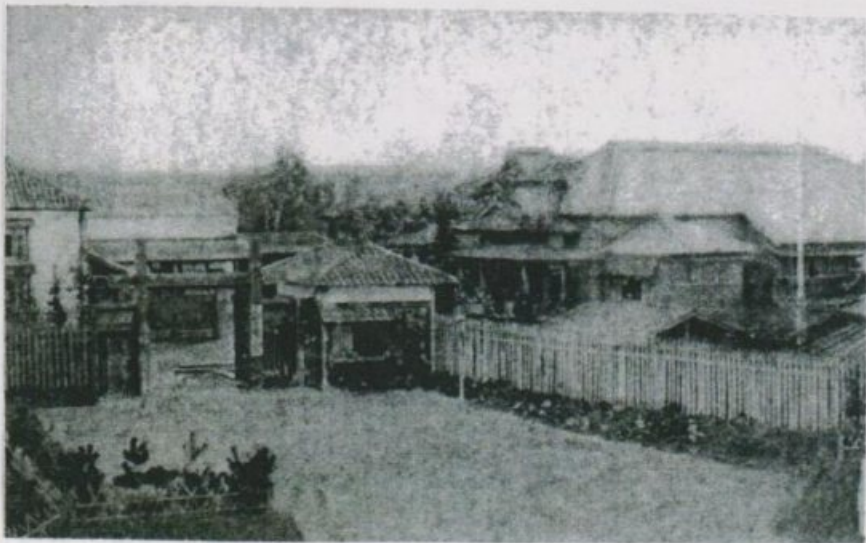


「旧菊間藩士懇親会」の看板と国旗が掲げた明治後期の記念写真

新編藩庁史料が転用された初代千代田藩行会



明治3年建造の藩主水野忠敬邸古写真（岡田家所蔵＝以下も）



菊間藩庁資材が転用された初代千葉県庁舎



J A 菊間のあたりにあった明治時代の菊間村役場

菊間村の役場



明治はじめの菊間小学校生徒たち。現在のコミュニティセンター

菊間村の役場



岡田程八の長男寅三郎



岡田程八喜寿の記念写真



沼津から移築した藩士邸





本殿が国の重要文化財に指定されている飯香岡八幡宮



旧今井家と跡地の現況
下は金杉浜塩田跡





「寺嶋家文書」を伝えた寺嶋医院



当会メンバー

後列左から今井公子、高澤恒子、赤城藤吉郎、上田洋子
前列左から秋葉平、山岸弘明、佐野彪



千葉県文化財保護協会

創立50周年記念

文化財保護功労者表彰式

日時 平成27年11月21日(土)

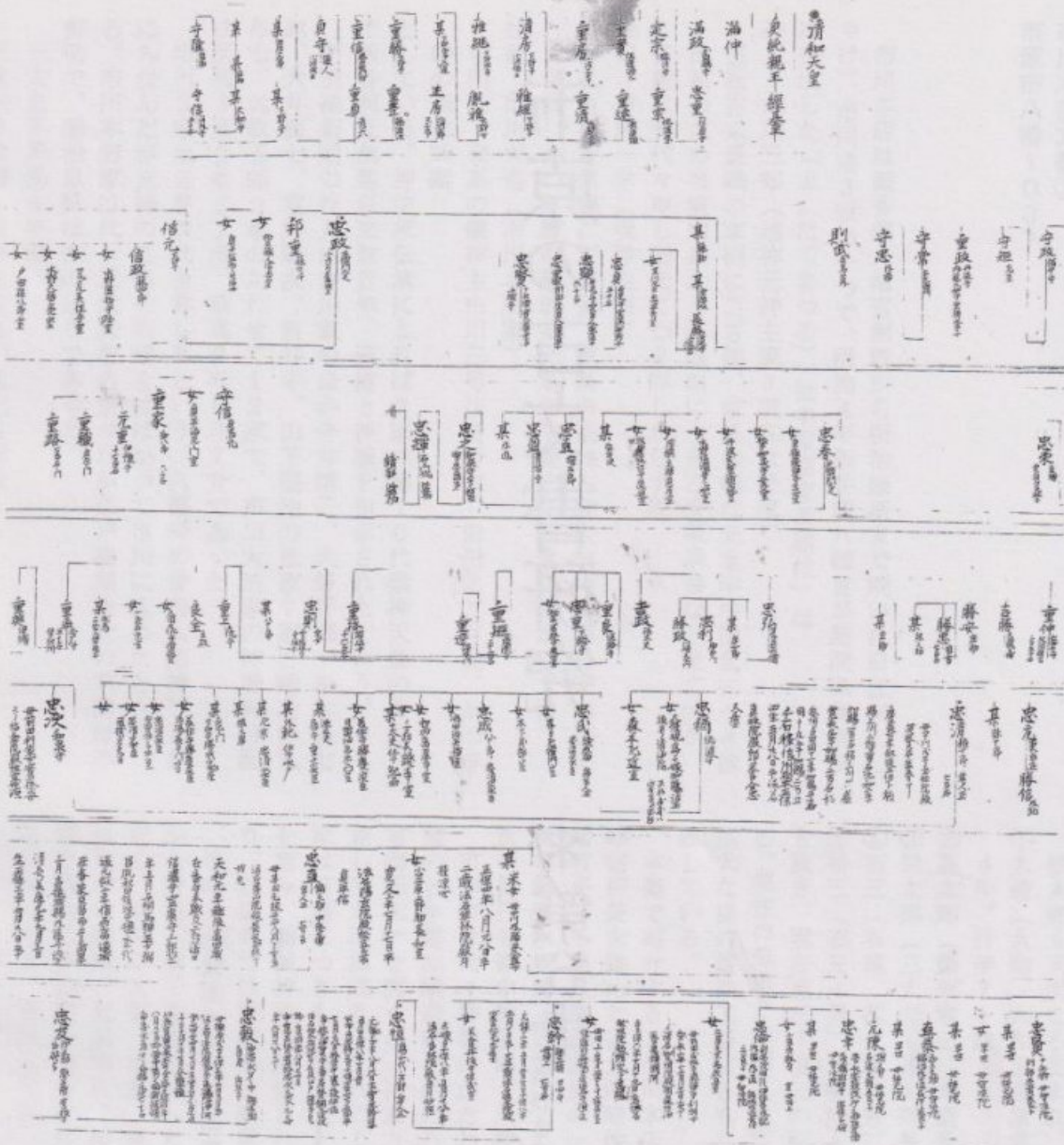
場所 ホテルポートプラザちば

団体表彰

市原市の古文書研究会

市原の古文書研究

*第6集



菊間藩水野家系図 (岡田家所蔵 = 部分)

市原の古文書研究*第6集 もくじ

表紙写真

第50回旧菊間藩士親睦会+天明7年八幡村村鑑明細帳

写真ページ

明治3年五井村菊間藩領年貢割付、明治3年菊間藩触れ書、水野忠

敬邸古写真、初代千葉県庁古写真、菊間藩士会親睦会、明治の菊間

村役場、明治はじめの菊間小学校、岡田程八肖像画、

市川本店、寺嶋家、飯香岡八幡宮、今井家、金杉浜塩田跡

凡例

八幡・市川本店文書〈考察と解説〉……………	13
菊間・岡田家文書〈考察と解説〉……………	123
教育センター文書〈考察と解説〉……………	154
五所・今井家文書〈考察と解説〉……………	170
飯香岡八幡宮文書〈考察と解説〉……………	201
八幡・寺嶋家文書〈考察と解説〉……………	254
年貢関係用語	
メンバー紹介、奥付……………	300



沼津5万石3代当主水野忠義書と水野家家紋入り三方（岡田家所蔵）

- ①本書では難解な古文書が一般の人たちにも親しんでいただけるよう平易な「読み下し文」とした。
- ②「旧仮名遣い」「変体仮名」は「現代仮名遣い」に、「異体字」は「正字」とした。
- ③漢字は原則として「常用漢字表」を用いた。表外文字はとくに原文を記載したい場合に使用し、()内に現代表記または読みを併記した。ただし同一文書内の2回目以降は現代表記のみとした。また「常用音訓」外の読みも()内に記した。
- ④「用字用語」は主として「送り仮名の付けかた」「現代仮名遣い」に準拠した。表記は『現代国語表記辞典』(三省堂)の「標準的な現代表記」を参考とした。
- ⑤助詞の「てにをは」や接続詞のしかし、ただし、なお、また等は原文表示を省略して平仮名とした。また、ごさ候、よつてくだんのごとし、ありがたく、存じ等の昔言葉も平仮名または平仮名まじりとした。
- ⑥干支(えと)、単位等の表外文字は例外的に原文のまま表記し、難解な年号、地名、人名等は()内に読みを付け、一部は常用漢字とした。
- ⑦数字や年月日は解説は原文とした。ただし壱、貳、参、拾などの旧字は現代表記した。原文以外は洋数字を使用した。
- ⑦比較のため改行は出来るだけ原文に合わせた。
- ⑧読みやすいよう、解説は適宜、()等を付した。原文の誤記は(マ)マ)、確定できない解説は(何々カ)とした。あて字、脱字、誤字、旧地名は()内に正した。

- ⑨判読できない箇所は□「」「虫食い」等とした。
- ⑩原文の欠落は(表紙欠落)(前文欠落)(以下欠落)等とした。紙面の都合ですべてを紹介できない場合(以下省略)等とした。
- ⑪差別的用語は避けたが百姓などはそのままとした。また氏名は郷土史研究の立場から、出来る限り原文のままとした。

参考十干(じっかん) 十二支の読み方

- | | |
|------------|-----------|
| 甲 きのえ、コウ | 子 ね、シ |
| 乙 きのと、オツ | 丑 うし、チュウ |
| 丙 ひのえ、ヘイ | 寅 とら、イン |
| 丁 ひのと、テイ | 卯 う、ボウ |
| 戊 つちのえ、ボ | 辰 たつ、シン |
| 己 つちのと、キ | 巳 み、シ |
| 庚 かのえ、コウ | 午 うま、ゴ |
| 辛 かのと、シン | 未 ひつじ、ビ |
| 壬 みずのえ、ジン | 申 さる、シン |
| 癸 みずのと、キ | 酉 とり、ユウ |
| | 戌 いぬ、ジュツ |
| | 亥 い、ガイ |

市川本店文書①
市原市八幡1037

市川本店は飯香岡八幡宮創設から明治維新まで続いた旧社家（しやけ）、市川姓3家の一つで、明治4年飯香岡八幡宮が菊間県御役所に提出した「上（たてまつる）、社中家筋家系届け」は

神主 市川三郎（通称元神主家）現在絶家
当社古来長職の家柄にござ候、家系の儀は元龜年中中国乱につき織田家のため当境内兵火され候由につき古来家系書など焼亡仕り候趣に今代々申し伝えにつき詳しからず候

社家 市川一学（現神主家）

当社古来社家職にござ候、家系の儀は右神主市川次男分家旧伝にござ候、かつ年曆の儀前書元龜年中焼亡につき詳しからず候
社家 市川大造（市川本店家）

右同断、家系の儀神主市川三男往昔分家、旧伝にござ候、かつ年曆の儀右同断

としている。神主家伝承によれば3家は第10代崇神天皇の後胤で飯香岡社創建以来数百年、連綿と神職を相伝されたという。

明治維新期の社人は市川家のほか今井晴三、大野千郷、杉本多七郎、大井嘉七、宮好歌次、宮好中、山下堅治の社家7家と幡役の丸与七、丸鉄五郎2家のあわせて12家で、市川大造家の神勸料分配は反別3反2畝21歩、草高2石6斗7升であった。

市川3家は元菅田氏を称したという。八幡神の菅田（応神）天皇にちなんだが元禄のころその姓をはばかって市川に改めたとされる。市川本店家は代々三太夫を名乗ったが江戸後期までの系図は不鮮明で、明治以降は次の通りであった。

三太夫 天保3年没

三太夫 宝曆13年生まれ、弘化3年没

松太郎 天明ころ生まれ、父に先立つ

① 大造（大和、大和正藤原常忠、松太郎長男） 文化8年 明治14年。行年71歳

② 甚太郎（藤原常正、大造長男） 天保7年 明治19年。51歳

③ 栄太郎（三太夫、甚太郎長男） 万延元年 明治29年。37歳

④ 石三（石蔵、甚太郎3男） 慶応元年 昭和33年。94歳

⑤ 得三（石三4男） 明治40年 平成6年没。87歳

と続き、現在恵三、信三の両氏が先祖からの家屋敷を引き継いでいる。現住の母屋と内庭、店帳場、蔵、門などは江戸後期の現存建築、広大な奥の醤油工場跡ともみじや竹林に囲まれた庭が盛時の面影を残している。

本集で紹介する「市川本店文書」の中心は明治6年から1年間八幡宿戸長を勤めた甚太郎時代のもので、3男石三は漁業組合長、八幡町長、千葉県議会議員の一方、千葉商業銀行、北海道酒精製造、浅草教育水族館、両総電灯を創設するなど実業家としても活躍した。次の得三も戦中戦後期、八幡町長、県議会議員を勤めた。

市川家は代々神職のかたわら酒類の元卸を兼ねたが、江戸後期大造のとき醤油醸造業を始める。江戸はじめ元和5年の『飯香岡八幡宮御伝記』を開くと「社家方は家内多くことに小禄配当にては相続差し支えに相成り、これにより永井信濃守殿へ相伺い候ところ、社家は有髪につきもし差し支え等これある者、当分社務の間農商の業を営み、精誠神務相続致されべし（中略）旨仰せ聞かされ候」とあり、社家衆では従前から副業が行なわれていたものと考えられる。

当時大消費地江戸の醤油需要は下りものといわれたうす口醤油から野田、銚子を中心にした濃い口に移行していた。八幡は江戸に近く、原料の大豆、小麦、塩の生産地を抱えるなどの条件にも恵まれたので明治、大正時代、地場産業として興隆することになる。酒類と醤油は吉田屋の商号を名乗った。本店（ほんてん）の名は、明治以降の支店、南店（だな）、東店に対するもので、はじめ酒店（さかだな）といった。

同家文書には吉田屋甚松なる人物が登場する。醤油醸造の実務責任者であり、江戸との巨額取引を任された商社・吉田屋の大番頭として活躍している。甚松の名は江戸後期弘化2年などの飯香岡社領「宗門人別帳」の社人市川三太夫家にあるが家族欄外で使用人になっている。一方、4代石三のハラ戸籍は甚松を叔父とし、明治6年の「戸籍千支年月調べ」は嘉永2年生まれ、当年23歳としている。江戸後期の甚松と明治はじめの甚松は別人といえる。

明治16年2代甚太郎死去にともない、千葉県千葉市原郡長にあって提出した石蔵の「代換わりにつき営業上名面御引き直し願ひ」には、営業種目を酒類諸卸し、小売り、荒物、陶器、舶来物、油、塩、味噌卸、小売りとしている。このとき3代を継いだ柴太郎は醤油醸造所を、弟石三が酒店を引き継いだことが考えられるが詳しい経緯は未詳である。

当主の市川恵三、信三両氏によると、まだ学生だった昭和30年代、天保年間の棟札のかかった蔵を取り壊した時、大量の帳面や古文書を焼却したことを覚えていいるという。当家は昭和63年、市が実施した古文書調査にも協力したが、あら調査で江戸後期と明治はじめの酒類と醤油販売の小売控え帳、大福帳、判取り帳など31点が登録されたにすぎなかった。今回の古文書調査は同店の全面協力で実現したもので、なお調査中ながら、帳簿類、一紙状ものの合計は十万点にも達する見込みである。

市川本店文書は大別して

- ① 旧八幡村基本文書（村鑑明細帳、水帳、幕府直轄領、旗本領関係文書、菊間藩関係資料）
- ② 八幡宿戸長役場文書（戸籍、地租改正、五大力船など千葉県政初期の原資料）
- ③ 醤油醸造、酒類販売関係文書（江戸後期から明治7年ころ、明治20年代の醤油醸造、酒類仕入れ、販売関係資料）
- ④ 飯香岡八幡宮関係文書（飯香岡八幡宮由緒本記、元文3年写本）
- ⑤ 市川家の個人的文書

にわけられる。

戸長は明治初期、町村制度施行以前、町村の行政事務を司った首長のことで、自宅に役所をおいて八幡宿詰所（後の戸長役場）といった。江戸時代の名主、現在の町村長に相当する。

明治4年7月明治政府は「廃藩置県」を断行、八幡宿（八幡村）は菊間藩から菊間県となったが、同年11月には上総11県と安房4県、宮谷県の一部が合併して木更津県が誕生した。太政官による地方行政区画の「大小区」移行にともない、翌明治5年3月木更津県は50区197画に分けられ、市原郡は第33区から37区、八幡は第33区4画となった。名主などの村役人が廃止され画ごとに戸長が置かれた。4月戸長、副戸長選挙が行なわれ、八幡宿の初代戸長に松田嘉一郎が選出された。

翌6年7月、木更津県と印旛県が合併して千葉県が発足、区画は16大区114小区に再編され、市原郡は第5大区で八幡宿は2小区となった。区長は官選で松田嘉一郎が任命され、改めて小区の戸長選挙が行なわれた。

市川本店文書に現存する町頭選挙投票用紙をみると立候補者制度のない記名選挙でそれぞれが任せたい人の名前を書いていいる。用紙は自由、各戸1票、押印式で1枚の用紙に何人かが連名で投票するケースもあった。この戸長選挙で市川家の当主甚太郎が当選、就任、明治7年7月戸長の選出方法が民選から官選に移行したことにともなって退任している。

「八幡宿戸長文書」は甚太郎が戸長を勤めた明治6年7月からのわずか1年間であったが、この間、戸籍、地租改正、徴兵制度、学制の公布と学校の開設、酒、醤油三造税、五大力船や漁業にかかわる税制改定などの近代史上の大きな出来事が続いた。

戸長文書の中でとくに注目される資料は豊富な「五大力船」関係文書といえる。五大力船は江戸を中心に関東周辺の海運に活躍した100石積み前後の小回し廻船で、主に米穀、薪炭、ほしかの輸送にあたった。関東の海運を語る上で五大力船は欠かせないが資料が

乏しくほとんど解明されていないといってもいいだろう。今回の市川本店資料には八幡宿に所属する五大力船や舁下(はしけ)船の「船名台帳」、積み荷明細を含む「出帆届け台帳」、戻り船の出港地届け書などが含まれている。五大力船関係資料は今集にも散見できるが次集に一括紹介することにした。

「戸籍台帳」や「土地台帳」などの主要原簿は次の官選戸長に引き継がれたが、残された原資料はそのまま戸長宅の蔵隅に保管された。試行錯誤を繰り返しながら近代化へ歩んだ地方行政、千葉県成立当初の八幡地方史を物語る貴重な「第一級史料」といえよう。

第1回目の今集は①の旧八幡宿戸長関係文書のうち「八幡村村鑑明細帳」や旗本領、菊間藩、県、木更津県、千葉県初頭と続く年貢、税制基本資料や菊間藩関係資料を中心に紹介する。

八幡村幕府直轄領村鑑明細帳(天明7年Ⅱ豎帳)

領主や幕府代官が所領や支配地管理の必要上から村の概況を書き上げさせた報告書で、村明細書、村差出し書上げ帳などともいった。内容は村高や貢租、家数と人口など村政全般を記している。領主や代官の交代や回村、幕府の巡検使など目的に応じて提出させられた。予め示されたヒナ形に沿って作成、時に村絵図を要求されたりもした。村では増税の手がかりに利用されないよう、時に事実と異なることもあったが、当時の庶民生活を知るもつとも重要な基本史料として重視されている。

八幡周辺では

①五井村々鑑明細帳(享保6年Ⅱ千葉県立中央図書館所蔵、『千葉県史料、近世編、上総国下』参照)

②五所村々差出し書上げ帳(天保9年Ⅱ慶応大学所蔵、『村明細帳の研究①』参照)

③君塚村水野老岐守鶴牧藩領書上げ帳(天保9年Ⅱ君塚斎藤家所蔵、『市原市史資料編』参照)

④川口久助知行所書上げ帳()

⑤君塚村新田村差出し帳()

の5点が報告されている。また本集では新発見の①金杉浜新田村差出し書上げ帳(天保9年Ⅱ五所今井家文書)②(天保15年Ⅱ)の2点も後出する。

本書は県立図書館所蔵の「五井村村鑑明細帳」とほぼ同一形式でありご興味の方は比較されたいかがだろう。表紙は題名と作成年月、記録者名を記す。天明7年4月は帳面を作った日付で、内容は安永2年(1773)上総代官・飯塚伊兵衛に於て幕府直轄領明細帳で、4年後の安永6年代官稲垣藤左衛門に差出した分の変更箇所を朱筆訂正している。記載には八幡村全体と支配分が混在するので注意が必要である。

本文「分郷のこと」にみえる八幡村の知行、支配状況は

御料所(幕府直轄領)代官支配所	468石余
旗本水野山城守知行所	89石余
永井美濃守知行所	182石余
村上三十郎知行所	178石余
河野善十郎知行所	95石余
佐野九右衛門知行所	226石余
飯香岡八幡宮領	150石余
合計村高	1390石余である。

その後御料所は田沼意次に抜擢された松本秀持が安永8年に、娘お登美が將軍家斉の生母となった岩本正利が天明7年、それぞれ加増地とされたことで3分割され、

御料所(幕府直轄領)代官支配所	107石余
旗本岩本内膳正知行所	204石余
松本兵庫頭知行所	165石余

となる。本書は天明7年松本氏知行地の成立にあたり、新名主が参考資料として「村鑑明細帳」を写し取り、加えて必要資料を補足したものと見えよう。

書出しは村高明細から始まる。

高(本高Ⅱ寛永以前検地分) 466石余

田方 34町4反余(63%)

上田7町3反余、石盛15 中田12町4反、石盛12

下田12町5反、石盛7 下々田6畝、石盛7

新下田8畝、石盛7

畑方 20町2反余(37%)

上畑2町6反、石盛9 中畑3町7反、石盛6

下畑8町8反、石盛3 新畑1反、石盛3

屋敷2町3反、石盛10

新田高(以後の検地高入れ分) 16石余

Ⅱ(申高入れⅡ明和元年か) 5石余

高は收穫のこと、田畑、屋敷すべての土地が米に換算されて年貢の対象となった。田方と畑方はそれぞれ上中下にランク分けされ、石盛は反あたりの標準收穫量を斗で表している。上田の15は反収1石5斗、中田は1石、下田は7斗と読む。ほぼ標準的な数値で貢租はこれに税率を掛ける。田方と畑方が物成りで、葦野錢、船役は雑税で小物成と云った。

戸口は家数129軒、うち高持ちの本百姓は80軒で、借地店借りが49軒、およそ40%がいわゆる水飲み百姓にあたる。人口505人、内訳は男256人、女249人、馬9頭、一軒あたりの家族数は3・9人、高持ち百姓で割った一軒あたりは5・9石だが、全戸数で割ると3・6石、一人あたりでは0・9石となる。それでも八幡は海の幸に恵まれ、また交通要衝の寄せ場組合村親村として商いもでき、雑ぎ立てや五大力船のはしけ仕事といった雇用もあった。他村と比べ恵まれた環境にあったともいえよう。

明細帳にはこのほか、農業、灌漑用水堰、まぐさ場、小漁業、市場、祭礼、五大力船、寺社、御鷹場のことなど村の概況が詳しく記されている。

八幡村旗本松本兵庫頭知行所水帳(天明8年Ⅱ豎帳)

水帳は御図(みず)帳のあて字で本来は「検地帳」をいう。土地台帳として年貢高の算出基礎となるもつとも重要な文書といえる。市原地区の最初の検地は徳川家康の江戸入府直後に行なわれた天正検地、文祿検地と慶長検地が知られる。前出「村鑑明細帳」によると「年号知らず永井信濃守様御検地」、その後紛失としている。

本書後書きを読むと松本兵庫頭の分郷にあたり「村中大小の百姓立会い、御割付けをもって田畑仕分け」とあり、幕府代官が水帳として承認している。本来の検地帳は一筆ごとに小字、田畑上中下の別、面積、高、所有者名を記し、検地役人が署名押印して幕府と領主、村が保管した。本書は新知行所の成立にあたり水帳に変わるべきものとして作られたとする経緯がわかる。

旗本水野国助知行所年貢皆済目録(文久2年、3年、元治元年、慶応元年、2年Ⅱ豎帳)

水野氏は徳川家康の生母於大の姉の子水野長勝に始まる。家康に従って2800石を得、宝永4年3代忠頭が書院番頭6000石に進んで八幡村の新知89石を得、貞利の時將軍家斉の側近として永代島に壮大な居屋敷きと下屋敷を構えた。代々両番格で石見守か山城守を名乗り、最後の国助貞尚は6700石で火事場見回り、火消し役で明治維新を迎えた。菩提寺は埼玉県大里郡の昌国寺で陣屋跡地でもある。義父忠政以下歴代当主の墓が並び町史蹟に指定されている。

皆済はすべてを完納すること、「皆済目録」は村が領主に納めた年貢を書き出した書類をいい、領主が発行する領収書を「皆済証文」という。領主によって形式はさまざまだが、ここでは村に差し出させた2通の皆済目録の1通に領収印を付して返却している。

水野氏の村高は89石で村全体の12%ほどにあたる。文久2年の皆済目録をみると年貢米上納仕は3斗8升入り俵で84俵余、石数換算32石余で税率はおよそ38%、この内名主、組頭の給米や用水堰費、川欠け除地などの必要経費を差し引いた74俵余が実際の取り米になる。本来田方の物成は米だが現金がほしい領主は代金

での決済を要求している。差し引き米の後の「両に五斗替え、村払い」は蔵前の米相場、1両で買える米が5斗、すなわち1石2両の計算で金納するように命じている。領主は米の売買にかかる労力や経費のすべてを村に負担させている。

水野氏の年貢取り米は毎年84俵1斗3升6勺、取り永は108文の定免(定額方式)であったが、豊凶や米価の変動で年ごとに実収が変わった。

引き分 納め分(金納額) 概算

文久2年 5俵+1石8斗 74俵(54両2分)

3年 5俵+6斗 77俵(74両1分)

元治元年* 25俵+1石 56俵(39両2分)

慶応元年 10俵+6斗 50俵+22俵(36両1分)

2年* 18俵+1石 45俵+7俵(21両3分)

*印 風損違作 **印 風損違作、ほかに延年分10俵がある
注意 俵石斗兩分以下の端数を省略した
となっている。実収の変動が激しく領主の収入も決して安定したものでなかった。

旗本永井兼之助知行所年貢皆済目録(文久2年、慶応3年 縦帳)

永井氏は江戸時代はじめ潤井戸村から八幡村周辺を領有した老中格・永井直勝3男直貞が寛永3年父死去にもなつて4300石を分知したことに始まる。この年八幡村75石で成立、後代183石で明治維新に及んだ。代々両番格、美濃守を名乗り、最後の兼之助直景は嘉永4年相続、牛込御門番、火事場見回り、使番を勤めた。

永井家の取り米合計は74石余でおよそ40%。38俵を領主の飯米として直送し、残りは蔵前米相場をもって金納している。

後半の役永で、「永223文3分1厘、太右衛門より上納」の1行は特に重要な意味がある。本誌第3集の「八幡・鈴木家文書」で紹介した『御陣家屋敷の絵図』の「文化六巳年改め名主太右衛門あずかり、この反別二反二畝十歩、この永二百二十三文三分一厘、右

は開発仰せ付けられ書面のとおり文化十二亥年御高請け仰せ付けられ、永上納年々開発人太右衛門より上納致し所持致すべきものなり」の記述と合致するからである。鈴木家は領主拝領地の「陣屋絵図面」を所有、屋号「陣屋」名乗りを許された旧家で、県や市も八幡陣屋、大久保氏八幡藩1万石、堀氏八幡藩1万石陣屋地として「埋蔵文化財分布地図」などで紹介している。この記述はこれまで不明であった陣屋地の拝領先が旗本永井氏であることを示している。また絵図面の規模や竹山(土塁)、溝(堀)の表現も陣屋蔵屋敷と考えられ、記述と整合している。

文中、前後7回にわたる先納金も異常といえる。合計118両余、「この分来亥年まで過上納に相成り申し候」とのコメントがある。

旗本佐野藤三郎知行所年貢皆済目録(慶応4年 縦帳)

佐野氏は藤原秀郷の流れといい、正重が家康に仕えて250石を得、3代政国の宝永2年に采地を八幡に移した。慶応4年当時の当主は藤三郎。資料をたどると天保5年家督小普請、嘉永3年相支配世話取締り、文久3年講武所奉行支配など経歴が読める。住居は市ヶ谷、旗本とはいえ最下層に属し生活は苦しかったとみられるほかの大半の幕臣同様、維新後の消息は不明。佐野氏の取り米永はおよそ30%であった。

八幡村菊間藩皆済目録(明治元年、2年 縦帳)

明治元年(慶応4年)7月、徳川宗家を継いだ家達の駿府入部にともない、駿河、三河、伊豆3国で5万石を領有した水野氏沼津藩は、駿河の2万3700石を上総市原郡に移され菊間藩が成立した。

八幡村は江戸時代、幕府直轄領、旗本領、飯香岡八幡宮が入り組んだ相給村であったが、いったん房総知藩事の支配下に入った後、明治元年8月改めて菊間藩領に組み込まれた。領主ことに存在した名主は1名となり、この年の年番が肝入り名主となった。

明治元年の皆済文書は菊間藩成立直後の年貢徴収であり、転封による領主の交代、相給から一給への切り替えなどの諸事情からか皆済目録は旧領名主組別に纏められている。

高108石 物成り(税込) 米42石+永3貫
元松本 次郎知行所

高166石 物成り 米54石+永1貫

元村上三十郎知行所

高178石 物成り 米59石+永1貫

元岩本数馬知行所

高204石 物成り 米69石+永23貫

元水野国之助知行所

高89石 物成り 米29石+永0・1貫

元永井兼之助知行所

高182石 物成り 米71石+永0・8貫

元河野左門知行所

高95石 物成り 米27石+永3貫

元佐野藤三郎知行所

高226石 物成り 米84石+永0・8貫

小計1253石 物成り 米435石+永36貫

御用捨米など差し引き合計 米348石+永27貫

注意 石貫以下の端数を省略した

同じ所領ながら税率はまちまち、金納の指示がないことから顔面どおり米主体で徴収されたとみられる。

皆済目録の発行者は天野采十郎、今井篤平、田所八五郎など菊間藩役職者で、あて先は右村名主、組頭、百姓代となっている。

村名が八幡村からこの年から八幡宿に変わっていることが注目される。房総往還の要衝に立地する八幡村にとって宿名乗りはかねての念願であった。

翌明治2年の皆済目録は組別の村高を統合したが、本途の後、新田をならべる旧来の手法でまとめている。

八幡村菊間藩領年貢割付(明治3年 縦帳)

後出「市原市教育センター文書、南洞文庫」の項で数メートルにおよぶ「明治3年五井村菊間藩年貢割付」(原本)を紹介する。本書

も同じ明治3年だが「写し」で、本来は長編の継ぎ紙であったといえる。五井村に欠落する巻頭部分があり両文書が補充しあえることで資料価値が高まりそうである。

八幡宿菊間県年貢割付(明治4年 縦帳)

八幡宿菊間県年貢皆済目録(明治4年 縦帳)

明治4年7月政府は旧来の藩制を廃止して県や郡を置く「廃藩置県」を断行、菊間5万石水野忠敬ら旧藩主は知藩事を免じて東京居住を命じられた。ここに中央集権の体制が整い、平清盛以来、武家政権による封建制度もようやく終わりを告げた。菊間藩はいったん菊間県となり、同年11月上総、安房の旧諸藩新設県ともに木更津県に編入された。

本書は廃藩置県、明治4年の年貢割付と皆済目録である。割付は10月新設菊間県が公布、しかし11月に菊間県が廃止されたので、正式な皆済文書はうやむやになっていったようだ。1年後の「明治6年5月28日お預けに相成る」との付記、元菊間県庁の名前で県庁印を押すが担当官名はない。

内容はほぼ前年を踏襲するが、「已より新規、立干網運上永三貫文、当年より新規、市場運上永3貫600文」が登場、「割元新一郎へ下され米、1石2斗」は明治4年激動期、八幡宿の年番名主が川上新一郎であったことを示している。

八幡村元社寺上地分菊間県年貢皆済目録(明治4年 縦帳)

上地(知)は土地をお上に返上することをいう。明治4年従来無税であった寺社の朱印地と除地が上知され、改めて課税されることになった。菊間藩からの割付にしたがって徴収した寺社分も村を通じて収納された。皆済目録は社寺別だが、あて先は八幡宿、名主、組頭、百姓代になっている。本書は5通を1冊にまとめている。

八幡太神(飯香岡八幡宮) 納め合わせ 永105貫316文

元墨(朱) 印地150石

除地田畑1156坪、塩浜3反9畝

無量寺 除地高2石5斗 納め合わせ 永1貫67文

称念寺 除地高2石7斗余 納め合わせ 永1貫531文
 妙長寺 除地田360坪 納め合わせ 永 552文
 円頓寺 除地田360坪 納め合わせ 永 331文

八幡村木更津県租税割賦帳 (明治5年Ⅱ豎帳)
 八幡村木更津県租税皆済帳 (明治5年Ⅱ豎帳)

明治4年11月、「廃藩置県」の際に設けられた上総・安房の鶴舞
 県、菊間県、鶴牧県など16県が合併して木更津県が発足し、県庁
 舎を木更津の貝淵陣屋跡に置いた。柴原和が権令を勤めたが1年半
 後の明治6年6月、さらに印旛県と合併して千葉県となった。木更
 津県の存在は一瞬間にすぎず現存する資料も少ない。

最大の変化は従来の「年貢割付帳」や「年貢皆済帳」が「租税割
 賦帳」「租税皆済帳」に、発行者が菊間藩(県)から木更津県権令に、
 あて先が名主、組頭、百姓代から戸長、副戸長、惣農と変わったこ
 とだろう。この年から始る「地租改正」のプロローグで、以後税制
 の近代化は村単位から個人納税へ、米石納から金納へと進む。

割賦帳は始めに「末(明治4年)から亥(8年)まで五か年定免」
 と定額制であることを明記し、田畑本免村高、新田、元社寺領上知
 の順に反別、増減の明細、差し引きなどほぼ旧態を踏襲している。
 皆済帳は地租の部、雑税の部、諸掛りの部に分類された。地租は
 高1253石の租税を403石とし、1石につき永3貫252文の
 米価に換算した代永1442貫余、雑税は人力車税、市場税などで、
 諸掛りは地租付加税の口永など、総計永1668貫となっている。

明治4年新貨条例が制定された。金、銀、銭(永)を併用した旧
 来の貨幣制度から円、銭、厘、十進法への移行期であったが、まだ
 旧来の永銭が使用されている。

八幡出先役所へのあいさつ先リスト (明治3年Ⅱ小半紙)

書き付けは無題だが版籍奉還当時の職員名と寄留先を記しており、
 出先役所の設立時か盆暮れのあいさつ先リストと見られる。明治2
 年7月の「版籍奉還」は、藩主が従来領有していた土地と人民を天
 皇に返還するもので、「廃藩置県」の前提ともなった。新政府は中央

集権制度強化の方針に沿って全国の府藩県に画一的な制度を布く。
 藩の大小によって官位に差をつけ、菊間藩ははじめ10万石以下の
 小藩で、3年10万石から5万石の中藩に改められた。藩主水野忠
 敬が藩知事に就任、藩役職は、大参事2人、権大参事3人、少参事
 4人、以下大属、少属、史生(ししょう)、使部(しべ)からなった。
 「太政官制2」では大参事は従五位で年俸玄米270石、大属は従
 七位67石、史生は従九位20石で、米相場に換算した現金が支払
 われた。

書き付けの筆頭者は少参事の寺田信三郎で、以下大少属4人、史
 生7人、使部12人の名前がある。参考までに版籍奉還当時の藩士
 名簿である『沼津資料集成⑩水野藩士転籍者名簿、菊間藩寄留者明
 細短冊集』と照合、記載ある者に*印と家禄を記した。改めて前出
 明治3年の年貢皆済文書の押印者を見直すと本書の水口大属、桜井
 少属、寺田、今井権少属の4人になっている。また八幡、五所に集
 中する寄留先などから八幡(仮)民正(政)所役職者が考えられよう。
 菊間藩庁触れ書 (明治3年Ⅱ野半紙)

明治3年菊間藩から出された藩印付き触れ書(達書)原本の3点。
 1点は「百姓町人どもまち高袴、割り羽織着し、長脇差を帯し士列
 に紛らわしき風体に通致し候儀、相成らず候こと」、1点は「諸官
 省の役名をかり、無根の説を唱え徘徊いたし候者これあるやの趣不
 埒のことに候」とする太政官の通達を中継している。当時の社会情
 勢を反映して興味深い。

藩から親村の八幡村肝入り名主を経由して村々に通達する仕組み
 で、「小前へも洩らさざるよう申し聞け、もつとも寺院へも申し通す
 べし」としている。藩名付きの公用罫紙や発行者の「菊間藩庁」名、
 「菊間藩庶務掛印」、順達村名の仕組みなど、原本が保存されている
 ことは大変貴重といえる。(山岸弘明)

天明七年

此末に船数明細書附置

村鑑明細帳

未四月中旬

上総国市原郡

八幡村

名主「」

川上新

年号不知永井信濃守様御検地私領入倉に在

高四百六十六石五斗四升一合一勺

上総国市原郡

八幡村

享保十三年 内見播磨守様御検地

内見各々

申法高入

此地高種多

七石九斗九升六合九勺

永荒れ高

此反別五拾四町四反七畝二十二歩半

天明七年(1787) 市川本店文書
八幡村幕府直轄領村鑑明細帳

天明七年

この末に船数明細書付け置く
村鑑明細帳

未四月中旬

上総国市原郡

八幡村

名主「」

年号知らず永井信濃守様御検地私領入倉

一高四百六十六石五斗四升一合一勺

江戸まで道法(のり)十二里

享保十三年 寛播磨守様御検地

上総国市原郡八幡村

内五石一斗六升一合

申御高入れ

無地高、えた高ござなく候

永荒れ高

この反別五十四町四反七畝二十二歩半

田方
二俣田内屋敷に取立下
田方
盛森田内屋敷に取立下
畑方

此沢

上田七町三反四畝二十七歩
田方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

中田七町三反四畝二十七歩
畑方
この分米
内一畝二歩永荒れ引き、去る卯腹(よし)野起き返り、
反に一斗取り

内三十四町四反四畝二十九歩半
田方
二十町二反二十三歩
畑方

上田七町三反四畝二十七歩
石森(盛)十五

中田十二町四反一畝十六歩
石森十二

下田十二町五反九畝二歩
石森七つ

下々田六畝二十歩
石森七つ

新下田八畝二十六歩
石森七つ

上畑二町六反二畝二十六歩
石森九つ

中畑三町七反六畝十七歩
石森六つ

下畑八町八反九畝五歩
石森三つ

この分米
一畝二十歩屋敷成り

八畝以下 帯、及代引
由 八畝以下 川欠ケ引
に畝以下 屋敷成

新畑 八畝以下 永元 石森 三ツ

勿論 八畝以下 石森 三ツ

高橋 石森 三ツ

付別 三畝以下 田方
相 七畝以下 田方
相 五畝以下 田方

此後

上田 三畝以下 石森 十

此 八畝以下 川欠ケ引

下田 七畝以下 石森 七

下畑 七畝以下 石森 三

由 八畝以下 水荒れ引
去 野 起 返 三 升 取

内 八畝二歩 前々道代引き
九反八畝二歩 川欠け引き
四畝歩 屋敷成り
新畑一反七畝十三歩 永取り 石森三ツ
この分米
屋敷二町三反八畝十二歩 石森十お
この分米

高十六石七升七合 同所新田
この反別三町五反二十歩
内一町九畝十九歩 田方
一町九反六畝一步 畑方

この訳
上田三反一畝十五歩 石森十五
この分米 内三畝十八歩川欠け永引き
下田七反八畝四歩 石森七ツ
この分米
下畑一町九反六畝一步 石森三ツ
この分米

内一反三畝十八歩 永荒れ引き
去る卵よし野起き返り反に三升取り

申高入 日新田

四五別堂前式帳接八ト

四五反八畝九ト 田方
三五反八畝九ト 畑方

此沢

五五反五畝九ト

四五反五畝ト 寅汐入り

身附田四五反八畝八ト

四五反 去る寅より汐入り

五五反五畝九ト

此分米

石森五ツ

外

四五反五畝九ト

午御改め塩場開発見取り
辰汐入り

四五反五畝九ト

申御改め見取
辰汐入り

右見取九歩去る辰年七月御給地入り
去る辰より未より去る辰年

永五百四十三文

船野銭

永二百五十五文

船役

高五石一斗六升一合

申高入り 同所新田

この反別一町二畝十八歩

内八反四畝九歩

一反八畝九歩

田方
畑方

この沢

下の下田三反九畝二十一步

石森六ツ

この分米 内二反五畝歩

寅汐入り引き

見付け田四反四畝十八歩

石森五ツ

この分米 去る寅より汐入り引き

下畑一反八畝九歩

石森三ツ

この分米

外

田六反五畝二十八歩

午御改め塩場開発見取り

辰御改め御給地入り

内三反六畝二十八歩 亥汐入り引き

田一反六歩

申御改め見取り

辰御改め御給地入り

右見取り場去る辰年七月御給地入りにまかり成り御改め御給地出歩

右のうち五歩未だ御高には入れ申さず候。

一永五百四十三文

よし野銭

一永二百五十五文

船役

一 永七百八十七文
卯五月より申四月まで中年（朱後筆II五か年）請負、ただし一か
年分
不定納 浦運上

以上

一 種貸（借）りござなく候

一 金銀米錢拜借ござなく候

一 当村用水懸り村 年により早（かん）損、水損あり

一 惣家数百二十九軒 内八十軒本百姓
四十九軒借地店借り

人数百五人

男二百五十六人
女二百四十九人
馬九疋

一 農業の間かせぎに男女ともに浜へ出て蛤、
蜆（あさり）取り、男は野方へ持ち出でて商い、女は着用の
木綿を織り、または塩を売り、かせぎと申す程には
これなく候。

一 当村町場にて房州より江戸への往還馬次（継）
の村なり。ただし市場にてはこれなく、師走、七月両度ばかり
市立ち申し候。御伝馬継ぎ人馬五郷より助来たり候。

一 永七百八十七文
卯五月より申四月まで中年（朱後筆II五か年）請負、ただし一か
年分
不定納 浦運上

以上

一 種貸（借）りござなく候
一 金銀米錢拜借ござなく候
一 当村用水懸り村 年により早（かん）損、水損あり
一 惣家数百二十九軒 内八十軒本百姓
四十九軒借地店借り

人数五百五人
内男二百五十六人
女二百四十九人
馬九疋

一 農業の間かせぎに男女ともに浜へ出て蛤、
蜆（あさり）取り、男は野方へ持ち出でて商い、女は着用の
木綿を織り、または塩を売り、かせぎと申す程には
これなく候。

一 当村町場にて房州より江戸への往還馬次（継）
の村なり。ただし市場にてはこれなく、師走、七月両度ばかり
市立ち申し候。御伝馬継ぎ人馬五郷より助来たり候。

一 草刈り場 各々小田畔畑より草刈り
御料、私領ともに稗にいたし候。

一 御林 ござなく候

一 百姓持ち林 ござなく候

一 小川、砂川 舟渡し 川幅十間ほど
これは用水元草刈村堰水末、下総上総境川当
村の北に有り、魚胤(漁)なし。

一 海小漁
これは地引網年々他所へ漁師当浦へまかり越し
請負仕度漁にて(朱後筆II三月)末より九月まで漁仕り候、所の
ものは仕らず候、浦運上不定物。

一 板小橋 長さ三間より二間、横五尺より四尺 七か所
これは六給村入用をもつて高割り仕り候。

一 土橋 ござなく候

一 川除け ござなく候

一 板小橋 長さ三間より二間、横五尺より四尺 七か所
これは六給村入用をもつて高割り仕り候。

一 土橋 ござなく候

一 堰 毛ヶ所

先公河上草刈村にあり、水下水下総国生実村、浜野村、村田村、両古市場村、五か村高二千五百石余り、上総国菊間村、八幡村二か村にて二千六百石余り、前々より用水引き来たり申し候、右堰の儀、自普請成りがたく、先年古川武兵衛様、樋口又兵衛様御代官所の節願い奉るあいだ御普請仰せ付けられ候、その後私領分郷にまかり成り水元草刈村名主太左衛門請負にまかり成り、堰入用として一か年に米斗立て四斗入り三百俵ずつ右水 downstream 高割りをもつて年々差し出し候、これにより堰普請の儀は太左衛門入用をもつて年々修復等仕り候。

分口：右水元草刈村名主より右堰入用として毛ヶ所、並斗立て四斗入り三百俵ずつ右水 downstream 高割りをもつて年々差し出し候、これにより堰普請の儀は太左衛門入用をもつて年々修復等仕り候。

一 右堰水代米当村より斗立て四斗入り七十五俵、六給高割りをもつて差し出し申し候、内御料所分米二十八俵一升差し出し申し候、内米三石七斗（朱後筆 〱 八升）八合御上より堰水代

一 右堰水代米当村より斗立て四斗入り七十五俵、六給高割りをもつて差し出し申し候、内御料所分米二十八俵一升差し出し申し候、内米三石七斗（朱後筆 〱 八升）八合御上より堰水代

一 樋 長七尺、内法五寸四方 一か所
これは菊間村、八幡村へ用水取り候さねのぶと申す所、地所は菊間村にてござ候えども右の樋八幡村にて懸け来たり候、

一 堰 一か所

これは川上草刈村にこれあり、水下水下総国生実村、浜野村、村田村、両古市場村、五か村高二千五百石余り、上総国菊間村、八幡村二か村にて二千六百石余り、前々より用水引き来たり申し候、右堰の儀、自普請成りがたく、先年古川武兵衛様、樋口又兵衛様御代官所の節願い奉るあいだ御普請仰せ付けられ候、その後私領分郷にまかり成り水元草刈村名主太左衛門請負にまかり成り、堰入用として一か年に米斗立て四斗入り三百俵ずつ右水 downstream 高割りをもつて年々差し出し候、これにより堰普請の儀は太左衛門入用をもつて年々修復等仕り候。

一 右堰水代米当村より斗立て四斗入り七十五俵、六給高割りをもつて差し出し申し候、内御料所分米二十八俵一升差し出し申し候、内米三石七斗（朱後筆 〱 八升）八合御上より堰水代

一 右堰水代米当村より斗立て四斗入り七十五俵、六給高割りをもつて差し出し申し候、内御料所分米二十八俵一升差し出し申し候、内米三石七斗（朱後筆 〱 八升）八合御上より堰水代

一 樋 (ひ) 長さ七尺、内法五寸四方 一か所
これは菊間村、八幡村へ用水取り候さねのぶと申す所、地所は菊間村にてござ候えども右の樋八幡村にて懸け来たり候、

右の通り菊の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右の通り菊の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右の通り菊の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右の通り菊の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右の通り菊の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右の通り菊の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右の通り菊の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右の通り菊の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

もつとも前々より普請仕来り申し候土取り場の儀は、菊間村

長右衛門と申す者の敷地古来より取り来たり申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右菊間村、八幡村用水取り申し候、石仏と申す所八幡村より

樋懸け申し候て菊間村にて普請仕来り申し候、地所は菊間村にてござ候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右両村用水取り申し候、しほてんと申す所樋普請ともに

八幡村より仕来り申し候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

弁財天と申す所、右同断にござ候。

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右同断

一 樋 長さ七尺、内法五寸四方 一か所

右の通り菊間村、八幡村へ用水取り申し候樋六か所にて

ござ候えども、五か所八幡村にて樋普請ともに仕来り

申し候、右の内一か所石仏と申す所普請、菊間村にて

仕来り申し候。

一 板洗い 長さ十五間余、横四間余 一か所

これは草刈村にこれある堰より菊間村、八幡村へ取り候

用右中川申分堰海水之悪悪水落込堰

破れ板洗江在悪水落込申分普請入用

年々右両村高割り申分江在

一 板洗

長四間 横五尺

一 普請

右両村用水申分中川板堰之水満水
節は溝通り土手破れ板洗江為水落込
普請入用右両村高割り申分江在

一 溜井

一 池浪

一 郷藏屋鋪

一 山守

一 御巢鷹山

一 川岸場

一 塩浜

一 名主給

一 組頭給

一 堀式部様御領知

一 節は下され候、その後御代官所にまかり成り下されず候。

一 五大力船九艘

内

一 武殿

一 船

子五月万右衛門成
持主平兵衛
亥三月善太郎成る、寅九月揚る、当時長右衛門預かり
持主吉十

用水、中川と申す分、堰満水の節、悪水落とし込み堰

破れ候につき板洗い仕り、右悪水落とし申し候、普請入用
年々右両村高割りをもつて仕来り候。

一 板洗い 長四間、横五尺 一か所

これは両村用水取り申し候、きつね塚と申す所、満水の
節は溝通り土手破れ候につき板洗い仕り悪水落とし申し候。
普請入用右両村高割りに仕来たり候。

一 溜井 ござなく候

一 池浪 (沼力) ござなく候

一 郷藏屋鋪 (敷) ござなく候

一 山守、林守 ござなく候

一 御巢鷹山 ござなく候

一 欠所取り上げ田畑 ござなく候

一 川岸場にて ござ候

一 塩浜 ござなく候

一 名主給、往来給、組頭給、堀式部様御領知

の節は下され候、その後御代官所にまかり成り下されず候。

一 五大力船九艘

内 二艘 子五月万右衛門に成る 持主平兵衛

一艘 亥三月善太郎成る、寅九月揚る、当時長右衛門預かり
持主吉十

去一艘 持主幸助
 去一艘 持主八
 去一艘 持主源七
 去一艘 持主長兵衛
 去一艘 持主与平次
 右は明和六年丑年竹倉御役所にて御改め相済み申し候
 当村浦方にてござ候えども魚漁も仕らず、賑わいの場
 所にてはござなく候。

一 高村浦方より浦直に船積み、江戸まで海路十里
 運賃米百俵につき三分、内一分一厘御上より下し置かれ
 一分九厘は百姓より出し申し候。

一 土地は砂地黒土にてござ候
 一 寒さ江戸よりよわく暑さは同前にござ候
 一 名高き人の跡ござなく候
 一 古城跡ござなく候
 一 陣屋跡ござなく候
 一 高札場 一か所
 一 百姓地ござなく候
 一 藪地一か所 ただし長さ三十間余
 横幅 一間余、二間二間余、三間三間余、四間四間余

一 名高き人の跡ござなく候
 一 古城跡ござなく候
 一 陣屋跡ござなく候
 一 高札場

一 百姓地ござなく候
 一 藪地一か所

一 藪地一か所

横幅
 一間余
 二間余
 三間余
 四間余

右は当村の内円頓寺境内と百姓八人の屋敷
 庇にこれあり藪地、享保九年辰年出入りにまかり成り御
 評定所御沙法(作法)にまかり成り、御檢使として齊藤喜六郎様、
 日野小左衛門様御手代衆御出遊ばされ、地所御見分御
 吟味の上右の藪地御評定所において取り召し上げ、御料所名主へ
 御預け遊ばされ候旨仰せ渡され、すなわち名主利兵衛
 御預かり証文差し上げ相守りまかりあり候ところ、利兵衛病死後
 名主平兵衛相守りまかり有り候、名主平兵衛当巳二月
 中退役後私共相守りまかり在り候。

川邊後私共相守りまかり
 右は藪地御用、お立ち竹はござなく候。小笹
 少々生い立ち申し候。

一 高村御鷹場
 一 御鷹匠頭内山七兵衛様より御判鑑二枚当村に
 御預け遊ばされ候。

分郷のこと

一 高千三百九十九石三升一勺
 高四百六十八石五斗一合一勺
 高八十九石二斗七升二合
 高百八十二石八斗二升四合
 高百七十八石五斗二升三合
 高九十五石九斗四升
 高二百二十六石九斗三升
 高百五十石

八幡村
 御料所
 水野山城守様
 永井美濃守様
 村上三十三郎様
 河野善十郎様
 佐野九右衛門様
 八幡官領

一 本江寺
市川高百五十五石 八幡宮

本寺京都醍醐三寶院末

別當 市川斎宮
真言宗 靈応寺
社人十一人
社僧寺中 八か寺院

一 除

法花宗 妙長寺

一 除

淨土宗 無量寺

一 除

淨土宗 稱念寺

一 除

同斷 樹生院

一 除

法花宗 圓頓寺

一 除

山中 戒定防(坊)

一 除

山王社、稻荷社

一 除

以上

以上

一 鉄砲

一 追放者御預かりのものござなく候

百姓の外渡世の者

一 出家

十五人

一 道心

二人

一 神主

一人

一 枝郷ござなく候

御朱印高百五十五石 八幡宮 神主 市川斎宮

本寺京都醍醐三寶院末 別當 真言宗 靈応寺

社僧寺中 八か寺院

一 除 真言宗 満徳寺

一 除 法花宗 妙長寺

一 除 淨土宗 無量寺

一 除 淨土宗 稱念寺

一 除 同斷 樹生院

一 除 法花宗 照光院

一 除 山中 圓頓寺

一 除 山王社、稻荷社

一 鉄砲ござなく候

一 追放者御預かりのものござなく候

百姓の外渡世の者

一 出家

一 道心

一 神主

- 一 社人
- 一 神宜言言言
- 一 神子言言言
- 一 山伏言言言
- 一 座無僧言言言
- 一 博士言言言
- 一 座頭
- 一 醫師
- 一 大工
- 一 木挽言言言
- 一 杣言言言
- 一 指物屋
- 一 繪師言言言
- 一 鍛冶屋
- 一 盲人
- 一 盲人言言言
- 一 桶屋言言言
- 一 馬医言言言
- 一 馬喰言言言
- 一 鉢控言言言
- 一 田畑質入れ売買値段のこと
- 一 上田一反につき

社人

二人

二人

二人

三人

一人

四人

二人

人数十一人内 男四人、女七人

上田一反につき

代金三歩(分)程

中田 七反 分

下田 五反 分

新田 五反 分

上田 五反 分

中田 五反 分

下田 五反 分

新田 五反 分

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

加備 五反 分

田畑 中作 五反

上田 五反 分

中田 五反 分

下田 五反 分

新田 五反 分

上田 五反 分

中田 五反 分

下田 五反 分

新田 五反 分

加備 五反 分

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

代金 一兩二分程

田肥

是、籾入、山畑、重、竹、或、桑、竹、枳、魚、土、或、宇、吉、吉、法、今、山、子、三、二、四、力、其、反、也、力、受、今、山

中田一反につき 代金三分程

下田一反につき 代金三分程

新田一反につき 代金二分二朱程

上田一反につき 代金一兩三分程

中田一反につき 代金一兩二分程

下田一反につき 代金一兩一分程

新田一反につき 代金三分程

屋敷一反につき 代金五兩程

田畑小作のこと

上田一反につき 米一俵一斗程

中田一反につき 米一俵八升程

下田一反につき 米一俵程

新田一反につき 米三斗程

上田一反につき 米二斗八升程

中田一反につき 米二斗三升程

下田一反につき 米一斗五升程

新田一反につき 米一斗二升程

屋敷一反につき 米三斗八升程

初種一反につき 一斗四五升程

一麦種一反につき 一斗二三升程

田肥し

これは籾入れ申し候、ただし一反につき二俵ほど、作りこえ一反に三十五、六駄
入れ申し候、きさこご候節は五、六駄入れ申し候。

一 田作之事
五稲五分
中手五分
晚手五分

一 畑作之事

是、八幡宮後、土俵に於て西粟を三石五匁、大豆を十石、
納す。

一 畑肥

是、八幡宮前、干鰯を俵程入れ申し候、馬屋肥え作
附、後、頭斗入り。

一 赤村南、北、西、東、各九町余
赤村南、北、西、東、各九町余

一 水帳書付

是、永井信濃守様御檢地水帳何年以前如何様（いかよう）の
状に紛失仕り候も相知れ申さず候、それ以後寛永二十一年
申、堀式部様に古儀の御書付様、水帳御渡
り候、唯、今右帳面を以て細仕分は、四百石、左を申
す、是より八宝永二年西、年極に亦、御書付
り候、後、右帳面を以て細仕分は、五百石、

一 内山七兵衛御支配

野廻り一人 杉井茂兵衛

一 家作木萱竹

是、八幡宮前、山木村、大馬屋（厩）村その外野方近郷村より
調い申し候。

一 祭礼

八幡宮三月十五日、八月十五日
これは、八幡宮前、祭礼一か年に兩度、ただし二か年間には

一 田作のこと 早稲一分、中手四分、晚手五分
一 畑作のこと
これは畑残らず妻を作り申し候、ならびに粟、きみ（きび）、大豆、
木綿、少々作り申し候。

一 畑肥し

これは一反につき干鰯（ほしか）二俵程入れ申し候、馬屋肥え作
りこえ一反に
付き四十駄ばかり入れ申し候。

一 当村南北二十一町余、東西九町余
東は菊間村十七八丁、西は海、
北は村田村へ続き村、南は五所へ続き村

一 水帳ござなく候

これは永井信濃守様御檢地水帳何年以前如何様（いかよう）の
狀にて紛失仕り候も相知れ申さず候、それ以後寛永二十一年
申、堀式部様へ相渡り候、節式部様より水帳二冊御渡し
成られ、唯（只）今右帳面をもって田畑仕分け仕り候、内百五十
三石一斗
六升一合一勺は宝永二年酉の年樋口亦兵衛様より
名寄せ帳下され右帳面をもって田畑仕分け等仕り相勤め来たり候。

一 内山七兵衛御支配

野廻り一人 杉井茂兵衛

一 家作木、萱（かや）、竹

これは菊間村、山木村、大馬屋（厩）村その外野方近郷村より
調い申し候。

一 祭礼 八幡宮三月十五日、八月十五日
これは、八幡宮前、祭礼一か年に兩度、ただし二か年間には

八月十五日

組合五所村、当村に
地元能満村野場入会村

- 市中村
- 山田橋村
- 君塚村
- 八幡村
- 五所村

地元大馬屋村野場入会村

- 菊間村
- 八幡村

地元大馬屋村野場入会村

- 菊間村
- 八幡村

右に示す村野場入会村、
能満村野場入会村、
大馬屋村野場入会村、
八幡村野場入会村、
五所村野場入会村、
市中村野場入会村、
山田橋村野場入会村、
君塚村野場入会村、
八幡村野場入会村、
菊間村野場入会村、
大馬屋村野場入会村

右に示す村野場入会村、
能満村野場入会村、
大馬屋村野場入会村、
八幡村野場入会村、
五所村野場入会村、
市中村野場入会村、
山田橋村野場入会村、
君塚村野場入会村、
八幡村野場入会村、
菊間村野場入会村、
大馬屋村野場入会村

右に示す村野場入会村

安永二年

上総市原郡八幡村

飯塚伊兵衛様
御役所

- 名主 伊惣次
- 組頭 亦八
- 同 小兵衛
- 百姓代孫兵衛

右に示す天明七年
四月中旬

右に示す書写

八月十五日には少々ねり（練）これあり候、組合五所村、当村にてござ候。

- 地元能満村野場入会村々
- 市原村、郡本村、山田橋村
- 君塚村、八幡村、五所村
- 地元大馬屋村野場入会村々
- 菊間村、八幡村
- 地元大馬屋村野場入会村々
- 菊間村、八幡村
- 菊間村、八幡村

これは大馬屋村、菊間村、能満村、山田橋村、犬成村入会の野場これあり候ところ、八幡村より右の田肥しきさご取らせ候につき
代りとして右野場入会刈り来たり候、その外薪山方より買調い申し候。
右は当村明細帳委細相改め書上げ申し候ところ少しも相違ござなく候。以上

安永二年

巳四月（朱筆）六酉八月

上総市原郡八幡村

- 名主 伊惣次
- 組頭 亦八
- 同 小兵衛
- 百姓代孫兵衛

飯塚伊兵衛様 御役所

（朱筆）稲垣藤左衛門様御役所

右のとおり天明七年七月中旬

吉五郎書写す

一 付永令等方八月廿五元上納
元 吉十分
高月 久々掛

一口以 幸艘
幸助方

一口以 幸艘
是の如く永而之平之文下は永半分宛り
八月廿五元上納

一口以 幸艘
与平次
上切

一口以 幸艘
御用上切

在公掛り八月集メ舟役初迄
桜井嘉右衛門殿

一 塩場

天增の宮年東叡山領金杉村
庄左衛門見立願い相済み
天明三卯八月御見分秋月恒次郎様
長谷川権内様御改め、海辺通り除き長さ
六百三十九間内四百三十間荷積み場御除き

一 五大力船 一艘 元 吉十分、当時久三郎持ち

この永金二分、五月、八月両度に取り上納

一同断 一艘 幸助上り

一同断 一艘 平兵衛持ち

これは分郷にて永百三十三文五分、この永半分ずつ五月、

八月両度に取り上納

一同断 一艘 与平次上げ切り

一同断 一艘 源七上げ切り

右この掛りは八月集め、舟役所この方の御懸(係)り

桜井嘉右衛門殿

一 塩場 天明二寅年東叡山領金杉村

庄左衛門見立願い相済み

天明三卯八月御見分秋月恒次郎様

長谷川権内様御改め、海辺通り除き長さ

六百三十九間内四百三十間荷積み場御除き

天明四辰二月
赤井越前守様より口書仰せ渡され候

一 村広 五所村境より村田村境まで千二百五十五間
海岸より菊間村境まで五百五十五間、家居
四百四十五軒、寺六か寺

一 御普請所、御林ござなく候

一 冬御鷹御用場、夏御鷹
根村御用人馬相勤め候

一 五郷村高合わせ二千九百七十九石四斗

一 砂地鹿(そ) 田因窮の村方ござ候

一 秣場ござなく候

一 用水草刈村より引き来たり候外に一か所
市原村より分水仕り候

一 御鷹御用霞村数八十九ヶ村
惣高二万四千二十八石余

一 山王社、稻荷社除地にこれ有り候

一 五十谷入相永納地六給懸り候

一 農業のあいだ塩売りなど、女は着用木綿
織り、または男女とも浜へ出、あさり蛤などを取り
野方へ出売り候

一 高百七石八斗一升八合六勺 内方鉄五郎様御代官所
外に高三石二斗二升七合本小物成へ返る

一 岩巻 一ヶ所
一 山王社、稻荷社除地
一 五十谷入相永納地六給懸り候

一 高百七石八斗一升八合六勺
一 岩巻 一ヶ所
一 山王社、稻荷社除地
一 五十谷入相永納地六給懸り候

一 高百七石八斗一升八合六勺
一 岩巻 一ヶ所
一 山王社、稻荷社除地
一 五十谷入相永納地六給懸り候

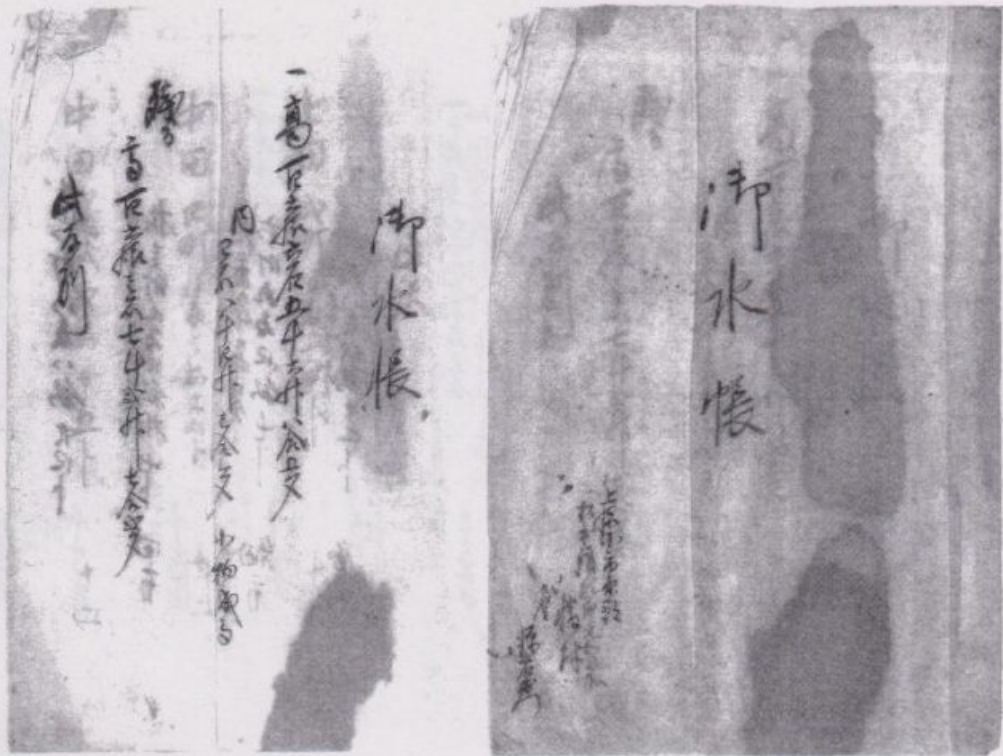
一 高百七石八斗一升八合六勺
一 岩巻 一ヶ所
一 山王社、稻荷社除地
一 五十谷入相永納地六給懸り候

一 高百七石八斗一升八合六勺
一 岩巻 一ヶ所
一 山王社、稻荷社除地
一 五十谷入相永納地六給懸り候

- 一 一〇石四斗五升五勺五撮御書院御番頭 岩本内膳正様知行所
- 一 一〇石二斗五升五勺五撮名主専右衛門
- 一 一〇石一斗五升五勺五撮中奥御小姓 水野石見守知行所
- 一 一〇石八斗五升五勺五撮御使番 村上三十郎知行所
- 一 一〇石六斗五升五勺五撮名主喜右衛門
- 一 一〇石四斗五升五勺五撮名主清左衛門
- 一 一〇石二斗五升五勺五撮名主甚助
- 一 一〇石一斗五升五勺五撮名主市兵衛
- 一 一〇石名主市川齋、社家人八
- 一 一〇石同五申年受け負い金一兩なり
- 一 一〇石酉年より明浦、当丑年まで十七
- 一 一〇石か年
- 一 一〇石本株三十艘、当時十二艘

- 一 高二百四石八斗五升二合 御書院御番頭 岩本内膳正様知行所
- 一 内高四石八斗九升六合七勺小物成高 名主専右衛門
- 一 高百六十五石五斗六升八合 松本兵庫頭知行所
- 一 内四石八斗五升一合三勺小物成高 名主宇兵衛
- 一 高八十九石九斗七升三合 中奥御小姓 水野石見守知行所
- 一 高百七十八石五斗四升二合 御使番 村上三十郎知行所
- 一 高九十五石九斗四升一合四勺 御先手御弓頭 河野善十郎知行所
- 一 高二百二十六石九斗一升三合 大御番頭 佐野九右衛門知行所
- 一 高百八十二石八斗四升二合 寄合 永井十左衛門知行所
- 一 合わせ高千二百五十五石六斗七升七合 名主市兵衛
- 一 外にくく地納め永百文八給割合納める
- 一 高百五十石 八幡宮領 別当若宮寺
- 一 一当浦方網運上 社僧十坊
- 一 一同五大力船 神主市川齋、社家人八

(裏表紙)
川上新平



天明8年(1788)市川本店文書
八幡村旗本松本鎔次郎地行所水帳

御水帳
上総国市原郡
(朱筆)松本鎔次郎元知行所
八幡村名主 源右衛門

御水帳

一高百六十六石五斗六升八合五勺
内四石八斗四升一合三勺 小物成り高
残して
高百六十一石七斗二升七合二勺
この反別

振上町八反八畝七升

振上町九反八畝七升 田方

振上町九反八畝七升 畑方

内八反二畝十九步 屋舖

出沃

上田或町五反五畝下 十二

中田或町或反七畝九升下 十二

中田屋敷成り或反十升下 十二

下田或町三反六畝十升下 七

内二畝四步 川欠け引き

下下田或反十升下 一六

新下田三畝或下 五

十八町八反八畝二十四步

(朱筆) 高百二十五石七斗三升三合二勺 田方

十一町九反四畝十七步 畑方

(朱筆) 高三十五石九斗九升四合

六町九反四畝七分 屋舖(數)

(朱筆) 高八石二斗六升三合

内八反二畝十九步

この訳

(朱筆) 高三十八石二斗五升 (朱筆) 十五

上田二町五反五畝步 (朱筆) 十二

(朱筆) 高五十一石三斗五升六合 (朱筆) 十二

中田四町二反七畝二十九步 (朱筆) 十二

(朱筆) 高三斗 (朱筆) 十二

中田屋敷成り二畝十五步 (朱筆) 十二

(朱筆) 高三十石〇五斗五升二合七勺 (朱筆) 七

下田四町三反六畝十四步 (朱筆) 七

(朱筆) 高一斗四升九合 川欠け引き

内二畝四步 (朱筆) 六

(朱筆) 高一斗四升 下の下田二畝十步 (朱筆) 五

(朱筆) 高一斗五升三合 新下田三畝二步

上畑 八反九畝十石ト 九

上畑 高八石〇五升二合 上畑八反九畝十四步 (朱筆) 九

中畑 高七石七斗九升八合 上畑屋敷成り一畝二十步 (朱筆) 九

中畑 高七石七斗九升八合 中畑一町二反九畝二十九步 (朱筆) 六

中畑 高三升四合 中畑屋敷成り十七步 (朱筆) 六

下畑 高九石五斗四升七合 下畑三町八畝七步 (朱筆) 三

内二畝二十四步 (朱筆) 高八升四合 道代引き

内三反四畝步 (朱筆) 高一石〇二升 川欠け引き

下畑 高四升一合 (朱筆) 高四升一合 下畑屋敷成り一畝十一步 (朱筆) 三

新畑 高一斗八升一合 (朱筆) 高一斗八升一合 新畑六畝一步 (朱筆) 三、永取り

上畑 高八石二斗六升三合 (朱筆) 高八石二斗六升三合 屋敷八反二畝十九步 (朱筆) 十

上畑 高一石六斗四升 (朱筆) 高一石六斗四升 上田一反二十八步 (朱筆) 十五

月 七

川 引

新 下 田 二 反 七 畝 二 步

七

下 畑 六 反 七 畝 九 步

三

内 八 畝 十 步

起 返 取 下 げ
反 四 升

下 下 田 三 反 三 畝 二 三 步

五

内 八 畝 十 步

寅 汐 入 り 引 き

見 付 け 田 一 反 五 畝 十 四 步

右 同 断

下 畑 六 畝 十 步

三

(朱筆) 高一斗八升五合

内一畝七步

(朱筆) 高一石八斗九升四合

新下田二反七畝二步

(朱筆) 高二石〇三升九合

下畑六反七畝二十九步

(朱筆) 高一斗四升二合

内四畝二十二步

(朱筆) 高六斗八升八合

下の下田一反三畝二十三步

(朱筆) 高四斗三升三合

内八畝二十步

(朱筆) 享和元寅年皆田成り起き返り

(朱筆) 高七斗七升三合

見付け田一反五畝十四步

(朱筆) 高一斗九升

下畑六畝十步

川 欠 け 引 き

(朱筆) 七

(朱筆) 三

起 返 取 下 げ
反 四 升

(朱筆) 五

寅 汐 入 り 引 き

(朱筆) 五、右同断

(朱筆) 三

右斗八升一合三勺 小物成り高

田一反二畝二十四歩 前々より沙入り引き、見取り

(朱筆) 高 四石八斗四升一合三勺 小物成り高

外に

田一反二畝二十四歩

右は私ども村方このたび分郷仰せ付けられ候につき、

村中大小の百姓立ち合ひ、御割付をもつて田畑

仕分け仕り人別引き分け候ところ、書面のとおり相違

ござなく候、よつて小前印形仕り差し上げ申し候。以上

天明八申年四月

上総国市原郡八幡村

名主 伊惣治

百姓代 新兵衛

天明八申年四月

上総国市原郡八幡村

名主 伊惣治

百姓代 新兵衛

右斗八升一合三勺 小物成り高
田一反二畝二十四歩 前々より沙入り引き、見取り
仕分け仕り人別引き分け候ところ、書面のとおり相違

右斗八升一合三勺 小物成り高

右斗八升一合三勺 小物成り高

前垣藤四郎手代

宇野元治

右のとおり相違ござなく候。以上

申三月

前垣藤四郎手代

宇野元治

文久二年十二月

御年貢米皆済目録

水野給

八幡村

善旨御年貢米皆済目録

一斗米八拾四俵

三斗三升六勺

御年貢米

八拾四俵

一斗米二俵

名主給米

一斗米五石

同下し置かれ候分引く

一斗米六斗

組頭二人へ下し置かれ候分引く

文久二年(1862)市川本店文書
八幡村旗本水野国之助知行所皆済目録

(朱筆 水野給)

文久二年十二月

御年貢米皆済目録

八幡村

差し上げ申す御年貢米皆済目録

一御米八十四俵と一斗三升六勺

ただし三斗八升入り

御上納米辻

内

一米三俵なり

名主給米に下し置かれ候分引く

一米一石

同下し置かれ候分引く

一米五斗

組頭二人へ下し置かれ候分引く

一 米 五俵 用 徳 徳 徳 徳

一 米 三斗六升五合八勺六才

一 米 二俵

一 米 七俵

一 米 五俵

一 米 五俵

一 米 五俵

一 米 五俵

一 米 五俵

一 米 五俵

一 米 五俵

石之通

一米二俵 用水堰扶持に下し置かれ候分引く

米三斗六升五合八勺六才 川欠け引き方御用捨米下し置かれ候分引く

差し引き 米七十四俵と一斗六升四合二勺四才

この石 二十八石二斗八升四合二勺四才 両に五斗替え村払い

代金五十六兩二分と四百五十六文

一 永百文 御(五) 大力船御運上

二口永

銀として六匁五分三毛

この鐮(びた) 七百十八文

二口

金五十六兩二分二朱と三百三十八文

内金二兩なり 年賦御下げ金分引き

引き 五十四兩二分二朱と三百三十八文

右のとおり御年貢米ならびに永納御運上

右当戊御年貢米永皆濟令

文久二年十月

御知行所

上総国市原郡八幡村

加藤久平

加藤彦左衛門

加藤

紋助

御地頭所様
御役所

右当戊御年貢米永皆濟令
法藏の印

大内喜左衛門
加藤彦左衛門

御上納辻、皆濟目録差し上げ奉り候。以上

御知行所

文久二年十二月

上総国市原郡八幡村

名主 加藤久平 (印)

組頭 権右衛門 (印)

同 寅市 (印)

百姓代 紋助 (印)

御地頭所様

御役所

右当戊御年貢米永皆濟

請け取り令 (せしむ) ものなり。

大内喜左衛門 (印)

加藤彦左衛門 (印)

文久三亥年十月

御年貢米永納皆済目録

水野給

文名三
久平
八幡村

差年御年貢米永納皆済目録

一 御年貢米永納

米三俵

米二俵

米一俵

米一俵

但年御年貢米永納皆済目録

名主給米

組頭給米

用水堰扶持米

文久3年(1863)市川本店文書
八幡村旗本水野國之助知行所皆済目録

(朱筆 水野給)

文久三亥年十二月
御年貢米ならびに永納皆済目録

元名主久平分
八幡村

差し上げ申す御年貢永納皆済目録
一 御米八十四俵と一斗三升六勺

ただし三斗八升入り
御收納米辻

内
米三俵なり
米二斗五升
米二俵

名主給米に下し置かれ候分引く
組頭給米に下し置かれ候分引く
用水堰扶持に下し置かれ候分引く

永三斗并
川谷口
永三斗并

一 永六俵
永三斗并

日 永七俵
永三斗并

一 永八俵
永三斗并

永三斗并

永八文三歩九厘

永百文

永八文三歩九厘

永百文
永八文三歩九厘

永三斗并

永三斗并

永三斗并

永三斗并

米三斗六升五合八勺六才

川欠け引き方御用捨米に下し置かれ候引く

米五俵と六斗一升五合八勺一才

引き 米七十七俵と二斗七升四合七勺四才

この石 二十九石五斗三升四合七勺四才

両に六斗替え村払い

代金四十九兩と銀三匁八分七厘

一 永百文 御(五)大力船御運上

一 永八文三歩九厘 久々永御上納

二 口永

銀として六匁五分三毛

この鏝(びた)七百十八文

二口 金四十九兩二朱と三百十三文

金二兩なり 丑年年賦金

御下げ下し置かれ候分

当三月中差し上げ候御用金

御下げ下され候分

この利金一兩二分一朱と二匁二分五厘

差し引き 金二十五兩二分一朱と錢六十文

右之通御年貢米永皆納運上納
此皆納目録重なる事

文久三亥年十二月

御地頭所

上総国市原郡八幡村

加藤久平



御地頭所様
御役所

右高亥小年貢米永皆納
諸取り令

大内喜左衛門 (印)

加藤彦左衛門 (印)

右のとおり御年貢米ならびに永納御運上御上納
辻、皆納目録差し上げ奉り候。以上

文久三亥年十二月

御知行所
上総国市原郡八幡村

名主 加藤久平 (印)

組頭 實市 (印)

百姓代 紋助 (印)

御地頭所様

御役所

右当亥御年貢米永皆納

諸取り令 (せしむ) べきものなり。

大内喜左衛門 (印)

加藤彦左衛門 (印)

元治元年十二月

水野村

御年貢米永納皆済目録

八幡村
名主久平

御年貢米永納皆済目録

内米三俵なり

米二斗五升

米二俵なり

米三斗六升五合八勺三才

川欠け引き方御用捨米に下し置かれ候分引く

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

元治元年（1864）市川本店文書
八幡村旗本水野国之助知行所皆済目録

元治元年十二月
御年貢米ならびに永納皆済目録
（朱筆 水野給）
八幡村
名主久平

差し上げ申す御年貢米永納皆済目録
一 御米八十四俵と一斗三升六勺

ただし三斗八升入り

ただし御收納高

- 内米三俵なり 名主給米に下し置かれ候分引く
- 米二斗五升 組頭給米に下し置かれ候分引く
- 米二俵なり 用水堰扶持に下し置かれ候分引く
- 米三斗六升五合八勺三才

川欠け引き方御用捨米に下し置かれ候分引く

米四俵
右は風損違作難波につき来る丑の十二月まで

但違高の内五厘

米十六俵
口内違作難波内分

但違高の内五厘

米廿五俵
主衣。以下合文金動

廿一
米六拾五俵
申下合文金動

廿五
申下合文金動

廿一
主衣。以下合文金動

廿五
申下合文金動

廿一
主衣。以下合文金動

廿五
申下合文金動

米廿五俵
久々永御上納

米八文三分九厘
久々永御上納

米二口
銀として六匁五分三毛

米四俵と八升二合五勺三才 ただし御高の内五厘

右は風損違作難波につき来る丑の十二月まで
御拝借米分引く

米十六俵と三斗三升一勺二才 ただし御高の内二分

同断違作難波につき引き方御用捨米下し置かれ候分引く

米二十五俵と一石〇二升八合五勺一才

引き米五十六俵と二斗四升二合九才

この石二十一石五斗二升二合九才

内玄米一石九斗二升

与助へ御扶持方一人扶持、去る十二月より子の十二月分まで御下げ御渡し下され候分引く

また引き 十九石六斗〇二合〇九才

両に四斗九升五合替え、村払い

代金三十九兩二分と銀六匁

一永百文 五大力船御運上

一永八文三分九厘 久々永御上納

永二口 銀として六匁五分三毛

この鏝(びた) 七百十八文

右令書格五箇外

諸君御取立
元治元年十二月
御奉行所
上総市原郡八幡村
加藤久平
百姓代 紋助

右通濟十貢米永納は運上納仕
皆済目録

元治元年十二月

御地頭所様
御役所

右当子御年貢米永皆済請合

書格もなり也

大内喜左衛門
種田酒故助

惣 金三十九兩二分と

銀六匁と

錢七百十八文

この分三朱と百三十九文

右のとおり御年貢米ならびに永納御運上御上納仕

皆済目録差し上げ奉り候。以上

御知行所

元治元年十二月

上総市原郡八幡村
名主 加藤久平 (印)

組頭 寅市 (印)

百姓代 紋助 (印)

御地頭所様

御役所

右当子御年貢米永皆済請け取り令(せしむ)ものなり。

大内喜左衛門 (印)

種田酒故助 (印)

慶應元年十二月

御年貢米並永納皆済目録帳

水野給

八幡村

御年貢米並永納皆済目録

一 御年貢米並永納皆済目録

御年貢米並永納皆済目録

内

米三俵

米二斗五升

米二俵

米三斗六升五合八勺六才

御年貢米並永納皆済目録

御年貢米並永納皆済目録

御年貢米並永納皆済目録

御年貢米並永納皆済目録

御年貢米並永納皆済目録

御年貢米並永納皆済目録

慶應元年（1865）市川本店文書
八幡村旗本水野國之助知行所皆済目録

慶應元年十二月
御年貢米ならびに永納皆済目録帳
（朱筆 水野給）
八幡村

差し上げ申す御年貢米皆済目録
一 御米八十四俵と一斗三升六勺

内

- 米三俵なり
- 米二斗五升
- 米二俵なり
- 米三斗六升五合八勺六才

名主給米に下し置かれ候分引く
組頭給米に下し置かれ候分引く
水代堰扶持に下し置かれ候分引く
川欠け引き方御用捨に下し置かれ候分引く

ただし三斗八升入り
ただし御収納米辻

米五俵と二升
与助扶持米に下し置かれ候分引く

九月二十八日
米二十二俵なり
御上納

十二月朔日
米二十八俵なり
同

米六十俵と六斗三升五合八勺六才
差し引き米二十二俵と二斗五升四合七勺四才

この石八石六斗一升四合七勺四才

両に二斗三升替え
代金三十六兩一分三朱と百二十一文

一永百文
五大刀船御運上

一永八文三分九厘
久々永御上納

永銀として六匁五分三毛
この鐙(びた)七百十八文

二口金三十六兩一分三朱と錢八百三十九文

右のとおり御年貢米ならびに永納御運上
皆済目録差し上げ奉り候。以上

御知行所
上総国市原郡八幡村

名主 加藤久平(印)

組頭 寅市(印)

百姓代 紋助(印)

慶応元年十二月

石通濟寺
石通濟寺
石通濟寺

石通濟寺
石通濟寺
石通濟寺

石通濟寺
石通濟寺
石通濟寺

石通濟寺
石通濟寺
石通濟寺

石通濟寺
石通濟寺
石通濟寺

石通濟寺
石通濟寺
石通濟寺

御地頭所様御役所

御地頭所様御役所

野上水田御地頭所御役所
内米二俵と四升一合二勺六才
右は当丑年半高御上納、残り半高来る寅年まで御猶余仰せ
付けられ候

右当丑年貢米永皆済

不詳

大内喜左衛門 (印)

種田酒故助 (印)

米四俵と二斗五升五合 与助扶持米引く

米四十五俵なり 両度御上納

米四俵と八升二合五勺三才

右は風損違作難渋につき御用捨米に下し置かれ候分

米五俵なり 来る卯年まで御拝借延納米の分引く

米五斗一升三合 百俵三分の割合

御米四十五俵納め
海舟ちん米下し置かれ候分引く

御地頭所様御役所

一 御米四俵と八升二合五勺三才 右は風損違作難渋につき当

丑の年まで御拝借米高分

内米二俵と四升一合二勺六才

右は当丑年半高御上納、残り半高来る寅年まで御猶余仰せ

付けられ候

右当丑御年貢米永皆済

請け取りせしむべきものなり。

大内喜左衛門 (印)

種田酒故助 (印)

(慶応元年水野国之助知行所皆済目録はさみ紙に翌年の下書きか)

米四俵と二斗五升五合 与助扶持米引く

米四十五俵なり 両度御上納

米四俵と八升二合五勺三才

右は風損違作難渋につき御用捨米に下し置かれ候分

米五俵なり 来る卯年まで御拝借延納米の分引く

米五斗一升三合 百俵三分の割合

御米四十五俵納め

海舟ちん米下し置かれ候分引く

米六十三俵と

一石四斗六升六合三勺九才

この分三俵と三斗二升六合三勺九才

引き 米十七俵と一斗八升四合二勺一才

慶應二年十二月

御年貢米永納皆済目録帳

水野

八幡村

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

内米三俵

米二斗五升

米二俵

米三斗六升五合八勺

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

御年貢米永納皆済目録

慶應2年(1866)市川本店文書
八幡村旗本水野国之助知行所皆済目録

慶應二寅年十二月

御年貢米ならびに永納皆済目録帳

八幡村

(朱筆 水野給)

差し上げ申す御年貢米皆済目録
一 御米八十四俵と一斗三升六勺

ただし三斗八升入り

ただし御収納高

内米三俵なり

名主給米に下し置かれ候分引く

米二斗五升

組頭給米に下し置かれ候分引く

米二俵なり

用水堰扶持に下し置かれ候分引く

米三斗六升五合八勺三才

川欠け引き方御用捨米に

下し置かれ候分引く

米三俵下
米四俵下
米五俵下
米六俵下
米七俵下
米八俵下
米九俵下
米十俵下
米十一俵下
米十二俵下
米十三俵下
米十四俵下
米十五俵下
米十六俵下
米十七俵下
米十八俵下
米十九俵下
米二十俵下

米二十一俵下
米二十二俵下
米二十三俵下
米二十四俵下
米二十五俵下
米二十六俵下
米二十七俵下
米二十八俵下
米二十九俵下
米三十俵下
米三十一俵下
米三十二俵下
米三十三俵下
米三十四俵下
米三十五俵下
米三十六俵下
米三十七俵下
米三十八俵下
米三十九俵下
米四十俵下

米四十一俵下
米四十二俵下
米四十三俵下
米四十四俵下
米四十五俵下
米四十六俵下
米四十七俵下
米四十八俵下
米四十九俵下
米五十俵下
米五十一俵下
米五十二俵下
米五十三俵下
米五十四俵下
米五十五俵下
米五十六俵下
米五十七俵下
米五十八俵下
米五十九俵下
米六十俵下

米六十一俵下
米六十二俵下
米六十三俵下
米六十四俵下
米六十五俵下
米六十六俵下
米六十七俵下
米六十八俵下
米六十九俵下
米七十俵下
米七十一俵下
米七十二俵下
米七十三俵下
米七十四俵下
米七十五俵下
米七十六俵下
米七十七俵下
米七十八俵下
米七十九俵下
米八十俵下

米八十一俵下
米八十二俵下
米八十三俵下
米八十四俵下
米八十五俵下
米八十六俵下
米八十七俵下
米八十八俵下
米八十九俵下
米九十俵下
米九十一俵下
米九十二俵下
米九十三俵下
米九十四俵下
米九十五俵下
米九十六俵下
米九十七俵下
米九十八俵下
米九十九俵下
米一百俵下

米一百零一俵下
米一百零二俵下
米一百零三俵下
米一百零四俵下
米一百零五俵下
米一百零六俵下
米一百零七俵下
米一百零八俵下
米一百零九俵下
米一百一十俵下
米一百一十一俵下
米一百一十二俵下
米一百一十三俵下
米一百一十四俵下
米一百一十五俵下
米一百一十六俵下
米一百一十七俵下
米一百一十八俵下
米一百一十九俵下
米一百二十俵下

米一百二十一俵下
米一百二十二俵下
米一百二十三俵下
米一百二十四俵下
米一百二十五俵下
米一百二十六俵下
米一百二十七俵下
米一百二十八俵下
米一百二十九俵下
米一百三十俵下
米一百三十一俵下
米一百三十二俵下
米一百三十三俵下
米一百三十四俵下
米一百三十五俵下
米一百三十六俵下
米一百三十七俵下
米一百三十八俵下
米一百三十九俵下
米一百四十俵下

米四俵と二斗五升五合

米四俵と八升二合五勺三才

米四十五俵なり 兩度御上納

米五斗三升三合 ただし百俵につき三分割合

米五俵なり

米六十三俵と一石四斗六升六合三勺九才

米十七俵と一斗八升四合二勺一才

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

米七俵と七升二合一勺 村御払い米

此令以振高方之米
百石在米以
右之通 御年貢米ならびに永納御運上 皆済
目録上げ奉り候

慶応二年十二月

御知行所
上総国市原郡八幡村

加藤久平

同見習い 弥吉 (印)
組頭 寅市 (印)
百姓代 紋助 (印)

御地頭所様
御役所

前書之通 今後仍の如

三月十六日

松山十右衛門 (印)
種田酒故助 (印)

二口ノ 金二十一兩三分三朱と百六十六文 御上納

右のとおり御年貢米ならびに永納御運上、皆済
目録差し上げ奉り候。以上

慶応二年十二月

御知行所 上総国市原郡八幡村

名主 加藤久平 (印)

同見習い 弥吉 (印)

組頭 寅市 (印)

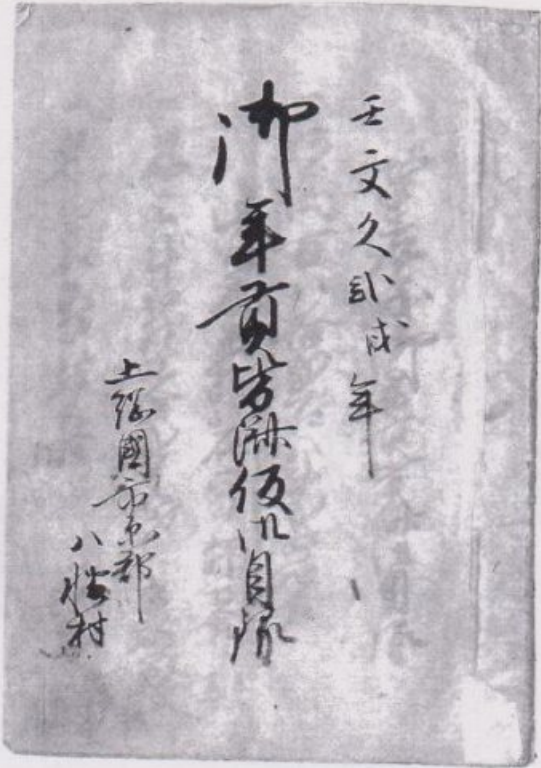
百姓代 紋助 (印)

御地頭所様
御役所

前書のとおり請け取り令 (せしむ) ものなり。

十二月十六日

松山十右衛門 (印)
種田酒故助 (印)



上総国市原郡
 八幡村
 沖年貢米皆濟飯目録
 一 御高百八拾貳石八斗八升七合
 一 米三斗二升九合二勺五才
 一 米一石五斗八升五合
 午新田改め
 口米

文久2年(1862)市川本店文書
 八幡村旗本永井兼之助知行所皆濟目録

壬文久二戌年
 御年貢米皆濟飯目録
 上総国市原郡
 八幡村

差し上げ奉る戌御年貢皆濟御目録
 一 御高百八十二石八斗二升四合
 この取り米五十八石六斗八升七合
 一 米三斗二升九合二勺五才
 一 米一石五斗八升五合
 午新田改め
 口米

一石八斗三升八合 淨米

一石四斗三升 利米

一石二升三合五勺 利米

出納 利米

一石七升三合八勺 利米

高後 米百七拾二俵

利米

山内 米三俵 利米

米三俵 利米

利米

米三俵 利米

米七俵 利米

利米

淨米 米百七拾二俵

米三俵 利米

利米

米三俵 利米

一米八斗三升八合

一米四斗二升

米六十一石八斗五升九合二勺五才

この取り斗 米十二石三斗七升一合八勺五才

二口 米七十四石二斗三升一合一勺

俵として米百七十六俵と

駄米 利米

端米三斗一升一合一勺

この内米三俵 堰代米下さる

米一俵と二斗七升七合二勺 百分の一下さる

米三俵 利兵衛田畑御用捨下さる

米七俵と二斗七升七合二勺

差し引き 米百六十九俵と三升三合九勺

内米三十八俵

この内米六俵

引き 米三十二俵

御飯米分 船宿喜右衛門方へ津出し

古考
沙五百石
三井
三井

永納金
永納金百二文三分一厘
永納金百二文三分一厘

一永六百文

一永拾五文
永納金百二文三分一厘
永納金百二文三分一厘

一永拾五文
永納金百二文三分一厘
永納金百二文三分一厘

一永拾五文
永納金百二文三分一厘
永納金百二文三分一厘

永納金百二文三分一厘
永納金百二文三分一厘

永納金百二文三分一厘
永納金百二文三分一厘

先納金

先納金百二文三分一厘
先納金百二文三分一厘

先納金百二文三分一厘
先納金百二文三分一厘

先納金百二文三分一厘
先納金百二文三分一厘

先納金百二文三分一厘
先納金百二文三分一厘

先納金百二文三分一厘
先納金百二文三分一厘

右差し引き

残して米百三十一俵と三升三合九勺

金一兩に付き五斗四升

この代金百〇一兩三分二朱と銀四匁六分

一永六百文

五大力船三艘
ただし一艘につき永二百文

一永十四文六分三厘

内谷くく永

一永二百二十三文三分一厘
太右衛門より上納
三口ノ永八百三十七文九分四厘

この永金として三分と五匁二分七厘六毛
米代

永納ノ金百〇二兩二分二朱と銀九匁八分七厘六毛

先納金

昨西十一月中皆済目録引き残り分

一金二十八兩一分二朱と銀三匁六分一厘四毛

御利息(息)下さる、銀二百七十三匁

昨西十二月上納

御利息下さる、銀二百七十匁

一金三十兩

御利息下さる、銀百二十三匁七分五厘

一 金十五兩

御利息下さる、銀百十二匁五分

一 金十五兩

御利息下さる、銀十五匁

一 金五兩

白二片書

一金六兩

別利屋下
階の分

一金六兩二分

先納金元利元年賦金
十か年賦、当戌年御下げ分

先納金元利元年賦金

一金百拾八兩一分と銀四匁三分六厘四毛

御米代金ならびに永納金

御上納金元利年賦金

差し引き金十五兩二分と一匁九分八厘八毛

この分来亥年まで過上納に相成り申し候

右は当戌御年貢御收納、書面のとおり

皆済差し上げ奉り候。以上

御地頭所様

御役人中様

皆済相違これなきものなり。

地頭 役所 (印)

沖地類新様

沖地類新様
沖地類新様
沖地類新様

佐吉 (印)

皆済相違これなきものなり
沖地類新様
沖地類新様
沖地類新様



永井給

慶應三年卯年十二月

御年貢皆済御目録

八幡村

卯御年貢皆済御目録

御高百八十二石八斗二升四合

この取り米五十八石六斗八升七合

一 米三斗二升九合二勺五才

一 米一石五斗八升五合

慶應3年(1867)市川本店文書
八幡村旗本永井兼之助知行所皆済目録

(朱筆 永井給)
慶應三年十二月
御年貢皆済御目録
御知行所
八幡村

卯御年貢皆済御目録
御高百八十二石八斗二升四合
この取り米五十八石六斗八升七合
一 米三斗二升九合二勺五才
一 米一石五斗八升五合
午新田改め
口米

一 米八斗三升八合

一 米四斗三升

一 米三斗七升七合二勺五才

一 米二斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米一斗七升七合二勺五才

一 米八斗三升八合

駄米

一 米四斗二升

一 米六十一石八斗五升九合二勺五才

この取り斗 十二石三斗七升一合八勺五才

二口合わせ 米七十四石二斗三升一合一勺

俵にして米百七十六俵と

端米三斗一升一合一勺

この内

米三俵なり

米一俵と二斗七升七合二勺 百分の一下さる

米三俵なり 利兵衛田畑御用捨下さる

米七俵と二斗七升七合二勺

差し引き 米百六十九俵と三升三合三勺

御上納分

この石 五十九石一斗三升二合〇五才

五大力船三艘

永 永 永

永 永 永

永 永 永

永 永 永

永 永 永

永 永 永

永 永 永

永 永 永

永 永 永

御地頭所様

御役人中様

比 比

比 比



一 永十四文六分三厘 具々永納

一 永二百二十三文三分一厘 太右衛門方より上納分

三口合わせて永八百三十七文九分四厘

この永 金として三分と銀五匁二分七厘六毛

右は当卯の御年貢御収納

書面のとおり皆済御目録

差し上げ奉り候。以上

慶応三卯年十二月

御地行所

上総国市原郡 八幡村

名主 市兵衛 (印)

御地頭所様

御役人中様

書面のとおり皆済相違これなきものなり。

地頭

役所 (印)

抄

辰年皆済目録

高二百二十六石九斗一升三合 元佐野藤三郎 知行所

一米八十三石二斗五升一合三勺三才 本途延べ口共 小物成

一永八百四十六文三分三厘

合 米八十三石二斗五升一合三勺三才 永八百四十六文三分三厘

米八斗 八幡宮へ初穂

米一石八斗 堰代米下さる

米一石 名主給米下さる

差し引き残 米八十八石二斗五升一合三勺三才 永八百四十六文三分三厘

慶応4年(1868)市川本店文書
八幡村旗本佐野藤三郎知行所皆済目録

(朱筆佐野写し)
辰年皆済目録写し

高二百二十六石九斗一升三合

元佐野藤三郎 知行所

一米八十三石二斗五升一合三勺三才

本途延べ口共 小物成

一永八百四十六文三分三厘
合 米八十三石二斗五升一合三勺三才 永八百四十六文三分三厘

米二斗 八幡宮へ初穂
米下さる

米一石八斗 堰代米下さる
米一石 名主給米下さる

差し引き残
米八十八石二斗五升一合三勺三才
永八百四十六文三分三厘

明治三庚午御年貢御割附寫

上総国市原郡

八幡宿

午御年貢可免割附之事

上総国市原郡

八幡宿

一言或百石石斗八升五合五勺

言四升八合六勺
言石三斗八升五合五勺
言石三斗八升五合五勺

此別百四十四町二畝二十歩

此別

明治3年(1870)市川本店文書
八幡宿菊間藩年貢割付

明治三庚午御年貢御割付寫し

上総国市原郡

八幡宿

午御年貢納むべき割付のこと

上総国市原郡

八幡宿

一高千二百五十七斗八升五合五勺

内高四升八合六勺

無地高

高十一石三斗一升五勺

小物成高

この反別百四十四町二畝二十歩

この訳

田高九百六十四石八斗九升一合四勺
この反別九十一町六反二畝十九步

高五石八升四合
高八石八斗一升一合
高九石八斗九升五合
高十石八斗九升五合
高十一石八斗九升五合
高十二石八斗九升五合
高十三石八斗九升五合
高十四石八斗九升五合
高十五石八斗九升五合
高十六石八斗九升五合
高十七石八斗九升五合
高十八石八斗九升五合
高十九石八斗九升五合
高二十石八斗九升五合

高五石八升四合
高八石八斗一升一合
高九石八斗九升五合
高十石八斗九升五合
高十一石八斗九升五合
高十二石八斗九升五合
高十三石八斗九升五合
高十四石八斗九升五合
高十五石八斗九升五合
高十六石八斗九升五合
高十七石八斗九升五合
高十八石八斗九升五合
高十九石八斗九升五合
高二十石八斗九升五合

残高九百六十四石八斗九升一合四勺
この反別九十一町六反二畝十九步
この貢米三百三十七石四斗四升

高九百四十四石四斗四升六合四勺
この反別八十九町六反七畝十五步五厘
この貢米三百三十五石一斗一升五合

高五斗六升四合
この反別四畝二十一歩
この貢米一斗八升九合

高三石六斗九升八合
この反別四反五畝二歩
この貢米一石七升六合

高六石二斗八升八合
当年より戊まで五か年
悪地取下げ

田高九百六十四石八斗九升一合四勺
この反別九十一町六反二畝十九步

高一石八升四合
この反別一反五畝歩
前々道代溝代引き

高八石八斗一升一合
この反別七反七畝二十八歩五厘
前々川欠け永荒れ汐入り引き

小以高九石八斗九升五合
この反別九反二畝二十八歩五厘

残高九百五十四石九斗九升六合四勺
この反別九十町六反九畝二十歩五厘

高九百四十四石四斗四升六合四勺
この反別八十九町六反七畝十五歩五厘
この貢米三百三十七石四斗四升
本免

高五斗六升四合
この反別四畝二十一歩
屋敷成
本免

高三石六斗九升八合
この反別四反五畝二歩
取下げ

高六石二斗八升八合
当年より戊まで五か年
悪地取下げ

は反別又及或取指式
は貢米七石七升

畑高二百七十四石五斗三升五合
は反別六指式町四反五斗

内

高四斗二升四合
は反別五反四畝四步
前々道代溝代引き

高七石七斗二升
は反別二町四反五畝十五步
前々川欠け永荒引き

高八石一斗四升四合
は反別二町五反九畝十九步

残高二百六十六石三斗九升一合
は反別四指式町八反十二步

は貢米六石六斗四合
永三貫百四十七文八分二厘

内

高百八十三石三斗六升二合
この反別三十九町二反十八步五厘
本免

は反別三指式町或及指式町
は貢米四指式七斗七升五合

高十五石九斗三升一合
この反別三町四反五畝四步五厘
本免

高五石九斗三升五合
は反別三町四反五畝四步五厘
は貢米或貢米三指式町

この反別五反二畝十二步
この貢米一石六升
畑高二百七十四石五斗三升五合
この反別五十二町四反一步

内

高四斗二升四合
この反別一反四畝四步

前々道代溝代引き

高七石七斗二升

前々川欠け永荒引き

この反別二町四反五畝十五步
小以高八石一斗四升四合

この反別二町五反九畝十九步

残高二百六十六石三斗九升一合

この反別四十九町八反十二步

この貢米六十石一斗四合

永三貫百四十七文八分二厘

内

高百八十三石三斗六升二合

本免

この反別三十九町二反十八步五厘

この貢米四十五石七斗六升五合

高十五石九斗三升一合
本免

この反別三町四反五畝四步五厘

この貢米二貫三百十五文二厘

高六十四石六斗五升六合 屋鋪本免

この反別六町四反六畝十七歩
この貢米十四石二升三合
永八百三十二文八分

高四斗三升 屋鋪成本免

この反別六畝廿七歩
この貢米七升

高一石六斗五升八合 取下げ

この反別五反五畝八歩
この貢米一斗八升八合

高三斗五升四合 当年より戌まで五か年
悪地取下げ

この反別五畝二十七歩
この貢米五升八合

高十一石三斗一升五勺 小物成高

この貢米五百五十五文二分六厘一毛

一高七斗二升一合 皆田、子高入り

この下田反別一反九歩 同所新田

この貢米四斗四合

一高一石九斗六升 皆田、已高入り

この下田反別三反九畝六分 同所新田

この貢米一石一斗九升五合

高六十四石六斗五升六合

この反別六町四反六畝十七歩

この貢米十四石二升三合

永八百三十二文八分

高四斗三升

この反別六畝廿七歩

この貢米七升

高一石六斗五升八合

この反別五反五畝八歩

この貢米一斗八升八合

高三斗五升四合

この反別五畝二十七歩

この貢米五升八合

高十一石三斗一升五勺

この貢米五百五十五文二分六厘一毛

一高七斗或升壹合 皆田 子高入り 同所新田

この下田反別壹反九歩
この貢米四斗四合

一高七斗九斗六升 皆田 子高入り 同所新田

この下田反別三反九畝六分
この貢米一石一斗九升五合

貢

米三百九拾九石五斗罪三合

永三貫七百三文八厘一毛

外

一 田貳反七畝六斗
以貢米三斗六升

見取

一 田貳反八斗
以貢米五斗八合

見取

一 田貳反六畝六斗
以貢米六斗或升六合

見取

一 田壹反五畝八斗
以貢米五斗九升或合

見取

一 田貳畝
以貢米五斗

見取

春加爾

一 田壹反壹畝拾六斗
以貢米三斗四升六合

見取

一 畑壹反壹畝拾六斗
以貢米五斗六合

見取

一 畑九畝四斗
以貢米五斗六升八合

見取

一 畑貳反貳畝拾六斗
以貢米貳百拾壹斗八厘

見取

貢合わせ 米三百九十九石一斗四升三合

永三貫七百三文八厘一毛

外

一 田二反七畝二十六步

見取り

この貢米三斗六升

一 田五畝十八步

見取り

この貢米一斗八合

一 田二反五畝二十六步

見取り

この貢米五斗二升九合

一 田一反五畝十八步

見取り

この貢米一斗九升二合

一 田五畝步

辰切り開き、見取り

この貢米一斗

一 田一反一畝十五步

見取り

この貢米三斗四升六合

一 畑一反一畝十六步

見取り

この貢米一斗五合

一 畑九畝四步

見取り

この貢米一斗六升八合

一 畑二反二畝十步

見取り

この貢米二百十六文八分一厘

一 烟七畝拾貳
以貢永六拾文

見 取

一 永七斗六升貳合

駢 米

一 永三斗八升貳合

内種貸利米

一 永六斗五拾四文貳下三厘

小物成

一 永七文九下九厘

久々永

一 永三貫九拾文四下

船役永
七艘分

一 永貳貫七百三拾九文九下六厘

船役永
拾八艘分

一 永三百八拾文下三厘

葎野永

一 永五拾貳文下貳厘

久々永

一 永三貫文

已分新規
立干網運上

一 永三貫六拾文

當新分新規
市場冥加永

一 大豆壹石五斗五升五合壹分

大豆 納

米四百貳石五斗九升六合

納日 大豆壹石五斗五升五合壹分

永拾貳貫五百拾九文下貳厘壹毛

一 烟七畝十二步

見取り

この貢永六十五文

一 米七斗六升二合

駄米

一 米三斗八升二合

御種貸し利米

一 永六百五十四文二分三厘

小物成

一 永七文九文分九厘

久々永

一 永一貫九十三文四分

船役永 七艘分

一 永二貫七百三十九文九分六厘

船役永 十八艘分

一 永三百八十六文三分三厘

葎(よし)野永

一 永五十二文三分二厘

久々永

一 永三貫文

已より新規、立干網運上

一 永三貫六拾文

当午より新規、市場冥加永

一 大豆一石五斗五升五合一勺二才

大豆納

納合わせ 米四百二石一斗九升五合

大豆一石五斗五升五合一勺二才

永十五貫五百十九文一分二厘一毛

右者當年定免御取箇書面之通條
村中大小之百姓入此者近不殘立會無
甲乙割合之來極月十日限急度可令
皆濟之也

菊間

明治三庚午年十月 以潘廳 角朱印

右村
名主
組頭
惣百姓

右は当年定免御取箇、書面のとおり候条
村中大小の百姓、入作の者まで残らず立会い
甲乙なくこれを割り合ひ、来る極月十日限りきつと
皆濟せしむべきものなり。

菊間

明治三庚午年十月 潘庁 角朱印

右村
名主
組頭
惣百姓

明治四辛 未年貢可納御割附之寫

市原郡
八幡宿

未御年貢可納割附之事

上総国市原郡

一 高千或百石七斗八升合五勺 八幡宿

此別百四拾四町二畝二十歩

此別

明治4年(1871) 市川本店文書
八幡宿菊間藩年貢割付

明治四辛未年貢納むべき御割付
の寫し

市原郡
八幡宿

未御年貢納むべき割付のこと

上総国市原郡

当未より亥まで五か年定免
一 高千二百五十石七斗八升五合五勺 八幡宿

内 高四升八合六勺 無地高

高十一石三斗一升五勺 小物成高

この反別百四十四町二畝二十歩

この訳

田高九百六拾四石八斗九升五合
此反別九拾一町六反二畝十九步

高一石八升四合
此反別一反五畝步

高八石八斗一升一合
此反別七反七畝二十八步五厘

小以高九石八斗九升五合
此反別九反二畝二十八步五厘

残高九百五十四石九斗九升六合四勺
この反別九十町六反九畝二十步五厘
この貢米三百三十七石四斗四升 去る午同

内

高九百四十四石四斗四升六合四勺 本免
この反別八十九町六反七畝十五步五厘
この貢米三百三十五石一斗一升五合

高五斗六升四合
この反別四畝二十一歩
この貢米一斗八升九合 屋敷成、本免

高三石六斗九升八合 取下げ
この反別四反五畝二歩
この貢米一石七升六合

高六石二斗八升八合 午より戌まで五か年 悪地取下げ
この反別五反二畝十二歩
この貢米一石六升

畑高二百七十四石五斗三升五合
この反別五十二町四反一歩

田高九百六十四石八斗九升一合四勺
この反別九十一町六反二畝十九歩

高一石八升四合

この反別一反五畝歩

高八石八斗一升一合

この反別七反七畝二十八歩五厘

小以高九石八斗九升五合

この反別九反二畝二十八歩五厘

残高九百五十四石九斗九升六合四勺

この反別九十町六反九畝二十歩五厘

この貢米三百三十七石四斗四升 去る午同

内

高九百四十四石四斗四升六合四勺 本免

この反別八十九町六反七畝十五歩五厘

この貢米三百三十五石一斗一升五合

高五斗六升四合 屋敷成、本免

この反別四畝二十一歩

この貢米一斗八升九合

高三石六斗九升八合 取下げ

この反別四反五畝二歩

この貢米一石七升六合

高六石二斗八升八合 午より戌まで五か年 悪地取下げ

この反別五反二畝十二歩

この貢米一石六升

畑高二百七十四石五斗三升五合

この反別五十二町四反一歩

門

言四年或升四合
付反別言及四畝四

前々道代溝代引き

言七石七斗或升
亦反別或所言及反別

前々川欠け永荒引き

言八石八斗或升
亦反別或所言及反別

殘言或百言或百言或百言

亦反別或所言及反別

永三貫百四十七文八分二厘 去る午同

本免

言百八拾石三年或升
亦反別三拾石或升
亦反別四拾石或升

右日断

言拾石九斗三年或升
亦反別三拾石或升
亦反別四拾石或升

屋鋪本免

言拾石三年或升
亦反別三拾石或升
亦反別四拾石或升

右日断

言拾石三年或升
亦反別三拾石或升
亦反別四拾石或升

取下

言拾石三年或升
亦反別三拾石或升
亦反別四拾石或升

内

高四斗二升四合

前々道代溝代引き

この反別一反四畝四歩

前々川欠け永荒引き

高七石七斗二升

前々道代溝代引き

この反別二町四反五畝十五歩

小以高八石一斗四升四合

この反別二町五反九畝十九歩

殘高二百六十六石三斗九升一合

この反別四十九町八反十二歩

この貢米六十石一斗四合

永三貫百四十七文八分二厘 去る午同

内

高百八十三石三斗六升二合

この反別三十九町二反十八歩五厘

この貢米四十五石七斗六升五合

高十五石九斗三升一合

この反別三町四反五畝四歩五厘

この貢米二貫三百十五文二厘

三年五斗八合
 五年八斗八合
 七年五斗八合
 悪地取下

言指五斗五升五勺
 小物成高

一 右のり
 七年或升五合
 皆同所新田

一 右のり
 言指五斗五升五勺
 皆同所新田

夏
 米三百九十九石五斗四升五勺
 永三貫七百三文八厘一毛

外

一 田或反七畝正古卜
 見取

一 田或反八斗
 見取

一 田或反五畝正古卜
 見取

一 田或反五斗或升九合
 見取

高三斗五升四合 午より戌まで五か年

この反別五畝二十七歩 悪地取下げ

この貢米五升八合

高十一石三斗一升五勺 小物成高

この貢米五百五十五文二分六厘一毛

右同断

一 高七斗二升一合 皆田、子高入り 同所新田

この反別一反九歩

この貢米四斗四合 去る午同

右同断

一 高一石九斗六升 皆田、已高入り 同所新田

この反別三反九畝六歩

この貢米一石一斗九升五合 去る午同

貢合わせ 米三百九十九石一斗四升三合

永三貫七百三文八厘一毛

外

一 田二反七畝二十六歩 見取り

この貢米三斗六升

一 田五畝十八歩 見取り

この貢米一斗八合

一 田二反五畝二十六歩 見取り

この貢米五斗二升九合

一 田一反五畝十八歩 見取り

この貢米一斗九升二合

一 田五畝 辰切開
見取

一 田五反五畝 辰切開
見取

一 田五反五畝 辰切開
見取

一 畑七畝 辰切開
見取

一 畑九畝 辰切開
見取

一 畑或反或畝 辰切開
見取

一 畑七畝 辰切開
見取

一 畑屋敷成五反七畝 辰切開
見取

一 米七斗 辰切開
見取

一 米三斗八升 辰切開
見取

一 米三貫文 辰切開
見取

一 大豆 辰切開
見取

一 田五畝歩 辰切開
見取り

一 田一反一畝十五歩 辰切開
見取り

一 田一町一反六畝二十五歩 辰切開
見取り

一 畑一反一畝十六歩 辰切開
見取り

一 畑九畝四歩 辰切開
見取り

一 畑二反二畝十歩 辰切開
見取り

一 畑七畝十二歩 辰切開
見取り

一 畑屋敷成一反七畝十三歩 辰切開
見取り

一 米七斗六升二合 辰切開
見取り

一 米三斗八升二合 辰切開
見取り

一 米六百五十四文二分三厘 辰切開
見取り

一 米三貫文 辰切開
見取り

一 米三貫六百文 辰切開
見取り

一 大豆一石五斗五升五合一勺二才 辰切開
見取り

角朱

納

米四百四石四斗九升八合

大豆一石五斗五升五合二勺二才

永拵者責或百二拾九文を下或厘五毛

右者當未より亥迄五ヶ季定免之内

當未御取箇書面之通り候条、村

中大小の百姓、入作の者まで残らず立会い

毎甲乙割合之末、極月十日限り

急度之令皆濟者也

菊間

明治四年十月

縣廳

朱角下

右村

名主

組頭

惣百姓

角朱割り印、納合わせ

米四百四石四斗九升八合

大豆一石五斗五升五合一勺二才

永十一貫二百三十九文一分二厘一毛

右は當未より亥まで五ヶ季定免の内、

當未御取箇、書面のとおり候条、村

中大小の百姓、入作の者まで残らず立会い

甲乙なくこれを割り合い、来る極月十日限り

きつと皆濟せしむべきものなり。

菊間

明治四年十月 県庁 朱角印

右村

名主

組頭

惣百姓

明治元辰年皆濟目錄寫

市原郡
八幡宿

辰御物成り皆濟目錄

高千二百五十三石四斗六升六合五勺

上総国市原郡

八幡宿

内訳

高百八石五斗三升九合六勺

元

小川達太郎
支配所

一米四十二石八斗三升四合

本途口米共

明治元年（1868）市川本店文書
八幡宿菊間藩皆濟目錄

明治元辰年皆濟目錄寫し

市原郡
八幡宿

辰御物成り皆濟目錄

高千二百五十三石四斗六升六合五勺

上総国市原郡

八幡宿

内訳

高百八石五斗三升九合六勺
一米四十二石八斗三升四合

元

小川達太郎支配所
本途口米共

一 永或真或持文下七毛
本途口永三役
小物成其外共

一 次大豆三斗四升五合
石代納
小物成其外共

永或真或持文下七毛

一 永或真或持文下七毛

永或真或持文下七毛

大豆代米渡し

永或真或持文下七毛
永或真或持文下七毛

永或真或持文下七毛

元
松本鑄次郎知行所
知所

一 永或真或持文下七毛

本途延口
小物成共

一 永或真或持文下七毛

右同断

一 永或真或持文下七毛

水又令

一 永或真或持文下七毛
永或真或持文下七毛

一 永二貫百二十三文九分五厘

本途口永三役

一次大豆三斗四升五合

小物成その外共
石代納

この代永一貫八百十五文八分
合わせ 米四十二石八斗三升四合

ただし金一両につき一斗九升

永三貫九百三十九文七分五厘

内

米一斗六升

大豆代米渡し

差し引き残

米四十二石六斗七升一合

永三貫九百三十九文七分五厘

高百六十六石五斗六升八合五勺

元 松本鑄次郎知行所

一米五十六石一斗三升二合五勺

本途延口、小物成共

一 永九百九十文三分七厘三毛

右同断

一 永七百五十文

水夫金

合わせ 米五十六石一斗三升二合五勺

永一貫七百四十文三分七厘三毛

内

永七拾八石五斗五升三合

永七拾四石八斗九升九合

永七拾七石四斗九升七合

永七拾八石五斗五升三合

村上三郎知行所

永七拾四石七斗九升七合

本途、小物成共

永七拾七石七斗九升七合

内

永七拾七石七斗九升

堰人足扶持

永七拾八石五斗四合

永引下

永七拾年五斗五合

沙入り荒れ川欠け下

永或石

組頭給米下

永七拾九石八斗九升九合

内

米一石三斗一升三合一勺 堰水代米下さる

米五十四石八斗一升九合四勺
永一貫七百四十分七分七厘三毛

高百七十八石五斗五升二合 元 村上三郎知行所

一米六十四石七斗九升七合一勺三才 本途、小物成共

永一貫三百三十九文二分八厘 本途、小物成その外共

永一貫三百三十九文二分八厘 内

米一石七斗六升 堰人足扶持米下さる

米八斗六升四合 永引き下さる

米三斗五升五合 沙入り荒れ川欠け下さる

差し引き残 米二石 名主、組頭給米下さる

米五十九石八斗一升八合一勺三才
永一貫三百三十九文二分八厘

元 永或百貫八年并取合

岩本数馬

一 永七拾貫三年并取合五斗五升七匁 申途延口共

一 永五貫或拾貫九斗五升七匁 右同 断

一 稻米五拾貫四年并取合五斗五升七匁 石代納

一 永五拾貫或并取合五斗五升七匁 石代納

永七拾四貫三年并取合五斗五升七匁

永或拾貫八百拾七匁七匁七匁七匁

内

永五拾貫四年并取合五斗五升七匁

堰水代米下さる

永五拾貫四年并取合五斗五升七匁

大豆代米下さる

永五拾貫四年并取合五斗五升七匁

糯米代米下さる

永五拾貫

川欠け引き下さる

永或并

名主給米下さる

永或并

組頭給米下さる

残

永或拾貫八百拾七匁七匁七匁七匁

高二百四石八斗五升二合

元 岩本数馬知行所

一 米七十四石三斗五升八合一勺五才

本途、延口共

一 永五貫二十五文九分五厘七毛

右同断

一 糯(もち) 米一石四斗九升五合四勺二才

石代納

この代永十一貫五百三文二分 ただし金一両につき一斗三升

一大豆一石二斗二升九合一勺二才

石代納

この代永七貫三百三十八文 ただし金一両につき一斗六升

七合五勺

合わせ

米七十四石三斗五升八合一勺五才

永二十三貫八百六十七文一分五厘七毛

内

米一石五斗一升九合五勺

堰水代米下さる

米六斗二升三合三勺

大豆代米下さる

米一石四斗九升五合四勺二才

糯米代米下さる

米一石

川欠け引き下さる

米二斗

名主給米下さる

米一斗

組頭給米下さる

差し引き残

米六十九石四斗一升九合九勺三才

永二十三貫八百六十七文一分五厘七毛

三八拾五石七升合

一 米三拾石五斗五升合

一 米百八文下九厘

米三拾石五斗五升合

合 米百八文下九厘

元

水野國之助知行所

物所

小物成

口

米八斗

米三斗六升五合八勺六才

米一石二斗

米二斗五升

用水堰人足扶持米下さる

川欠け道代その外下さる

名主給米下さる

組頭給米下さる

養 米或拾九石五斗五升合

残 米百八文下九厘

元 米百八拾石五斗五升合

元

永井兼之助知行所

一 米七拾石四斗五升合

一 米百八拾石五斗五升合

物所

小物成其外共

高八十九石二斗七升六合

一米三十二石一斗五升六勺

一 永百八文三分九厘

合わせ 米三十二石一斗五升六合

永百八文三分九厘

元 水野國之助知行所

本途

小物成

内

米八斗

米三斗六升五合八勺六才

米一石二斗

米二斗五升

差し引き残

米二十九石五斗三升四合七勺四才

永百八文三分九厘

高百八十二石八斗二升四合

一米七十四石二斗三升一合一勺

一 永八百三十七文九分四厘

元 永井兼之助知行所

本途、延口その外共

小物成その外共

米七拾四石二斗三升一合一勺
永百三十七文九分四厘

米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘
米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘
米七拾石七文九卜四厘

米八斗

堰普請扶持
米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘

米七拾石七文九卜四厘

元

河野左門知行所

本途、見取り、延口共

小物成その外共

飾藁(わら)その外共

堰普請扶持米下さる

堰普請扶持

合わせ 米七十四石二斗三升一合一勺

米八百三十七文九分四厘

内

米一石二斗六升

米六斗九升七合二勺

米一石二斗六升

堰代人足扶持米下さる
百分一下され米
利兵衛持ち悪田畑用捨引き

差し引き残

米七十一石一升三合九勺

米八百三十七文九分四厘

元

河野左門知行所

本途、見取り、延口共

小物成その外共

飾藁(わら)その外共

合わせ 米二十九石五斗三升六合

米三百七十二文八分七厘

内

米八斗

堰普請扶持米下さる

米八斗

名主給米下さる

残 米或程七石九斗五升六合

永八百四十六文三分三厘

言或百或程七石九斗五升六合

元

佐野藤三郎知行所

一 米八斗五升六分五厘五分 東邊延口共

一 米八百四十六文三分三厘

小物成

米八斗五升六分五厘五分

合 永八百四十六文三分三厘

米或斗

八幡宮へ初穂米下さる

米五石八斗

堰代米下さる

米五石

名主給米下さる

残 米八斗五升六分五厘五分

永八百四十六文三分三厘

差し引き残

米八斗

名主給米下さる

米二十七石九斗三升六合
永三貫七百十二文八分七厘

高二百二十六石九斗一升三合

元 佐野藤三郎知行所

一 米八十三石二斗五升一合三勺三才 本途、延口共

一 永八百四十六文三分三厘

小物成

合 わせ 米八十三石二斗五升一合三勺三才

永八百四十六文三分三厘

内

米二斗

八幡宮へ初穂米下さる

米一石八斗

堰代米下さる

米一石

名主給米下さる

差し引き残

米八十石二斗五升一合三勺三才

永八百四十六文三分三厘

右村 永三拾五貫 永九拾貳文各名
 永三拾五貫 永九拾貳文各名

小川達太郎支配所分
 米一石八斗七升五合六勺
 水代米渡し分

御用捨下され米
 米八十六石八斗
 米二斗六升四合六勺三才
 この代永一貫五百四十七文五分
 ただし金一兩につき
 米一斗七升一合
 米納

右村 永三拾五貫 永九拾貳文各名
 永三拾五貫 永九拾貳文各名
 明治二巳年正月

天野采十郎
 今井篤平
 田所八五郎
 森下楠之助

右村
 名主
 組頭
 百姓代

八口合わせ

米四百三十五石四斗六升四合六勺三才
 永三十六貫三百九十二文九厘
 内永十貫百三十八文四分
 小川達太郎支配所分
 米一石八斗七升五合六勺
 水代米渡し分
 差し引き 永二十六貫二百五十三文六分九厘
 この納め払い

御用捨下され米
 米八十六石八斗
 米二斗六升四合六勺三才
 この代永一貫五百四十七文五分
 ただし金一兩につき
 米一斗七升一合
 米納
 合印、納め合わせ
 米三百四十八石四斗
 この俵八百七十一俵
 米三百四十八石四斗
 永二十七貫八百一文一分九厘

右は去る辰御物成本途、小物成、口米永、書面の
 のとおり皆済令（せしむ）につき、小手形引き替え、一紙目録相渡
 すものなり。

明治二巳年正月
 出役につき無印 天野采十郎
 出役につき無印 今井篤平

田所八五郎印
 森下楠之助印

右村
 名主、組頭、百姓代

明治貳己巳年皆濟目錄寫

市原郡

八幡宿

巳御物成り皆濟目錄

上総国市原郡

八幡宿

- 一 田米三百八十四石一升三合五勺一才
- 一 田米六十九石四斗八升二合四勺七才
- 一 田米三貫三百二十文七分二厘

明治2年(1869)市川本店文書
八幡宿菊間藩皆濟目錄

明治二己巳年皆濟目錄写し

市原郡

八幡宿

巳御物成り皆濟目錄

上総国市原郡

- 高千二百五十三石四斗六升六合五勺
- 一田米三百八十四石一升三合五勺一才
- 一田米六十九石四斗八升二合四勺七才
- 一田米三貫三百二十文七分二厘

八幡宿

本途延口とも

右同断

右同断

一 米四斗六合五勺

一 米四斗六合五勺

一 米三斗二升六合

一 米三斗七升二勺

一 米三斗二升六合

新田延口

新田延口

田見取

田見取

畑見取

畑見取

一 米三斗七升七勺

一 米三斗

一 米五斗

一 米或向或向安下

一 米三斗

一 米三斗

右門

田見取

田見取

田改出

田改出

田改出

田改出

一 米三斗或升六合

一 米三斗六合

一 米三斗四合

一 米八百粒

一 米八百粒

一 米八百粒

田見取

田見取

田見取

田見取

田見取

田見取

一 米四斗六合一勺
一 米四十二文九分七厘六毛
一 米三斗三升二合
一 米六十七文三分
一 米一斗三合八勺

新田延口とも
新田延口とも
田見取り
畑見取り
享和三亥より
見取り畑永納のところ
汐入り荒れ地につき不納
場所のところ 起き返り

一 米一斗六升七合五勺三才

一 米一斗二升

一 米三升

一 米五斗

一 米二百二十三文三分一厘

一 米一斗

一 米五斗二升六合

一 米一石五合六勺

一 米五斗四合

一 米八百十文七分三厘九毛

一 米八十九文八分三厘三毛

一 米三貫八百六十文一分六厘二毛

弘化四未より右同断
田五十谷荒れ地起き返り
申より田右同所同断
万延元申より、田改め出
開発場冥加永
辰より新開発場上納

元文三午より
塩場開発新田、見取り田
駄米延べとも
利米延べとも
葎野永
具(久)々永
船役運上

永六百文

又大力三艘
他三艘
永六百文

永七百六十九文九分六厘
他三艘
永七百六十九文九分六厘

永七百六十七文八分
内永七文八分
口永
同一艘

永七百六十九文九分六厘
同三艘、ただし一艘につき
永二百五十六文六分五厘
同一艘

永六百七十三文八分三厘
小物成り口永とも

永六百七十三文八分三厘
大豆納
ただし金一両につき一斗七升
当已より立干網運上

永六百七十三文八分三厘
大豆納
ただし金一両につき一斗七升
当已より立干網運上

永六百七十三文八分三厘
大豆納
ただし金一両につき一斗七升
当已より立干網運上

永六百七十三文八分三厘
大豆納
ただし金一両につき一斗七升
当已より立干網運上

永六百元

内
五大力三艘、ただし一艘につき
永二百文

永七百六十九文九分六厘

同三艘、ただし一艘につき

永二百六十七文八分

永二百五十六文六分五厘

永二貫二百二十二文四分二毛

船役永

内永百二十文 去る寅より増し

一永六百七十三文八分三厘

小物成り口永とも

一大豆一石五斗五升五合一勺二才

大豆納

この代永九貫百四十七文八分

ただし金一両につき一斗七升
当已より立干網運上

一永三貫文

米十一石一斗二升三合六勺一才

堰代米下さる

米一石二斗六升

年々利兵衛持ち悪田畑用捨引き

米三斗六升五合八勺六才

川欠け道代引き

米八斗六升四合

永荒れ引き

米三斗五升五合

汐入り荒れ地川欠け引き

小以 米十三石九斗六升八合四勺七才

合わせ

米四百四十三石三斗二升二合五勺四才

永二十一貫二百三十六文六分七厘

六廻舞

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

米二百石拾或石八斗

この納め払い

米六十六石四斗九升八合

米七斗七升七合五勺六才

米十二石四斗

米一石二斗

米四升六合九勺八才

この代永四百十三文三分

米三百六十二石四斗

この俵九百六俵

納合わせ

米三百六十二石四斗

もみ二十四石八斗

永二十一貫六百四十九文九分七厘

右は去る已御物成り本途、小物成、口米永とも書面のとおりに皆済令（せしむ）につき小手形引き替え、一紙目録相渡すものなり。

明治三十四年正月

不作下され米

大豆代米渡し

粉（もみ）納

割元新左衛門へ下され米

端米石代、ただし金一両につき

米一斗一升三合六勺七才

米納

今井権少属印

寺田権少属印

桜井少属印

水口大属印

右宿

名主

組頭

百姓代

明治三庚 午年皆濟目録寫

上総國市原郡
八幡宿

明治3年(1870)市川本店文書
八幡宿菊間藩皆濟目録

明治三庚午年皆濟目録寫し

市原郡
八幡宿

午御物成り皆濟目録

上総國市原郡

多子或百石九斗八合
八幡宿

一 米三百九拾九石五斗八合
本 途

一 承三貫七百三文八厘五毛
同 断

一 米三石九斗八合
見 取

以斗立或石九斗九合

午御物成り皆濟目録

上総國市原郡

高千二百五十三石四斗六升六合五勺 八幡宿

一米三百九十九石一斗四升三合 本途

この斗立て四百三十九石五升七合

一 永三貫七百三文八厘一毛 同断

一米一石九斗八合 見取り

この斗立て二石九升九合

一 永貳百八拾壹文下壹厘

見 販

一 永拾貳文三并貳合

口 永

一 永七斗二并貳合
以平五八年三并合

駄 永

一 永二斗八并貳合
以平五四年貳斗

内種貸利永

一 永二百五拾貳文下壹厘

小 脚 成

一 永七文九卜九厘

久々 永

一 永壹貫九拾文下

取七艘役永

一 永百七拾文貳卜

口 永

一 永貳貫七百三拾九文九卜六厘

取拾艘役永

一 永三百八拾文下三厘

蕨野 永

一 永八拾文下貳厘

久々 永

一 永三貫文

立干網運上

一 永三貫六百文

市場運上

一 大豆壹石五斗五升五合一勺二才
以代永六貫九百十一文六分

大豆代納

一 永四百五拾四石四斗四升六合

一 永貳拾貳貫貳百貳文九卜貳厘壹毛

此納掛

一 永二百八十一文八分一厘

見取り

一 米十二石三升二合

口米

一 米七斗六升二合

駄米

一 米三斗八升二合

御種貸し利米

一 永六百五十四文二分三厘

小物成

一 永七文九分九厘

久々永

一 永一貫九十三文四分

船七艘役永

一 永百七十二文二分

口永

一 永二貫七百三十九文九分六厘

船十八艘役永

一 永三百八十六文三分三厘

よし野永

一 永五十二文三分二厘

久々永

一 永三貫文

巳より新規、立干網運上

一 永三貫六百文

当午より新規、市場運上

一 大豆一石五斗五升五合一勺二才

大豆代納、ただし金一両につき

一 永二十二貫六百二十二文九分二厘一毛

一 永二十二貫六百二十二文九分二厘一毛

一 永二十二貫六百二十二文九分二厘一毛

一 永二十二貫六百二十二文九分二厘一毛

一 永二十二貫六百二十二文九分二厘一毛

米拾七石七升七合五勺六分

米七斗七升七合五勺六分

米六石

米五石五斗

米四斗四升八勺二分

米四斗三升五勺二分

樞代米下

大豆代米渡

米六石

米一石二斗

米一斗四升四合八勺三才

米四百三十五石二斗

米四百三拾五石二斗

米拾七石

永武拾三貫五百三拾四文三下武厘五毛

右者去年由物成本途小物成口米永とも書面
之通念皆濟分小形引替一紙目錄相渡すものなり。

菊間

明徳祥年正月
右宿
名主
組頭
百姓代

右宿

名主

組頭

百姓代

米十一石一斗二升三合六勺一才
米七斗七升七合五勺六才
米六石
米一石二斗
米一斗四升四合八勺三才
この代永九百三十一文四分
米四百三十五石二斗
この俵千八十八俵
樞代米下さる
大豆代米渡し
もみ納
割元川上新一郎へ下され米
端米石代、
ただし金一兩につき
米一斗五升五合五勺
米納

納合わせ

米四百三十五石二斗
もみ十二石
永二十三貫五百三十四文三分二厘一毛

右は去る午御物成り本途、小物成、口米永とも書面
のとおり皆濟せしむにつき小形引替え、一紙目錄相渡すものなり。

菊間

明治四辛未年正月 藩庁角朱印

右宿

名主

組頭

百姓代

明治四年 未年皆済目録寫

明治六年五月廿八日 上総国市原郡 八幡宿

未御物成り皆済目録

高千二百五十三石四斗六升六合五勺 上総国市原郡 八幡宿

一 米三百九拾九石三斗四升三合 本 途

一 永三貫七百三文八厘一毛 同 断

一 米四石二斗一升一合 見 取

明治4年(1871)市川本店文書
八幡宿菊間藩皆済目録

明治四辛未年皆済目録寫し
上総国市原郡 八幡宿
明治六年五月二十八日
本紙御預けに相成る

未御物成り皆済目録
上総国市原郡
高千二百五十三石四斗六升六合五勺 八幡宿
一 米三百九十九石一斗四升三合 本途
この斗立(とだて) 四百三十九石五升七合
一 永三貫七百三文八厘一毛 同断
一 米四石二斗一升一合 見取り
この斗立て 四石六斗三升二合

一 永或百八拾五文八斗五合

見取

一 永拾或石五斗五合

口 米

一 永七斗六升或合

駄 米

一 永三斗八升或合

御種貸利米

一 永六斗五升或合

小物成

一 永百三拾九文或下

口 永

一 永三貫文

立干網運上

一 永三貫五百文

市場運上

一 永五貫五斗五升或合

大豆代納

一 永四百五拾七石四斗八合

大豆代納

一 永拾六貫八百拾五文或下或下或毛

大豆代納

堀納掃

一 永拾五石五斗或合

堀代米下

一 永七斗七升七合五勺五才

大豆代米渡

一 永六石

叔 納

一 永五石或斗

端米石代

一 永三斗四升六合八勺五才

端米石代

一 永二百八十一文八分一厘

見取り

一 永十二石一斗一合

口米

一 永七斗六升二合

駄米

一 米三斗八升二合

御種貸し利米

一 永六百五十四文二分三厘

小物成

一 永百三十九文二分

口永

一 永三貫文

已より新規、立干網運上

一 永三貫六百文

当午より新規、市場運上

一 大豆一石五斗五升五合一勺二才

大豆代納、ただし金一兩につき

一 大豆二斗八升二合五勺

大豆二斗八升二合五勺

一 大豆一石五斗五升五合一勺二才

大豆一石五斗五升五合一勺二才

一 大豆二斗八升二合五勺

大豆二斗八升二合五勺

一 大豆一石五斗五升五合一勺二才

大豆一石五斗五升五合一勺二才

米四百三拾七石六斗
は俵千九拾四俵

米納

米四百三拾七石六斗

合
納
石

永橋八貫百八拾四文五分二厘一毛

右者未御物成り本途見取小物成口永とも
書面通令皆濟令（せしむ）につき小手形引き替え、一紙目録相

元
菊間

明治五年正月 縣廳印

右村
名主
組頭
百姓代

米四百三十七石六斗

米納

この俵千九十四俵

合印 納合わせ

米四百三十七石六斗

もみ十二石

永十八貫百八十四文五分二厘一毛

右は去る未御物成り本途、見取り、小物成、口永とも

書面のとおり皆濟令（せしむ）につき小手形引き替え、一紙目録相
渡すものなり。

元 菊間

明治五壬申年正月 県庁印

右村
名主
組頭
百姓代

明治四未年元社寺領上知皆濟目錄寫

明治4年(1871)市川本店文書
元社寺領上地皆濟目錄

市原郡
八幡宿

明治四未年元社寺領上知皆濟目錄寫し
市原郡
八幡宿

未御物成皆濟目錄

未御物成り皆濟目錄

元墨印地
高百五拾石
除地の内
田畑千百五拾六坪

上総国市原郡
八幡宿
八幡太神上知

元墨(朱)印地
高百五十石
除地の内
田畑千百五十六坪
塩浜三反九畝歩

上総国市原郡
八幡宿
八幡太神上知

塩浜三反九畝歩

一 米四拾四石七斗八升五合 本 途
 米斗五拾石七斗五升
 米代米百九拾九貫五白三拾文下

田 米三拾七石七升五合
 米斗五拾九石七斗九升五合 但 米斗五拾九石七斗九升五合
 米代米百六拾九貫四拾四文下 米斗五拾九石七斗九升五合

米斗五拾七石五斗五升五合 但 米斗五拾七石五斗五升五合
 米代米三拾貫五白拾五文下 米斗五拾七石五斗五升五合

一 永百三拾六文下 塩場年貢

一 米五拾石或斗六升或合 口 米
 米斗五拾石三斗三升四合 但 米斗五拾石三斗三升四合
 米代米五貫四白或拾九文下 但 米斗五拾石三斗三升四合

一 米四文下 口 米

一米四十四石一斗八升五合 本 途

この斗立て四十六石七斗一升

この代永百九十九貫六百三十文二分

田米三十七石七合六勺 ただし米一石につき

この斗立て三十九石一斗九升五合 金四兩一分

この代永百六十九貫四十四文一分 永六十二文九分

烟米七石一斗九合

この斗立て七石五斗一升五合 ただし右同断につき

この代永三十貫五百八十六文一分 金四兩永七十文

一米百三十六文五分 塩場年貢

一米一石二斗六升二合 口 米

この斗立て一石三斗三升四合 ただし右同値段

この代永五貫四百二十九文四分

一米四文一分 口 米

合永二百五貫二百文以下

内永九拾九貫八百八拾文以下
本途之内
不通下渡

約百永百五貫三百拾六文八下五厘

右者之未清物成并違小物成口米永共
書面之通令皆済分小形引替一紙目
録相渡之なり

元 蒙間

明治五年正月 縣廳 朱印

右村

名主
組頭
百姓代

合わせ永二百五貫二百文二分

内永九十九貫八百八十三文三分五厘 本途の内

五分通り下げ渡し

角印合 納め合わせ 永百五貫三百十六文八分五厘

右は去る未御物成り本途、小物成、口米永共
書面のおり皆済令(せしむ)につき、小手形引き替え、一紙目
録相渡すものなり。

元菊間

明治五年正月 県庁 朱印

右村

名主
組頭
百姓代

未御物成り皆済目録

除地の内

高二石五斗

上総国市原郡

八幡宿

無量寺上知

一回永三斗九升九合

此斗五斗或升或合

此代永一貫八百或文

本途

但永三斗九升九合

永三斗九升九合

一畑永二百五文三分

一永三升七合

此斗五斗或升或合

此代永四升八文八分

右日形

口米

但永三斗九升九合

一永六文二分

口米

合永或貫八拾文三分

未御物成り皆済目録

除地の内

高二石五斗

一田米三斗九升九合

この斗立て四斗二升二合

この代永一貫八百二十文

上総国市原郡

八幡宿

無量寺上知

本途

ただし米一石につき

金四兩一分

永六十二文九分

右同断

口米

ただし米一石につき

金四兩永七十文

口永

一畑永二百五文三分

一米一升一合

この斗立て一升二合

この代永四十八文八分

一永六文二分

合永二貫八拾文三分

内永一貫拾貳文五厘

本途の内
五分通り下渡

合印
納白
承去書六拾七文六厘

右去去未清物成在途は承永共書面を通
分皆済分小手形引替一紙目録相渡すものなり

元菊間

明治五年申年三月 縣廳 角朱印

右村

名主
組頭
百姓代

内永一貫十二文六分五厘

本途の内
五分通り下げ渡し

合印 納め合わせ 永一貫六十七文六分五厘
右は去る未御物成り本途、口米永共書面のとおり
皆済令（せしむ）につき、小手形引き替え、一紙目録相渡すものなり。

元菊間

明治五年申年正月 県庁 角朱印

右村

名主
組頭
百姓代

未清物成皆済目録

除地の内

一 田永二斗五升七合

上総国市原郡

八幡宿

稱念寺上知

一 田永二斗五升七合

一斗五升七合

其代永一貫七百九拾文

本途

但永一貫七百九拾文

一 烟永二百五文三分

一 永一升七合

一斗五升七合

其代永一貫七百九拾文

右同断

口米

但永一貫七百九拾文

口永

一 永一升七合

合永一貫九百八拾文

未御物成り皆済目録

除地の内

高二石五斗

一 田米三斗九升九合

この斗立て四斗二升二合

この代永一貫八百二十文

上総国市原郡

八幡宿

稱念寺上知

本途

ただし米一石につき

金四兩一分

永六十二文九分

右同断

口米

ただし一石につき

金四兩永七十文

口永

一 永一升七合

この斗立て一升八合

この代永七十三文三分

一 永一升七合

この斗立て一升八合

この代永七十三文三分

一 永一升七合

この斗立て一升八合

この代永七十三文三分

一 永一升七合

この斗立て一升八合

この代永七十三文三分

合納
口永一貫四百五十五文

口永一貫四百五十五文

本途の内
五分通り下げ渡

右者吉米俵揚成本途は永一貫五百三十一文九分
之皆深引小手形引替一紙目録左渡り

元菊間

明治五壬申年正月 縣廳 角朱印

右村

名主
組頭
百姓代

内永一貫四百五十五文

本途の内

五分通り下げ渡し

合印 納め合わせ 永一貫五百三十一文九分

右は去る未御物成り本途、口米永共書面のとおり

皆濟令(せしむ)につき、小手形引き替え、一紙目

録相渡すものなり。

元菊間

明治五壬申年正月 県庁 角朱印

右村

名主
組頭
百姓代

未清物成皆済目録

除地の内
田三百六拾坪

上総国市原郡
八幡宿
妙長寺上知

一田米貳斗三升

但斗立貳斗四升二合

但代米一貫四拾八文

本途

但米一貫四拾八文

但米一貫四拾八文

一米七合

但斗立七合

但代米貳拾八文

口米

但斗立七合

合米一貫七拾六文五分

但米五百貳拾五文

本途の内
但斗立七合

合米一貫五百貳拾五文

右者去未清物成本途口米永共書面のとおり

皆済令(せしむ)につき、小手形引き替え、一紙目録相渡すものなり。

兼間

明治五年申年正月 縣廳

右村

名主

組頭

百姓代

未御物成り皆済目録

除地の内

田三百六十坪

一田米二斗三升

上総国市原郡
八幡宿

妙長寺上知

本途

この斗立て二斗四升三合

この代米一貫四十八文

文

ただし米一石につき

金四両一分

永六十二文九分

一米七合

この斗立て七合

この代米二十八文五分

口米

ただし右同値段

合わせ米一貫七十六文五分

内米五百二十四文

本途の内

五分通り下げ渡し

合印、納め合わせ 永五百五十二文五分

右は去る未御物成り本途、口米永共書面のとおり

皆済令(せしむ)につき、小手形引き替え、一紙目録相渡すものなり。

元菊間

明治五年申年正月 県庁 角朱印

右村

名主

組頭

百姓代

未御物成皆源月録

除地の内
田三百六拾坪

上総国布志郡
八幡宿
園頼ちと知

一 田米五年三升八合

此斗立米年四升八合
此代永立自武松九文七下

本 途
但 米是元之付
合 米是元之付
自 武松九文七下

一 米四合

此斗立四合
此代永持之文七下

本 途
但 米是元之付
自 武松九文七下

合永三百四拾文

此永三百拾四文八分五厘

本 途
此斗立四合
此代永持之文七下

合
御台永三百三拾五文七下五厘

右者去米淨物成本途口米共書面のとおり
皆濟令(せしむ)につき、小手形引き替え、一紙目
録相渡すものなり。

元
兼間

明治五年正月
縣廳

右村

名主
組頭
百姓

未御物成り皆濟目録

除地の内

田三百六十坪
一田米一斗三升八合

上総国市原郡
八幡宿

妙長寺上知

本途

この斗立て一斗四升六合
この代永六百二十九文

ただし米一石につき
金四兩一分、
永六十二文九分

一米四合

この斗立て四合
この代永十六文三分

口米
ただし一石につき
金四兩永七十文

合わせ永六百四十六文

内永三百十四文八分五厘

本途の内

五分通り下げ渡し

合印 納め合わせ 永三百三十一文一分五厘

右は去る未御物成り本途、口米共書面のとおり
皆濟令(せしむ)につき、小手形引き替え、一紙目
録相渡すものなり。

元菊間

明治五壬申年正月 県庁 角朱印

右村

名主
組頭
百姓

明治五年租税割賦帳寫

上総国市原郡

八幡宿

明治5年(1872)市川本店文書
木更津県八幡宿租税割賦帳

明治五年租税割賦帳寫し

上総国市原郡

八幡宿

未より亥まで五年定免

上総国市原郡

八幡宿

一反別百四拾四畝二畝二十歩

口多様量三年五斗

内高四升八合六勺

小物成り高無反別
無地高

好詩

田反別九拾壹畝二畝九拾九歩

此の九百六十四石八斗九升一合四勺

上総国市原郡
八幡宿

未より亥まで五か年定免
一反別百四十四町二畝二十歩

この高千二百五十七斗八升五合五勺

内高十一石三斗一升五勺

内高四升八合六勺

小物成り高無反別
無地高

この訳

田反別九十一町六反二畝十九歩

この高九百六十四石八斗九升一合四勺

四

反別五反五畝 前々道代溝代引

反別七反七畝 前々道代溝代引

反別九反九畝 前々道代溝代引

反別十一反十一畝 前々道代溝代引

反別十三反十三畝 前々道代溝代引

四

反別八拾九町七反七畝 本免

反別五拾四町四反四畝 本免

反別四畝 下

反別五畝 下

反別六畝 下

反別七畝 下

反別八畝 下

反別九畝 下

反別十畝 下

反別十一畝 下

反別十二畝 下

反別十三畝 下

四

内

反別一反五畝 前々道代溝代引

この高一石八升四合

反別七反七畝二十八歩五厘 前々川欠け荒地沙入り引く

この高八石八斗一升一合

小以 反別九反二畝二十八歩五厘

この高九石八斗九升五合

残反別九十町六反九畝二十歩五厘

この高九百五十四石九斗九升六合四勺

この貢米三百三十七石四斗四升

反別八十九町六反七畝十五歩五厘 本免

この高九百四十四石四斗四升六合四勺

この貢米三百三十五石一斗一升五合

反別四畝二十一歩 屋敷成り本免

この高五斗六升四合

この貢米一斗八升九合

反別四反五畝二歩 取下げ

この高三石六斗九升八合

この貢米一石七升六合

反別五反二畝十二歩 午より戌まで五か年

(このページ下に貼り紙後出) 悪地取下げ

この高六石二斗八升八合

この貢米一石六升

畑反別五十二町四反一歩

この高二百八十五石八斗四升五合五勺

内高十一石三斗一升五勺 小物成高無反別

内

反別四十八町三反九畝歩
石方

反別一反四畝四歩
前々道代引き

反別二町四反四畝九歩
前々川欠け永荒れ引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

反別一畝六歩
前々荒地引き

石方

反別四十八町三反九畝歩
この高二百五十三石六升四合

内

反別一反四畝四歩

この高四斗二升四合

反別二町四反四畝九歩

この高七石六斗四升八合

小以反別二町五反八畝十三歩

この高八石七升二合

残反別四十五町八反十七歩

この高二百四十四石九斗九升二合

この貢米六十石一斗四合

反別四町一畝一歩

この高二十一石四斗七升一合

反別一畝六歩

この高七升二合

残反別三町九反九畝二十五歩

この高二十一石三斗九升九合

この貢米三貫百四十七文八分

高十一石三斗一升五勺

この貢米五百五十五文三分

内三厘九毛

右同断

反別一反九歩

この高七斗二升一合

この貢米四斗四合

石方

前々道代引き

前々川欠け永荒れ引き

前々荒地引き

代方

前々荒地引き

小物成高

増

同所新田

右同断
一 反別三反九畝六步 皆田、已高入れ 同所新田

一 反別三反九畝六步
此高入れ
此高入れ
此高入れ

一 反別三町七畝八斗六升 大縄場

此高入れ

田 田
此高入れ
此高入れ

畑 畑
此高入れ

石

一 反別二反八畝三斗
此高入れ

石方

一 反別二反九畝二十二步
此高入れ

永方

合
一 永四百三石二斗八升四合
永三百九十八石四斗九分

一 高百五十五石二斗八升六合七勺
大縄反別三町二畝四分五厘

元社寺領上知

此高入れ
此高入れ
此高入れ

一 永六貫七百七十六文七分
ただし社寺上知分共

畑方増永

右同断

一 反別三反九畝六步 皆田、已高入れ 同所新田

この高一石九斗六升

この貢米一石一斗九升五合

一 反別二町七反六畝三歩

この訳

田 反別二町八畝八歩

この貢米三石六斗四升五合

畑 反別六反七畝二十五歩

内

反別三反八畝三歩

この貢米五斗六升六合

反別二反九畝二十二歩

この貢米二百八十一文八分

石方

永方

合わせ

米四百三石三斗五升四合
永三貫九百八十四文九分

一 高百五十五石二斗八升六合七勺

大縄反別三町二畝四分五厘

この貢米四十六石二斗三升

永三貫四百八十三文六分

ただし別紙一社寺限り仕訳これあり

一 永六貫七百七十六文七分

ただし社寺上知分共

畑方増永

納合

米四百四十九石五斗八升四合

永十四貫二百四十五文二分

右者當五年租稅書面之通候条
惣農無洩立會割賦致決算来六
年一月限可令上納者也

明治五年十月 木更津縣權令 柴原和 朱角印

右村

戸長

副戸長

惣農

子年 四石二斗九升九合 御用捨米
丑年 一石四斗八升九合 同断
寅年 十九石二斗五合七勺 同断
卯年
辰年 七十六石八斗一升四合 同断
巳年 五十八石八斗四升八合 同断
午未申三年定免

納合わせ

米四百四十九石五斗八升四合

永十四貫二百四十五文二分

右は当五年租税、書面のとおり候条、
惣農洩れなく立ち合ひ、割賦致し、決算来る六
年一月限り、上納せしむべきものなり。

明治五年十月 木更津縣權令 柴原和 朱角印

右村

戸長

副戸長

惣農

(前出本文貼り込み分)

子年 四十二石二斗三升九合 御用捨米

丑年 一石四斗八升九合 同断

寅年 十九石二斗五合七勺 同断

卯年

辰年 七十六石八斗一升四合 同断

巳年 五十八石八斗四升八合 同断

午未申三年定免

明治五年租税皆濟帳寫

上総国市原郡

八幡宿

明治5年(1872)市川本店文書
木更津県八幡宿皆濟帳

明治五年租税皆濟帳寫し

上総国市原郡

八幡宿

地租の部

上総国市原郡

一 高千二百五十三石四斗六升六合五勺 八幡宿

米四百三十三石三斗五升四合

但二年五升
延米三升五合

内米四石二斗一升一合

大繩場米

地實

此代永千四百四十二貫九百七十九文

但三年五升
延米三升五合

永三貫九百八十四文九分

内永二百八十一文八分

大繩場米

地租の部

上総国市原郡

一 高千二百五十三石四斗六升六合五勺 八幡宿

米四百三十三石三斗五升四合

ただし三斗五升に

内米四石二斗一升一合

延べ米三升五合

この貢

この斗立て四百四十三石六斗八升九合

この代永千四百四十二貫九百七十九文

ただし一石につき

永三貫九百八十四文九分

内永二百八十一文八分

大繩場米

永三貫二百五十二文二分三厘

雜稅の部

一 永三貫貳拾貳文

人力車税

口 永百九十九文廿月廿日
永貳拾貳文廿月廿日

一 永百九十九文廿月廿日

小物成り税

一 永三貫百文

市場税

一 永七斗六升貳合廿月廿日

駄米

廿月廿日 永八合
但尋奔延三升五合

但尋奔延三升五合

諸掛りの部

一 永拾貳廿月廿日

口 永

但代永三拾九貫二百五拾六文

口 永

一 永百九十九文廿月廿日

口 永

合永千四百九拾四貫四百九拾文

雜稅の部

一 永一貫二十二文

人力車税

内永九百九十九文と九月より十一月まで三ヶ月分
永二十二文四分 十二月二日分

一 永六百五十四文

小物成り税

一 永三貫六百文

市場税

口米かからず

一 米七斗六升二合

駄米

この斗立て八斗三升八合

この代永二貫七百二十五文 ただし三斗五升に延べ三升五合

諸掛りの部

掛け米四百三石三斗五升四合

外米七斗六升二合、口米かからず

一 米十二石一斗一合

口米 ただし前同断

この代永三十九貫三百六十五文

掛け永五貫六十一文二分

外三貫六百文、口永かからず

一 永百六十九文八分

口永

合わせ 永千四百九十四貫四百九十文

一 永百六十七貫七拾七文五分
元社寺領上知

但別紙一社寺限り仕分け

一 永百六十八貫文

畑方増永
但社寺共

口永或百文五分

納合永千六百六十八貫五百四拾文五分

右者昨五年租稅書面之通収納
令比旨濟者也

明治六年五月 木更津縣權令柴原和 朱印

右村 戸長
副戸長
惣農

一 永百六十七貫七十一文一分 元社寺領上知
ただし別紙一社寺限り仕分けこれあり
一 永百六十八貫文 畑方増永、ただし社寺共
内 永二百三文三分 口永
納合わせ 永千六百六十八貫五百四十一文一分

右は昨五年租稅、書面のとおり收納
皆濟せしむものなり

角の朱印合わせ
明治六年五月 木更津縣權令柴原和 角の朱印

右村 戸長
副戸長
惣農

少参事 寺田信三郎
 大属 水口權作
 少属 櫻井平次郎
 權少属 寺田一尾
 同 今井梅藏

史生

北観音町五兵衛 矢内恕平様 (*100石)
 横町佐官屋 持田清十様 (*110石)
 五所呉所屋 内野啓吾様 (*110石)
 同地稲荷屋新宅 早房品次郎様 (*110石)
 出戸杉茂 千頭和万平様 (*110石)
 南新田 吉村常吉様
 南新田 成岡桂助様
 十二人 手拭 (てぬぐい) 一つずつ
 (* 菊間藩寄留者明細短冊集記載者、家禄)

使部 (菓子)
 岩本式二様 (*100石)
 岩本式二様 (*100石)
 菅谷徳太郎様
 笹間鎮土様 *
 三惠熊藏様
 奇藤寅作様 (*100石)
 山口兵太様
 石井善兵衛様
 山下卯吉様
 持田口馬様
 水口弁藏様 (*100石)
 神谷冲次郎様 (*110石)
 十二人

少参事 寺田信三郎様 (*200石)
 大属 水口權作様
 少属 櫻井平次郎様 (*14石)
 權少属 寺田一尾様 (*10石)
 同 今井梅藏様 (*10石)

史生 (ししよう)

北観音町五兵衛 矢内恕平様 (*100石)
 横町佐官屋 持田清十様 (*110石)
 五所呉所屋 内野啓吾様 (*110石)
 同地稲荷屋新宅 早房品次郎様 (*110石)
 出戸杉茂 千頭和万平様 (*110石)
 南新田 吉村常吉様
 南新田 成岡桂助様
 十二人 手拭 (てぬぐい) 一つずつ
 (* 菊間藩寄留者明細短冊集記載者、家禄)

(小紙片書付)

五所万太 水口大属
 五所新田 櫻井少属
 五所三照院 今井權少属

五所三照院
 今井權少属
 水口大属
 櫻井少属

彈正甚慮探索及諸官省之役名ヲ
假リ無根之説ヲ唱ヘ致徘徊候者
有之哉之趣不埒之事候條府
藩縣ヲイテ取締致シ今後右
奔之者有之候ノ不差置召捕
可届出候事

菊間藩

庚午十一月

大政官

右仰せ出ださるの趣その意得べきこと

一過日相觸れ候神社の規則未月

五日迄に相違なく差し出すべきこと

右の趣村々役人その意得、この廻状村名下

請印せしめ、早々順達留りより

相返すべきものなり。

明治3年(1870) 市川本店文書
菊間藩庁触れ書

彈正台探索および諸官省の役名を

かり無根の説を唱え徘徊いたし候者

これあるやの趣不埒のことに候條、府

藩県において取り締り致し、今後右

奔(てい)の者これあり候わば差し置かず召し捕り

届け出でべく候こと。

太政官

右仰せ出ださるの趣その意得べきこと。

一過日相觸れ候神社の規則未月

五日までに相違なく差し出すべきこと。

右の趣村々役人その意を得、この廻状村名下

請印せしめ、早々順達留りより

相返すべきものなり。

庚午
 十一月十九日
 藩庁
 上総国市原郡
 八幡宿
 松ヶ島村
 金杉浜新村
 五井村
 玉前新田
 出津村
 青柳村
 天王河原村
 朝山村
 白塚村
 右村
 名主
 組頭
 百姓代

右村
 名主
 組頭
 百姓代
 菊間藩

庚午
 十一月十九日
 藩庁 (印) 菊間藩庶務掛

上総国市原郡
 八幡宿 (印)
 松ヶ島村 (印)
 金杉浜新村 (印)
 五井村
 玉前新田 (印)
 出津村 (印)
 青柳村 (印)
 天王河原村 (印)
 朝山村 (印)
 白塚村 (印)
 右村
 名主
 組頭
 百姓代

先般東海道驛法改正相成候に
付、外街道之分岐迄之規規則
可相立候處、向貨錢、成之諸
道一般元貨錢、十式倍増之相
定、之を相對貨錢、以テ繼立之
此、此限之事

菊間藩

但、宿助成刻、(はね) 錢等の儀は追つて
規則相立、之、追差、迄、和、振合、
可相心得之事

庚午十一月 太政官

明治3年(1870) 市川本店文書
菊間藩庁触れ書

先般東海道驛法御改正相成り候に
ついては外街道の分も追々御規則
相立てべく候えども、差し向け貨錢の儀は諸
道一般元貨錢とも十二倍増しに相
定められ候。もつとも相對貨錢をもつて繼ぎ立て候分は
この限りにあらず候こと。

ただし宿助成刻(はね) 錢等の儀は追つて
規則相立て候までまず従前の振り合いと
相心得べく候こと。

庚午十一月 太政官

右のとおり
仰せ出だされ候あいだ村々役人その意を得、小前
一同へも洩らさざるよう申し聞け、もつとも寺院へも
相通すべし。この廻状村名下へ請印令(せしめ)
早々順達留りより相返すべきものなり。

庚午 十二月十七日 藩庁(印) 菊間藩庶務掛

右通云	柳寺村(印) 漸々三小水	二河川(印) 浅水(印) 寺院(印)	可(印) 連必(印) 村(印) 名(印) 下	早(印) 須(印) 達(印) 等(印) 水(印) 返(印) 心(印)	菊	藩	廳	上總市原郡	八幡(印)	念(印) 松(印) 林(印)	六井(印) 村	玉(印) 崎(印) 田	心(印) 陣(印) 村	松(印) 崎(印) 村
-----	--------------	--------------------	------------------------	------------------------------------	---	---	---	-------	-------	----------------	---------	-------------	-------------	-------------

菊	藩	廳	上總市原郡	白(印) 旗(印) 村	右(印) 旗(印)	三(印) 旗(印)	三(印) 旗(印)	菊	藩	廳	上總市原郡	寺(印) 柳(印) 村	了(印) 寺(印) 村
---	---	---	-------	-------------	-----------	-----------	-----------	---	---	---	-------	-------------	-------------

- 上總市原郡
- 八幡宿 (印)
 - 金杉浜新田 (印)
 - 五井村 (印)
 - 玉前新田 (印)
 - 出津村 (印)
 - 松ヶ島村 (印)
 - 青柳村 (印)
 - 天王河原村 (印)
 - 朝山村 (印)
 - 白塚村
 - 右村々
 - 名主
 - 組頭
 - 百姓代

菊間・岡田家文書

岡田家は元菊間藩士の家系で明治3年の家禄は現米10石であった。藩での身分は決して高くはなかったが、幕末から明治にかけての当主・程八が著した『菊間藩士・岡田程八日記』が沼津市立駿河図書館の手で解説出版され、貴重な郷土資料として高い評価を受けた。『沼津資料集成⑩』、水野藩士転籍者名簿『菊間藩寄留者明細短冊集』によれば

「二百五十七番屋敷居住

祖父程八亡、父弥助

一、家禄現米十石 岡田程八 旧名程八郎

明治九年五月五十五歳八ヶ月

天保七年丙申十月二十五日父家督仰せ付けられ、明治元年戊申十月二十四日菊間藩分轄三河国碧海郡大浜支庁在勤、同二年己巳十二月二日菊間藩貫族仰せ出され、同三年庚午九月十五日藩政改革によつて当国へ移転命じられ、同四年辛未七月十四日菊間藩廃され県置かれ、同年十一月十三日菊間県廃され、木更津県貫族、同五年壬申十月二十二日士族に列し、同六年六月十一日副戸長拝命、同年六月十五日木更津県廃され千葉県貫族、(中略)同年十月二十八日村用掛り拝命、同八年四月三十日菊間学校事務掛り拝命、同九年二月八日第五大区六小区副戸長拝命」とある。沼津藩当時の経歴を欠くが菊間藩の公式記録として引用した。

程八は文政3年、元水野家・松本藩士で4代123年におよぶ浪人中であった父重猶(弥助)嫡男として誕生、天保7年父に従つて念願の帰参を果たした。以後譜代足輕として江戸藩邸、沼津城、大浜陣屋に勤務、明治維新の菊間転封に従つた。明治2年の版籍奉還にともなう藩政改革で家禄10石、明治4年の廃藩置県で士族とな

った。維新後は副戸長や教育関係の仕事に携わり明治31年1月9日没、79歳であった。

岡田家が仕えた水野家は徳川家康の生母・お大の実家で、弟結城水野家藩祖忠重の2男忠清から始まる。忠清は慶長7年上野小幡1万石を与えられ、元和2年三河刈谷2万石、寛永9年三河吉田4万石をへて、同19年信濃松本7万石に進んだ。しかし6代忠恒は享保10年江戸城中において乱心、刃傷事件をおこして城知を没収され、叔父忠毅によつて名跡は認められたが旗本降格の7000石であった。

その子忠友は10代將軍家治の老中に進み、この間加増されて安永6年に駿河沼津で2万石、次の忠成も11代將軍家齊の老中となり、すべて5万石を領有した。その系譜は次のとおりであった。

- | | | | |
|---|------|----------------------|-------|
| ① | 水野忠清 | 天正10年刈谷生まれ、慶長5年家康に従う | |
| ② | 忠職 | 正保4年 | 慶長7年 |
| ③ | 忠直 | 寛文8年 | 正保4年 |
| ④ | 忠周 | 正徳3年 | 寛文8年 |
| ⑤ | 忠幹 | 享保3年 | 正徳3年 |
| ⑥ | 忠恒 | 8年 | 享保3年 |
| ⑦ | 忠毅 | 10年 | 8年 |
| ⑧ | 忠友 | 寛保2年 | 10年 |
| ⑨ | 忠成 | 享和2年 | 寛保2年 |
| ⑩ | 忠義 | 天保5年 | 享和2年 |
| ⑪ | 忠武 | 13年 | 天保5年 |
| ⑫ | 忠良 | 弘化元年 | 13年 |
| ⑬ | 忠寛 | 安政5年 | 弘化元年 |
| ⑭ | 忠誠 | 文久2年 | 安政5年 |
| ⑮ | 忠敬 | 慶応2年 | 文久2年 |
| ⑯ | 忠亮 | 明治40年 | 慶応2年 |
| ⑰ | 忠泰 | 昭和8年 | 明治40年 |
- 「(昭和22年廃止)

慶応4年15代忠敬の時明治維新の戦い、沼津藩は尾張徳川家の指令下に入って恭順し、新政府軍の東海道進軍に協力した。年号が明治と改まった同年7月、徳川宗家16代を相続した家達の駿府70万石移封にともない駿河、遠江の7大名がすべて上総と安房に国替えされることになった。水野家は駿河駿東、富士など4郡を市原郡の内に移され、菊間村の高台を城地と定め菊間藩と称した。

菊間城（藩庁舎、陣屋）の建設は急ピッチで始まり、宇雲の境一帯に、後に村役場となった2階建て「医局」、「時の鐘」を取り付けた層塔や「仮藩庁舎」、維新後菊間小学校となった藩校「明親館」、「御殿」と呼ばれた先々代忠寛の隠居下屋敷や藩知事忠敬邸、松翁神社などが相次いで建設されたが、本庁舎は土地を造成し土台を回した段階で廃藩置県のため中止、資材は初代の千葉県庁に転用された。

城跡には遺跡はほとんど存在しないといっている。雲の境藩庁舎跡と藩校跡、藩主や隠居御殿跡などは一面の畑地、すっかり夏草に覆われて当時の姿を偲ぶよすがはない。わずかに残る土塁や城地を縦断する大空堀（掘り切りか）、大手道となった新坂、武家屋敷町名残の「五の字道」などが痕跡をとどめている。菊間城はどんな城造りをめざしたのだろうか、図面も存在せず、現況からその縄張りを推定することはできない。

沼津から従った家臣団は侍屋敷105、惣長屋56、総計1695人に及んだ。沼津の旧宅を解体、ダンベイ船で八幡宿浜本湊に陸揚げ、あるいは村田川を遡って菊間村、大厩村、山木村などに運んだ。現在の大型団地造成にも似ている。菊間台地、徳永台を中心にあつという間に「一大城下」が出現したが、一瞬の夢物語に終わる。明治4年7月廃藩置県、忠敬に江戸居住が命じられると藩士たちも次々に離散していった。

現在、菊間地区に残る旧藩士子孫は数えるほどしかない。岡田家はその一つで徳永台の旧地に現在も生活されている。後出解説『菊間藩士岡田家代々系図、公私留め』による当家系図は

①岡田重直 九郎兵衛、宇喜多家、水野家刈谷藩士

②重政 庄助、水野家吉田、松本藩士

③重芳 庄助、松本藩士

④重房 庄左衛門、松本藩士、浪人

⑤重只 程八、松本藩浪人

⑥重兼 庄助、大工棟梁

⑦重則 伴助、大工職

⑧重猶 弥助、水野家掃參

⑨重勝 程八、水野家沼津、菊間藩士、明治維新

⑩寅三郎 教育者

と続き、現在徹也氏が岡田家の家名を引き継いでいる。

岡田家では、明治時代を中心とした伝来文書数百点を所蔵されたが、今般古建築研究家の瀧本平八氏を通じて、千葉県文書館へ寄託された。主要文書は

①菊間藩士岡田家代々系図、公私留め原本（岡田程八著）

②菊間藩士岡田程八日記原本（岡田程八著 沼津市立駿河図書館解説、刊行済み）

③明治6年および同40年現在旧菊間藩人名録原本（中山長明、岡田寅三郎著 市原地方史研究第5号、市教育委員会刊行済み）

④岡田寅三郎日記

⑤水野家系図（部分 作成年代不詳）

などで、ほかに菊間藩関係資料として

①菊間藩士会記念写真2点（明治後期）

②水野邸古写真（明治ころ）

③初代千葉県庁古写真（明治はじめ）

④水野家第10代水野忠義書「鶴」掛け軸

⑤水野家「おもだか紋」三方

⑥岡田程八夫妻ほか家族写真、などがある。

文書②と③はすでに公刊されており、今集では未発表の「岡田家

代々系図、公私留め」などを紹介する。

菊間藩士岡田家代々系図、公私留め（明治11年ころ）並帳）

沼津市立駿河図書館が昭和57年に解説、公刊された『岡田程八日記』は明治元年1月から28年12月に至る日々の暮らしを書き留めた程八の「後半生日記」で、市原地区の出来事が大半であった。ご苦労をおかけした沼津市の諸先生方には本書の方が喜ばれたのではないだろうか。

本書は前半が「過去帳」や代々の伝来資料で纏めた「岡田家系図」で、初代重直の慶長時代に始まる。後半は「程八日記」の「沼津編」で明治10年まで、菊間時代の「後半生記」と合わせて「一代記」となる。本書には沼津藩の下級武士の生活や仕事振り、社会情勢や天災などが詳しく記録され、封建社会から明治維新、文明開化の時代へ、激動の時代を駆け抜けた旧武士たちの生き様が生々しく綴られている。著者の「重勝」は程八本人のこと、二度これを写すと推考の跡を窺わせている。

前半は「岡田家系図」。初代九郎兵衛重直は「清和源氏備中国岡田郷地頭九郎兵衛重友8代の孫、宇喜多中納言秀家公家臣」という。秀家は豊臣秀吉子飼いの武將で、岡山47万石、五大老に列したが、関が原の合戦で西軍に組して敗れ、所領を没収、八丈島に流罪となった。重友の「故ありて浪人」の記述は関が原の戦いで主家滅亡を指している。

重友は岡山浪人後の慶長8年、三河刈谷城主であった水野忠清に仕官、この年徳川家康は征夷大將軍に就任して江戸に幕府を開くが、まだまだ天下はどう転ぶか分からない。諸大名は有能な武將を集め、堅固な城造りに傾注していた。重友が仕官した水野家は家康側近で母お大の生家、将来性も申し分ない。主家を失った重友にはそんな判断があったのかも知れない。

次ぎの重政が忠清の三河吉田城、信州松本城移封にしたがうが、4代重房の時、藩主忠恒が乱心し江戸城中で毛利師就に切り付けるという大事件を起こして取り潰しとなる。本書は「御大変につき浪人、御手判頂戴離反仕り」と記す。水野家はまもなく叔父忠毅をも

つて旗本7000石で再興されるが禄高はこれまでの10分の1に過ぎない。多くの家臣が離散し路頭に迷うこととなった。

手判の写しは驚くほど簡単、A3用紙を縦に半切りした程度の切り紙に「信州松本浪人、岡田庄左衛門、右いず方出るも相対次第遠慮なく借宿すべきものなり」次いで年月、藩重役とみられる2名の氏名押印がある。以後4代が浪人生活。重只の代がもっとも苦しく、「松本を引き払い横田村と申すところへ借宅（中略）、小細工など致しまかりあり」としている。

次ぎの重兼が大工で後に棟梁となる。重則、重猶に続く後胤が程八、著者はこうした環境の中で生まれ育った。岡田家にとって水野家帰参は代々の宿願であった。天保8年父重猶がせがれ程八を同道して水野家・沼津藩江戸屋敷を訪ねる。改めて10代藩主忠義に拝謁、3両2人扶持譜代足輕に取り立てられることになる。

以後は「程八日記」の前編「沼津編」といえる。登場人物の多さや役職、氏名、業務内容などが具体的かつ詳細にわたり、著者のまじめ、几帳面な人柄や性格を窺わせている。

とくに興味を引くのは「黒船渡来」に関する記述だろう。弘化2年3月、同3年閏5月、同5年5月は「異国船相見え」領分見回りのため出役、嘉永6年6月のペリー来航は「豆州下田湊へアメリカ船渡来につき2番手にて出張致し候」、安政元年正月の再航は「豆州下田湊へアメリカ船渡来につき出張致し候ところ、追々7艘まで入津ついに異人上陸致し日々徘徊致し、右につき追々長陣に相成り候」とする。また同年11月のロシア船渡来は大地震と津波にも遭遇したようである。「下田町九分どおり流失、死人夥しく」、沼津城も「御城内外、御殿、御役所などまで残らず潰れまたは半潰れ」とあり、ロシア船が破損し、修復のため戸田湊へ回送中、にわかの大風で沈船した、といった被害状況も記している。

早くから外国船が日本近海を航海している様子や「ペリー来航」で湾岸の諸藩が警備に人員を配置していることなどがとくに興味深い。

（山岸弘明）

岡田家代々系圖並公私留

重勝二度字之

明治11年(1878)ころ岡田家文書
岡田家代々系圖公私留め

岡田家代々系圖ならびに公私留め

重勝二度これを写す

岡田家系圖

清和源氏備中國岡田郷地頭九郎兵衛重友八代の孫
作州津山御城主浮田(宇喜多)中納言秀家公家臣、故ありて
浪人す。

初代 作州津山出生 岡田九郎兵衛重直

一慶長八癸卯年八月十九日、四十三歳にて三州刈谷御城主
水野隼人正源忠清公家臣となり、歩行役相勤め、寛永五戊辰
年十月六日、三州刈谷御城内にて行年六十九歳にて死す。
すなわち同所正覚寺へ葬り送る。

二代目 初代忠清公、二代忠職公臣

刈谷出生 重直嫡 岡田庄助重政

岡田家系圖

清和源氏備中國岡田郷地頭九郎兵衛重友八代の孫
作州津山御城主浮田(宇喜多)中納言秀家公家臣有故浪人

初代 作州津山出生 岡田九郎兵衛重直

一慶長八癸卯年八月十九日、四十三歳にて三州刈谷御城主
水野隼人正源忠清公家臣となり、歩行役相勤め、寛永五戊辰
年十月六日、三州刈谷御城内にて行年六十九歳にて死す。
すなわち同所正覚寺へ葬り送る。

二代目 初代忠清公、二代忠職公臣 岡田庄助重政

刈谷出生 重直嫡

一 元和壬戌年四月十七日出居番召し出され、その後同国吉田御城へ
 御所替え仰せこうむりなされ候につき、御供仕り候、その後
 寛永十三丙子年正月、
 同所御堀浚いの節、勤功によって天和三癸亥年十月六日願いの
 とおり隠居
 仰せ付けられ、生涯の間二人扶持下し置かれ、元禄十六癸未
 年十月二日
 行年九十七才にて信州筑摩郡松本御城内にて死す。すなわち
 同所宝栄寺へ葬送。
 法名円西号す
 同家中神谷吉右衛門娘 岡田重政妻
 法名正全号す

岡田重政妻

一 延宝三乙卯年十月四日死す。右同寺へ葬送。
 法名妙賢号す

岡田寅之助重則

一 正保四丁亥年十月十三日、召し出され、追々諸芸達し候えども明暦三丁酉年八月十三日行年二十五才、部屋住みにて死す。右同寺へ葬り送る。
 法名正全号す

岡田庄助重芳

一 万治三庚子年正月十五日御茶道役召し出され、天和三癸亥年十月

廿一日父家督仰せ付けられ、元禄元丁卯年正月歩行役仰せ
付けられ候ところ
享保八癸卯年正月願いのとおりに隠居仰せ付けられ、その後同
十三日死す。行年八十四才、右同寺へ葬り送る。

法名淨円号す

岡田重芳妻

一元文元丙辰年十一月二十六日死す。右同寺へ送る。

法名妙開号す

代目

忠直公
忠幹公
忠周公

岡田重房

一元禄十六年正月十五日在任候ところ、享保八癸卯年正月七日御大變
歩行役相勤めまかり在り候ところ、享保十乙巳年七月御大變
に付き浪人、御
手判頂戴離散仕り、その後宝曆四甲戌年五月十三日行年七十
九歳にて死す、右同寺へ葬る。

法名賢秀号す

右長

信州松本浪人

右長一尺、幅四寸七、八分くらい、一枚紙四つ切りなり
右頂戴の御手判

重芳娘

岡田庄左衛門重房妻

法名妙仙号す

一元保二十一年丙辰年四月三日死す同寺へ葬る。

享保二十一年丙辰年四月三日死す同寺へ葬る。法名妙仙号す

重芳娘 岡田庄左衛門重房妻

信州松本浪人 岡田庄左衛門
右いず方出るも相対次第遠慮なく借宿すべきものなり
享保十乙巳年十月 大草太郎左衛門御印
松平九郎左衛門御印

重芳二女

岡田重房後妻

一他家へ二度縁付き候えども不縁にて復し後妻となる。寛保四
甲子年正月八日死す。右同寺へ葬(る)。法名妙覺号す

法名妙覺号す

六代目 志恒公 忠幹 長 岡田 程八 重口ハ

一正徳二癸卯年御先簡に召し出され相勤め罷りあり候ところ、
享保十乙巳年七月松本御引き払いの節、重房同様浪人御手形
頂戴仕り、同所近在横田村と申す

重芳二女 岡田重房後妻

一他家へ二度縁付き候えども不縁にて復し後妻となる。寛保四
甲子年正月八日死す。右同寺へ葬(る)。法名妙覺号す

五代目 四代忠周公、五代忠幹公、六代忠恒公臣

重芳末男別家召し出しのところが浪人の後重房嫡子こ
れなきにつき同居、養子となる 岡田程八重只

一正徳二癸卯年御先簡に召し出され相勤め罷りあり候ところ、
享保十乙巳年七月松本御引き払いの節、重房同様浪人御手形
頂戴仕り、同所近在横田村と申す

所へ借宅、それより翌年三月松本御城下和泉町中程西側へ家
屋敷相求め同居、養育のため小細工など致しまかり居り候と
ころ隣家に宮村町

禅宗宝泉寺旦那にて新八と申す人独身者につき、後々に至り
程八儀は

松右衛門と改名いたし居り、右新八を朝夕とも世話致し末々
には家内の者同様に

いたし暮らし居り候ところ難波者ゆえ養子もこれなく、同人
死去後は家名断絶、よつて

右宝泉寺へ年々香花料として付け届け致し候て、右新八家譲
り受け、右につき同人法名等も調べ写し置き候ところ、重猶
代に至り、天保の度、江戸表まかり出候節

松本において紛失に付き、その後重勝代に相成り幸便をもつ
て宝泉寺へ聞き合わせ致し候ところ、

右寺追々住職も代わり睨(しかと)相わかり申さず候あいだ、
またまた分かり次第同寺より遣わしけれ

候のよう申され候えども未だ便りこれなしにつき、致し方ご
さなく候、さて松右衛門儀、寛延三庚午年十一月十七日行年
五十六歳にて死す、同寺へ葬る。 法名諦道号す

同家中村曾八娘 岡田重只妻

一元文五庚申年十二月五日死す、同寺へ葬る。法名妙正号す

一正徳二癸卯年御先簡に召し出され相勤め罷りあり候ところ、
享保十乙巳年七月松本御引き払いの節、重房同様浪人御手形
頂戴仕り、同所近在横田村と申す

法名諦道号す

一元文五庚申年十二月五日死す、同寺へ葬る。

法名妙正号す

重只弟分、別家実(は)甥なり

岡田彦右衛門重年

一浪人の後松本御城主松平丹波守様へ徒士役に抱えられ代々勤仕まかりあり、元文三年八月六日死す、別家につき同寺へ葬る。

法名詔安号す

右重年以後松平丹波守様へ仕え、御城内同心町と申すところ住居、かつ重只儀は両家の内に暮らしおり候こと、右重年より四代目庄五左衛門儀は御中小姓席に昇進いたし

重只嫡子

岡田彦助重兼

一松本和泉町において大工職渡世致し大工棟梁役仰せ付けられ、相勤め年々初八儀ずつ御城主様より頂戴仕り、その後天明四甲辰年三月飯田町乾瑞寺本堂再建

六代目

重只嫡子

岡田庄助重兼

御目見え仰せ付けられ、その上御紋付き御上一具、御料理等まで下し置かれ、誠に御意をこうむり右拝領物は清水兵左衛門殿より御渡し下され候、右御用済みにて帰国仕り候。寛政六甲寅年六月十九日死す。同寺へ葬る、行年六十九歳。

七代目

重只二男重兼養子なり

岡田伴助重則

一右同所にて同職渡世まかりあり候ところ養父より前、寛政六甲寅年四月十七日死す。

法名信願号す

右同所にて同職渡世まかりあり候ところ養父より前、寛政六甲寅年四月十七日死す。

法名信願号す

右同所にて同職渡世まかりあり候ところ養父より前、寛政六甲寅年四月十七日死す。

法名信願号す

右同所にて同職渡世まかりあり候ところ養父より前、寛政六甲寅年四月十七日死す。

同寺へ葬る、行年五十五歳。

法名信願号す

一 文政十戊子年十月廿五日在行年七十少同子之葬

松本御城下山家小路角谷庄七娘 岡田重則妻

法名覺利号

八代目

忠義公臣

岡田弥助重猶

一 松本御城下山家小路角谷庄七娘... 文政十戊子年十月廿五日在行年七十少同子之葬... 松本御城下山家小路角谷庄七娘... 岡田重則妻... 法名覺利号... 八代目 忠義公臣 岡田弥助重猶

一 松本御城下山家小路角谷庄七娘... 文政十戊子年十月廿五日在行年七十少同子之葬... 松本御城下山家小路角谷庄七娘... 岡田重則妻... 法名覺利号... 八代目 忠義公臣 岡田弥助重猶

△以下詰め打ちしました 11ページ

松本御城下山家小路角谷庄七娘

岡田重則妻

一文政十戊子年十月二十日死す、行年七十二歳、同寺へ葬る。

法名覺利号

八代目 十代忠義公臣となる 重則嫡子 安永七戊戌年

九月二十二日出生 岡田弥助重猶

一 松本和泉町において同職渡世仕りまかりあり候ところ文化十一甲戌年、中仙道本山宿に御領主御番所ならびに同宿本陣御普請仰せ付けられ候ところ滞りなく出来につき御作事方大工棟梁仰せ付けられ、勤中二人扶持下し置かれ相勤め候ところ、その後退役仕りおり候ところ、天保七申年八月十日江戸表へせがれ重勝同道にて出府、外桜田御屋敷へまかり出御旧縁これある者どもにつき浪人御手形持参仕り候あいだ帰参の儀願い上げ奉り候。もつとも松本在大村玄向律寺よりの書状も添え申し上げ候、その節まかり出候面々御用人

△12ページ

黒沢弥兵衛殿、若殿様御付石川治兵衛殿、御勘定奉行近藤角太夫殿、中山三左衛門殿、川嶋多門殿へ前願の次第いづれも対面の上口上にて申し上げ候ところ、当時殿様御在城中につき伺いの上追って御沙汰これある旨御達し、もつとも享保度離散仕り候節の役名その外これまでの手続き、およそ願面に相認め、早々差し出し申すべき旨御達しにつき、願面左のとおり。

恐れながら書付をもつて願い上げ奉り候

一 私先祖岡田九郎兵衛儀、忠清様御代三州刈谷において召し出され、その後引き続き御代々様結構召し仕えられ候ところ、私曾祖父岡田庄左衛門儀、松本御領知の節、御歩行役相勤め嫡子程八儀、鈴木新太夫殿組御先筒相勤めまかりあり候ところ、同所御引き払いの節庄左衛門病氣、浪人御手形頂戴離散仕り所持まかりあり候、しかるところ追々妻子等も養育仕り

神代御願書... 天保七年八月

直原角左衛門... 中山三左衛門殿

九月廿七日... 近藤角左衛門殿

十月朔日... 近藤角左衛門殿

右の節浪人御手形相添え差し上げ候... 近藤角左衛門殿

右の節浪人御手形相添え差し上げ候... 近藤角左衛門殿

九月五日御殿において御者(物)頭、御勘定奉行御出會い、御目見合わせこれあり、早々当地の親類書差し出し申すべき旨御達しにつき、すなわち翌六日菊間茂左衛門をもつて差し候こと。

近藤角左衛門殿

中山三左衛門殿

川嶋多門殿

近藤角左衛門殿

中山三左衛門殿

川嶋多門殿

近藤角左衛門殿

がたく候につき、大工職渡世仕り相凌ぎまかりあり候。

父庄助儀、信州松本飯田町乾瑞寺本堂再建御普請仰せ付けられ、皆出来の上、同寺同道江戸表へまかり出候よう仰せ付けられ候につき、すなわち天明四甲辰年九月中、御屋敷へ参上仕り候ところ、忠成公御目見合仰せ付けられ御紋付き御上下一具ならびに御料理頂戴その上御意をこうむり重畳(ちよ うじょう)冥加(みようが)至極(しごく)ありがたき仕合(幸)せに存じ奉り候、その後、父死去仕り候につき着用仕らず所持仕りおり候ところ、文政八乙酉年忠成公御上京の節私儀中仙道塩尻宿

△13ページ▽

御本陣において御目見合仰せ付けられ、なおまた御紋付き御上下着、罫(やり)御免仰せ付けられ誠にもつてありがたき幸せに存じ奉り候、このたび出府仕り帰参の儀、願ひ上げ奉り候につきこの段申し上げ候。以上

天保七丙申年八月

岡田弥助印 庄助印

近藤角左衛門殿 中山三左衛門殿 川嶋多門殿

右の節浪人御手形相添え差し上げ候。

右のとおり相認め差し上げ候ところ、殿様御儀御在城中につきその内御沙汰これあるべき旨これを申さる。

九月五日御殿において御者(物)頭、御勘定奉行御出會い、御目見合わせこれあり、早々当地の親類書差し出し申すべき旨御達しにつき、すなわち翌六日菊間茂左衛門をもつて差し候こと。

付けたり、右廉々(かどかど)差し出しにつき九月十五日御用これあるべき趣御達しのところ病氣につき御届け致し置き、追つて快方の上はせがれ庄助同道まかり出で

十三代忠寛公、十四代忠誠公、十五代忠敬公臣

重猶嫡子、文政三庚辰年十月六日松

本和泉町にて出生

始め常吉、又庄助、後庄左衛門

書き改め又程八

岡田程八郎重勝昇

生年十七才の時、十八才に申し
立て召し出され候なり

重郎左衛門殿と差し合ひ、大浜在勤中かくのごとし

一天保七丙申年八月父同道、江戸表へまかり出、帰参の儀願ひ
上げ、その後手続きは父同様につき爰（ここに）略す。

一同十月二日御用御達し、その方儀、御足輕召し出され、御給
金二兩二人扶持下し置かれ、父同道遠路出府につき、別段金
一分これを下さる、父子一同に同日御抱えと申すこと御当家
において始めなり。

一同月六日父死去、表向き御届け致し候につき、定式の忌服請
け候こと。

ハ16ページ

一同二十五日忌御免、出勤まかり出候ところ番代家督沼津表へ
引越し仰せ付けられ、御給扶持ならびに引越し料とも御
定めのとおりこれを下さる。

一同十二月二十五日江戸表出立、同二十七日沼津御城内へ着、
御添え地へ七番御長屋下さるなり。ただし母妹とも同道につ
き箱根御関所まかり通り候、御手形頂戴致し候こと。

付けたり、引越しの節一同にまかり越し候者名前、小役
人席にて高野秀之介、中野源左衛門、原富三郎、宮石与作、
御足輕にて、小子ならびに伊木直蔵一同に引越し候こと
一同二十八日着御届けとして御殿へまかり出候ところ、御先
手一番組吉田甚五兵衛殿御組入れ仰せ付けられ、勤め向きの
儀は散勤仰せ付けられ候こと。

一同八丁酉年正月差し合ひにつき、庄左衛門と改名、願ひのと
おり仰せ付けられ候こと。

一同三月二十七日御参府の節、立ち帰り御供仰せ付けられ候こ
と。

一同四月十三日棒柔術御覧の節まかり出候につき、御褒美とし
て鳥目三百文これを下さる。

一同五月二十四日殿様御発駕につき川割り方御用部屋調べ役高
見沢瀬平殿若党にてまかり越し候こと。

右の節川割り方下役、郡方手代山本伝兵衛、小原雲平ま
かり越す、江戸着より御上屋敷南御長屋に逗留、同居人
名前御奉行広地彦助殿、御調役高見沢瀬平殿、吟味役袖
山多次郎、下役鈴木五郎作、広地若党郷方岩城岩輔、御
大工谷村利兵衛、御勘定所御足輕杉山勘蔵、その外爰
（ここに）略す。

ハ17ページ

一同七月五日道中滞りなく帰着いたし候こと。

一同十一月御参府の節、立帰り御供にてまかり越し、永逗留致
し候につき、御褒美として鳥目五百文下さるなり。

一同九月二十二日町方加廻り仰せ付けられ候、その節、上役な
らびに同役名前左のとおり。

御徒士向田伴右衛門、山下庫次郎、米山磯次郎、柳沢鉄
馬、同役西坂源之介、戸上平八郎、増田万作、自分とも
四人なり

一同十二月十日御半髪助仰せ付けられ大手内御番所勤めのこと、
その節同様仰せ付けられ候名前、菅谷徳之助、川井祿之助、
自分とも三人なり。

一同月二十九日御剪紙（きりがみ）御用にてその方儀、御半髪
仰せ付けられ御給金三兩二分、二人扶持下さるなり。かつ髪
付け料これまた並のとおり下し置かれ候、その節仰せ付けら
る者名前。

一 同日舟中通津渡防松急候事

一 同日舟中通津渡防松急候事
同日舟中通津渡防松急候事

一 同日舟中通津渡防松急候事
同日舟中通津渡防松急候事

一 同日舟中通津渡防松急候事
同日舟中通津渡防松急候事

一 同日舟中通津渡防松急候事
同日舟中通津渡防松急候事

一 同日舟中通津渡防松急候事
同日舟中通津渡防松急候事

一 同日舟中通津渡防松急候事
同日舟中通津渡防松急候事

一 同日舟中通津渡防松急候事
同日舟中通津渡防松急候事

△ 18 ページ V

福田伴六、杉本熊太郎、菅谷徳之助、川井禄之助、自分とも五人、ほかにこれまでの御半髪名前席順、五十嵐仲右衛門、三矢四郎八、吉村文次、久保田段右衛門、萩原秀平、国井愛之助、松本栄助、青木衛茂七、三関伝治、大久保勇助、天野栄五郎、村上弥五右衛門、豊嶋与八郎、牧半助、鈴木美代次、黒野伊馬太、石原利右衛門、久保庄次郎、高嶋陸蔵、和田作蔵、柴田与五郎、中田三平、柳沢喜太郎、これより新規、福田伴六、杉本熊太郎、岡田庄左衛門、菅谷徳之助、川井禄之助、二十八人
天保八酉年より嘉永三戌年まで十四か年の間追々同役に相成り候者名前左のとおり。○印毎々仰せ付けられ候こと。
勝呂八平、桜井鉄次郎、石井音次郎、酒井十内、黒野一太郎、益沢庄三郎、山下豊三郎、大橋小八、渡辺富五郎

前
前直平、杉浦芳松○、深沢弁次、福井要次、生田孫四郎、宇佐美由郎○、大嶋良助、柳原種蔵○、大竹儀助、岡崎栄之助、大石由蔵○、佐野類平、岡田勇左衛門、今井林助○、加藤善太、平野三太、神谷勇七、佐野与五兵衛○、近藤源七、渡辺伝蔵○、一杉中平、原田又助、古右衛門○、佐野善太郎等なり
一天保九戌年三月通用御門番仰せ付けられ候こと。
一同七月十三日町方へまかり出、風聞もよろしからざるにつき、押し込め仰せ付けられ候こと。その節押し込め相成り候者名

川口主冷、田中勇、嶋津口党、柳沢喜太郎、橋本衆之助、西坂源之助、佐野善太郎、山本伝八、自分九人、ほか御近習御免押し込め神山栄蔵、菅野祐、高見沢寿助、三人、このほか慎人、差し控え人数多(あまた)これあり

州御領分海岸付き村々へ見
△21ページV

回りのためとして川奈村へ出役致し候こと。ただし御奉行御
代官大筒方手代、郷方等なり。

付けたり、この時加茂郡御台場これある村々へ大筒、江
戸、沼津より始め相廻り候こと。

同五月十六日御達し、先だつて中異国船相見え候節、出役致
し候につき御褒美として鳥目(ちようもく)七百文頂戴仕
候こと。

同十一月八日大調練これあり候につき富戸村組大筒方手伝い
仰せ付けられ候こと。

付けたり、御本丸にて御台場組の早打ちこれあり、縫殿
助(ぬいのすけ)殿御見(検)分のこと。

同三丙午年間五月二十七日豆州沖へ異国船相見え候につき、
一番手、二番手御差し出しにつき富戸組大筒方手伝いにて出
張致し候こと。

付けたり、この時異国船浦賀へ始めアメリカ軍船一艘入
津のこと

同六月十五日御人数一同帰陣致し候こと。

同月二十八日御達し、先だつて中、異国船渡来につき豆州加
茂郡村々へ出張致し候につき御褒美として鳥目一貫八百文、
別段鳥目五百文頂戴致し候こと。

付けたり、大暑の砌(みぎり)、長々出張致し候段厚く
御褒詞これあり。

岡田重勝妹ちか後

改めたか

一 同年九月二十二日日本多豊前守様御領分駿州駿東郡東沢田村百
姓円蔵伴隆吉へ縁組願いのとおり仰せ付けられ候こと、但し
内実は正月中遣わし置き候こと。

△22ページV

一 安政六乙未年六月六日江戸表へ御用書御差し出し候節、御届
け書左のとおり。

私妹本多豊前守様御領分、駿州駿東郡東沢田村百姓円蔵
伴隆吉へ去る弘化四未年中願いの上縁組仕らせ候ところ、
その後江戸麻布市兵衛町へ引越し、渡世まかりあり、し
かるところ不熟につき双方熟談の上離縁仕り候につき、
私方へ引き取り申すべきのところ、内用もござ候あいだ、
縁類赤坂三分坂下三河屋栄助方へしばらく逗留仕らせ申
し候、この段御届け申し上げ候。以上

未六月日

岡田程八郎

一 同十一月十四日 右同断の節願書左のとおり

井上伊予守様御家来

御医師、江戸表まかりあり候

目中礼斎

私妹先般御届けの上、江戸赤坂三分坂下三河屋栄助方へ逗
留仕らせ置き候ところ、このたび右礼斎へ再縁組仕らせ
くこの段願書奉り候。以上

未十一月 ただし内伺いも差し出し候こと 岡田程八郎

一文久元辛酉年正月、右礼斎方離縁致し候えども、離縁届
けは差し出さずそのままに差し置き候こと。

一 同年六月中赤坂丹後坂下御家人、加役相勤めまかりあり候小
作義左衛門方へ再縁組仕らせ候えども、別段御届けは致さず
そのままに致し置き候あいだ、以後心得までに留め置く

一 右たか儀、明治二十二年一月四日午後三時三十分病死の趣、
富士郡川成嶋村和田慶十郎方へ急ぎ越されべく候につき、幸
い程八、テル儀も同所逗留中につき同五日午後一時川成出立、
夜に入り静岡水落町二丁目一番地小作仲造方へ着き、翌六日
出棺火葬のこと、ただし同家はヤソ宗につきかくのごとし。
行年六十四歳。

一 弘化三年十月一日 御儀の儀... 弘化三年十月一日 御儀の儀... 弘化三年十月一日 御儀の儀...

一 弘化三年十一月廿五日 御儀の儀... 弘化三年十一月廿五日 御儀の儀... 弘化三年十一月廿五日 御儀の儀...

一 弘化三年十二月廿一日 御儀の儀... 弘化三年十二月廿一日 御儀の儀... 弘化三年十二月廿一日 御儀の儀...

一 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀... 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀... 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀...

一 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀... 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀... 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀...

一 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀... 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀... 弘化三年十二月廿九日 御儀の儀...

ハ23ページ

一 弘化三丙午年十月二日 砲術御頭見分の節、三寸角までみなあたり致し候につき御褒美として鳥目三百文頂戴仕り候こと。

一 同十二月二十六日三か年皆勤につき御褒美頂戴致し候こと。

一 弘化四丁未年十一月二十六日御城下宮町河岸紋蔵宅より出火致し、類焼人、宮町、中町、魚町、新町、本町、嶋町、横丁、大門町、新裏町、上大町、六軒町、川廊町、下多町、三枚橋丁、御城内外少々、□(薨力)多分焼失、その節大手外張御番所焼失致し、当分の内各番所にて相勤めおり候こと。

一 嘉永元戊申年二月二十一日駿州富士郡大宮町の内連雀町百姓寺田米次郎娘、願いの上縁組仰せ付けられ、すなわち引き取り候こと。

一 同二己酉年十一月晦日女子出生、すなわち和佐と名付け候こと。

一 同十二月二十六日三か年皆勤につき御褒美頂戴仕り候こと。

一 同三庚戌年八月二十五日御達し、御勝手小頭御蔵方兼かつ御在城中下賄い当分の内、助仰せ付けられ御奉行へ引き渡し相成り、これより御奉行支配相成り候こと、この時本役は左のとおり。

一 萩原秀次、吉岡重次郎、自分外に同日渡辺三内も仰せ付けられ、都合四人にて相勤め候こと、右小頭勤中、同役

一 右秀次浜手代に相成り、代わり持田清十、重次郎御役願いのとおり御免、同人代わり平野三太、仰せ付けられ同

一 役に相勤め候こと

一 同十二月十九日御達し、御役料本役並の通り下し置かれ候こと。

一 同二十二日御蔵方その外国産方御褒美頂戴仕り候こと。

一 嘉永四辛亥年正月十一日御剪紙(きりがみ)御用、お目見え格御取り立てこれまで下し置かれ候御足し金御加増成し下さ

ころにては山の根、田畑の内に三、四丁程もこれあり池出来その外死人、けが人数多(あまた)これあり、右につき混雑の中、同月十一日夜上大町より出火致し川廊町まで焼失致す

同十一月二十九日右の露西(ロシア)船修復として御領分豆州戸田村へお廻し造立のつもりのところ、沖合にて難風雨に逢い駿州富士郡宮嶋村地内字三軒家漂流、右につき同所へ出張致ししかるところ同所より戸田村へ海上およそ四、五里ほどのところ日本小船にて引き船致し相廻し候積もりにて沖中ほどまでも曳き出し候ところ、にわかには大風にて右曳き船は綱を切り、それぞれへ人命限り退去、口船はしずみ船に相成る、もつとも死人は一人もこれなく候こと、右につき十二月七日、八日兩日の内東海道吉原宿へ出、それより沼津宿字大渡と申すところ渡船、御領分江の浦村泊まり、翌日戸田村へ着、右警固人数は初日こなた様、翌日小田原様、警固致し誠にまことに前代未聞のことかなと、一日に異人二百五十人ずつ往来通行の儀につきここに記し置くものなり。

ハ28ページ

同十二月二十二日、例年どおり御褒美頂戴のこと。

一同二乙卯年正月、駿東郡村々掛かり仰せ付けられ候こと。

付けたり、右掛かり御代官鈴木五郎作、原川松左衛門、

同役加藤善右衛門、瀬川広次、自分三人

同三月十二日、男子出生、すなわち常吉と名付け候こと。

同四月二十五日、魯西(ロシア)船造立中につき、戸田村へ出張致し候ところ、六月二十四日交代済み帰陣致す。

付けたり、六月朔日ロシア人四百余人、亜墨利加(アメリカ)商船を借り受け一同乗り組み、戸田村出帆致す。

その節、日本小船にて湊口まで曳き出し、船四十艘へ御

当船印を建て、誠に日本の威勢頭わし、御人数も

一同湊口まで出で、通詞をもって暇乞い致し相分かれば候、

その後同所において公儀御手船二艘御仕立てにつき、地方掛かりの者は出張致しおり候こと

同七月十一日、昨年大地震の節、村々潰れ屋(家)、死人、怪我人その外これ有るにつき、取り調べとして出役致し、それぞれ納まり方も宜しく候につき、御褒美頂戴のこと。

同八月十三日、下田湊へアメリカ船渡来につき出張致し候こと、しかるところ九月二十一日疾療につき、御奉公勤めかね交代相願い、通し駕籠にて帰陣致し候こと。

ハ29ページ

同十一月十日、快方につき出勤致し候こと。

同十二月十五日、町方二十二番御長屋三間の場所へ引越候こと。

同十二月二十四日、昨寅年下田表へ出張致し候ところ、公辺より重き御褒詞もあらせられ候につき出張の者一同へ御酒、御吸い物など下し置かれ候こと。

右同日、地方向々例年御褒美頂戴のこと。

一同三丙辰年五月六日、御剪紙御用小役人席御取り立て、これまで下し置かれ候御足金御加増成し下され、なお御足金をもつて金四兩三分二人扶持下し置かれ、三州大浜郡方手代仰せ付けられ、引越し料御定めのおり下し置かれ、かつ勤め

金も並のとおりこれを下され候こと。

勤め金三分、別段金二両ずつこれを下さる

同月十一日、昨卯年戸田村へ出張致し候につき、公辺より御褒詞これありかつ御酒、御吸い物下さるなり。

同六月二十二日、母妻子共五人、御小入小兵衛召し連れ沼津表出立、道中滞りなく同二十七日大浜へ着、しばらくの間御殿に住居致し、七月四日、湯山又次郎出立につき、跡御長屋へ引越し候こと。

御陣屋詰め御郡代井菅七郎、鈴木勘左衛門、同役平賀万助、岩城岩輔、桜井平次郎、岡田程八郎、郷方角谷永助、

同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、

同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、

同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、

同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、

同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、
同日十月十日、故方、青島、海軍、

同玄助、藤岡弥三郎、水間市五郎、西村清之助、同浜之助、杉浦万五郎、平御足輕西村貞次郎、小嶋豊三郎
当年より御給金四兩三分、勤め金御手当て共二兩三分、定式御褒美二分共合わせて金八兩ずつ年々頂戴致す。

ハ30ページV

安政四丁巳年正月、当表寺社御朱印御書き替え御渡しに相成る。守護御奉行丸山与一右衛門、御徒士目付太田定之助、御徒士谷井左内、野口平次郎、御足輕若党とも六人まかり越す。

安政四丁巳年閏五月中、平賀万助江戸表へ引越し、同人代わり沼津より勝呂八平仰せ付けられ引越し、御陣屋へ着ること。

同月十五日、男子出生、すなわち寅三郎と名付け候こと。

同七月中、御郡代井菅七郎病死、同人代わり十一月、中遠藤甚八郎引越し仰せ付けられ、江戸表より大浜御陣屋へ着、同人倅(せがれ)鉄弥同道着のこと。

同十月二十四日、御用書便にて到来、右は沼津表在勤中御仕法仰せ出され候については、御用向き取り扱い繁多相勤め候につき金百疋御褒美として下し置かれ候こと。

一同五戊午年五月三日、忠良公御病氣のところ御養生叶わせられず今卯の中刻御卒去遊ばされ候こと。

御法号 常徳院殿

同月六日、河内守様御用召しなされ候ところ、御先代様御願いのとおり御家御相続

ハ31ページV

仰せこうむりなされ候こと。御実名忠寛公

同十月九日、殿様御奏者御番仰せこうむりなされ候こと。

同月二十六日、出羽守様と御改名仰せこうむりなされ候こと。

同十一月、同役岩城岩輔御中小姓格御取り立て、沼津表へ引越し仰せ付けられ候につき、せがれ魁太郎同様仰せ付け

御事一 御事長忠寛公

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

同十月乃 御事長忠寛公御事

られ候、郷方水間市五郎沼津表御坊主動め引つ越し仰せ付けられ候こと。

付けたり、岩城岩輔ならびに水間市五郎とも未正月引つ越し参り候こと

同十二月中、杉山延助手代仰せ付けられ、当表へ引つ越し候こと。

付けたり、翌未年廉助と改名致し候こと。

同六乙未年二月中、鷲塚村掛かり仰せ付けられ村方立ち入り候こと。

同三月九日、忠寛公御側御用人仰せこうむりなされ候こと。

付けたり、同月中、大名小路久世大和守様御屋敷御拝領、外桜田御屋敷は差し上げられ候こと。

同十月十九日、男子出生、征弥と名付け候こと。

同十二月二十日、本多美濃守様御養方御弟欽之助様御事、八重姫様へ御婿御養子御願い済みのこと。

同月中、鷲塚村へ立ち入り、相続方心配骨折り候につき、御褒美として金三朱これを下さる。

付けたり、御書付は十二月付け候えども翌正月大浜へは相回る

ハ32ページ

一 万延元年四月十八日、忠誠(ただのぶ)公浜町御中屋敷へ御引き移り遊ばされ候こと。

同十月中御乗り出し、十二月中御任官豊後守様と称し奉り候こと。

同十二月掛り村御褒美金三朱下し置かれ候こと。

一文久元辛酉年十二月中例年掛り村御褒美頂戴のこと。

一同二壬戌年二月当表寺社御朱印御渡し候につき、守護として御使番田中左膳、御徒士目付本田粒太郎、御徒士古地保作、村嶋林之助、御足軽大石勝太郎、佐野安太郎、藤田留吉、中村林作、大嶋左吉外一人ノ六人まかり越し候こと。

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

同日三戌年二月御褒寺社御朱印御事

日吉宮より、殿様御病免仰せこうむりなされ、かつこれ
まで御精勤につき御拝領物ならびに御手元よりも御同様御拝
領遊ばされ候こと。

同五月二十九日殿様御病免仰せこうむりなされ、かつこれ
まで御精勤につき御拝領物ならびに御手元よりも御同様御拝
領遊ばされ候こと。

同壬八月十八日殿様御病気につき、御願いのとおりに御隠居仰
せこうむりなされ候こと。同忠誠公御家督仰せこうむりなさ
れ、すなわち出羽守様と御改め遊ばされ候こと。

大殿様左京太夫様と御改名遊ばされ候こと。
同八月御郡代鈴木勘左衛門病死致し、同人代わり小林勇助
当表へ引越し仰せ付けられ十二月中着致し候こと

同十二月掛り村御褒美例のとおりに頂戴致す。
浜町井上河内守様御屋敷御拝領、大名小路御屋敷は差し上げ
られその後四ツ谷御門内松平摂津守様御屋敷御拝領、浜町御
屋敷差し上げられ、かつたびたび御屋敷替えにつき御手当銀
三百枚御頂戴遊ばされ候こと。

同三癸亥年十月中殿様御奏者御番、寺社御奉行御兼帯仰せこ
うむりなされ候こと。

同十二月掛り村御褒美例のとおりに
同月中芝切り通し牧野内膳正様御屋敷御拝領、四ツ谷御門内
御屋敷差し上げられ候こと。

一元治元甲子年二月二十四日、倅常吉存じより奉らず、御足輕
召し出され御給金一両一人扶持下し置かれ候趣、正月初め御
用の御書き付け相廻りこれにより重昇よりは江戸沼津御役人
中へ御札状差し出し、せがれ常吉よりは当表に 例これなき
につき御札状差し出さず候こと。

同三月二十日、私娘儀抛(よんどころ)なく要用ござ候につ
き、沼津表岡田勇左衛門方へ差し遣わし暫く逗留仕らせたく、
これにより今切御関所まかり通り候御手判相願い候こと。宛

大井大淵(子) 大井大淵(子) 大井大淵(子)

大井大淵(子) 大井大淵(子) 大井大淵(子)

大井大淵(子) 大井大淵(子) 大井大淵(子)

大井大淵(子) 大井大淵(子) 大井大淵(子)

大井大淵(子) 大井大淵(子) 大井大淵(子)

大井大淵(子) 大井大淵(子) 大井大淵(子)

大井大淵(子) 大井大淵(子) 大井大淵(子)

口方月々... 御証文案文

御証文案文... 御証文案文

遠近及、方履

口方月々... 御証文案文

御証文案文... 御証文案文

御証文案文... 御証文案文

て名御用人のこと。

付けたり、御郡代小林勇助引つ越し序(ついで)につき
お願い候こと

御証文案文

一 小女一人、右は水野出羽守殿家来岡田程八郎と申す者の娘に
て候、三州碧海郡大浜より駿州沼津まで差し越し候旨、出
羽守殿断りによりかくのごとく候。

御関所相違なく相通されべく候。以上

元治元年甲子四月十三日 刈谷御城主
土井大隅守御印

この間二寸五分ほど明けるなり
今切人改め申

ハ35ページ

同五月八日御郡代小林勇助御奉行仰せ付けられ当表御家内召
し連れ出立致し候こと。

同月十一日娘わさ、供末蔵相雇い都合三人にて出立、右は小
林氏引つ越しにつき、同道相頼み勇左衛門方まで差し遣わし
候つもりのところ、四月十九日勇左衛門死去致し候につき、
内要もこれあり、親類要向き相願いたく存じ候えども往返日
数も相掛かり、左候わば御手判月切りにも相なり旁(かたが
た)余儀なく一同申し談じの上、眼病(治療)相願い出立致
し候こと。かつ願面左のとおり。

願い奉り候覚え

私儀、去月以来眼氣相勝(すぐれ)ず候につき、御出入り医
師近藤安中薬相用い候ところ、とかく向きかどかの内、別
して一兩日不出来勝ちにて難儀至極仕り候、しかるところ容
易ならざる眼氣にて、先年沼津表在動中、御城下上大町眼科
秀碩療治請け相応仕り候儀もござ候あいだ、縁類岡田作之助
方へまかり越し逗留仕りおり、右秀碩へ通い療治請け申した
く存じ奉り候、右は遠路の儀日数相掛かり候につき、願い奉

り候も恐れ入り奉り候えどもなにとぞ相成るべき儀ござ候わ
ば往返十二日、通い療治に廻り日数十四日都合二十六日の立
ち帰り御暇下し置かれ候よう願ひ奉り候。この段よろしく御
執り成し願ひ奉り候。以上

元治元年甲子年五月十日

遠藤甚八郎殿

岡田程八郎 印

ハ36ページ

同四月中御達し相廻り左のとおり。

松本御時代の事件纂集の儀、高柳源七へ仰せ付けられ候あ
いだ、御家中にて書記類所持の者は瑣(些)細の物たりと
も御目付へ差し出し候よう致すべく候。

右のとおり御達しこれあり候につき、小林勇助引越し便り
をもつて同人相頼み、沼津表へ相廻す。

一御系譜一卷、一浪人御手形一通、一御自筆の写し二通、

一御儉約仰せ出され書付写し二卷

メ六品、右写しは外諸手留め帳へ写し置き、いずれも本
紙差し出す候ところ翌五年六月御下げに相成り候こと。

同五月十一日、上下三人にて軽尻馬一疋(匹)兼駕籠一丁に
て出立、大宮町てるの里方へ廻り墓参等致し、同十七日昼後
沼津着、同二十七日同所上下二人にて出立、安倍川へ一日、
大井川へ六日川支(つかえ)にて逗留、六月九日大浜御陣屋
へ着致し候こと。

同七月十九日より京都において、長州一件戦争もこれあり候こ
と。

同十一月十日、殿様寺社御奉行御免、差し控え仰せ付けられ、
同十二月十日差し控え御免のこと。

一慶応元乙丑年閏五月十一日男子出生、名は喜七と付け候こと。

同閏五月十八日暁、矢作川洪水にて鷺塚村地内字又九樋込
(いりひ)場より切り込み候ところ多人数にて相防ぎ、同日
昼後霽(みお)留め致し候こと。

ハ37ページ

一慶応二丙寅年五月中、殿様長防御進発御供仰せこうむりなき
れ候こと。

同六月二十三日江戸御発駕にて七月二日、東海道藤川宿御泊
まり御先触れ到来につき、同月朔日御郡代飛田亥一郎殿同道
出役致し候ところ、川々差し支え候につき、同四日夜、藤川
宿御泊まり、翌朝御立ち掛け御本陣森川久左衛門屋敷三の間
において御通り掛かり御目見合い仰せ付けられ、披露御取り
次ぎ大須賀悠助、その節御郡中ならびに御名目惣代にて献上
物致し、まかり出御目見合い仰せ付けられ候者左のとおり。

惣御名目より金五百疋、大鯉節二十本、御郡中より草鞋
(わらじ)千五百疋、大鯉節二(一)、御名目改舞の者よ
り干し砂糖一箱、御出入り医師より鯉節二連、片山五兵衛
母より紺足袋(たび)五十足箱に入れ献上致す。

割元片山五兵衛、肝入り深見太郎右衛門、同十代丁御用
達加藤利左衛門、同並小笠原甚蔵、御出入り三郎右衛門、
同並市蔵、御出入り医師本間周透、近藤安中、改舞惣代
深見兵衛、いずれもお目見えこれあり披露、御郡代亥一
郎殿なり

一右につき御領分村々役人御名目一同知立宿西外の並木におい
てお通り掛かりお目見え仰せ付けられ候につき、同宿まで御
供仕り、その節伺いの上割羽折(織)御免に相成り、すなわ
ち着用にて差し行き近迎致す。もつとも同宿へは同役杉山鹿
助出役。

同七月十一日御着坂、同十二日御出立奉り、同十三日御加判
の列仰せこうむりなされる。同二十八日蒸気船にて芸州地へ
御出張遊ばされ候。

同七月二十六日金五千両俄(にわか)に調達出来候につき、
大坂表へ上り才(宰)領仰せ付けられ八月朔日大坂へ着、同
二十四日同所出立、同二十九日大浜へ着、往きの節、郷方杉

日記

六月十日... 七月九日、房八出生のこと。八月二日、母病死、敬真院、行年八十才。大浜西方寺へ火葬の上納める。もつとも歯骨は京都大谷へ納める。明治二巴年江戸表へ御下げ金六千六百兩、御借り入れ金三千四百兩余、金札引き替え金三千兩余、都合一万二千兩余、上才領その外御用向き等につき七月十五日大浜出立、乗り駕籠にて東海道筋下り、七月二十四日浜丁御屋敷へ着。七月二十九日菊間村御新領へ御用向きにてまかり越す。八月六日御用済み浜丁御屋敷へ帰る。八月二十三日御用済みにつき川崎宿にて出立、途中酒匂川支え等にて九月三日大浜へ着、もつとも沼津へも御用向きにて逗留す。

明治三年... 八月二十九日、解官仰せ出され候上は卒族並御手当て下し置かれべき候のところ、御改正の際移転仰せ付けられ候につき格別の御趣意もこれある儀につきこのたび限り金十五兩御手当てなし下され候こと。ただし道中の所は十六等御定めの人足相雇い苦しからず候こと。右につき道中先触れ面左のとおりハ40ページV第十六等

右につき道中先触れ面左のとおりハ40ページV第十六等

右につき道中先触れ面左のとおりハ40ページV第十六等

七月九日、房八出生のこと。八月二日、母病死、敬真院、行年八十才。大浜西方寺へ火葬の上納める。もつとも歯骨は京都大谷へ納める。明治二巴年江戸表へ御下げ金六千六百兩、御借り入れ金三千四百兩余、金札引き替え金三千兩余、都合一万二千兩余、上才領その外御用向き等につき七月十五日大浜出立、乗り駕籠にて東海道筋下り、七月二十四日浜丁御屋敷へ着。七月二十九日菊間村御新領へ御用向きにてまかり越す。八月六日御用済み浜丁御屋敷へ帰る。八月二十三日御用済みにつき川崎宿にて出立、途中酒匂川支え等にて九月三日大浜へ着、もつとも沼津へも御用向きにて逗留す。明治三年五月付け御書付等参事服部氏持参、九月二日いよいよ来る十五日までに(上)総国へ出立の儀達しあり。同年九月三日、解官仰せ出され候上は卒族並御手当て下し置かれべき候のところ、御改正の際移転仰せ付けられ候につき格別の御趣意もこれある儀につきこのたび限り金十五兩御手当てなし下され候こと。ただし道中の所は十六等御定めの人足相雇い苦しからず候こと。右につき道中先触れ面左のとおりハ40ページV第十六等

庚午九月十四日 菊間藩大浜出張所
東海道岡崎宿より品川宿まで右宿々問屋年寄中

泊まり付け

九月十六日藤川泊、同十七日二川宿、同十八日浜松泊、同十九日掛川泊、同二十日藤枝泊、同二十一日江尻泊
同二十二日より二十八日まで吉原宿逗留、同二十九日、三十日沼津宿、十月一日三島泊、十月二日小田原泊、同三日藤沢泊、同四日川崎泊、同五日東京浜町藩邸着、

追って上下九人にて相越し候条その意得べし、休泊、渡舟場等、よろしく心 付け方致したきものなり。

一 十月五日より八日まで霊岸嶋上総屋久兵衛方へ逗留致し候こと。所々案内雇い見物致し候こと。

一 同九月五つ半時ころ東京出帆、八幡町六郎兵衛にて、同所仲町外や芳太郎方へ着く。八幡町河岸まで迎え、佐野、柴田、大畑、渡辺、富大、石橋その外多人数出で候こと。

一 同十四日常吉、寅三郎、謙吉、金や、菊間学校へ、岩城氏同道入校いたし候こと。

一 同十月十五日伝達所へ御達しにつき、まかり出候ところ、道中御手当での外、程八、てる、常吉泊り、昼支え継ぎ人足二人、川々貫下し置かれ候につき、惣仕上げ金五十円余頂戴致し候こと。

一 同十月二十二日菊間村字樋口百三十五、六番明き御長屋二軒拝借相願い候ところ、願い済みにつき同二十五日八幡町より引越し候こと。

一 十一月十七日藤沢全兵衛宅一式代金百十五円にて買い受け候こと。

一 十一月二十二日私儀、未だ御長屋頂戴仕らず、しかるところ都合もござ候あいだ、山木村百姓金一郎別宅買い受け外宅仕りたくこの段願い奉り候。以上、即日願いのとおり仰せ付けられ候こと。

一 十一月三十日外宅御手当て金四十円頂戴候こと。
一 十二月五日山木村本宅へ引越し候こと。手伝い人数数人これあり。

一 同六日大浜村より荷物三十五箱八幡屋へ預かり分、残らず引き取り候こと。

ハ41ページV

一 明治四(年)三月十九日外宅につき本地山木村にて下し置かれ候こと。

一 同五月二十四日御改正につき学校□□屋引き払いにつき、常吉、寅三郎荷物取り寄せ候こと。

一 同二十七日晩六つ時出産。男子出生、寿名七男留と付け候こと。

一 同七月十七日菊間藩知事水野忠敬本官を免じられ候こと。

一 同二十日旧知事公にわかには上京遊ばされ候こと。

一 明治五申年六月九日改名、程八と届け済みのこと。

一 同八月二十日耕作家族一同東京第六大区小四区深川森下町四十五番地へ引越し候こと。

一 同九月十五日程八士族に列せられ候、御印章御渡し相成り候こと。

一 同十月二日地券発向(行)御達しこれあり、邸地調べ引き続き村方引き続き地所改正取り掛かる。

一 同六年一月八日より日々菊間村戸長役場へ出勤致し候こと。

一 同四月十四日藩山桑園株四口相求め候こと。

一 同六月十一日山木村戸長野城頭一郎、副戸長野城平八、高山新藏、鎗田重五郎、士族分岡田程八拜命のこと。

一 同十月一日菊間村酒井義政宅地替え、居宅残らず金三十円にて相求め候、表向きは宅地地所とも相對替え願い済み、菊間村へ転籍相なり候こと。

一 同十月十日酒井跡へ引越し候こと。

一 同十二月中家禄奉還の儀仰せ出され候こと。

同七月五日かねて願ひ出致し旧菊間県元学校建家の儀、無代
 価にて学校に致し下し置き相なり候こと。
 同八月二十四日右学校開きにつき六時揃ひにて酒会これあり
 候こと。
 同十月二十九日菊間村士族用掛かり八名鶴舞出張所へ呼び出
 し相なり命ぜられ候こと。村方は七名なり。
 同十一月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十二月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同一月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同二月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同三月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同四月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同五月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同六月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同七月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同八月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同九月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十一月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十二月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。

同七月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同八月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同九月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十一月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十二月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同一月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同二月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同三月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同四月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同五月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同六月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同七月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同八月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同九月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十一月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
 同十二月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。

- 一 同七戌年一月十八日転籍致し候につき山木副戸長ご免相願ひ候こと。
- 一 同一月二十日山木宅残らず代金六十五円にて相払い候こと。
- 一 同三月十一日菊間村学校、千光院にて相開き喜七入校のこと。
- 一 同四月十二日関勘四郎邸地宅家作とも金二十五円にて買い受け候こと。
- 一 同七月五日かねて願ひ出致し旧菊間県元学校建家の儀、無代価にて学校に致し下し置き相なり候こと。
- 一 同八月二十四日右学校開きにつき六時揃ひにて酒会これあり候こと。
- 一 同十月二十九日菊間村士族用掛かり八名鶴舞出張所へ呼び出し相なり命ぜられ候こと。村方は七名なり。
 △42ページ▽
- 一 明治七年十月二日太政官百二十七号御布達の御趣意拝承奉り清国の事件容易ならざるの儀に付き世禄の内本年分十分の一御軍資金に御加入願書差し出す。
- 一 同十一月二十九日右軍資金献納に及ばざる旨御沙汰これあり。
- 一 明治八亥年一月三十日清国一件に付き御賞として旧知事公より学校において御酒肴等下し置かれ候、人数二百七十六人のこと、寺田将美まかり越し参り候こと、取り計らい候こと。
- 一 同二月十九日昨年分御扶持米一同へ相渡し候こと。
- 一 同二月二十四日県庁種痘掛り保坂孝三郎申す仁、三小区へ出張種痘世話掛り申しつけられ相勤め候こと、これより医師松山養民同道右村へ廻村種痘致され候こと。
- 一 同四月三十日菊間校事務掛り拜命致し候こと。ただし井沢安次郎同断のこと。
- 一 同六月十八日旧藩士積み立て学費金御下げ願ひ、惣代当撰(選)に付きそれぞれへ出張致し候こと。
- 一 同七月二十五日太政官御達し家禄奉還の儀、当分差し止め相成り候こと。

屋十左衛門前を入る。

一同十一寅年三月十日御知事公八幡宿永楽屋へ御出、御藩士一同へ御酒下されこれあり。

一同十一日稲荷社へ御参詣、それより学校へ御臨み、生徒百四十人余へ半紙五状(帖)木筆三本ずつ下し置かれ候。

一同五月五日岡山つや宅地所共金五円なりにて求める。家財これなし。

一同七月三日副戸長三等官昇給致し候こと。

一同八月二十四日旧知事公八幡銀行へお出、翌日御帰京候こと
一同十月五日旧藩士学資金四千五百五十六円十二銭六厘、新公債証書にて願いのとおり御下げに相なり候こと。

一同十一月十五日千葉市原郡長佐藤幸則拜命候こと。

一同日第四十七銀行開店のこと、ただし永楽や跡にて。

一同十二月二十日願いのとおり筆生御免相成り候こと。

一同十五日鈴木重雄戸長拜命、役場を観音寺へ移す。

一同四月六日夷隅郡江沢校用向きにつき行く。途中貝塚村浅野屋へ泊まり同十日帰宅。

一同七日大宮、寺田母ならびに川成、神谷、妹共三人にて来る。
一同十三日駿河客三人ならびに程八、てる共五人にて東京へ行

く、留守居杉山くまを頼み置く。

一同十七日駿河客東京出立、また十九日てる同道帰宅致す。

一同二十日より戸長依頼に付き、仮役場観音寺へ出張、旧残務を取り扱ひ候こと。

一同五月十一日銀行より程八、兼吉、米吉分共端金十五円ずつとも古株券受け取る。

一同七月四日旧役一同集会、役場不用の品々払い口(虫食い)致す。

一同七月二十日川成、和田慶十郎卒、中風にて去る十八日午後五時三十分死去の旨申し越す。

一同八月一日松翁稲荷社格、願いの上自今村社と列し候旨相達しこれ有り、県令柴原和殿。

一同九月五日千葉、市原両郡衛生費の内金二十銭寄付致し候こと。

ハ44ページV

一同九月十四日より学校修繕に付き旧役場へ学校授業致し候こと。

一同九月十八日学校資口(虫食い) 願い実費金八円七十七銭六厘受け取り候こと。

一同九月二十八日常吉ならびに妻子、川成、和田方へ養子願い書差し出し候こと。

一同十月三日寅三郎、安藤方離縁引き取り候こと。

一同十月二十一日旧役場地所平林氏、晦日出立の趣に付き徳治、政令の積もりにて九月二十日付けをもって地券書き替え願い出書差し出す。

一同十一月七日常吉家族一同、川成へ養子願い済み、送籍持参、和田方へ出立致し候こと。

一同同月二十六日駿河、東京逗留済み帰宅致し候こと。

一同十二月二十日旧役場地所、書き替え願い済み、地券受け取り印、給金四銭差し出す。

一同同日金也儀、八幡宿水間市五郎方へ養子届け差し出し候こと。同二十二日送籍済みのこと。

市原市教育センター文書

市原市教育センター文書「南洞文庫」
市原市八幡20

市原市八幡の市原市教育センターは、教育に関する研究調査、研修、教育の充実と振興を目的に、昭和39年「市原教育研究所」と「科学教育研究所」として誕生、五井、海土有木を経た同47年八幡公民館内に移り、同55年現在地に鉄筋コンクリート庁舎を新築して名称を「市原市教育センター」とした。

センターの図書室に地域教育の父・川上規矩（通称南洞）収集の「南洞文庫」が収蔵されている。規矩は文久元年（1861）市原郡八幡村生まれ、上総と下総の境川である村田川ほとりにある泉福寺住職・天羽南翁に師事して南洞を名乗った。明治23年八幡宮旧社務所に千葉から千葉県皇典研究分所を移し、同31年私立南総中等学校を設立してその校長となった。また八幡郵便局を引き継ぐなど郷土の発展に尽くし昭和9年逝去、74歳であった。

南総学校はその後、戦時下の昭和19年廃校となるが、27年県立市原第一高等学校八幡校舎として再興され、39年現在の京葉高校に引き継がれた。教育センターは南洞が私財を投げうって創設した南総学校の旧地で、センター前の「私立南総学校の由来碑」、飯香岡八幡宮の「川上南洞銅像」が氏の業績を記している。

文庫は江戸後期から明治にかけての教育関係資料が中心で、昭和40年市教育委員会が「市原市の年中行事、市原の文化財、南洞文庫図書日録」の中で1955冊をリストアップしている。教育史に関心の深い人にはぜひ一見をお勧めしたい。文庫が納まるキャビネットの片隅にオリジナルの「江戸切り絵図」20点ほどに混じって

- ① 明治3年Ⅱ五井村菊間藩領年貢割付
- ② 明治はじめ五井村地価一筆限り帳（部分）
- ③ 明治はじめ村上村地価一筆限り帳（Ⅱ）

などの郷土資料が保管されている。

「菊間藩年貢割付」は巻頭部分の一部を欠落するが幅33cm、長さ8m50cmほどの継ぎ紙で、巻末に大きく「菊間藩」の朱角印が押されている。菊間藩関係資料の現存は少なく、郷土資料としてもとくに貴重といえる。これらの資料は南総学校時代五井地区の旧家から寄贈されたと考えられるが詳細は不明である。

五井村菊間藩領年貢割付（明治3年Ⅱ継ぎ紙）

五井村は養老川河口に立地し、江戸時代房総往還の要衝として栄えた。地名は井水にかかわるとされる。たまたま通りかかった名工正宗から名刀を打つには良い水が必要だと教えられた地元の刀工宗近が次々と井戸を掘って五つめの井戸でついに名刀を得たという伝説がある。

『市原市史』などによる五井村の所領変遷は

- ① 天正18年Ⅰ慶長または元和はじめ 旗本松平家信知行所
- ② 寛永10年ころⅠ 旗本加藤某知行所
- ③ 承応元年Ⅰ 享保2年Ⅰ 神尾刑部少輔、宮内知行所
- ④ 享保2年Ⅰ 天保11年Ⅰ 五井藩領有馬氏
- ⑤ 天保11年Ⅰ 13年Ⅰ（一部天保14年、慶応3年まで）幕府直轄領

⑥ 天保13年Ⅰ明治元年

〃	〃	旗本松平内蔵之助知行所	954石余	
〃	〃	〃	大沢乙次郎知行所	529石余
〃	〃	〃	鶴牧藩領水野氏	195石余
〃	〃	〃	前橋藩領松平氏	736石余

明治元年の村高は2436石7斗1升7合1勺であった。

江戸中期、8代將軍徳川吉宗の側御用取次ぎ・有馬氏倫の後代氏怒が五井字柳前、現在JR五井駅の微高地に単郭方形の五井陣屋を構えた。土塁、水濠（または空堀）をめぐらせた居館と地方役所、家臣住居、稲荷社が置かれたとされる。旧道五井波淵と保健所入り口のクランクは城下枋形で五井駅入り口近くの細道が引き込みの大

手道と考えられている。

五井村の最幕末は前橋藩15万石松平大和守と鶴牧藩1万5千石水野老岐守の大名2家と旗本2家の相給になった。慶応3年二本松藩に代わって上総富津台場守衛が命じられた松平家に五井村の幕府直轄領が増されたのである。

慶応4年鳥羽伏見の戦いに敗れた15代將軍徳川慶喜は謹慎の上隠居、徳川幕府が倒れた。明治と改まった元年7月宗家を継承した家達に駿府70万石移封が命じられ、上総、安房の旗本知行所と幕府直轄領は新政府の安房上総知県事柴山文平の支配下となり、8月には鶴牧藩領と前橋藩領とともに、駿河沼津から転封した水野忠敬の菊間藩領5万石に引き継がれた。本書は菊間藩移封2年目、維新の戦い、版籍奉還、廃藩置県と続いた激動期の「年貢割付」である。

割付はその年の年貢高を村方へ通知する文書のことである。現在の「徴税令書」にあたる。幕藩時代の年貢は村単位で、收穫高のおよそ「四公六民」(幕領)を貢納した。税制近代化の始まる明治5年の「地租改正」まで2年、ここでは封建的土地領有制度による村単位の年貢納入方式、幕藩体制の年貢徴収が踏襲されている。

残念ながら本書には巻頭部分の何行かが欠落している。前出「市川本店文書」同年の「八幡宿菊間藩領年貢割付」などを参考に復元すると、

「午御年貢納むべき割付のこと」

上総国市原郡五井村

一(ひとつ)、高千八百六十四石九斗一升二合三勺

この反別二百二十八町四反九畝二十二步

この訳

田高八百九石二斗九升二合二勺

この反別七十一町九反八畝六歩

のおおむね7、8行が欠落したものと推定できる。

高は所領の米石数を表し、反別は面積のこと。米を生産しない畑

や屋敷も米石に換算された。本文最初の一、高は江戸時代始めの検地村高を表している、以後新田開発にともなう高入りの順に分類され、田畑の明細とその後の調整分を記している。一、高ごとの小計は

①高1864石余||五井村本途(江戸初期の検地水帳分)

田高 809石余、反別 71町余

畑高1055石余、反別156町余

②高285石余||同所新田、享保12年高入り

田高76石余、反別8町余

畑高209石余、反別31町余

③高29石余||同所新田、享保15年高入り

田高8石余、反別9反余

畑高20石余、反別3町余

④高54石余||同所新田、安永2年高入り

田高18石余、反別1町余

畑高36石余、反別5町余

⑤高46石余||同所新田、文化12年高入り

田高39石余、反別4町余

畑高7石余、反別1町余

⑥高39石余||同所新田、天保13年高入り

田高38石余、反別4町余

畑高5斗余、反別9畝余

⑦高107石余||同所新田、弘化元年高入り

田高98石余、反別27町余

畑高9石余、反別3町余

⑧高8石余||同所新田、安政3年高入り

合計2436石7斗1升7合2勺となる。享保6年「五井村村鑑明細帳」は「承応元辰年神尾宮内検地」としている。高入れの経緯は

五井村における新田開発の歴史ともいえる。

『市原市史』などの五井村々高は

①文禄3年(1594) 石高覚え帳 1549石
 ②元禄15年(1702) 元禄郷帳 1741石682
 ③天保5年(1834) 天保郷帳 2549石9513
 ④明治元年(1868) 旧高旧領 2436石7173
 となつてゐる。最終値は一致するが途中は差異がある。岩野見と岩崎新田の分村、枝郷の出津村との関係などが起因していると考えられる。

高入りごとの明細には耳慣れない単語が並ぶ。本書に登場する主な年貢関係用語を別項にまとめたので参照いただきたい。

本文中の「宿入り口食い違い手桶代(てびしろ)」は前出城下のクランクに灌漑用の水路があつたのであろうか。堰や堤、土手、用水路敷地、汐入りや河川の決壊などで荒廃した土地の年貢免除などとともに御用捨米(控除)の対象となつてゐる。

割付の書式は領主や時代によつてまちまちである。一般に田畑の上中下ランクと一反あたりの標準収穫をあらわす石盛を記すケースが多いがここにはない。文書が長文となつたのは新田高が多く、これまでの各領主の複雑な年貢形態を踏襲したことなどが考えられる。卷末近くに運上金と冥加金がある。運上は商工、漁業、運送などに課した税で、冥加は営業許可に対する課税をいった。

①船運上 永3貫500文

〃 年々変動 永1貫250文

②川岸運上 永1貫文

③魚漁運上 永5貫30文

④質屋冥加金 永900文

①②の船運上は五大力船の領主分雑税、一つは固定で一つは年々変動とするが詳しい内容はない。一方同じ年の前出「八幡宿割付」の「船役永」は、永1貫93文余7艘分、永2貫739文余18艘分と単価の計算ができた。「市川本店文書」で多くの五大力船関係資料が発見されており、次集で詳しく考察することとしたい。

②は養老川河口の川岸を利用する船持ち、③は小魚漁者、④は質

屋への課税だがこれも総額で単価の計算はできない。

納あわせは総額で

①米 469石2斗1合

②大豆 5石9斗6升5合

③永 135貫787文1分

菊間藩の年貢は田畑に課せられた物成りと小物成、運上、冥加金から成り、年貢率はおよそ31%であつた。

割付最後は

「右は当午(明治3年)定免(定額)御取箇(領主取り分)、書面のおり候条、村中大小の百姓、入り作(村外の地主)の省まで甲乙なくこれを割り合ひ、来る極月(12月)十日限りきつと皆済せしむべきものなり」と結んでゐる。菊間藩役所の名前と朱印は特大であつて先は小さく「右村、名主、組頭、惣百姓」となつてゐる。江戸時代公文書の特徴で領主が握る強大な権力を象徴してゐる。(山岸弘明)

明治3年(1870) 市原市教育センター文書
五井村菊間藩年貢割付

(巻頭部分欠落)

この反別一反三畝三步

内

高二十九石七斗五升四勺二才

この反別二町五反一畝十八歩

前々宿入り口食い違い手樋(てび)代、堤敷用水
路道代、井筋潰れ地溝代、堀敷用水井路敷引き

高四十九石一斗六升七合二勺二才

この反別四町一反六畝四歩

前々押堀汐入川成、水押砂押川欠け引き

小以高七十八石九斗一升七合六勺四才

この反別六町六反七畝二十二歩

残高七百三十石三斗七升四合六勺六才

この反別六十五町三反十四歩

この貢米三百石三斗八升七合

高五百五十石七斗四升九合六勺六才

この反別四十九町五反八畝十二歩五厘

この貢米二百五十二石六斗九升六合

高二十二石七斗六合

この反別二町七反七畝十二歩

この貢米十四石四斗九升六合

高一斗一升二合

この反別二畝二十四歩

この貢米一斗四升四合

本免

出津添

本免

進退場

本免

内

高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才

高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才

高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才

高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才

高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才

内

高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才

下免

高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才

下免

高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才
いふ別 高五畝七斗六升四勺二才

進退場
下免

高六十四石四斗九升八合
この反別五町二反四畝七步五厘
この貢米十四石九斗八升七合

俵 他 湯
↑

高十七石九斗二升一合
この反別一町四反五畝二十步
この貢米二石九斗一升一合

俵 同形 俵
↑

高十一石三斗六升三合
この反別八反三畝十七步
この貢米一石五斗三升

俵 俵 俵
↑

高七石八斗八升四合
この反別五反七畝十三步
この貢米一石五斗九升二合

午成
俵 俵 俵
↑

高六斗七合
この反別四畝十步
この貢米四升

俵 俵 俵
↑

高七石八斗八升四合
この反別五反七畝十三步
この貢米一石五斗九升二合

俵 俵 俵
↑

高四斗
この反別三畝十步
この貢米六升七合

俵 俵 俵
↑

高四石七斗三升一合
この反別四反五步
この貢米一石一斗八升七合

俵 俵 俵
↑

高四斗
この反別三畝十步
この貢米六升七合

俵 俵 俵
↑

俵作場
取り下げ

出津添
同断取り下げ

俵作場取り下げ

午成
俵田成取り下げ

俵田成取り下げ

出津添
俵田成取り下げ

俵屋敷成

出津添、同断

俵作の内
俵屋敷成

丑起き返り、取り下げ

高取石反七合
いり別 三反三畝一斗六合
いり別 七斗四升六合

高場五か所
↑

高取石反七合
いり別 三反三畝一斗六合
いり別 七斗四升六合

畑高千五百五十六斗二升
いり別 百七十四石六斗六升

いり別 三反三畝一斗六合
いり別 七斗四升六合
いり別 七斗四升六合

高取石反七合
いり別 三反三畝一斗六合
いり別 七斗四升六合

高取石反七合
いり別 三反三畝一斗六合
いり別 七斗四升六合

高取石反七合
いり別 三反三畝一斗六合
いり別 七斗四升六合

高取石反七合
いり別 三反三畝一斗六合
いり別 七斗四升六合

高取石反七合
いり別 三反三畝一斗六合
いり別 七斗四升六合

高二石二升七合
畑田成の内
起き返り取り下げ

この反別三反三畝四步五厘
この貢米七斗四升六合
高場五か所
取り下げ

高四十四石一斗五升一合
この反別三町四反六畝八步五厘
この貢米八石八斗一合

畑高千五百五十六斗二升
この反別百五十六町五反一畝十六步
内高一石三斗一升 前々畑成、田方より組入れ増

この反別一反三畝三歩
外高六十七石六斗六升九合 前々畑成、田方へ組替
この反別十一町四反一畝五歩

内
高百二十九斗四勺
この反別十六町七畝十歩
前々齧齧(そご)地、手樋代、堤敷土手敷道代、

用水路溝代堀敷、宿入り口食い違い引き
高百七十七石三斗九升九合六勺
この反別二十八町七反六畝六歩

前々川欠け押堀汐入り濁成、砂押し荒地地引き
小以高二百八十八石三斗
この反別四十四町八反三畝十六歩

残高七百七十五石三斗二升
この反別百一十町六反八畝歩
この貢米九十六貫五百九十文七分

内
高五百六十六石六斗三升六合
この反別八十一町八畝十七歩一厘
この貢米七十二貫九百十八文八分

本免

高三十六石八升五合
 この反別五町五反六畝二十步
 この貢永四貫九百十三文九分
 出津添
 本免

高百一十石三斗六升七合
 この反別十二町三反一畝十六步五厘
 この貢永十二貫三百十五文五分
 屋敷成本免

高十石三斗四升四合
 この反別一町一反七畝步五厘
 この貢永一貫百七十文一分
 出津添
 屋敷成本免

高五十石五斗四升二合
 この反別十一町四反五畝十六步九厘
 この貢永五貫二百三十一文二分
 起き返り取り下げ

高二斗六升八合
 この反別六畝二十一歩
 この貢永三十三文五分
 出津添
 起き返り取り下げ

高七升八合
 この反別一畝二十八歩
 この貢永七文七分
 半免、取り下げ

一 高貴八拾石
 此秋
 同所新田

田高七拾石
 此秋

高二年八升
 此秋

高三十六石八升五合
 出津添

この反別五町五反六畝二十步
 本免

この貢永四貫九百十三文九分
 屋敷成本免

高百一十石三斗六升七合
 この反別十二町三反一畝十六步五厘

この貢永十二貫三百十五文五分
 出津添

高十石三斗四升四合
 この反別一町一反七畝步五厘
 屋敷成本免

この貢永一貫百七十文一分
 起き返り取り下げ

高五十石五斗四升二合
 この反別十一町四反五畝十六步九厘

この貢永五貫二百三十一文二分
 出津添

高二斗六升八合
 この反別六畝二十一歩
 起き返り取り下げ

この貢永三十三文五分
 半免、取り下げ

一 高二百八十五石二斗二合
 享保十二未高入り

この反別四十町一畝二十三歩五厘
 同所新田

この訳

田高七十六石一斗一升七合

この反別八町九反五畝二十五歩

内 高一石九斗五升五合 前々畑田成、畑方より組入れ

この反別二反九畝二十七歩

内

高二斗八升 前々堤敷潰れ地引き

この反別二畝二十四歩

高六石二斗八合
この反別一反四畝六歩
小以高一石三斗八合
この反別一反七畝歩

残高七十四石八斗九合
この反別八町七反八畝二十五歩
この貢米四十二石六斗六升三合

四

高五十八石九斗一升九合
この反別六町六反九畝二十三歩一厘
この貢米三十二石三升二合

高七石九斗八升九合
この反別七反八畝十七歩
この貢米四石九斗四升六合

高二斗七升三合
この反別三畝十一歩、この貢米四石九斗四升六合

高五石九斗三升八合
この反別九反八畝二十八歩九厘
この貢米四石二斗一升九合

高一石六斗九升
この反別二反八畝五歩、この貢米一石三斗一合

畑高二百九石八升七合
この反別三十一町五畝二十八歩五厘
内高一石九斗五升五合、この反別二反九畝二十七歩

畑高二百九石八斗七合
この反別三十一町五畝二十八歩五厘

高五十一石五斗三升五合
この反別七町九反二十八歩五厘

前々汐崩れ砂入り川欠け押し堀砂押し、酉川欠け引き

高一石二升八合 前々川欠け砂押し引き

この反別一反四畝六歩 小以高一石三斗八合 この反別一反七畝歩

残高七十四石八斗九合

この反別八町七反八畝二十五歩

この貢米四十二石六斗六升三合

内

高五十八石九斗一升九合

この反別六町六反九畝二十三歩一厘

この貢米三十二石三升二合

高七石九斗八升九合

この反別七反八畝十七歩

この貢米四石九斗四升六合

高二斗七升三合

この反別三畝十一歩、この貢米四石九斗四升六合

高五石九斗三升八合

この反別九反八畝二十八歩九厘

この貢米四石二斗一升九合

高一石六斗九升

この反別二反八畝五歩、この貢米一石三斗一合

畑高二百九石八升七合

この反別三十一町五畝二十八歩五厘

内高一石九斗五升五合、この反別二反九畝二十七歩

前々畑田成、田方へ組替え

内

高六石二斗一升二合、この反別九反二畝八歩五厘

前々用水路井路堤敷道代引き

高五十一石五斗三升五合

この反別七町九反二十八歩五厘

前々汐崩れ砂入り川欠け押し堀砂押し、酉川欠け引き

高八石九斗二合

高八石九斗二合

高八石九斗二合

由

高八石九斗二合

高八石九斗二合

高八石九斗二合

高八石九斗二合

高八石九斗二合

一高八石九斗二合

此訳

高八石九斗二合

高八石九斗二合

高八石九斗二合

高八石九斗二合

小以高五十七石七斗四升七合

この反別八町八反三畝七歩 残高百五十一石三斗四升

この反別二十二町二反二畝二十一歩五厘

この貢永十六貫七百十二文二分

内

高百十二石八斗九升七合

この反別十六町九反八畝五歩七厘

この貢永十三貫百四文

高十石一斗八升

この反別一町一畝二十四歩、この貢永一貫十八文

高二十七石五斗四升三合

この反別四町一反五畝十五歩八厘、この貢永二貫五百三十八文五分

高七斗二升

この反別七畝六歩、この貢永五十一文七分

一高二十九石六斗六升二合

この反別四町二反六畝九歩

この訳

田高八石九斗二合

この反別九反二歩

内

高三斗八升四合 前々堤敷潰地引き

この反別三畝六歩

高三石四斗一升二合

この反別三反歩

小以高三石七斗九升六合、この反別三反三畝六歩

残高五石一斗六合

この反別五反六畝二十六歩

この反別五反六畝二十六歩、この貢米三石四斗三升二合

烟毛松屋手打六分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九
高九分手打七分
公判 三町三交銀九

烟毛松屋手打六分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

一 高松松屋手打六分
公判 三町三交銀九

此状

田毛松屋手打六分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

烟毛松屋手打六分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

烟毛松屋手打六分
公判 三町三交銀九

一 高松松屋手打六分
公判 三町三交銀九

此状

田毛松屋手打六分
公判 三町三交銀九

下 免

下 免

下 免

下 免

下 免

同所彩田

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

烟毛松屋手打六分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

烟毛松屋手打六分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

高九分手打七分
公判 三町三交銀九

下 免

下 免

下 免

下 免

同所彩田

畑高二十石七斗六升

この反別三町三反六畝七步

内

高五石六斗 前々悪水吐引き

この反別九反三畝十步

高九斗八升四合 前々川欠け汐入り引き

この反別一反三畝六步

小以高六石五斗八升四合、この反別一町六畝十六步

残高十四石一斗七升六合

この反別二町二反九畝二十一步、この貢永一貫七百三十六文一分

内

高十一石六斗一升六合

本免

この反別一町九反九步、この貢永一貫三百四十二文一分

高四斗九升

屋敷本免

この反別四畝二十七步、この貢永四十九文

高二石七升

屋敷成本免

この反別三反四畝十五步、この貢永三百四十五文

一高五十四石八斗二升四合

安永二巳高入り

この反別七町三反二畝九步

同所新田

この訳

田高十八石五斗五升六合

この反別一町六反六畝步、この貢米十石一斗六升四合

内

高九石一斗三升七合

本免

この反別八反二畝五步、この貢米四石八斗三升七合

高九石四斗一升九合

出津添、本免

この反別八反三畝二十五步、この貢米五石三斗二升七合

畑高三十六石二斗六升八合

この反別五町六反六畝九步

内

高一斗三升九合 前々堤敷引き

この反別一畝二十二步

高一石一升三合 前々川欠け引き

この反別二反三畝十一步

小以高一石一斗五升二合、この反別二反五畝三步

残高三十五石一斗一升六合

この反別五町四反一畝六分、この貢永四貫三百七十六文五分

一高四十六石六斗七升二合

文化十二亥高入り

この反別六町七反五畝十二步

同所新田

この訳

田高三十九石一斗八升三合

この反別四町八分八畝五分

内

高三斗七升

前々堤敷引き

この反別三畝二十一步

高四石四斗四合

前々川欠け、当年川欠

この反別五反十二步

け引き

小以高四石七斗七升四合、この反別五反四畝三歩

残高三十四石四斗九合

この反別四町三反四畝二歩、この貢米十五石二升

外米三斗三升八合 当年川欠け引き減

内

高二十八石八斗八升四合

本免

この反別二町九反五畝二十八步、この貢米十二石九升八合

高五石五斗二升五合

畑田成、取り下げ

この反別一町三反八畝四歩、この貢米二石九斗二升二合

高八手八分
公列 四町 五及 八分六

廣中 免

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

天保 十五 重入
同所 彩田

此 状

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

四町 五及 八分六
公列 四町 五及 八分六

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

高八手八分
公列 四町 五及 八分六

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

高八手八分
公列 四町 五及 八分六

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

同所 彩田

此 状

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

内

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

免

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

一 高八手八分
公列 四町 五及 八分六

同所 彩田

真言

本 曾 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

正 日 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

外

一 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

見 免

一 田 三 及 七 分 六 厘

見 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

見 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

見 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

見 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

見 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

免 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

免 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

見 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

免 免

一 田 田 或 取 拾 壹 年 八 月 廿 六 日

免 免

畑高七石四斗八升九合

この反別一町八反七畝七分

内

高五升六合 前々堤敷引き

この反別一畝十二歩

高一石五斗六升四合 前々川欠け、当午川欠け引き

この反別三反九畝四歩

内高二斗四升、この反別六畝歩 前々畑屋敷成の分

小以高一石六斗二升、この反別四反十六歩

残高五石八斗六升九合

この反別一町四反六畝二十一步、この貢永九百二十八文三分

内

高五石三斗八升九合

本免

この反別一町三反四畝二十一步、この貢永八百八文三分

外永三十八文

当午川欠け引き減

高四斗八升

屋敷成本免

この反別一反二畝歩、この貢永百二十文

一高三十九石三斗二升

天保十三寅高入り

この反別四町五反九畝六歩

同所新田

この訳

田高三十八石七斗三升二合

この反別四町四反九畝十二歩

内高八石二升二合、この反別八反七畝二十四歩

前々川欠け、当午川欠け引き

残高三十石七斗一升

この反別三町六反一畝十八歩

この貢米十一石一斗三升五合

外米一石七斗三合

当午川欠け引き減

畑高五斗八升八合

この反別九畝二十四歩

内高四斗八合、この反別六畝二十四歩 前々川欠け引き

残高一斗八升

この反別三畝歩、この貢永九文三分

一高百七石七斗五合

弘化元辰高入り

この反別三十一町一反七畝二十一步 同所新田

この訳

田高九十八石六斗二升七合

この反別二十七町八反三畝九歩

この貢米八十四石五升五合

畑高九石七升八合

この反別三町三反四畝十二歩

この貢永六百三十一文

内

高八石二斗三升

本免

この反別三町二反三畝二十四歩

高八斗四升八合

屋敷

この反別一反十八歩

この貢永二十一文三分

一高八石四斗二升

この反別四町九畝二十四歩

この貢永一貫百二十七文

安政三辰高入り
皆畑 同所新田

貢合わせ

米四百六十六石八斗五升六合

永百二十二貫百十一文一分

外

一 田二畝十四歩

この貢米八升一合

一 田三反七畝二十一歩

この貢米一石九升一合

一 畑田成二反二畝七歩

この貢米九斗九升三合

一 下畑五畝歩

この貢永二十六文

一 畑一町二反二十九歩

この貢永二百七十八文三分

一 屋敷一町二反五畝八歩

この貢永一貫百八十四文五分

内

九反一畝六歩

この貢永九百十二文

三反四畝二歩

この貢永二百七十二文五分

一 畑二反二畝二十五歩

内十二歩 前々道代引き

残二反二畝十三歩

この貢永百八十八文三分

内

四畝十三歩

この貢永四十四文三分

一反八畝歩

この貢永百四十四文

一 畑一町一畝三歩

この貢永二十五文二分

一 畑九町九反二畝十四歩

戌改め、見取り

葭(あし)場、亥改め

見取り

元屋敷、見取り

戌改め、見取り

文政元寅改め、見取り

見取り

定取り

取り下げ

屋敷添、見取り

定取り

取り下げ

安永八亥改め、古用水

土揚げ場、見取り

塩場添、見取り

この貢永二百九十三文七分

三反歩

内

この貢永三十文

九町六反二畝十四歩

この貢永二百六十三文七分

一 永三貫五百文

一 永一貫二百五十文

一 永二貫文

一 永五貫三十文

一 永九百文

一 大豆五石九斗六升五合

納合わせ

米四百六十九石二斗一合

大豆五石九斗六升五合

永百三十五貫七百八十七文一分

定取り

取り下げ

船運上

年々増減、右同断

川岸運上

魚漁運上

質屋冥加永

大豆納

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

三及
畑事務所

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

一 畑事務所
畑事務所
畑事務所

見
畑事務所

見
畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

畑事務所

右は當午定免御取箇
書面之通各条村中
大小之百姓入作之者迄
不殘立會無甲乙割合三
来極月十日限急度
可令皆済之なり

菊間

藩廳



明治三年十月

右村

名主

組頭

惣百姓

右は當午定免御取箇

書面のとおり候条、村中

大小の百姓、入作の者まで

残らず立ち会い、甲乙なくこれを割り合い、

来る極月十日限り急度(きつと)

皆済せしむべきものなり。

菊間藩庁(印||菊間藩)

明治三年十月

右村

名主

組頭

惣百姓

五所・今井家文書

五所・今井家文書①
市原市五所1441

五所・今井家は江戸時代後期、代々金杉浜新田（塩田）名主を勤めた旧家で、このたび同家伝来文書を解読させていただくことになった。今回紹介する「村明細帳」や「年貢割付」「宗門人別帳」は金杉浜塩田の起立や村人の生活を研究する上で欠くことのできない貴重な郷土資料であり、改めて同家のご理解とご協力にお礼申し上げます。

金杉浜塩田の開発

干潮時には4km沖合まで干潟が現れたというかつての市原の海、市原の五井地区ではこの遠浅の海で古くから製塩が行なわれていた。『市原郡誌』によると万治元年（1658）製塩家220戸余り、塩田面積8町4面（反力）と記されている。それから約100年後の享保6年（1761）の『五井村村鑑明細帳』には塩場面積28町3反3畝11歩とある。

天明3年（1783）、江戸（武州豊島郡）金杉村庄左衛門、坂本村又兵衛は五井の隣村君塚、五所、八幡地先の海辺に塩田を開いた。開発面積86町5反9畝15歩という広大な塩浜である。現在の地名でいうと五井金杉から村田川までの附州に作られた。ただし飯香岡八幡宮前と八幡港は除かれた。塩浜は金杉浜と称した。10代將軍徳川家治、老中は田沼意次の時代である。田沼政権の経済政策の一環として塩田開発が行なわれたと考えられる。開発の詳細は本書第2集『金杉浜塩田資料集成』を参照していただきたい。

塩田の工事に掛った費用は土手（汐除き堤）、掘割り、井戸掘り、塩焼き諸道具など3000両余りで金主は江戸深川森下町の山田屋久右衛門ほか10人であった。

天明3年、庄左衛門らが幕府勘定奉行所に宛て提出した「開発願

書」から塩浜工事の概要や関係する村の記述を紹介する。

①塩場の釜場100か所、塩溜まり場100か所。

②塩入り大堀は5か所、幅20間、塩入り小堀は横縦100筋、幅10間。

③悪水川は2筋。「天明古図の写し」によれば、五井、君塚、五所より流れる川3筋を1筋にして君塚、五所村境通りより海手に落とし、八幡村下の2筋は下手に寄せ1筋として落とす。

④住居の周囲に堀を廻す。

⑤君塚村地先はおよそ1反歩ずつ、五所村地先はおよそ7畝歩ずつ、八幡村地先はおよそ5畝歩ずつ堀廻しをする。

⑥君塚村下は塩浜およそ2尺、五所村下はおよそ3尺5寸、八幡村にてはおよそ5尺の積りにて築き立てる。八幡村下は君塚村塩場より5尺も地形が低く、大小塩入り場堀揚げ土をもってようやく地形を築く積りで、汐除堤、土取り場はない。

⑦海辺通い道は君塚、五所は4間の道2筋、八幡は5間の道1筋と4間の道1筋、合わせて6筋の塩田に通う道を作る。

天明4年塩浜開発地所が引き渡しになり、同6年までの3年間、塩場開発を行ない、反別改めを受け、金杉浜と唱えるよう下知が出ている。

「御下知書」によれば「この地代金は1反歩につき永15文ずつ1か年分、金12両3分、永239文3分で、3か年分金38両3分、永217文9分先納の積り」「役永は1反歩につき永35文で1か年分30貫308文3分は天明7年より年々上納の積り」とある。

金杉浜を襲った自然災害

大変な労力と資金をかけて完成した金杉浜塩田ではあったが、台風や高波、洪水などの自然災害にはまったく無力であった。『稿本五井町歴史年表』によると「君塚浦の天明度開発塩田は寛政2年（1790）と3年の2回の洪水のため海側の塩田と水田囲い堤は破壊され元の海面となった」。また『東京市史稿』には「寛政3年風水災、8月6日大風雨。8月20日大風雨。9月4日大風雨海嘯」。『徳川

実記』は「江戸付近海嘯、深川町家流失、行徳、船橋塩田潰れ、関東筋すべて洪水あふる」と記している。庄左衛門と又兵衛が身命をかけて挑んだ塩田も次々に襲ってくる自然の猛威の前になすべき手立てもなく、完成後わずか4年で壊滅的な打撃を受けてしまう。

金杉浜村の成立

旧君塚村名主斎藤家文書の中に「居所の儀は願い場内は一体地低にて家作など相成りかね候あいだ、最寄り村の内借地住居仕り候つもりにござ候」とあり、塩田内は土地が低いので開発関係者は近くの村に借地住居をする予定だったことがわかる。

金杉浜村の初見は『伊能忠敬測量日記』で、享和元年(1801)6月に「金杉浜村1軒、瀧川小右衛門御代官所、反別86町5反9畝15歩、海面500間1か所、外に2百5、60間ずつ3か所塩場持ち」とある。五所村と君塚村の間に金杉浜の記述があるので、村は君塚村の村境にあったと推測できる。江戸時代では現在の金杉川(古絵図はぼら川とする)が五所村と君塚村の村境であった。

『市原市史中巻』の「近世市原の領主変遷と所領配置」によれば、天明4年成立、江戸時代を通じ幕領になっていた。なお、君塚の斎藤家文書享和元年6月「取り替わし申す議定証文」(本書第2集)に「金杉浜、庄左衛門」の名前がある。塩浜開発者の子孫と考えられる。

金杉浜新田の名主今井家文書

天保9年(1838)の「村差し出し書き上げ帳」によると、金杉浜は文化2年(1805)金杉浜新田と村名を改めた。塩稼ぎ場は11町2畝27歩と記されている。「年々高浪にて多分金子内損致し」「年々高浪にて難波仕り候」「またまた高汐にて打ち崩れ、当時自分入用にて普請仕り難波の時節にござ候」と高浪や高汐に難儀をしていることが繰り返し書かれている。また塩浜普請の出費がかさむためか所有者も変わっている。塩田経営の厳しさと苦勞が読み取れる。

金杉浜塩田の面積は「海面、北より西(西)まで1129間」居

村下、東より南まで1226間「居村より沖の方定杭まで770間」。家数は合わせて7軒、人数あわせて35人(内男18人、女17人)。農業の間男女とも塩かせぎ仕り候とある。一方天保15年の「村差し出し明細帳」は「北方村田川より南方五井村地境まで1699間余」となっている。

改めて天保9年と15年を比較すると、まず書き出しの開発当初の金杉浜の面積が天保9年の86町5反9畝に対し、天保15年では85町6反7畝と少なくなっている。また生業および農間渡世の記述は天保15年の方が詳しい。「塩浜ならびに田畑とも村方所持の外は八幡、五所、君塚、五井右4か村にて出作仕り候」「農業の間男女とも塩稼ぎまたは君塚、五所、八幡浦に出浜稼ぎ仕来り候」とある。村方所持の田畑の耕作のほかに近隣の4か村へ出作していること、農業の間に男女とも塩稼ぎや君塚、五所、八幡浦に出浜稼ぎしているのである。

天保5年の「宗門人別帳」によると家数合わせて7軒、人数合わせて33人(男18人、女15人)である。金杉浜は八幡、五所、君塚の3か村地先を開発した関係からか、金杉浜新田村7軒で6か寺の檀家になっている。内訳は五所村が満蔵寺、密蔵寺、明照院の3か寺で3軒、北五井村の千光寺が2軒、南五井村の龍善院が1軒、岩野見村の自性院が1軒となっている。現在の区割りでいうと、五所地区が3軒、五井地区が4軒である。このころ村は五所村、君塚村地境付近と君塚村、五井村地境付近にわかれていたのであるか、この文書からは分からない。塩田を維持管理することや塩造りのことを考慮すると現在の地名の五井金杉と五所に分かれていた方がなにかと都合が良いように思われる。

君塚村旧名主斎藤家文書の「明治17年、君塚村上申書」に「金杉村新田と称し来たりたるに10戸未満独立1村をなすあたわずの御令達にて、明治7年中、五所村と合併、五所金杉村と改名致し候」と合併の経緯が書かかれている。

金杉浜新田村の中心であった現在ジョイフル本田前に村人たち

の信仰を集めた「磯部神社」がある。塩田で働く人たちの暮らしを見守ってきた神社である。近くには金杉川が流れている。五井地域の塩田では戦前まで塩作りが行なわれていた。戦後の一時期にも塩を作っていた人々がいたと聞いている。現在は地名も五井金杉と変わったが、金杉の名前は残り、かつての金杉浜の名残を今に伝えている。(高澤恒子)

今井家では「御料所、菊間藩御用留め」「塩浜反別名寄せ帳」など伝来文書16点を所蔵、今集で「村差し出し書き上げ帳」や「年貢定免割付」、「宗門人別帳」などの基本文書を紹介する。

金杉浜新田差し出し書き上げ帳(天保9年、15年) 堅帳)

「村差し出し書き上げ帳」は村鑑明細帳の別名で、本書は幕府巡見使への説明資料として提出された。巡見は將軍代変わり等で全国の大領や大名、旗本領の政治や民情を視察するのが目的、天保9年の巡見は徳川家齊の大御所就任、12代將軍家慶の相続にあたった。巡見時の明細帳は大まかな村の概要にとどまることが多く、15年はより簡潔になっている。

天保9年の幕府巡見は旗本使番安藤治右衛門以下3人が担当、5月14日木更津、15日久留里、16日姉崎をへて17日に五井村と八幡村などを回った。慶応大学所蔵の「五所村差し出し書き上げ帳」によれば「村入口より往還筋両出次第道幅9尺に致し、9尺目に盛り砂(中略)かつまた村中家別天水桶を出し、廻りへこもを巻き、縄にて上を7つ巻き、中を5つに巻き、下を3つ巻き、七五三巻き申し候」とある。

本書は始めに塩浜(塩田)と新田村の成立、村高を記す。天明3年幕府直轄領金杉浜、塩浜86町余(26万坪)15年は85町余)として役永を上納、しかし4年後、寛政3年の高潮で大半を消失、以後本格的な復旧工事が行なわれることはなかった。

文化2年代官瀧川小右衛門の時、村名を金杉浜新田と改称、24石余が高入れされた。内訳は次のとおりであった。

塩塚ぎ場(塩田) 11町余 反永57文

弁納分(欠荒浜 休田) 66町余 反永9文

田高(下々田ほか) 9町余 高19石余(石盛4、3)

畑方(下々畑ほか) 1町余 高5石余 (3、2)

内屋敷 1反余 反永85文(8)

本書では塩浜の所有者の経営努力や相次ぐ高浪被害を強調した上で、ひな形に沿って戸口、神明宮領などを記している。

加茂村明細帳(天保15年) 堅帳)

巻頭に「隣村加茂村取り調べ認め候」と注書がある。天保15年の幕府巡見にあたり加茂村の取り纏めも指示されたようである。「市原市史中巻」の「江戸時代各村の変遷」の加茂村は高岡藩(井上正順2万石)領227石余と幕府直轄領18石余の相給で、成立の過程は明記していない。差し出し人は「一人百姓」初五郎であり、幕府領が極少であったことが知れる。

次の「元和6年高190石余、永井信濃守様御検地」は徳川2代將軍秀忠老中、潤井戸2万石永井尚政所領であったこと、「延宝5年井上筑後守様御検地」は当時高岡藩領であること、「延宝5年野村彦太郎様御検地、高18石余、この反別1町9反余、御料所地」は幕府直轄天領の成立を示している。加茂村の所領変遷は、

①天正18年 領主不詳。文禄3年検地高187石

②慶長ころ 元和ころ 永井尚政 潤井戸藩領190石余

③元和ころ 明治維新 井上政重、政清、政敵、正森、正国、

正紀、正滝、正域、正和、正順 高岡藩領

最終227石余

④延宝5年 明治維新 幕府直轄領(上総代官支配) 18石余

となる。

本文は幕府直轄領分だが村全体のことが多い。百姓林(私有林)、鎮守のこと、社寺のこと、まぐさ場のことなど。「農業のあいだ男は縄をない女は糸をとる」。鷹匠組合は郡本村組、巡見国回りは八幡村、往来継ぎ立てはいずれにも属さないとしている。

五所村旗本南条太兵知行所定免割付(安永2年)状物)

五所村は金杉浜新田の元村で、村名は戦国時代、足利義明の八幡御所にちなむとされるが明確でない。八幡村を親郷とする「八幡村寄せ場組合」に所属して継ぎ立て経費などを負担した。

『市原市史』による領主変遷は、

- ① 天正18年、領主不詳。文禄3年検地高457石
- ② 享保11年、天保11年、五井有馬藩領
- ③ 天保11年、天保ころ、幕府直轄領
- ④ 天保ころ、明治維新、白須甲斐守知行所 230石

南条太兵衛知行所 216石

森信八郎知行所 134石

で、不詳の初期領主は八幡周辺を所領した本多正信、正純領や潤井戸藩領が考えられ、江戸後期は村高581石の旗本3給であった。本書は用人が発行領主名を欠くが、村高などから南条太兵衛知行所とした。関が原の合戦で西軍に属して滅亡した南条一族とい、隆政が家康に仕え後代の加増で500石の旗本となった。代々大番が多く最後の太兵衛は書院番を勤め明治維新の時徳川家達の駿府移封にしたがった。

表題は「去る辰より午まで三カ年定免割付のこと」となっている。

定免は「享保の改革」以降の年貢割付方法で、最新の田租額を平均して税額を定めることをいう。年の豊凶に関係なく税額は一定だが、災害や凶作時は検見の上減免された。本書は村高とその内訳、田畑の上中下ランク別の石盛、取り米永(貢租額)を記している。

① 高204石余、五所村(本途)当初の検地帳分)

田高64石余	反別	石盛	取り米永	納め米永
上田32石余	(2町余)	14	(反5・4升)	11石余
中田57石余	(5町余)	11	(反4・9升)	24石余
下田50石余	(6町余)	8	(反4・4升)	27石余
畑高6貫余				
上畑20石余	(2町余)	10	(反100文)	2貫余

中畑19石余(2町余) 8(反90文)

下畑11石余(2町余) 5(反80文)

屋敷 4石余(4反余) 10(反100文) 400文余

② 高14石余、同所新田(享保13年高入り)

③ 高8石余、同所新田(15年高入り)

④ 雑税 船役永、五所浦漁獵連上、口米口永 1石余700文余
取り合わせ(年貢合計)は66石余と永9貫文余、税率はおよそ35%であった。

金杉浜新田宗門人別帳(天保5年)整帳)

「人別帳」は江戸時代の宗教政策の一つで「寺請け制」といった。

寛永17年幕府はキリシタン吟味のための宗門改め役を設置、「宗門改め帳」ですべての領民がいずれかの仏教寺院の檀家としての登録を義務付けた。

前書きは寛文年間の幕府触れ書で「郷中詮索仰せ付けられ(中略)地借、店借残らず相改め候ところ疑わしきもの一人もござなく候」とし、人別に家主との続き柄、名前、年齢、旦那寺を記している。本書には個人の持ち高が記入されている。高が資料に残ることは珍しい。改めて戸別にまとめた。

① 源之助(家主) 26歳名主 家族数4人、高7斗38+塩浜

② 留五郎() 30歳組頭 9人、高8斗72+塩浜

③ 佐右衛門() 41歳百姓代 家族数5人、高6斗96+塩浜

④ 政次郎() 38歳 4人、高3斗+塩浜

⑤ 作次郎() 30歳 5人、高0斗98

⑥ 藤四郎() 74歳 5人、高0斗98

⑦ 五郎兵衛後家ふせ(40歳) 1人、高1石271+塩浜

戸口は7軒33人で平均4・7人、平均年齢は40歳であった。高持ちは田高や畑方、家屋敷を所有する本百姓のこと。7軒の高合計は4石6斗、塩浜も15町9反で、残りは八幡村や五所村、君塚村、五井村の人たちの越石。土地の大半を他村が占める等、特殊な村の経営形態は塩田開発からはじまった村の歴史を物語っている。

村差出書上げ帳

上総国市原郡

金杉浜新田

天保9年(1838) 五所・今井家文書
金杉浜新田差し出し書き上げ帳

村差し出し書き上げ帳

上総国市原郡

金杉浜新田

差し出し

上総国市原郡

金杉浜新田と唱う

差出

天明三卯年

赤井越前守様にて御請け地に相成り御役永御上納仕り候

一 塩浜八十六町五反九畝十五歩

文化二丑年

この訳

御代官瀧川小右衛門様にて始めて御高入れに相成り申し候

一 高二十四石五斗九升八合

この反別七町四反七畝二十一步

金杉浜新田と改め

幼年につき 忠五郎
案内人代 次助

天明三卯年
赤井越前守様にて御請け地に相成り御役永御上納仕り候
一 塩浜八十六町五反九畝十五歩

文化二丑年
御代官瀧川小右衛門様にて始めて御高入れに相成り申し候
一 高二十四石五斗九升八合

田高十九石四斗八升五合

この反別五町八反四畝歩
この納米九石六斗四升八合六勺
御定免
去る酉年御取箇（とりか）
ただし口米とも

畑高五石一斗一升三合

この反別一町六反二十一歩
この納永八百三十七文九分
去る酉年御上納
ただし口永とも

山伏

下々田一町九反六畝十五歩	石盛	四
砂田三町八反七畝十五歩	石盛	三
下々畑七反十五歩	石盛	三
見付畑七反四畝九歩	石盛	二
屋敷一反八畝二十七歩	石盛	八
反永八十五文取り		
反永四十文取り		
反永四十七反九		
反永七反八		
反永三反八		
反永二反八		
反永一反八		

一 塩浜七十八町一反二畝十六歩
八幡村、五所村、君塚村、三か村地先

一家数合七軒

一人数合之指交人
男指交人
廿七人

一 御朱印地 当村にござなく候

一 社地
一か所

一 塩浜三反四畝十五歩 神明社領

一 牛馬当村にござなく候

一 寺庵(カ) 当村にござなく候

一 農業のあいだ男女とも塩稼ぎ仕り候

書面通り帳面差し上げ奉り候ところ、相違ござなく候。以

天保九戌年

森蔵御代官所

上総国市原郡金杉浜新田

百姓代 佐右衛門

組頭 留五郎

名主 源之助

百餘人
為六弟
源之助

一家数合わせ七軒

一人数合わせ三十五人 男十八人、女十七人

一 御朱印地、当村にござなく候

一 社地 一か所

一 塩浜三反四畝十五歩 神明社領

一 牛馬当村にござなく候

一 寺庵(カ) 当村にござなく候

一 農業のあいだ男女とも塩稼ぎ仕り候

天保九戌年

森蔵御代官所

上総国市原郡金杉浜新田

百姓代 佐右衛門

組頭 留五郎

名主 源之助

天保十五年三月
高木清左衛門様へ差し上げ候写し

村差し出し明細帳

上総国市原郡
金杉浜新田

天保15年(1844) 五所・今井家文書
金杉浜新田村差し出し明細帳

天保十五年三月
高木清左衛門様へ差し上げ候写し
村差し出し明細帳
上総国市原郡
金杉浜新田

縦 帳

天明三卯年新規見立て地
一塩浜八十五町六反七步

上総国市原郡

金杉浜新田

御勘定御奉行赤井越前守様へ願ひ濟み御請け地に相成り
御役永御上納仕り候
文化二丑年

御代官瀧川小右衛門様の御高入れにござ候
一高二十四石五斗九升八合

この反別七町四反七畝二十一步

忠五郎
案内人
代次郎

上総国市原郡

金杉浜と唱え

見立て人 庄左衛門

御勘定御奉行赤井越前守様へ願ひ濟み御請け地に相成り

御役永御上納仕り候

文化二丑年

御代官瀧川小右衛門様の御高入れにござ候

一高二十四石五斗九升八合

この反別七町四反七畝二十一步

忠五郎

案内人

代次郎

一 右地所の儀は塩浜田畑とも
八幡 三ヶ村地先

一 塩塚場持所可成助書下
反に永九文取り
八幡、五所、君塚
三ヶ村地先
反に御役永三十五文
助永二十二文二分五厘
合わせ永五十七文八分五厘

一 右地所の儀は
反に永九文取り

一 塩塚場持所可成助書下
反に永九文取り

一 右地所
反に永九文取り

一 塩塚場持所
反に永九文取り

一 農業の間
反に永九文取り

用女は塩塚文太
梅宗は塩塚が長
孫は年下

一 右地所の儀は塩浜田畑とも

一 塩塚ぎ場十一町二畝二十七步

一 併納地の分
一 塩浜六十六町七反五畝四步

御代官山田茂左衛門様へ伺い済み除地にござ候

一 塩浜三反四畝十五步

一 右社地

一 塩浜ならびに田畑とも

一 農業の間

八幡、五所、君塚
三ヶ村地先

反に御役永三十五文
助永二十二文二分五厘
合わせ永五十七文八分五厘

反に永九文取り

神明社領

一か所

村方所持の外は

八幡、五所、君塚、五井
右四か村にて出作仕り候

男女とも塩塚ぎまたは君塚
五所、八幡浦に出浜
稼ぎ仕来たり候

・普請所

北方村田川より南方五井村地境まで
千六百九十九間余
居村より沖方定杭まで七百七十間余

・自普請所

北方村田川より南方五井村地境まで
千六百九十九間余

・御用水

八幡村津出し申し候

・御取

八幡村組外十四か村

・御取

八幡村組外十四か村

・御取

八幡村組外十四か村

・御取

八幡村組外十四か村

百姓代 佐右衛門
与頭 留五郎
名主 源之助

高木清左衛門様
御役所

一 当村広さ 北方村田川より南方五井村地境まで
千六百九十九間余

一 自普請所 居村より沖方定杭まで七百七十間余
汐除地五か所

一 当村用水ごさなく候 天水地ゆえ早損勝ちにごさ候
ただし御手当て御拝借下し置かれ候

一 当村は房州往還にごさ候

一 御年貢米の儀は 八幡村津出し申し候

一 当村より海上およそ七里、陸路御府内まで十二里

一 所産物 塩

一 御取り締まり組合の儀 八幡村組外十四か村

右は明細書き上げ奉り候とお相違ごさなく候。以上

天保十五辰年三月

上総国市原郡

金杉浜新田

百姓代 佐右衛門

与頭 留五郎

名主 源之助

高木清左衛門様
御役所

隣村加茂村取り調へ候

元和六申年

高百九十九石三斗九升八合

永井信濃守様

御検地にごさ候

延宝五辰年

高百九十九石三斗九升八合

井上筑後守様

御検地にごさ候

高百九十九石三斗九升八合

延宝五辰年

井上筑後守様

延宝五辰年

高百九十九石三斗九升八合

野村彦太夫様

御検地にごさ候

延宝五辰年

御検地

延宝五辰年

御検地

延宝五辰年

御検地

延宝五辰年

御検地

延宝五辰年

御検地

延宝五辰年

御検地

延宝五辰年

御検地

天保15年(1844) 井家文書

加茂村取り調べ帳

隣村加茂村取り調べ認め候ゆえ写し控え置き申し候

元和六申年

永井信濃守様

高百九十九石三斗九升八合

御検地にごさ候

延宝五辰(巳)年

井上筑後守様

高十五石五升

御検地にごさ候

内高百八十七石三合

高合わせ二百五石四斗五升六合

井上山城守様領分

延宝五巳年

野村彦太夫様

高十八石四斗五升三合

御検地にごさ候

この反別一町九反九畝二十三歩

当御料所地

一反別一反五畝歩

一鎮守一か所

百姓林にごさ候

一社地二か所

加茂明神

一寺院一か所

八幡宮、水神宮

一林(まぐさ)場一か所

下総国千葉郡平賀村 本土寺末

一溜井一か所

日蓮宗長永寺

一溜井一か所

字加茂原野 自普請場にごさ候

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 海川 陸橋

一 当村川付きまたは往還にて
ござなく候

一 海川漁獵
ござなく候

一 枝郷
ござ候

一 当村は野土に
男は縄をない女は糸
をとり申し候

一 農業の間
ござ候

一 御捉飼場に
道のり五町ほど

一 当村隣村
同 三町ほど

一 東方山田橋
同 四町ほど

一 西方根田村
同 五町ほど

一 南方惣社村
同

一 北方郡本村
同

一 御年貢米は八幡村へ津出し申し候、およそ道法(のり)一里
一 公事出入りの節は水論は高割り、野論は家並み割りにござ候

一 御鷹匠様方組合村へ御出の節は郡本、藤井、山田橋、
惣社、右五か村にて勤め来たり申し候

一 御順(巡)見御国廻りの節は人馬、八幡村勤め来たり申し候
尤(もつとも)御往来は何方へも人馬差し出し申さず候

右は明細書面のとおり少しも相違ござなく候。以上

天保十五辰年二月

上総国市原郡

加茂村

一人百姓

初五郎

高木清左衛門様

御役所

五所村定免割付

高二四石八斗五升五勺

五所村

此別割付の由

付

高三十二石四斗七升五合

五所村

内

上田二町三反一畝二十九步

五所村

二町一反九畝十五步

五所村

この取り米三斗三升七合

是(これ)は満蔵寺所持の分、当時無住につき住寺(持)出来(しゅつたい)候まで願ひ取り下げ

石盛十四

去る卯より畑成り

高 一斗六升八合
上田畑成り一畝六步
この取り永十二文

石盛十四
去る卯より畑成り
反百文

安永2年(1773) 五所・今井家文書
五所村定免割付

去る辰より午まで三か年定免割付のこと

一高二四石八斗五升五勺
この反別二十二町八畝二十六步
上総市原郡 五所村

このわけ

高 三十二石四斗七升五合
上田二町三反一畝二十九步
石盛十四

内

二町一反九畝十五步
本途

この取り米十一石八斗五升三合
反五斗四升
去る辰より取り下げ

一 反二畝十四步
反二斗七升

この取り米三斗三升七合
是(これ)は満蔵寺所持の分、当時無住につき住寺(持)出来(しゅつたい)候まで願ひ取り下げ

高五十七石七斗六升八合
中田五町二反五畝五步

石盛十一

四町九反十一歩

本途

この取り米二十四石二升八合

四町九反十一歩

本途

三反四畝二十四歩

三反四畝二十四歩

反四斗九升

この取り米八斗五升三合

この取り米八斗五升三合

反二斗四升五合

これは満蔵寺、密蔵寺所持の分、
住持出来候まで願ひ取り下げ

これは満蔵寺、密蔵寺所持の分、
住持出来候まで願ひ取り下げ

当時無住につき

高一石三斗九升三合二勺

石盛十一

高一石三斗九升三合二勺

石盛十一
去る卯より畑に成る

中田畑に成る一反二畝二十歩

石盛十一

この取り永百十四文

反九十文

高五十七石七斗五升五合

石盛八

高五十七石七斗五升五合

石盛八

下田六町三反四畝十三歩

石盛八

内

六町一反四畝三歩

本途

この取り米二十七石二升二反十歩

反四斗四升

この取り米四斗四升七合

去る辰より取り下げ
反二斗二升

中田畑に成る一反二畝二十歩

石盛十一

高五十七石七斗五升五合

石盛八

下田六町三反四畝十三歩

石盛八

この取り米四斗四升七合

石盛八

此石室の奥に古書あり
其書古くは神代文なり

石室の奥に古書あり
其書古くは神代文なり

石盛八
去る卯より畑に成る

二反四畝二十五歩

この取り永五百十八文七分

反八十文

去る辰より取り下げ

反四十文
これは密蔵寺所持の分、当時無住につき
住持出来候まで願ひ取り下げ

高四十七石九斗三升八合二勺

田小以十四町七反二畝二十歩

この取り 米六十四石五斗三升八合
永六百五十四文三分

これは密蔵寺所持の分、当時無住につき
住持出来候まで願ひ取り下げ

高五石三斗七升九合
下田畑に成る六反七畝七歩

石盛八

去る卯より畑に成る

六反四畝二十五歩

この取り永五百十八文七分

反八十文

二畝十二歩

この取り永九文六分

反四十文

これは密蔵寺所持の分、当時無住につき
住持出来候まで願ひ取り下げ

高四十七石九斗三升八合二勺

田小以十四町七反二畝二十歩

この取り 米六十四石五斗三升八合
永六百五十四文三分

白旗若原村
上相野九斗七寸

石盛十

付北九斗九合五分

石盛十

付北九斗九合五分

石盛十

付北九斗九合五分

石盛十

付北九斗九合五分

石盛十

付北九斗九合五分

石盛十

付北九斗九合五分

石盛十

付北九斗九合五分

石盛十

付北九斗九合五分

付北九斗九合五分

付北九斗九合五分

高二十石九斗二升五合

石盛十

上畑二町九畝七步半

反百文

この取り永二貫九十二文五分

高十九石四斗九合三勺

同(石盛)八

中畑二町四反二畝十八步半

反九十文

この取り永二貫百八十三文五分

高十一石八斗五升六合

同五

下畑二町三反七畝三步半

反八十分

この取り永一貫八百九十六文九分

高四石七斗二升二合

石盛十

屋敷四反七畝六步半

反百文

この取り永四百七十二文二分

高五十六石九斗一升二合三勺

畑小以七町三反六畝六步

この取り永六貫六百四十五文一分

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

高田石三斗一升六合

一高十四石三斗一升六合

内、十石五斗三升四合

三石七斗八升二合

この反別二町九畝十七步

このわけ

高一斗八升八合

中田一畝十七步

この取り米六升三合

高二斗八升二合

下田二畝二十四步半

この取り米九升九合

享保十三未改め高入れ

高三石七斗八升二合

中田三反四畝十一步半

この取り米一石二斗三合

高四石二斗五升二合

田小以三反八畝二十三步

この取り米一石三斗六升五合

同所新田

古新田

享保十三年未改め新田

石盛十二

反四斗

石盛十

反三斗五升

石盛十一

反三斗五升

高八石八斗七升三合

付別一町三反三畝二十七步

高八石八斗七升三合

付別一町三反三畝二十七步

高八石八斗七升三合

付別一町三反三畝二十七步

高八石八斗七升三合

付別一町三反三畝二十七步

高八石八斗七升三合

付別一町三反三畝二十七步

高八石八斗七升三合

付別一町三反三畝二十七步

高八石八斗七升三合

付別一町三反三畝二十七步

享保十五

戊改め新田

石盛十

反九十文

同七

反八十文

石盛五

反七十文

- 高二石五斗四升
- 上畑二反五畝十二步
- この取り永二百二十八文六分
- 高八斗八升九合
- 中畑一反二畝二十一步
- この取り永百一文六分
- 高六石六斗三升五合
- 下畑一町三反二畝二十一步
- この取り永九百二十八文九分
- 高十石六升四合
- 畑小以一町七反二十四步
- この取り永一貫二百五十九文一分

一高八石八斗七升三合
 この反別一町三反三畝二十七步
 享保十五
 戊改め新田

付込

高石三升八合

中田九畝十三歩

この取り米二斗三升六合

高石四斗六升七合

下田一反八畝十歩

この取り米三斗六升七合

高二石五斗五合

田小以二反七畝二十三歩

この取り米六斗三合

高六石三斗六升八合

下畑一町六畝四歩

この取り永七百四十二文九分

石盛六

反七十文

石盛十一

去る卯起こし返し

高六石三斗六升八合

田小以二反七畝二十三歩

この取り米六斗三合

高六石三斗六升八合

下畑一町六畝四歩

この取り永七百四十二文九分

取合 第六種 永九貫三百一文四分

外

- 一 永七十六文五分
- 一 永三百八十四文七分
- 一 米一石九斗九升五合
- 一 永二百七十九文

五所浦

船役永

漁獵運上

口米

口永

納金 米 拾八石五斗一合
 永 十貫四十一文六分

右は去る辰より午まで三か年定免御取り箇
 百姓依願書面のとおり申し付け候条、村中大小の百姓、
 出作の者まで立ち合い、甲乙なく割合致し、年々極月
 十日限り急度(きつと)皆済せしむべきものなり。
 十月依願書面合符印也

安永二年巳十月

外

- 一 永七十六文五分
- 一 永三百八十四文七分
- 一 米一石九斗九升五合
- 一 永二百七十九文

納め合わせ 米六十八石五斗一合

右は去る辰より午まで三か年定免御取り箇

百姓依願書面のとおり申し付け候条、村中大小の百姓、
 出作の者まで立ち合い、甲乙なく割合致し、年々極月
 十日限り急度(きつと)皆済せしむべきものなり。

安永二年巳十月

伴幸左衛門 (印)
 松下伝八郎 (印)

右村
 名主
 組頭
 惣百姓

伴幸左衛門
 松下伝八郎

天保五年午二月

宗門人別帳

南河内友和

金杉浜新田



一 一季出替わりの時節たるのあいだ、宗門の儀、念入りの邪蘇
 (ヤソ) 宗門にてこれなき旨、請け人取り置き召し抱えべき
 こと。
 一 ヤソ宗門今もつてこれあり、所々より捕らえ来り候あいだ、
 不審
 なるものこれ無きよう組中念を入れ申し付けべく候こと。
 一 組中これを相改め、不審なるもの差し置かず、もしヤソ
 宗門隠し置き他所より頭(あらわれる)においては庄屋、五
 人組まで
 曲事たるべき旨、手形取り置き毎年改めの趣、具(つぶさ)
 に

天保5年(1834) 今井家文書
金杉浜新田宗門人別帳

天保五年午二月
 宗門人別帳
 当御代官所
 上総国市原郡
 金杉浜新田

右書記切支丹（キリシタン）奉行所へこれを相渡すべし、
頭（支配人）これある面には書き付け、頭の支配方までこれを
差し出すべきにて、その頭の支配人より組中書き付け、
これを取り置かれ、いづれも相違これなき旨一紙に認め、こ
れまたキリシタン奉行所へ相渡すべく候こと。
付けたり、ヤソ宗門御制禁の高札、曆年序（かさね）また
字見え兼ねるにおいては新規に立て替えべきこと

所 御書付出し候とお前より宗門御改めの儀、郷中穿
鑿（せんさく）仰せ付けられ候につき、名主、組頭、妻子、下
人等まで申すにおよばず、
寺社同宿沙弥（しゃみ）ならびに道心者、行人、虚無僧（こむ
そう）、浪
人などまで、地借、店借残らず相改め候ところ、疑わしきもの
一人もござなく候、もし吟味せずヤソ宗門の訴人
脇合いより罷（まかり）出候わば名主、組頭、五人組まで何よ
うの
曲事にも仰せ付けられ候、そのため判形の帳面差し上げ
申す候ところよつてくだんのごとし。

右書付出し候とお前より宗門御改めの儀、郷中穿
鑿（せんさく）仰せ付けられ候につき、名主、組頭、妻子、下
人等まで申すにおよばず、
寺社同宿沙弥（しゃみ）ならびに道心者、行人、虚無僧（こむ
そう）、浪
人などまで、地借、店借残らず相改め候ところ、疑わしきもの
一人もござなく候、もし吟味せずヤソ宗門の訴人
脇合いより罷（まかり）出候わば名主、組頭、五人組まで何よ
うの
曲事にも仰せ付けられ候、そのため判形の帳面差し上げ
申す候ところよつてくだんのごとし。

中 組頭 御書

一 同寺旦那 (印) 同人弟 久次郎 (印) 当午二十八才
 一 同寺旦那 (印) 同人弟 吉太郎 (印) 当午二十二才
 一 同寺旦那 (印) 同人せがれ 留次郎 (印) 当午三才

人数合わせ九人の内男六人、女三人 (印)

一 同国同郡北五井村真言宗千光寺旦那 (印) 家主 佐右衛門 (印) 当午四十一才
 外に塩浜

一 同寺旦那 (印) 同人母 いち (印) 当午六十四才
 一 同寺旦那 (印) 同人妻 なか (印) 当午四十一才
 一 同寺旦那 (印) 同人娘 えつ (印) 当午十三才

一 同寺旦那 (印) 同人せがれ 佐平次 (印) 当午九才

人数合わせ五人の内男二人、女三人 (印)

一 同国同郡同村真言宗同寺旦那 (印) 家主 政次郎 (印) 当午三十八才
 外に塩浜

一 同寺旦那 (印) 同人妻 いえ (印) 当午三十八才
 一 同寺旦那 (印) 同人せがれ 政吉 (印) 当午九才

一 日寺旦那 (印) 同人娘 はな (印) 当午六才
 人数合わせ四人の内男二人、女二人 (印)
 一 同国同郡五所村真言宗明照院旦那 (印)
 持ち高九升八合 家主 作次郎 (印) 当午三十七才
 一 同寺旦那 (印) 同人妻 きよ (印) 当午三十才
 一 同寺旦那 (印) 同人せがれ 百次郎 (印) 当午十二才
 一 同寺旦那 (印) 同人娘 たか (印) 当午六才
 一 同寺旦那 (印) 同人二男 卯之助 (印) 当午三才
 人数合わせ五人の内男三人、女二人 (印)
 一 同国同郡南五井村真言宗龍善院旦那 (印)
 持ち高九升八合 家主 藤四郎 (印) 当午七十四才
 一 同寺旦那 (印) 同人せがれ 岩次郎 (印) 当午四十才
 同人嫁 まつ (印) 当午二十七才
 同人孫女 ゆき (印) 当午八才
 同人孫男 岩吉 (印) 当午六才
 一 同寺旦那 (印)

人数合せ五人

一同国同郡岩ノ味(岩野見)村真言宗自性院旦那(印)

持ち高一石二斗七升一合 五郎兵衛後家 ふせ(印)
外に塩浜 当午六十九才
人数合わせ女一人(印)

人数合せ五人

右は代々真言宗にて拙寺ども旦那に紛(まぎれ)ござなく候。これにより名前へ銘々印形致し差し上げ申し候ところ相違ござなく候、若(もし)御法度の宗門など申す者ござ候わば拙寺ども何方(いずかた)までもまかり出、急度(きつと)申し訳仕るべく候。以上

天保五年二月 上総国市原郡能満村真言宗釈藏院末

同国同郡五所村
真言宗 満藏寺(印)
当寺無住につき本寺代印
同国同郡海保村真言宗遍照院末
同国同郡五所村
真言宗 密藏寺(印)
惠明(花押)
同国同郡能満村真言宗釈藏院末
同国同郡北五井村
真言宗 千光寺(印)
同国同郡同村真言宗同寺末
同国同郡南五井村

人数合わせ五人の内男三人、女二人(印)

一同国同郡岩ノ味(岩野見)村真言宗自性院旦那(印)

持ち高一石二斗七升一合 五郎兵衛後家 ふせ(印)
外に塩浜 当午六十九才
人数合わせ女一人(印)

右は代々真言宗にて拙寺ども旦那に紛(まぎれ)ござなく候。これにより名前へ銘々印形致し差し上げ申し候ところ相違ござなく候、若(もし)御法度の宗門など申す者ござ候わば拙寺ども何方(いずかた)までもまかり出、急度(きつと)申し訳仕るべく候。以上

天保五年二月

上総国市原郡能満村真言宗釈藏院末

同国同郡五所村
真言宗 満藏寺(印)
当寺無住につき本寺代印
同国同郡海保村真言宗遍照院末
同国同郡五所村
真言宗 密藏寺(印)
惠明(花押)
同国同郡能満村真言宗釈藏院末
同国同郡北五井村
真言宗 千光寺(印)
同国同郡同村真言宗同寺末
同国同郡南五井村

去古宗
盛順
〇

〇同日御持信宗口末
〇同日御持信宗口末

明無院
收仙老

〇同日御持信宗口末
〇同日御持信宗口末

自性院
宥與

真言宗

人数合五種之内男一人
人数合五種之内男一人

内三十四人
去る巳年三月出生
去る巳年三月出生
去る巳年三月出生
去る巳年三月出生

一高四石六斗三升三合

此譯

高四石六斗三升三合
高十九石九斗六升五合
越石村々持ち

一塩浜反別合

塩浜十五町一反五畝十五歩
同六十二町九反七畝一步
越石村々持ち

真言宗 龍善院 (印)

盛順 (花押)

同国同郡同村同寺末

同国同郡五所村

真言宗 明照院 (印)

快仙 (花押)

同国同郡村上村真言宗観音寺末

同国同郡岩野見村

真言宗 自性院 (印)

宥與 (花押)

真言宗

人数合わせ三十三人の内 男十八人、女十五人

内三十四人

差し引き

□□ (虫くい) 女一人 去る午年までに滅じ

内男一人 去る巳年三月出生

内男一人 去る巳年十二月病死

一高二十四石五斗九升八合

この訳

高四石六斗三升三合

高十九石九斗六升五合

一塩浜反別合

この訳

塩浜十五町一反五畝十五歩

同六十二町九反七畝一步

右は宗門御改め以来縁談、死去の者左のとおり
ごさなく候。以上

天保五年二月

百姓代 佐右衛門(印)
組頭 留五郎(印)
名主 源之助(印)

森寛蔵様
御役所

当午年御改め以来縁談、死去の者左のとおり

一家主 佐右衛門父佐兵衛、去る巳年十二月病死致し候につき相
除き申し候

午二月

百姓代 佐右衛門(印)
組頭 留五郎(印)
名主 源之助(印)

森寛蔵様

御役所

十二月

百姓代 佐右衛門(印)
組頭 留五郎(印)
名主 源之助(印)

森寛蔵様

御役所

飯香岡八幡宮文書

御影山 神のめでにし 飯香岡

むかしをかけて 世に匂いけり 従一位久我建通

飯香岡八幡宮は八幡の地名となつた古社で、最新の境内案内看板は「この地は御影山と称し六所御影神社が鎮座していたが、白鳳4年(675)天武天皇の勅命により八幡宮として創建されたという。また天平宝字3年(759)には国府総社とされ、一国一社の八幡宮として、また上総国の総社として広く信仰を集めてゆくこととなつた。保元3年(1158)の石清水八幡宮の諸国荘園官符にみえる上総国市原別宮は本宮であるといわれている。源氏、千葉氏、北条氏、足利氏、徳川氏をはじめ近隣に所領を持つ大名、旗本など武將の崇敬が厚く、徳川家康から社領150石を安堵され、格式10万石の待遇を受けた」と記している。

八幡宮についてはこれまで本書第3集、第4集、第5集、また本会の姉妹グループである「八幡史学館名所100選チーム」がまとめた『市原市八幡の石造物研究』に詳解したので、興味の方は参照いただきたい。当社は古代、市原台地周辺の国府近く「産土神(うぶすなかみ)」として誕生、当時国守の崇敬を受けたこと、平安時代は「石清水八幡宮」の別宮で、鎌倉、室町時代は「市原八幡宮」を名乗つたことなどがほぼ定説になつている。現在地への移転時期は室町時代中期とされるが未詳で今後の研究、説明が期待される。

当社には昭和50年度の『市原市近世文書調査』で182点の伝来文書がリストアップされている。本会では神主の市川一夫氏の全面協力のもと所蔵全文書の解説、活字化を進めている。今編はその第4回目で、基本文書の「光善寺薬師如来縁起」「宝暦12年後留記」と慶応年間の「八幡浦塩田開発関係文書」などを紹介する。

36 松苗寄進(江戸後期Ⅱ横半帳)

当社はかつて八幡浦海岸に立地、江戸時代から明治、大正、昭和前期にかけて境内全域にアカ松やクロ松のおい繁る「杜の古社」のたたくまいにあつた。マツは古来から日本に生育し、神がよりたもう木として「神話」にも登場している。とくに当社は「夫婦いちちよう」「逆さいちちよう」と並ぶ象徴的存在であつたが、昭和30年代に「松くい虫被害」でほぼ絶滅してしまつた。

記載の2点は江戸後期のもので、亥年、丑年のえとを記すが年号はない、ほかに明治前期の「辰年寄進のものなり」「巳の年寄進のものなり」の計4点がある。「松苗」は植樹を意味するとみられる。毎回氏子衆によつておよそ2千本が寄進されている。

37 AB御誠い修行廻章(弘化3年Ⅱ継ぎ紙)

廻章は廻状、口演は口上のこと。本書は干支や紙の状態、筆跡などから弘化3年と考えられる。ABの2種があり、それぞれ回覧される地域に違いがある。直接の氏子地域である八幡、五所、市原地区以外にも、五井、君塚、平田、岩野見、村上、惣社など神社から比較的離れている地域、また菊間、山木、大厩、府中(能満)など神社に近隣する地域でも他社の氏子となつている地区など、かなり広範囲にわたつて廻章が回されていた。

明治3年当社が菊間藩に提出した「取り調べ書」によると、山木村、君塚村、岩野見村は八幡宮によつて兼務していたことがわかり、八幡宮の行事にこれらの村々が影響下にあつたことが想像される。

一方で文化12年の「東照宮(徳川家康)200年遠忌」は菊間、山木、府中、惣社、村上、五井に回覧、弘化2年の「神輿新造に関する廻章」は八幡、五所、市原のみの狭義の氏子地域の回覧になつている。内容によつて対象する地域を使い分けていたことがわかる。

さて本書の29日から1日までの神事は「夏越祭」という。文政2年『当社年中神祭行事』によると「八郷ならびに近村へその村々の家敷を見積もりにて雛形をもつて廻文配ること、諸入用の儀は右

村々より御初穂をもって払い方すべし」と記されている。「夏越祭」は「大祓い」ともいう。知らず知らずの内に犯してきた罪や穢(けが)れを祓い清めることで、清浄な元の姿に立ち戻るとされる。本廻章で「雛形差し遣わし」とあるのは、紙で人の形に模して作る形代(人形)であろう。各人が形代で体を撫で息を吹きかけることによつて自己祓いを行なう。その形代に罪けがれが移され、焼却したり海へ流すことによつて罪けがれが消滅すると信じられている。(この項は飯香岡八幡宮・平沢牧人禰宜にお願いしました)

3 8 社領反別書き上げ(江戸後期Ⅱ中紙)

当社の社領反別のまとめ。

①上田2町	(11%)	30石4斗	石盛15
中田3町	(16%)	37石	12
下田8町2反	(44%)	57石6斗	7
計13町3反	(71%)	125石	
②上畑9反	(5%)	8石5斗	石盛9
中畑1町2反	(7%)	7石2斗	6
下畑3町	(16%)	9石1斗	3
計5町1反	(29%)	25石	
合計18町5反		150石	

その構成はおおむね田方7割に畑方が3割であった。天正19年以來、新田開発もなく領民の暮らしも安定したものであったといえる。

4 0 光善寺薬師如来縁起(神龜元年、文治2年写しⅡ竖帳)

市原村にある光善寺薬師堂の由来を語った縁起である。当社に伝来する「光善寺薬師如来縁起」は焼失により多くを欠損し、また文書40に該当する本書も抄本で、全体を把握することができない。市原には八幡宮の祭札に用いられる柳楯の調整に關与する司家が存在し、司家の一つの森家には元禄期の「写本」とされる「縁起」が所蔵されておりそれによつて内容が確認できる。

縁起に出てくる「癩(らい)病」はいわゆるハンセン病で、この病気に罹患すると絶命し周囲に伝染すると誤認されていた。

縁起ではらい病になやむ曾我光善と息子の病状に涙して盲目になった母親の2人が行基のもとを訪ね、行基の刻んだ薬師如来の力によつて病状を快復させたことが語られる。この薬師如来を本尊に、光善の名を寺号として光善寺を建立したとされる。

行基と薬師如来、または行基が刻んだ秘仏に關する伝承は全国に広く見ることができ、この縁起もそういった「行基伝説」の一つといえよう。

「光善寺廃寺」と呼ばれる奈良時代の寺院跡地が薬師堂の裏手にあり「布目瓦」が出土しており、およそ7世紀から8世紀初頭に創建されたと考えられている。国府の可能性を含め市原に何らかの大きな力を持った存在であったことが考えられる。

さて本縁起で注目したいのは行基伝説を語った後に記されている「八幡神」の出現に關する箇所である。市原にはかつて「飯香岡八幡宮(前身Ⅱ市原八幡宮)」が鎮座していたという「元八幡宮伝承」があり、市原八幡神社が本宮であると伝えられている。光善寺を築いたであろう大きな勢力が、一方で八幡宮を氏神として祭祀した可能性が否めない。

本縁起では八幡神の出現を薬師堂の前で行われる行基の説法を毎朝戴冠の異人が石の上に座つて聞いていたと記す。異人は「八幡神」を名乗り、行基は感動して麦の飯に柳の箸を添えて奉つたために柳の楯を八幡宮に捧げる、と「柳楯」の起源を述べている。この石は「影迎(ようこう)の石」と呼ばれ、薬師堂の境内に残されている。麦飯を神に奉るといふ内容は『飯香岡八幡宮由緒本記』に出てくる日本武尊に飯を奉り、尊が飯の香りを賞して「飯香岡」と名付けたとする地名由来伝承にも通ずることから、飯香岡八幡宮の旧地は市原である可能性は大きい。

八幡神の出現に關しては、勅命による鎮座であるとする飯香岡八幡宮の伝承と異なっていて興味深い。「柳楯」の起源については『市東庄八幡宮御縁起』では、同様の起源に加えて八幡神が武人であるため柳楯となったと補って伝えている。また、五所の「柳楯御三家(中

嶋、中村、浅野家」の伝承を記録した『八幡宮伝記』では、柳の楯を筏として九州から海上を漂って上総まで「八幡神」を運んできた」と由来を記す。「柳楯」に関する古記録が少ないことを考えると、それらを考察する上でこの如來縁起の伝えるところは極めて重要な記録であろう。(この項は飯香岡八幡宮・平沢牧人禰宜にお願いしました)

参考資料として、昭和40年市教育委員会がまとめた『市原の年中行事、市原市の文化財、南洞文庫図書目録』(市中央図書館所蔵)から本書の原文『上総国市原郡市原村光善寺薬師堂縁起』全文(タイプ印刷のコピー本)を転載した。「これは同家(市原・森家)に伝わる元禄期の古文書を森操氏、市川教生氏が苦心判読されたものをさらに正確を期すため千葉県史編さん室の校訂を経たものである」との編集室コメントがある。

4 1 別当、神主出入口口上書(年号無記、未年II継ぎ紙)

神主は神事に仕える神職の長で、別当は神仏習合説にもとづいて神社に設けられた別当寺の長官をいう。本来両者が協力して神社経営にあたるべきではあったが、社領配当や職権など対立することが多く時に幕府の訴訟に及んだ。「出入口筋」は訴訟手続きのこと。訴状に基いて相手方を出頭させ、対決尋問の上判決を下した。本書は別当方出訴に対する担当社役の反論で、委細は口上で申し上げるとしている。結末は不詳だが仲介者による示談で決着することが多かった。

6 6 諸社、禰宜、神主法度(寛文5年II継ぎ紙)

寛文5年に幕府から出された「諸社禰宜、神主法度」の写し。五条からなり、第一は「もつばら神祇道を学び、神事、祭礼にはげむべし」、ついで位階、装束、神領社地の売買、質入れの禁止、建物の管理や日常の掃除などに及んでいる。

署名の大和守、美濃守、豊後守、雅楽頭は老中久世広之、稲葉正則、阿部忠秋、酒井忠清の5人、元和元年の「武家諸法度」「禁中ならびに公家諸法度」に続き、この年寺院に於て「諸宗寺院法度」を

発令、一方神社にも統制の「法度」として本書が出された。「もし違犯の輩これあるにおいてはとがの軽重にしたがい沙汰せしむべきものなり」と厳重処分をうたっている。

6 9 市東庄八幡郷御宮略縁起(天保6年II摺り版、豎帳)

修復工事の寄進勧誘を目的にした木版摺りの「縁起」。社名の「市東庄八幡郷御宮」の「郷」は平安時代から奈良時代にかけての貴族私有地「庄園」に由来する。鎌倉時代の「守護地頭制」で衰退し豊臣秀吉により廃止された。市原を二分した「市東庄」に所屬、また当社が江戸時代を通じて「八幡郷鎮守」を名乗っていることにも注目したい。

「縁起」は始めに八幡大神が応神天皇を称したこと、当社が一国一社の八幡宮として中興、治承4年源頼朝により建立され、足利義満から神興4社が寄進されたこと、徳川家康の信仰厚く150石の朱印地を頂いたことなどを記す。その後年暦久しく、本宮屋根、末社、鳥居が次第に大破したとし、修復のための寄進を呼びかけている。鳥居は天保12年に再建された。現在の基礎石はこのときのもので「天保十二年再建、石願主南町丸屋伊兵衛」、世話人観音町、浜本町、仲町、片町、南新田、五所村、市原村の17名を刻んでいる。

7 0 おん鳥鳩放生覚え(元禄7年II中紙)

5代將軍徳川綱吉時代、「生類憐みの令」下の元禄7年「おん鳥鳩放生」。違反者への死罪など行きすぎた「保護政策」に武士も庶民も振り回された。祈願主の榊原七右衛門なる人物や当社との関係は未詳。將軍家への忠節心か、作善が必要なならかの事情が存在したのであろうか。1096羽もの雄鳩を集めて大空に解き放った。「なるほど快く飛び申し候」とする報告「覚え」が当時の世相を反映しているように見える。

7 1 宝曆12年後留記(宝曆12年II豎帳)

宝曆12年に再編された「飯香岡八幡宮御伝記、古語伝にいう」の続編で、幕末慶応元年までを記している。「御伝記」は正目板に茶色の表紙を表装、本文第1ページは「古語伝にいう」の小見出しの

あと、「二つ、人皇第12代景行天皇御宇、日本武尊東夷御征伐御時当社へ御着陣なされ、酒飯を献じ奉りところお悦び賜わり、この府飯香岡とのたまう。これより飯香岡と号す」から始まる。巻末に「なおまた宝暦12年の後期このあとに謹んで記すべし」とする。本書はその後のおよそ100年間を記す。

①明和元年、本所三つ目緑町の伊勢屋善次郎が御影石灯笼一对を寄進し石灯笼2基が放生池回りに現存

②天明3年、江戸金杉村、百姓庄左衛門が出願した「八幡村、五所村引き通し塩浜開発願ひ」が認可されたが、神領の神社前海岸が除外された後出、八幡宮文書135、128および五所「今井家文書」、第2集『金杉浜塩田資料集成』の関連文書参照

③享和3年、これまで合同で行なつた大祭のみこし担ぎを4組に分ける一一の宮、二の宮などの分担制始まる

④天保12年、一の鳥居を再建し前出

⑤弘化2年、神輿4社を新造立し当社神輿庫に現存

⑥嘉永7年、アメリカ軍船の浦賀来航にともない天下泰平、異国追討を祈禱。

⑦万延元年、生実領主森川出羽守当社祈願、太刀一振り神納し当社宝蔵庫2階収蔵室に現存などを記録している。

135 八幡浦塩浜開発留記（慶応元年し翌帳）

慶応年間、江戸神田佐久間町辻屋又四郎から幕府勘定奉行所に出願された「八幡村海面へ塩浜開発」一件の留め書き。又四郎の計画は、八幡村地先海面500間、村田川落ち口から五所村地境までのおよそ1000間を引き通し塩田開発したいとなっている。この地は天明時代に開発されたが、その後台風被害でほぼ壊滅した金杉浜塩田の跡地に隣接し、当時対象から除外された八幡宮前海岸と八幡湊も含まれた。

幕府代官を窓口とした「仰せ渡し」は慶応元年10月16日に到着し、4日後を日限りに故障有無の回答を求めている。

最終ページの10月24日付け幕府代官小川達太郎手付け廻達書がまとめになる。正式回答の猶予を願う村方に「早々取り調べべき旨御達しにつき、早速当役所へ「否」申し立て候よう、申し付けこれあり候よう致したく」とあり、八幡宮や金杉浜新田、八幡湊などの問題点を総合判断した代官所が早めの幕引きを図つたものといえよう。

最幕末期か明治はじめとみられる「天明古図の写し」飛び地の書き込みにも「慶応二寅年預かり受け地、預かり人辻や又四郎」として現在八幡浦の日本イトン社周辺を囲んでいる。明治維新まで1年、混乱期中、塩田がどの程度実現したものか、なお検討の余地がある。

128 八幡浦塩田開発についての八幡宮回答（慶応3年し翌帳）

前出「塩浜開発留記」の関連文書で八幡宮社が幕府代官所へ提出した「故障有無取り調べ」の回答。当社は白鳳年間、天武天皇勸請の祈願所として誕生したこと、当該地は「恐れ多くも東照宮様より海面汐ごり場」として巾200間、「かい立ち除地」を仰せ渡され、なお神領150石の判物を下し置かれたこと、天明年中金杉浜開発のみぎりにも当地が除外されたことなどに触れ、「これまでどおり除地となりますよう、ひとえに願ひ上げ奉り候」と記している。（山岸弘明）

上総国市原郡市原村光善寺薬師如来縁起

神龜元甲子より元祿十三庚辰迄九百七十七年あり市原村光善寺薬師如来は大昔八王四十五代聖武天皇の御治世、神龜元甲子秋九月十二日に行基菩薩一夜の間に作り出し給ふ御本尊当地建立の縁起は古城市原の領主曾我の種目の末葉上総之介光重の一子曾我の太郎光善と申人の候建立なり。然るに此曾我の太郎光善殿其生れつき美麗にして器量世に勝れ殊に無双の弓取なり。父母の寵愛浅からず遠近の僧伏更に是を重せり。かゝる果報由々敷き中に光善十七歳の秋の頃何かなる宿業のむくいか後に癩病をうけ給へり、すてに人前の交も絶てあさましかりし故に父母是を嘆き天地に仰き志給へとも其のかい更になし、然る所に有臣家いさめて謂く近頃中は懼り多く御座候得共かゝる病人をば路の辻にすて置き行帰りの物にはづかしめらるれば必ず平癒すさんと様々御すゝめ申ゆへ御両親聞召被愛別離苦の悲しみの内に御尤と思召下総国千葉の下浦辺にすて路頭に恥をさらし是又しう因報たくと申事か、亦々其所の有名を曾我の里と名付給ふ猶々御両親光善事のみ御なげきましますすゆへ母御前には両眼の光りを失ひ盲人とぞなり給ふ、此母御前は元來三州の生れの人なり、常々に蓬来寺の峯の薬師を信じ給ふへり光善事を誓願せんと思召或時峯の薬師に打向ひ一心に丹誠を致して云く、南無薬師瑠璃光如来衆病悉除の御誓願誤り給はずば吾ら光善が癩病平癒致させ給へ若し然は御本尊を刻み堂舎を建立し奉らむと一念無二に祈り給ふ誠に本尊の感応あらたにましまして或夜不思議の靈夢を蒙れり、如は三州蓬来寺と覚へたり、忽然と枕神にあらわれ立給ふ告ての給はく汝等さのみなげき給ふまじ親子の苦難特に光善癩病は宿業の罪の催す所なり乍去汝に一つの方便をしめさん撰の国落葉山の行基菩薩を請し奉り靈木を以吾像を移し百燈を点じ供養せば光善が癩病も汝が言も忽に平癒せんとうつゝの中此御告有之其上「落葉山知をしるしの夕たすぎかけてぞ頼むのりのちかひを」と一首の和歌をあらたに詠じ給へ夢は終に覚にけり、母御前夢ながら難有御利生成と三度礼拝し奉り別此御歌を木札に書印し光善が胸に掛させ被仰候は某し今夜あらたの御告を蒙り候故に撰津国落葉山たづね行基菩薩を請し奉るべしと被仰候時に光善承り自身の病苦は扱置御母上様の盲眼を偏に御直し給へ仰御尤と答て夫より乍病苦彼の木札を申請け撰国の落葉山を心懸御出給ふぞしめしやうなり、漸々箱根の峠に至れり重病苦痛々しく手足もくたびれ行歩も不叶ひたすら限りになやみ、不及是非峠に伏し給ふ、是は扱置行基菩薩は撰の国の温泉と申所にて丈六の薬師如来を彫影の最中なり、或夜下思議に夢ともなくうつゝともなく老翁一人来り菩薩に告ての給はく汝東路に下り上総国市原村の病人を濟度せよ其上又靈地を撰て我像を建立せよ我は是峯の薬師と忽然と失せ給へり、菩薩た希有に思召あたりを御覽あれば一箇の白檀靈木に一首の和歌あり、菩薩喜意の思にて彼の御歌を御覽あれば、

「東路に我影 移せ市原屋敷たつ沢の山のぼとりに」と詠じ給ひけり。

菩薩いよいよ勸じ入不思議の御しるまじと此木をみづから負給ひ東路の市原をさして御出行こそしめしやうなり、行旅も程なく伊豆

の箱根に至り給ふ、然る所に路の傍に癩病人と見へて伏し居たり、立寄御覽あれば胸に懸けたる木札に落葉山と謂ふ歌あり、菩薩不思議に思召汝は何々なる者ぞ何れの国へは行ぞと問せ給へり、病人答て謂く、右のあらましを語りけり菩薩問給ひ扱は疑もなき如來の御告是なるへし扱某し遙々是迄下る事は偏に汝が為ぞと被仰、夫より頓て伴ひ上総国市原の里に至り則御父光重並に盲母も御逢い給ひ撰國にて峯の薬師如來明なる御告の儀委細御咄しましませば兩親承りかんたんの思ひをなし御悦び不淺礼拝をなされける。夫より行基菩薩伴の靈木を以て如來の尊像を割まんと思召所に不思議や何国ともなく異形の大神十二人あらわれ出菩薩と共に一夜の内に作り出させ給へり、是則十二神將なる事をや行基深く惜心を起し早速開帳被遊百燈を点し御供養日をおつて奉り難有も御利生あらわれ光善が癩病忽に平癒仕り、母御前にも両眼明かになりけり行基はさつ諸共に御悦限りなし誠に々々貴き御利益に預る事も御母御前の御心じん故か然ば靈地を撰び諸願成就せんと鎮念被遊候所に不思議や俄に震動し光明かどやき照し給ふ菩薩いよいよ感信の思ひを増し飛彈の匠内を頼み宮殿御堂を建立し御本尊安置し奉り嚴重の御供養數日の說法貴賤利益預る物其のかず不知然所に山中に方三尺の經石あり、毎朝に戴冠の異人此石の上に座せり行基是を御覽有て何国より御來り候と問せ給へば我は是八幡大神なり菩薩の御說法聽問のため且又如來の本誓に力をそまんが故に毎朝此石上に來るとの給へり、行基聞し召し喜意の思ひにてむぎの飯に柳のはしを奉る此のはしを御持參と見へけり。

夫より所々の氏子共八幡宮の祭礼には柳のたてと名付八幡へ奉捧彼の右を影向石と号し誠にあらたかなる瑞石と万民是を貴み給ふなり其上御本尊を末世の尊崇利益として秘仏壽成光善の二字を寺号として光善寺と号け結縁利生の為に三十三年に一度開帳是る者なり。

文治 式年 十一月 日

此縁起年久しく秘蔵而宮殿に納め不出故人是を不知然如に本尊の蓮花座の下、鼠引籠に入てすまき喰破り紙も朽ち縁起の意趣も不明ならん絶破に及び候如に元祿十三年庚辰の七月に当り御年忌開帳致し宮殿をせりし申時此縁起を見出し喜び申してはあれど皆浮ろとなり難儀に及び本寺へ訴へ申上る本地にて御披見にてつゞり可被成被仰候故儀に任せ奉頼み、あらまし本寺の指図に依て書き集申者なり、本書は間々文字朽ち定の意起も残り文も切可申候然為向後興隆利生奉書写畢其時本寺法印秀海元祿十三年庚辰七月八日御開帳書写人住寺印長印形見元祿以前の御年忌に開帳當年住寺も其年數三十三年ヲ失念有所に五所村に庄左エ門と申かちあり或夜夢に告ての給ふ、今年一原村の薬師の開帳に当れり宮殿の繪なし、汝か是を可打其渡り何寸と健に夢に見たり、かち不思議に思ひ密蔵寺に如是語り申せば密蔵寺も開帳なり汝かきを取開帳せよと有しと夢見たり、然ば此義市原に告知らせむと開帳致者なり又其年の春葛西領に於て小僧老人一白間に三十四ヶ村を廻り上総の市原と申所に薬師の開帳当七月あり皆々參詣可然とふれたり、依而遠方より常々參詣の衆今にたへず其外利益に預る者教人なり。

美之松苗寄進

六百七拾本 南新田町中

世話人 善兵衛

長七郎

四百五十本

片町中 市兵衛

一千二百本 中町中

同断 市兵衛

同断 四郎兵衛

都合 二千三百二十本

右は亥の年寄進奉るものなり

松苗寄進覚え

年号無記（江戸後期、亥年、丑年）飯香岡八幡宮文書36D
松苗寄進

亥の松苗寄進

一 六百七十本 南新田町中

世話人 善兵衛、長七郎

一 四百五十本 片町中

同断 市兵衛、左兵衛

一 一千二百本 中町中

同断 金右衛門、市兵衛、四郎兵衛

都合二千三百二十本なり

右は亥の年寄進奉るものなり。

松苗寄進覚え

二百五十本
御書所集

世話人
権兵衛
吉右衛門

二百本
六右衛門

早
平兵衛
長拾(十)郎

二百本
濱本町中

世話
釘貫
久兵衛

横町
平兵衛

同丁
勘七郎

蔵町
金十郎

同丁
市兵衛

折戸
勘兵衛

小出町
市十郎

獵師場
長三郎

同丁
喜左衛門

山中
次郎左衛門

早
平兵衛
長拾(十)郎

御書
千八百五十本

奉
右は丑の年奇進奉るものなり

都合千八百五十本
右は丑の年奇進奉るものなり。

- 四百五十本 観音町出戸中
- 世話人 権兵衛、吉右衛門
- 五百本 右観音町中
- 同断 平兵衛、長拾(十)郎
- 九百本 浜本町中
- 世話 釘貫 久兵衛
- 横町 伊兵衛
- 同丁 平兵衛
- 蔵町 勘七郎
- 同丁 金十郎
- 同丁 市兵衛
- 折戸 勘兵衛
- 小出町 市十郎
- 獵師場 長三郎
- 同丁 喜左衛門
- 山中 次郎左衛門

口演

明二十九日より来る朔日まで

当社において天下泰平、五穀成就

御祓い修行致し、ならびに当厄年につき

八郷安全のため清氣御祓いを齋(いつき)

明後晦日先規のとおり御祈禱

致し候、よりに雛形差し遣わし候あいだ

もつとも当人男女の年を記し

当日五つ時まで御持参の上

御神酒頂戴成られべく候。以上

丙午二十八日 八幡宮



弘化3年(1846) 飯香岡八幡宮文書37A
御祓い修行廻状

口演

明二十九日より来る朔日まで

当社において天下泰平、五穀成就

御祓い修行致し、ならびに当厄年につき

八郷安全のため清氣御祓いを齋(いつき)

明後晦日先規のとおり御祈禱

致し候、よりに雛形差し遣わし候あいだ

もつとも当人男女の年を記し

当日五つ時まで御持参の上

御神酒頂戴成られべく候。以上

丙午二十八日 八幡宮

役所(印)

八幡郷(印)

五所村(印)

君塚村(印)

岩野見村(印)

平田村(印)

根田村(印)

加茂村(印)

右村々御名主中

山田橋村(印)

藤井村(印)

郡本村(印)

市原村(印)

大厩村(印)

高島村

この廻状届き次第、村下請け印

致し早々順達、留り村より相返し

成られべく候。かつ雛形過不足の分は

御沙汰成られべく候。

(上包み)

八幡郷 社役所

弘化3年(1846) 飯香岡八幡宮文書37B
御祓い修行廻状

口演

明二十九日より来る朔日まで
 当社において天下泰平、五穀成就
 御祓い修行致し、ならびに当厄年につき
 その村々安全のため清気を齋(いつき)
 御祓い致し候、よりて雛形差し遣わし申し候あいだ
 もつとも当人男女の年を記し
 当日五つ時まで御持参の上
 御神酒頂戴成られべく候。以上
 丙午二十八日 八幡宮

八幡宮
 御祓い
 修行廻状
 御持参
 御神酒頂戴
 成られべく候。以上

此の廻状届き次第、村下請け印
 致し早々順達、留り村より相返し
 成られべく候。かつ雛形過不足の分は
 御沙汰成られべく候。

役所(印) とうじや
 八幡郷(印) 村上(印)
 きくま(印) くい(印)
 やまき(印) ごしよ
 府中(印)
 右村々御役人中

廻章 八幡郷
 社役所

御神領

- 一上田二町三畝歩 いそ二振八斗 けりり振六
- 一中田三町九畝歩 いそ二振七斗八升 けりり振六
- 一下田八町二反三畝歩 いそ八斗 けりり七ツ
- 一上畑九反五畝歩 いそ八斗 けりり九ツ
- 一中畑五反五畝歩 いそ七斗 けりり六ツ
- 一下畑三町三畝振五歩 いそ九斗 けりり三ツ
- 田方合振三町三反五畝歩 いそ八斗
- 畑方合振五町一反八畝二十二歩
- 惣八町五反三畝二十二歩
- いそ百五十石なり

御社内間敷
橋本より海邊まで八十二間
立つこれより南まで百八十六間

年号無記（江戸時代後期）
飯香岡八幡宮文書38
御神領反別書き上げ

御神領

- 一上田二町三畝歩 このもり（盛）十五
- この石三十石四斗五升
- 一中田三町九畝歩 このもり十二
- この石三十七石八升
- 一下田八町二反三畝歩 このもり七ツ
- この石五十七石六斗一升
- 一上畑九反五畝歩 このもり九ツ
- この石八石五斗五升
- 一中畑一町二畝歩 このもり六ツ
- この石七石二斗
- 一下畑三町三畝十二歩 このもり三ツ
- この石九石一斗三升
- 田方合振三町三反五畝歩
- 畑方合振五町一反八畝二十二歩
- 惣八町五反三畝二十二歩
- この石百五十石なり

御社内間敷
橋本より海邊まで八十二間
立つこれより南まで百八十六間

此縁起は府中釋藏院ニあり

神龜元甲子年

市原村光善寺藥師如來縁起

秋九月十五日

前略

昔まゝに供養敷敷。一説は貴賤利益より流る者共
敷敷なるを然るが山中に怪をあり毎朝戴冠の異人
は石の上に座せり行基此石を以て憐れりて何國よ
り此石より向せ給へ我は是八幡を祈なり
菩薩の御説法を聽聞の爲め且又如來の本誓

に力をそえんが故に毎朝此石の上に昇るとのたま
へり行基此石を以て喜意の思ひて麦の飯に柳の
可しをもちて此石を以て持参ると名付り
の氏子共八幡の祭礼に柳のたてと名付八幡宮を祈
彼石を影向石と号し誠しく祈らば瑞石と
万民且これを貴結ぶなり

文治二年十一月日写しあり

神龜元年（724）、文治2年（1186）写し八幡香岡八幡宮
文書40
光善寺藥師如來縁起

この縁起は府中釈藏院にあり

神龜元甲子年
市原村光善寺藥師如來縁起
秋九月十五日

前略

嚴重の御供養、数日の説法貴賤利益に預かる者その
数しらず、しかるところ山中に怪石あり、毎朝戴冠の異人
この石の上に座せり、行基これを御覽ありて何（いず）國よ
り御來たりと問わせ給えば、我はこれ八幡太神なり、
菩薩の御説法を聽聞のため、かつまた如來の本誓

に力をそえんがゆえに、毎朝この石の上に来るとのたま
えり。行基恐れながら喜意の思ひにて麦の飯に柳の
はしを奉る。このはしを御持参とみえけり。それより所々
の氏子共八幡の祭礼に柳のたてと名付け、八幡宮へ捧げ奉り
彼の石を影向石と号し、誠に誠にあらたなる瑞石と
万民これを貴（たつとみ）給うなり。その上御本尊云々

文治二年十一月日写しとあり

八幡宮御普請口上書

一此度別當御出立、身兼儀は社役
奉行職にござ候あいだ、承知仕り氣の毒に
存じ奉り候て、村中氏子を相頼み内証にて双方
扱ひ首尾仕ように申し候えども、早速の儀にて氏子
その意を得ず、延引にまかり成り難儀に存じ奉り候、
これにより判行相除き申し候御こと。

一一代々八幡宮御普請役儀等ござ候節、
諸事、某申し付け来たり候御こと。

一御普請の節、中間の儀、番替りに相勤めさせ
来たり申し候、某儀は毎日相勤め来たり申し候御こと。
一十三年以前にも幣殿、押殿御造営の
時、氏子へ勸金をすすめ、その上金子百兩

年号無記（未年） 八幡香岡八幡宮文書 4 1
別当、神主出入り口上書

恐れながら口上書をもつて申し上げ候こと

- 一このたび別当、神主出入りにつき、某儀は社役
奉行職にござ候あいだ、承知仕り氣の毒に
存じ奉り候て、村中氏子を相頼み内証にて双方
扱ひ首尾仕ように申し候えども、早速の儀にて氏子
その意を得ず、延引にまかり成り難儀に存じ奉り候、
これにより判行相除き申し候御こと。
- 一一代々八幡宮御普請役儀等ござ候節、
諸事、某申し付け来たり候御こと。
- 一御普請の節、中間の儀、番替りに相勤めさせ
来たり申し候、某儀は毎日相勤め来たり申し候御こと。
一十三年以前にも幣殿、押殿御造営の
時、氏子へ勸金をすすめ、その上金子百兩

不足は身系一人を借調は御借置又
世金とて寄進に致させ候よう相働き申し候
事

一古来より御朱印二通、その外古き書面
小取付は候事

右通相違なき候儀は御尋ねの
上、口上に申し上げべく候。以上

未、十一月日

大塚助太夫

上総国市原郡八幡郷

御奉行所様

不足につき、某一人にて借り調え仕（支）払い仕り、かつまた
この金子をも寄進に致させ候ように相働き申し候
御こと。

一古来より御朱印二通、その外古き書面
等所持仕り候御こと。

右のとおり相違ござなく候、委細の儀は御尋ねの
上、口上に申し上げべく候。以上

未の十一月日

上総国市原郡八幡郷
大塚助太夫（印）

御奉行所様

上総国市原郡市東庄

八幡郷法宮略縁記

上総国市原郡市東庄
八幡郷法宮略縁記



当社八幡大神は人皇十六代應神天皇御孫
東の鏡^{ミタマ}帝世一年を肥後國美形^{ミカタ}の池のほとりの
民^{タタ}勢^セ初^{ハジメ}児^コ三才^{サイ}あるもの託して曰く、われはこれ
譽^{ホノ}田^タ八幡^{ハチマン}麻呂^{マロ}あり垂跡^{スサノ}神^{カミ}明^{アカ}今^{イマ}またここに
顯^{ウツク}わると勅使^{チツシ}をもちて移して豊前國宇佐^{ウサ}の

天保6年(1835) 飯香岡八幡宮文書69
八幡郷御宮略縁記

上総国市原郡市東庄
八幡郷御宮略縁記

三番

上総国市原郡市東庄
八幡郷御宮略縁記

当社八幡大神は人皇十六代応神天皇を称し
奉る。欽明帝三十一年冬、肥後國美形^{ミカタ}の池のほとりの
民家の幼兒三才なるものに託して曰く、われはこれ
譽田八幡麻呂なり、垂跡神明、今またここに
顯わる、よつて勅使をもちて移して豊前國宇佐の

宮は後醍醐天皇を奉養して清和天皇の御宇山城國綴
嘉郡男山鳩峰に鎮座せし給ひしより諸國一統
八幡の乃に楯毛長盛大將八幡法ありしと
あるは母を神功皇后三韓御退治あらせられ
八幡陣はりくく後には誕生遊ばして菅田八幡
麻呂と仰ぎ奉りしによりて武運長久を守護し
殊に安産守護の御神なれば御代々

御朝廷の御勅願、当宮は一國一社の八幡文中
興、治承四年、源頼朝公当社へ御願文速やかに御開運
與治承四年源頼朝公当社に於て文速は山用運
当社嚴重の御建立あり、その後源義満公、今
神輿四社御寄進、当御聖代に至りて
御神君様深く御信仰あらせられ百五十石の
御朱印ありがたくも

御代々様今もこの山寄附の御宮美麗を尽くし

宮に鎮座す。その後、清和天皇の御宇、山城國綴
嘉郡男山鳩峰に鎮座せし給ひしより諸國一統
八幡の郷にかけまくも畏（かしこ）き大神御勸請ありしと
なん、御母は神功皇后三韓御退治あらせられ
御凱陣ましまして後に御誕生遊ばして菅田八幡
麻呂と仰ぎ奉りしによりて武運長久を守護し
ことに安産守護の御神なれば御代々

御朝廷の御勅願、当宮は一國一社の八幡宮、中
興、治承四年、源頼朝公当社へ御願文速やかに御開運
当社嚴重の御建立あり、その後源義満公、今
神輿四社御寄進、当御聖代に至りて
御神君様深く御信仰あらせられ百五十石の
御朱印ありがたくも

歳に神威の尊ありて東阿西阿の勢を以て
 年々八十余度の御祭事、天下泰平御武
 運長久の祈願所なり、しかるに年曆
 久しきゆえ、御宮の屋根、末社、鳥居次第に
 大破に及び、氏子の力に及びがたく、このたび助力を
 希ひ多少にかかわらず御寄進のほどこいねがい奉り
 希（二）い多少にかかわらず御寄進のほどこいねがい奉り
 おのおの方この小冊へ御所、御姓名、御印成し下され、なおまた

永代の大帳に写し年々八十余度の
 祭事、神前において、永々天下泰平、御武運長久、
 家内安全の祈願せしめ候、宝物縁記これを略しおわんぬ。
 家内安全の令祈願の宝物縁記略し早

天保六乙未年

三月

神主

市川伊賀

別當

若宮寺



誠に神威の尊うときことあげてかぞえがたく
 年々八十余度の御祭事、天下泰平御武
 運長久の祈願所なり、しかるに年曆
 久しきゆえ、御宮の屋根、末社、鳥居次第に
 大破に及び、氏子の力に及びがたく、このたび助力を
 希（二）い多少にかかわらず御寄進のほどこいねがい奉り
 おのおの方この小冊へ御所、御姓名、御印成し下され、なおまた

天保六乙未年

三月

神主

市川伊賀（印）

別當

若宮寺（印）

覚

戊六月十二日昼九つ前おん鳥鳩千
九拾六羽上総国八幡宮脇森のきわにて
御はなしなられ候ところ一羽も別状なく
なるほど快く飛び申し候。この上拙者ども念入り
申すべく旨、かしこみ奉り候。以上

元禄七年

戊六月十二日

神主

市川式部印

榊原七右衛門殿

元禄7年(1694) 飯香岡八幡宮文書70
おん鳥鳩放生覚え

覚え

戊六月十二日昼九つ前おん鳥鳩千
九十六羽、上総国市原郡八幡宮脇森のきわにて
御はなしなられ候ところ一羽も別状なく
なるほど快く飛び申し候。この上拙者ども念入り
申すべく旨、かしこみ奉り候。以上

元禄七年

戊六月十二日

八幡別当

若宮寺印

神主

市川式部印

榊原七右衛門殿

寶曆十二年後留記寫

宝曆12年(1762) 飯香岡八幡宮文書71
宝曆十二年後留記

宝曆十二年後留記写し

一 明和元申年八月東都本所三つ目緑町五丁目伊勢屋善次郎
当社折願成就により御影石燈籠一対寄進奉るものなり

一 明和二年四月 東照宮百五十年御神祭、当社において十六日よ
り十八日まで奉斎、天下泰平、武運長久、国家安泰の祈精
丹誠に抽(ぬきんで)幣帛(へいはく)祝詞を奉り、御神楽、音
楽奏し祭祀執行せしむ
種々の物を神供し捧げ奉る。
神修禊、物奉齋

一 明和元申年八月、東都本所三つ目緑町五丁目伊勢屋善次郎
当社折願成就により御影石燈籠一対寄進奉るものなり。
一 明和二年四月、東照宮百五十年御神祭、当社において十六日よ
り十八日まで奉斎、天下泰平、武運長久、国家安泰の祈精
丹誠に抽(ぬきんで)幣帛(へいはく)祝詞を奉り、御神楽、音
楽奏し祭祀執行せしむ
種々の物を神供し捧げ奉る。

一 安永五年四月 大樹君り光御社参り身御達有
先例の通り御武運長久山路中御安泰の旨、精祈に抽（ぬきん
で）
供種々物奉幣帛祝詞御神樂奏を執り也

一 天明三卯年八月武州豊島郡金杉村百姓庄左衛門、同坂本
村百姓又兵衛兩人、八幡村より五所村引き通し海岸、当神領
海面除地へ相掛り汐浜開発致したき旨、御勘定奉行赤井越前
守殿へ出願に及び、御代官秋月恒次郎殿、長谷川権内殿
兩人御調べに相成り、よつて当社前海面往古より神領除地に候あ
いだ、その

向神主申し立てべきところ病死、ことに当領内公事出訴差し発
り、役筋の者在
府につき、氏子、村役人をもつてその旨申し立て、これにより赤
井越前守殿
御役所において、当社前海面の儀、先規の通り差し除かせべき
旨仰せ
渡され候こと。時に天明四辰年二月。
一 天明七未年六月、近年氣候不順、作物不熟、よつて十四日より
十六日まで当社において、天下泰平、五穀豊穰の祭祀丹誠に抽ん
で

一 天明七未年六月、近年氣候不順、作物不熟、よつて十四日より
十六日まで当社において、天下泰平、五穀豊穰の祭祀丹誠に抽
奉幣帛祝詞神供種々物奉幣帛祝詞御神樂奏を執り也

一 安永五申年四月、大樹の君日光御社参につき御達しこれあり、
先例の通り御武運長久、御路中御安泰の旨、精祈に抽（ぬきん
で）
種々の物を神供し、幣帛、祝詞を奉り、御神樂、音楽を奏し執行
令（せしむ）ものなり。

一 天明三卯年八月武州豊島郡金杉村百姓庄左衛門、同坂本
村百姓又兵衛兩人、八幡村より五所村引き通し海岸、当神領
海面除地へ相掛り汐浜開発致したき旨、御勘定奉行赤井越前
守殿へ出願に及び、御代官秋月恒次郎殿、長谷川権内殿
兩人御調べに相成り、よつて当社前海面往古より神領除地に候あ
いだ、その

向き神主申し立てべきところ病死、ことに当領内公事出訴差し発
り、役筋の者在
府につき、氏子、村役人をもつてその旨申し立て、これにより赤
井越前守殿
御役所において、当社前海面の儀、先規の通り差し除かせべき
旨仰せ
渡され候こと。時に天明四辰年二月。
一 天明七未年六月、近年氣候不順、作物不熟、よつて十四日より
十六日まで当社において、天下泰平、五穀豊穰の祭祀丹誠に抽ん
で
幣帛、祝詞を奉り、種々の物を神供し、御神樂、音楽を奏し奉り
折願せしむるものなり。

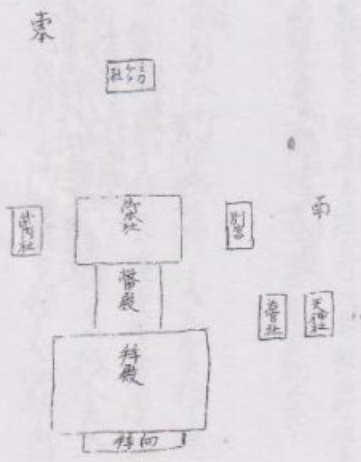
八幡宮社地繪圖書並上事

- 一 佛事
- 一 惣境内坪数
- 一 海面除地
- 一 八幡宮建模様
- 一 同幣殿
- 一 同拜殿

百六坪
 至百三十三坪餘
 中或内間、戊亥見通し權立ちまで
 梁四間半、本社梁三間、鞘(さや)一間半、桁四間半
 向拜唐破風、梁一間半、桁四間半

- 一 御影社
- 一 若宮社
- 一 別宮社
- 一 武内社
- 一 天神社
- 一 一の鳥居

御影社
 平行七尺、妻行一丈一尺
 平行七尺、妻行九尺三寸
 在り
 在り
 同名或別名



八幡宮社地繪圖書き上げのこと

- 一 御朱印 百五十石
- 一 惣境内坪数 一万三千三百五十一坪余
- 一 海面除地 巾二百間、戊亥見通し權立ちまで
- 一 八幡宮建模様 梁四間半、本社梁三間、鞘(さや)一間半、桁四間半

- 一 同幣殿 五十五坪余
- 一 同拜殿 桁四間半、幣殿四間、梁三間、ノ六十一坪
- 一 御影社 平行四尺五寸、妻行三三七寸
- 一 若宮社 平行七尺、妻行一丈一尺
- 一 別宮社 平行六尺、妻行九尺三寸
- 一 武内社 右同斷
- 一 天神社 右同斷
- 一 一の鳥居 開間二間、坪数四間

撰社五社の分

(繪図面省略)

右繪圖のとおり建物間取り模様相違ござなく候。以上

寛政二戌年九月

上総国市原郡八幡郷

寛政二戌年九月

上総國市原郡八幡郷

御朱印地

寺社御奉行所

寺社御奉行所

八幡宮神主 市川齋宮判

寛政二戌年九月、当社一の大鳥居再建、新造立御修復
金ならびに氏子奉納金加え造立これあり。
右鳥居杵石（くついし）当所住人丸屋伊兵衛寄進奉るものなり。

寛政七年三月、徳川大樹公、小金原御狩り成されられ
候につき当社において御武運長久の旨祈精、丹誠にぬきんで執行
せしめ候こと。

享和二年八月、御神輿守昇（しゅよ）の儀、往昔より八幡、
五所氏子清浄の者相撰び四社入り交じり守よ候ところ、一兩年こ
とごとく
混雑致し神慮恐れ入り奉り候につき、氏子一同相談の上四組年番
守よ奉りたき旨、惣氏子宗（総）代村役人より度々願い出で候に
つき、聞き届け候、願面左のとおり。

差し上げ申す願書のこと

一 当御社御神輿の儀、御由緒厚き御宮にて、毎年

八月十五日、御武運長久、国家安穩、郷中安全の

御神祭にて、当日御神輿四社御境内

御幸の節、これまで氏子の内八幡、五所兩村の人足打ち交じり

御勇め奉り、村役人一同警固仕来り候ところ、一兩年ことごとく

混雑

いたし候儀にて御大切の御神祭万一の儀出来候ては

御上様は申すに及ばず、御神領に対し恐れ入り候につき兩村和談

以上五年奉在 御神領御代第一 中後御代
 仕及御代 材及人 同定通 併御代 併御代
 兼為御代 併御代 兼為 通御代 併御代

享和二年八月日
 氏子 併御代 併御代
 併御代 併御代

利之吉印
 源右衛門印
 右衛門吉印
 併御代 七

御神領 御役所

右の通り氏子一同相談の上願い出候につき、聞き届け當年より御神興守よ
 四組年番に相成り候こと、ただし当年浜本町、次年観音町、
 次年
 仲町、片町、南町、新田、次年五所村、右次第、順番に相
 勤め候こと

一 文化二年八月十五日当社御神興守よの儀、前取り極めのとおり
 当年五所村年番に相対り守よ奉るべく候ところ、浜本町若者ども
 所村若者ども争論におよび不埒（ふらち）の筋捨て置きがたく、
 しかるところ扱い人立ち入り
 以来、不埒（ふらち）のこれなきよう書面取り置きなおまた、氏
 子一同相談の上御神興守よの儀、四社の内

の上、当年より右御神興守（かつぎ）四組にいたし、守護御勇め
 仕りたく、しかる上は村役人一同遅滞なく警固仕り、聊（いささ
 か）混雑の
 儀致させまじく候、これにより書面のとおり御開き済みのほど願
 い上げ奉り候。以上
 享和二年戊年八月日

氏子総代 善八印
 五所村名主 善八印
 同総代 喜兵衛印
 八幡村名主 伊惣治印
 利兵衛印
 源右衛門印
 太郎吉印
 弥七印

御神領

御役所

右のとおり氏子一同相談の上願い出候につき、聞き届け當
 年より御神興守よ
 四組年番に相成り候こと、ただし当年浜本町、次年観音町、
 次年
 仲町、片町、南町、新田、次年五所村、右次第、順番に相
 勤め候こと
 一 文化二年八月十五日当社御神興守よの儀、前取り極めのとおり
 当年五所村年番に相対り守よ奉るべく候ところ、浜本町若者ども
 五
 所村若者ども争論におよび不埒（ふらち）の筋捨て置きがたく、
 しかるところ扱い人立ち入り
 以来、不埒（ふらち）のこれなきよう書面取り置きなおまた、氏
 子一同相談の上御神興守よの儀、四社の内

一社々町割。人足不足年、持物お定村役人一同差
重。整園社札坊等、相食、修書、通一社十人、
守上奉り、その余は決して立ち障り申さず神妙に守上奉り候旨、し
いて出願におよび

一文化十二年四月、東照宮二百年御神祭当社において十六日より
十八日まで幣帛、祝詞を齋（いつき）奉り、種々の物を神供し備
え、音楽を奏で、天下泰平、御武運長久、国家安泰の祈精丹誠に
ぬきんで執行せしむものなり。

一天保七年八月、当社御屋根下地一式調べ、新板ならびに籬（ま
がき）造営その外
諸々手入れ普請これあり候につき、御府内ならびに氏子近郷勸進
合力により
て御修覆（復）料金足り合、西十一月先規のとおり御造営成就
せしめ訖（おわんぬ）。

一天保七申年、当社向拝前敷石の縁通り角大石、五所住
中嶋権右衛門寄進奉る。

一天保七申年八月、御公儀より国絵御改めに付き御代官森寛
藏殿手代原田純平殿、秋山鈴之助殿御出役に付き、先規のとおり
絵図面ならびに書き取り物差し上げ候こと

一社ずつ町割りに人足差し出し年々持ち切りに相定め、村役人一
同殿

重に警固仕り乱暴これなきよう念入れ往古のとおり一社十六人
ずつにて
守上奉りその余は決して立ち障り申さず神妙に守上奉り候旨、し
いて出願におよび

候につき、その意、聞き届け候こと。
一文化十二年亥年四月、東照宮二百年御神祭当社において十六日より
十八日まで幣帛、祝詞を齋（いつき）奉り、種々の物を神供し備
え、音楽を奏で、天下泰平、御武運長久、国家安泰の祈精丹誠に
ぬきんで執行せしむものなり。

一天保六未年四月、当社御屋根下地一式調べ、新板ならびに籬（ま
がき）造営その外
諸々手入れ普請これあり候につき、御府内ならびに氏子近郷勸進
合力により
て御修覆（復）料金足り合、西十一月先規のとおり御造営成就
せしめ訖（おわんぬ）。

一天保七申年、当社向拝前敷石の縁通り角大石、五所住
中嶋権右衛門寄進奉る。

一天保八酉年十二月九日、御判物御改め、御老中脇坂中務
大輔殿仰せ出され候趣、付属岩本大隈守殿より御達しこれあり、
よりて

一張り紙上段の原本は張り紙下を省略しました
一天保七申年八月、御公儀より国絵御改めに付き御代官森寛
藏殿手代原田純平殿、秋山鈴之助殿御出役に付き、先規のとおり
絵図面ならびに書き取り物差し上げ候こと

四 天保九戌年（御朱印）御奉行牧野備中守殿その外御役々御列席にて御改め相済み、写し書、目録書等御請け取り置かれ御本書はすなわち御席にて御返し成され候こと。

一 天保十年九月十一日、徳川大樹十二代の君、征夷大將軍源朝臣家慶公、御判物先規のごとく下し置かれ候。御文左に。

八幡宮領 上総国市原郡八幡郷の内 百五十石のこと、当家先判の例により、永く

張り紙Ⅱ上段の原本は張り紙下を省略しました

一 同年五月十七日、御公儀より当社御巡見として安藤治右衛門殿、馬場大助殿、内藤源助殿御出役御参宮の上当神領巨細御尋ねに

相違有之抽圖家あるを、懸祈にぬきんずべきの状、くだんのごとし。

天保十年九月十一日 御判

一 天保十二年七月、当社一の鳥居再建につき、御修葺（復）料

金ならびに勧進、合力をもつて材木市原郡海士村清地を撰び懸望致し新造立これあり。

右鳥居懸額一面当村中町村田市兵衛奇進奉るものなり。御額面 八幡宮、神道長上卜部良房

天保九戌年五月二十六日、御朱印御改め掛り寺社御奉行本多下

総守殿御宅にて、同御奉行牧野備中守殿その外御役々御列席にて御改め相済み、写し書、

目録書等御請け取り置かれ御本書はすなわち御席にて御返し成され候こと。

一 天保十年九月十一日、徳川大樹十二代の君、征夷大將軍源朝臣家慶公、御判物先規のごとく下し置かれ候。御文左に。

八幡宮領 上総国市原郡八幡郷の内 百五十石のこと、当家先判の例により、永く

張り紙Ⅱ上段の原本は張り紙下を省略しました

一 同年五月十七日、御公儀より当社御巡見として安藤治右衛門殿、馬場大助殿、内藤源助殿御出役御参宮の上当神領巨細御尋ねに

相違あるべからざるもの、国家安泰の懸祈にぬきんずべきの状、くだんのごとし。

天保十年九月十一日 御判

一 天保十二年七月、当社一の鳥居再建につき、御修葺（復）料

金ならびに勧進、合力をもつて材木市原郡海士村清地を撰び懸望致し新造立これあり。

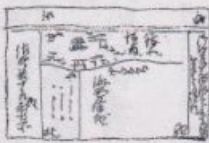
右鳥居、懸額一面当村中町村田市兵衛奇進奉るものなり。御額面 八幡宮、神道長上卜部良房

右額面御領官御領長上家ト部朝臣良房卿の御筆なり

一 弘化乙巳年五月、当社御神輿四社由緒これあり、御宝殿へ御鎮納、その御移し雛形をもつて四社新造立これあり。よつて同年八月
 氏子五所村まで御巡幸祭祀これあり。
 一 嘉永元戊申年八月、当社御社大破に付き先規のとおり御修覆（復）料をもつて五社とも新造立これあり。

一 嘉永二酉年十二月二十四日、神社御奉行松平紀伊守殿より仰せ出だされ候。
 当神領海岸筋十二月中までに浅深取り調べ差し出すべき趣、吉田殿御

一 嘉永二酉年十二月二十四日、神社御奉行松平紀伊守殿より仰せ出だされ候。
 当神領海岸筋十二月中までに浅深取り調べ差し出すべき趣、吉田殿御



海名所名
 三丁目
 五丁目
 十丁目
 二十丁目
 深さ二尺七寸
 深さ七尺三寸
 右間数の場所、汐干潟にござ候あいだ
 満汐（潮）の深さ相記し申し候
 ただし左右の深さおよそ同断
 右のとおりござ候、今般仰せ渡され候につき書き上げ奉り候。
 以上

右額面神祇官御領長上家、ト部朝臣良房卿の御筆なり
 一 弘化乙巳年五月、当社御神輿四社由緒これあり、御宝殿へ御鎮納、その御移し雛形をもつて四社新造立これあり。よつて同年八月
 氏子五所村まで御巡幸祭祀これあり。
 一 嘉永元戊申年八月、当社御社大破に付き先規のとおり御修覆（復）料をもつて五社とも新造立これあり。
 一 嘉永二酉年十二月二十四日、神社御奉行松平紀伊守殿より仰せ出だされ候。
 当神領海岸筋十二月中までに浅深取り調べ差し出すべき趣、吉田殿御
 役所より御達しこれあり候につき早速取り調べ絵図面に認め差し上げ候。文左に
 （絵図面〓省略、八幡宮文書現存）
 絵図中書△印左に
 海岸沖の方へ
 三十間一丁目 五丁目 十丁目
 汐満時深さ一尺二寸 深さ一尺五寸 深さ二尺七寸
 二十丁目 三十丁目
 深さ二尺七寸 深さ七尺三寸
 右間数の場所、汐干潟にござ候あいだ
 満汐（潮）の深さ相記し申し候
 ただし左右の深さおよそ同断
 右のとおりござ候、今般仰せ渡され候につき書き上げ奉り候。
 以上

嘉永二年九月十日

寺社御奉行所

嘉永二百年十二月

御朱印地 上総国市原郡八幡郷

八幡宮神主 市川齋宮判

寺社御奉行所

一 嘉永三戌年四月十日、左大臣朝臣家光公二百周年御神祭

当社において斎祝、幣帛、祝詞を奉り、種々の物神供し備え、祝

子（はふりこ）を奏し、

天下泰平、御武運長久、国家安泰の祈精丹誠に抽んで執行せしむ

ものなり。

一 張り紙上段の原本は張り紙下を省略しました

一 嘉永七甲寅年正月十四日、アメリカカ船相州浦賀へ着す、これによ

り同二月御沙汰につき当社において天下泰平、異国追討の祈精

丹誠にぬきんで候こと

一 嘉永七寅年五月二十九日、御朱印御改め寺社御奉行青山

大膳亮殿、本多中務大輔殿より仰せ出され候趣、付属所岩本

大隈守殿より御達しこれあり、よつて同年十一月二十六日御朱印

御改め

御掛り青山大膳亮殿御宅にて本多中務大輔殿ならびに御役々御例

(列) 席

の上御改め相済み写し書、目録書等御請け取りなされ、御本

書はその御席にて直ちに御返しこれあり候こと。

一 安政二卯年九月、征夷大將軍源朝臣家定公

先規のごとく御朱印下し置かれ候。御文左に。

八幡宮領 上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからざるもの、国家安泰の懇祈にぬきんずべきの状、

くだんのごとし

安政二年九月十一日 御判

安政二年九月十日

八幡宮領 上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからざるもの、国家安泰の懇祈にぬきんずべきの状、

くだんのごとし

安政二年九月十一日 御判

寺社御奉行所

一 嘉永三戌年四月十日、左大臣朝臣家光公二百周年御神祭

於南社齋祝奉幣帛祝詞神供種々の物神供し備え、祝

子（はふりこ）を奏し、

天下泰平、御武運長久、国家安泰の祈精丹誠に抽んで執行せしむ

ものなり。

一 張り紙上段の原本は張り紙下を省略しました

一 嘉永七甲寅年正月十四日、アメリカカ船相州浦賀へ着す、これによ

り同二月御沙汰につき当社において天下泰平、異国追討の祈精

丹誠にぬきんで候こと

一 嘉永七寅年五月二十九日、御朱印御改め寺社御奉行青山

大膳亮殿、本多中務大輔殿より仰せ出され候趣、付属所岩本

大隈守殿より御達しこれあり、よつて同年十一月二十六日御朱印

御改め

御掛り青山大膳亮殿御宅にて本多中務大輔殿ならびに御役々御例

(列) 席

の上御改め相済み写し書、目録書等御請け取りなされ、御本

書はその御席にて直ちに御返しこれあり候こと。

一 安政二卯年九月、征夷大將軍源朝臣家定公

先規のごとく御朱印下し置かれ候。御文左に。

八幡宮領 上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからざるもの、国家安泰の懇祈にぬきんずべきの状、

くだんのごとし

安政二年九月十日

八幡宮領 上総国市原郡八幡郷の内

百五十石のこと、当家先判の例により、永く

相違あるべからざるもの、国家安泰の懇祈にぬきんずべきの状、

くだんのごとし

安政二年九月十一日 御判

安政二年九月十日

一 安政六年六月十三日、御朱印御改め寺社御奉行松平右京亮殿、松平対馬守殿より仰せ出され候趣、付属所岩本大隈守殿より御達しこれあり、よつて同年十二月九日松平対馬守殿御宅にて松平右京亮殿その外御役々御列席の上、御改め相濟み
 写し書、目録書等御請け取り成され、御本書はその御席にて直ちに御返し成られ候こと。
 一 万延元年九月、征夷大將軍源朝臣家茂公先規のごとく御判物下し置かれ候。御文左に。
 八幡宮領 上総国市原郡八幡郷の内
 百五十石のこと、当家先判の例により、永く
 相違あるべからざるもの、国家安泰の懇祈にぬきんずべきの状、
 くだんのごとし

一 萬延元年九月、征夷大將軍源朝臣家茂公先規御判物下し置かれ候。御文左に。

八幡宮領上総国市原郡八幡郷の内
 百五十石の事、征夷大將軍源朝臣家茂公先規御判物下し置かれ候。御文左に。

萬延元年九月十一日

御判

万延元年九月十一日

張り紙上段の原本は張り紙下を省略しました

一 万延元年十月三日、下総生実領主森川出羽守殿、当社御祈願につき御社参、御太刀一振ならびに御目録神納成され候

一 慶応元年四月、東照宮二百五十年御神祭、当社において六日より十八日まで斎祝奉り、幣帛、祝詞を奉り、種々の物を神

供し捧ぐ、はふりこを奏し

天下泰平、御武運長久、国家安泰の祈精丹精をぬきんず、二十五座の御神楽執行せしむるものなり。

・ 萬延元年十月三日、下総生實領主森川出羽守殿、当社御祈願につき御社参、御太刀一振ならびに御目録神納成され候。
 一 慶応元年四月、東照宮或る五十年御神祭、当社御祈願につき御社参、御太刀一振ならびに御目録神納成され候。
 天下泰平、御武運長久、国家安泰の祈精丹精をぬきんず、二十五座の御神楽執行せしむるものなり。

留記

慶應元年春、幸し次江ノ神田佐久間町の者にて
 沙都之宮に於て八幡村海面へ塩浜開発致したき
 様相聞き候こと

同一年十月十六日夕、御料所名主喜右衛門ならびに佐野殿名主
 問屋徳太郎より今般開発一条につき、御代官小川達太郎殿

江ノ神田佐久間町に於て、右喜右衛門申し渡され候趣
 につき、右は
 神領海面へも相かかわり候儀につき、右兩人より書面をもつ
 て当神領
 否承りたき旨、申し越され候、書面左に

由社願
 御役人中様
 名主喜右衛門
 問屋名主徳太郎

書
 慶應元年十月十六日
 封じにこれあり

慶應元年（1865） 飯香岡八幡宮文書135
 八幡浦塩浜開発留記

留記

慶應元年の春のころより、江戸神田佐久間町の者にて
 御勘定奉行へ出願、八幡村海面へ塩浜開発致したき
 模様相聞き候こと

一同年十月十六日夕、御料所名主喜右衛門ならびに佐野殿名主
 問屋徳太郎より今般開発一条につき、御代官小川達太郎殿

役所より八幡村給々において、故障有無取り調べにつき、来
 たる

二十日までに否申し立てべき趣、右喜右衛門申し渡され候趣
 につき、右は

神領海面へも相かかわり候儀につき、右兩人より書面をもつ
 て当神領
 否承りたき旨、申し越され候、書面左に

由社願
 御役人中様
 名主喜右衛門
 問屋名主徳太郎

裏に丑の十月十六日と認めこれあり
 中文言左に

此後御事向寒し御事候之元止候儀
 言七御事候之元止候儀御事候之元止候儀
 此所下御事候之元止候儀御事候之元止候儀
 去浦上御事候之元止候儀御事候之元止候儀
 地境近元御事候之元止候儀御事候之元止候儀
 小栗上野介様御奉行所へ御事候之元止候儀
 家持本御事候之元止候儀御事候之元止候儀

此後御事向寒し御事候之元止候儀
 言七御事候之元止候儀御事候之元止候儀
 此所下御事候之元止候儀御事候之元止候儀
 去浦上御事候之元止候儀御事候之元止候儀
 地境近元御事候之元止候儀御事候之元止候儀
 小栗上野介様御奉行所へ御事候之元止候儀
 家持本御事候之元止候儀御事候之元止候儀

萬一と云々

手紙をもつて啓上致し候、向寒の砌（みぎり）にござ候えども、まづもつて御壮栄珍

重斜めならず存じ奉り候、しからば今般御代官小川達太郎様御役所より仰せ渡され候儀、私ども村方地先海面へ五百間相隔たり北の方境、村田川落ち口脇より西の方五所村

地境までおよそ千間余引き通し、困い堤取り立て塩浜海

（開）発

の儀、小栗上野介様御奉行所へ、神田佐久間町二丁目

家持ち又四郎、煩（わずらい）につき、召仕代昇平と申す者

願い出候ところ、村方

給々ならびに金杉浜新田とも故障有無承り糺（ただし）書付

これを取り、来たる二十日までに相違なく差し出すべき旨、

仰せ渡され候、よつては

村方給々集會仕り候えども未だ御請書の儀

取り究（決）まらず、御神領も海面地先の儀につき、この段

御沙汰（さた）に及び候、明後日村方給々またぞろ集會これ

あり候あいだ、

その節お差し支えの有無、当方よりもつて参り、御窺い申し

上げたく、かくのごとくにござ候。以上。図のごとくにして

来る

翌十七日神主家参会、右書面の趣、社中一同披露の

事

件、右書面に病氣につき不参のこと

同日右書右衛門、徳太郎、神主家呼び立て、今般神田

佐久間町家持ち又四郎、召仕代昇平儀、勘定奉行へ

出願につき、八幡村において開発の儀故障有無取り調べにつ

き、かねて

神領へ相掛かり候儀につき、去る十六日書面をもつて否承り

に預かり候

一条段々社領披露におよび旧記取り調べ候ところ、すでに天

明年

中、武州金杉村庄左衛門、坂本村又兵衛、八幡村海面

開発の刻(とき)、当神領海面二百間巾見通し御除き、外に

居村裏通りの内二百三十間余御除きに相なり候よう相見え候

あいだ、

今般の儀も他料は格別、当領海面の儀は由緒

もこれあるにつき開発相成りがたきにつき、この段小川殿役

所へ

その方もより申し通すべき趣、右兩人へ相断り候こと。

ただしこの時当役大和立ち合神主家申し付ける、もつと

も天明年中
金杉浜の節御除きの廉(かど)申し聞け候ところ、右村役
人どもこの訳初めてうけたまわり
候趣に候こと。

想ひつゝ候者書付候に候事御座候事
先月より申上り候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事

八月右土屋様より御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事

国絵図御改めの節、差し出し候絵図面の控えならびに先頃村
役人どもより
問合はせに及ばれ候書状写し、四通差し出し候上にて前
のごとく口上をもつて
申し立て候ところ、右書面御一覽の上申し聞けられ候は、い
ずれ御伺い
申すべく候あいだ、四、五日相立ち候わば御出成られべき趣
につき、すなわち相下り候。右
差し出し候書類左に。伺い書の趣左に。

右書面御一覽の上

掛け合いに及ばれ候間、旧記取り調べ候ところ、天明年中間
発願人これあり候砌（みぎり）
同故障有無取り調べ相成るときにも、すでに御除きに相成り
候あいだ、ことに
往古より御除地の儀につき今般も相成りがたき趣、私領内だ
け

相断わり候えども、またぞろ御代官より何よう申し越され
候やもはかりがたき
儀につき、已（以）来申し来たり候節はいかが取り計らい仕
るべく候や、この段
御伺い申し上げ候ところ、御掛かり申し聞けられ候は、

その段よほど込（混）み入り候儀につき
内々書面にて差し出すべき趣につき、同日相下がり候こと。

一 二十八日、右土屋様へまかり出、御席において御掛かり尾木
静馬殿

対面、すなわち伺い書ならびに神領略絵図を仕立て、ならび
に天保七年申

国絵図御改めの節、差し出し候絵図面の控えならびに先頃村
役人どもより

問合はせに及ばれ候書状写し、四通差し出し候上にて前
のごとく口上をもつて

申し立て候ところ、右書面御一覽の上申し聞けられ候は、い
ずれ御伺い

申すべく候あいだ、四、五日相立ち候わば御出成られべき趣
につき、すなわち相下り候。右

差し出し候書類左に。伺い書の趣左に。

恐れながら書付をもつて御伺い申し上げ奉り候

以因 塩濱開墾は是後但為村出御是也
中栗新前様下村月成成由川達中栗及
之候私村方新所各々書上候事之上村方
之障有之相成候事之上村方書上候事
上村方之合及書上候事之上村方書上
為候事之上村方書上候事之上村方書上
三年年中 東叡山領武州豊島郡金杉村庄左衛門

坂本村又兵衛と申す者、同じく当村浦より南の方隣村五所村、
君塚村海面塩浜開発致したき旨、その節御勘定奉行
赤井越前守様へ出願につき、時の御代官稲垣藤四郎殿へ
御達しに相成り、同役所より右三か村故障有無嚴重お調べに相
成り
候につき、村々銘々難波申し立て候えども、再応の御利（理）
解に
預かり、まったく差し除かず候ては、古田悪水流れ、浜道往還、
道
普請、家作土取り場として少々ずつ三か村海面御除きにて

引き通し塩浜開墾は是後但為村出御是也
小栗上野介様へ出願につき、御代官小川達太郎殿へ御達し相成
り、
その段私村方御料所名主喜右衛門お呼び立ての上、村方におい
て
故障有無の儀相糺し、早々申し出ずべき趣、嚴重申し渡され候
あいだ、同人
堀村の上、給々合役共へ評議の上、神領へも相掛り候儀につき
諸事におよばれ候間、領内評議の上、私申し聞け候は、すでに
天明
三年年中、東叡山領武州豊島郡金杉村庄左衛門、

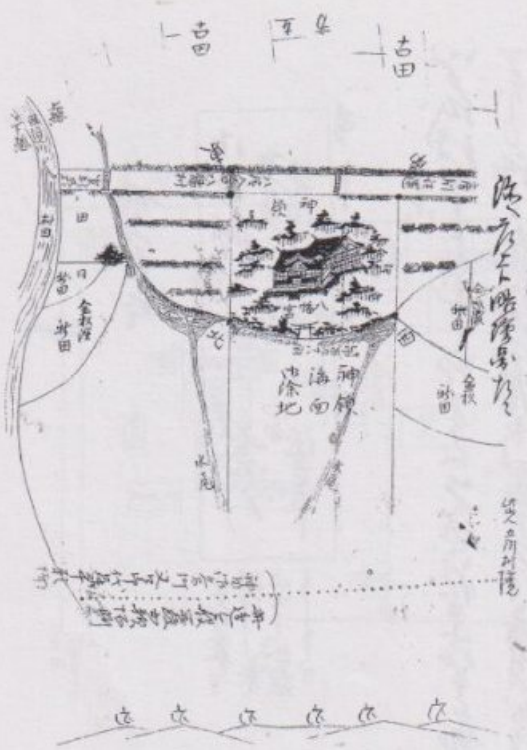
至所爲爲常別八幡村とある八幡宮領御除
 海面表口境より四百三十間余の内、二百間は八幡宮
 領御除き分にこれあり、私料御除きの儀は前書手当てとして御
 除き
 置かれ候次第、ついでは今般海面へ五百間、横千間余の
 困い堤取り立てに相成り候ては他料（領）の儀は格別、神領に
 おいて
 は第一百姓ども大切の御判物御田畑養い
 方の手当てに差し支え、ことに往古よりかい立ち御除地と

御差し置かれ候ところ、いまさら開発相成り候ては一同難波至
 極致し候につき、
 神領海面巾有り来たりのとおり、除きくれ候よう、右、喜右衛
 門、徳太郎
 へ申し聞け置き候あいだ、右御代官より再応神領へかれこれ申
 され候
 節ははなはだ当惑仕り、ことに右の場所開発に相成り候ては、
 往古より御差し除き下し置かれ、なお都度つど御書き上げ仕り
 候有り来たりに
 相かかわり候あいだ、この段御伺い申し上げ奉り候、なにとぞ
 右の段
 御憐愍（れんびん）をもつて訊聞こし召し訳（分）けられ、き
 つと御沙汰願い上げ奉り候。以上

八幡宮神主
 市川伊賀
 慶応元年十月十八日

市川伊賀

上
 市川伊賀
 中西の内なり



慶応元年十月二十八日

寺社御奉行所

八幡宮神主

右 市川伊賀印

右上包み

上 (たてまつる)

御朱印地上総国市原郡八幡郷

八幡宮神主

市川伊賀

上紙 美濃紙 中西の内なり

添え差し上げ候、略絵図左に
 (絵図内の文字) 東西南北、在方、古田、上総、下総、国境川
 房州往還、八給入会(合) 八幡村、江戸往来、神領、八幡宮
 金杉浜新田、金杉新田、この先五所村境、水尾(みお)
 神領海面御除地、田、同新田、金杉浜新田、村田川
 この巾百九十八間、この辺今般開発出願場所
 神田佐久間町又四郎代昇平願い場

世より

御社領
御役人中棟
徳太郎

半切り巻
封じにこれあり
上書きに図のごと
く認め

裏
五月十六日

以て私村地方先海面へ五百間相隔て北の方境村田川
落ち白脇より西の方五所村地境までおよそ千間余引き通り
困い堤取り立て、塩浜海（開）発の儀、小栗上野介様御勘定御
奉行所へ神田佐久間町二丁目家持ち又四郎、わずらいにつき代
昇平と

私村地方先海面へ五百間相隔て北の方境村田川
落ち白脇より西の方五所村地境までおよそ千間余引き通り
困い堤取り立て、塩浜海（開）発の儀、小栗上野介様御勘定御
奉行所へ神田佐久間町二丁目家持ち又四郎、わずらいにつき代
昇平と

この文言左に

御社領
御役人中棟
名主 喜右衛門
問屋 徳太郎

尊下

半切り巻
封じにこれあり
上書きに図のごと
く認め
これあり候こと

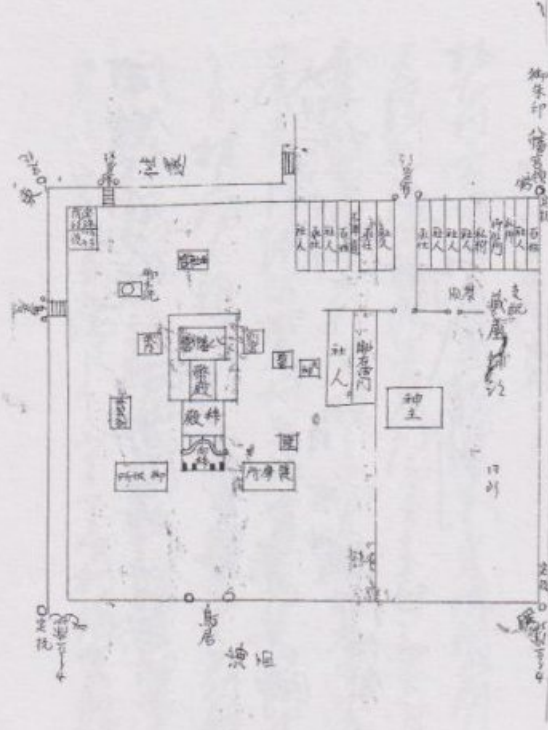
裏締め 五月十六日

手紙をもって啓上致し候、向寒の砌（みぎり）にごさ候ところ
まずもって御壮栄珍重斜めならず
存じ奉り候、しからは今般御代官小川達太郎様御役所より仰せ
渡され

候儀、私村地方先海面へ五百間相隔て北の方境村田川
落ち白脇より西の方五所村地境までおよそ千間余引き通り
困い堤取り立て、塩浜海（開）発の儀、小栗上野介様御勘定御
奉行所へ神田佐久間町二丁目家持ち又四郎、わずらいにつき代
昇平と
申す者願ひ出候ところ、村方給々ならびに金杉浜新田とも故障
の儀
これなき哉（や）承り糺し、書付これを取り、来る二十日まで
に相違なく差し出すべき旨
仰せ渡され候、よつては村方給々集会仕りおり候えども未だ御
請け

書し美濃を先 御神領の海面地先の儀につきこの段
 御沙汰に及び候、明後日村方給々またぞろ集会これあり候間、
 御差し支えの無当方より参りもつて御窺(伺)い申し上げた
 く、かくのごとくござ候。以上

御差し支えの無当方より参りもつて御窺(伺)い申し上げた
 く、かくのごとくござ候。以上



書の儀取り究まらず、御神領も海面地先の儀につきこの段
 御沙汰に及び候、明後日村方給々またぞろ集会これあり候間、
 その節
 御差し支えの無当方より参りもつて御窺(伺)い申し上げた
 く、かくのごとくござ候。以上
 右写し相添え差し上ぐ、
 外に国絵図御改めの節、その外に神領より差し出し候絵図の
 写し相添え左のとおり。ただし美濃紙に相認め二枚つき

(絵図内文字は方位とダブリを省略)

御朱印八幡宮領、定杭、百姓、社人、私料、御領所、承仕、
 鳥居跡、承仕、不浄道、支配蔵屋敷跡、同断、カイ立ち除地、
 神主、助右衛門、天神、若宮、別宮、鐘、護摩(ごま)所、
 西社宮、八幡宮、幣殿、拜殿、向拜、鳥居、
 御手洗、武内、本地堂、御供所、海面、
 往還、宝珠院跡、カネツキ役

右繪圖面之通、相違なき者以上

御所下

八幡宮別当

若宮寺印

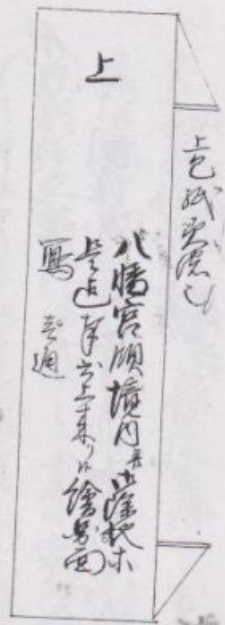
天保七丙申年

日宮神主

市川伊賀守

御代官所

御代官森覺藏殿にこれあり候



前書ノ四通、今般御掛り尾木静馬殿へ差し上げる、則(すなわち)相下がり候

同御掛り御席において申し聞けられ候、明六日御出成られべき趣につき、すなわち同日相下がる。かつ手札前のごとくなり

右繪圖面、先規のとおりに相違ござなく候。以上

天保七丙申年

御朱印 八幡宮別当

若宮寺印

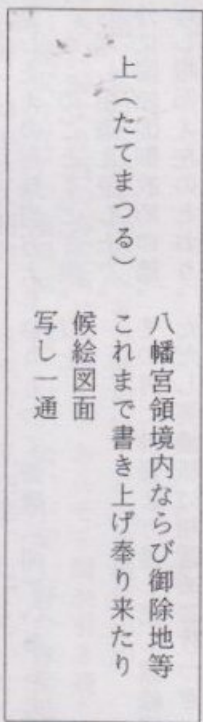
同宮神主

市川伊賀印

御代官所

ただし御代官森覺藏殿にこれあり候

上包紙 美濃なり



前書ノ四通、今般御掛り尾木静馬殿へ差し上げる、則(すなわち)相下がり候

一同十一月五日、御奉行所御伺い申し上げにまかり出候ところ同御掛り御席において申し聞けられ候、明六日御出成られべき趣につき、すなわち同日相下がる。かつ手札前のごとくなり

同日早朝吉野屋敷、右御奉行所へまかり出で、御席において
 御掛り尾木殿
 対面申し聞けられ候趣、かねて先般差し出され候書類をもつ
 て相伺候ところ、
 采女正序（ついで）をもつて老中本多美濃守殿へ内伺におよ
 び候ところ内々申し渡され、
 右様由緒柄の社領ことに往古より御除海面と慥（たしか）に
 これあり候わば
 已（以）来御代官より何と申し来たり候とも駈（しか）と相
 断るべき旨申し渡され、
 また主人采女正申され、右様の筋につき当人心痛に及び断り
 がたく
 候わば府（付）属岩本数馬をもつて小栗または小川へ相断ら
 せべし

その余、もし彼是（かれこれ）面倒申し来たり候わば、その
 節順道をもつて時の
 奉行所へ申し出べき旨采女正内々申し聞け候、また新開場に
 候わば私料たりとも差し支え難波の者これあるにおいては面
 倒
 の筋にこれあり、剩（あまつさ）え御朱印地除地とこれ有り
 候上は
 公儀においても難波人これあるを開發致すべき御法にこれな
 く候間、右等
 相心得取り計らうべき旨、御掛りより内達これあり、同日八
 つ時相下がり候。
 ただし伺い書ならびに国絵図、御改めの節差し出し候絵図の
 写しならびに村役人より掛け合い、書き写し
 三通相下がり
 略絵図の儀は御留め置きに相成り候こと

以成法各言也神田佐久間町二丁目家
持又四郎煩(わづらい)につき代召仕
昇平儀、今般上総国市原郡八幡村地先海面へ五百間相へだて
北の方、上総、下総国境村田川落ち口脇より西の方御(五)
所村境まで
およそ千間余引き通し、囲い堤取り立て塩浜開発の儀、小栗
上野介殿
へ願ひ出候間、村々給々ならびに金杉浜新田とも故障有無相
ただし
申し上げべき旨、御勘定所より御達しこれあり候ところ、当
御支配所八幡村
名主喜右衛門出掛けおり候あいだ、給々村役人共申し合わせ
故障有無

申し出べき旨申し渡し、取り調べ候ところ、御料所村方にて
は故障これなき旨申し立て
候えども、御知行所村役人どもは来月十日まで猶予(ゆうよ)
申し立て候由
にござ候ところ、右は早々取り調べべき旨御達しにつき、早
速当役所へ否
申し立て候よう、御申し付けこれあり候よう致したく候、右
の段御意を得べき旨、達
太郎申し聞け、かくのごとくにござ候。一紙早々御順達留り
より御返脚(却)
下さるべく候。以上

十月二十四日

小川達太郎手付
高橋太吉

十月二十四日

小川達太郎手付
高橋太吉



上

御朱印地
上総国市原郡八幡郷
八幡宮神主
市川伊賀

乙未年正月廿四日

所承後上総国市原郡八幡郷八幡宮神主
市川伊賀自任有申上上白鳳年中の御
儀兼右市川伊賀申し上げ奉り候、当社八幡宮の儀は
人皇四十四代天武天皇、白鳳年中の御
勸請に在(あら)せられ、殊(こと)に御祈願所にて、恐れな
がら

慶応3年(1867) 飯香岡八幡宮文書128
八幡浦塩浜開発についての八幡宮回答

上(たてまつる)
御朱印地
上総国市原郡八幡郷
八幡宮神主
市川伊賀
写し

恐れながら書付をもって御伺い申し上げ奉り候

御朱印地上総国市原郡八幡郷八幡宮神主
市川伊賀、同社別当若宮寺、同社家、衆徒、承仕、幡役
代兼、右市川伊賀申し上げ奉り候、当社八幡宮の儀は
人皇四十代天武天皇、白鳳年中の御
勸請に在(あら)せられ、殊(こと)に御祈願所にて、恐れな
がら

東照宮様 所打物所打前汐海文原在

由依原宮様表海權之汐海是往古

至徳元年九月 征夷大将軍源朝臣

義満公当社御信仰厚く遊ばさせられ神輿四社御寄付

是之初右神祭式儀が汐垢離(ごり)として

權之汐陰地(ごり)文を至徳元年九月

御同若様右海面汐ごり場へ一の鳥居御建立

あらせられ旧来祭祀怠慢なく執行仕り候。その後年雪を経

天正九辛巳年八幡宮御造営のため当社新御免

願ひ奉り候ところ、御聞き濟みの上御朱印下し置かれ、御文言

の内 八幡郷御守護不入相定むと御認めこれあり、なおまた天正十八

寅年五月恐れ多くも

東照宮様御判物、御禁制御証文頂戴仕る

由緒厚き宮柄にして表海面權立ての御除地の儀は往古

至徳元年甲子年九月、征夷大将軍源朝臣

義満公当社御信仰厚く遊ばさせられ神輿四社御寄付

あらせられ候みぎり、右神祭式御儀出し汐垢離(ごり)として海面見通し

權(かい)立ち御除地御定め下し置かれ、なお嘉慶元丁卯年九月

御同若様右海面汐ごり場へ一の鳥居御建立

あらせられ旧来祭祀怠慢なく執行仕り候。その後年雪を経

天正九辛巳年八幡宮御造営のため当社新御免願ひ奉り候ところ、御聞き濟みの上御朱印下し置かれ、御文言

の内 八幡郷御守護不入相定むと御認めこれあり、なおまた天正十八寅年五月恐れ多くも

東照宮様神主社務相筋小田原より召出され、当社

由以境内より除地を事柄御尋（たず）ねあらせられ候に

つき、有り来たり

のとおり書付をもつて申し上げ奉り候ところ、御目見え仰せ付

けられ境内ならびに

海面汐ごり場、中二百間、沖の方見通しかい立ち除地

の儀、先規のとおりに相違これ無き旨、仰せ渡され、別して当社

御信厚遊ばせられ御祈願所にお取り立て、御証（あかし）とし

て

御禁制御証文一通下し置かれ、猶（なお）翌天正十九卯年

十一月八幡宮領高百五十石

御墨印（判物）下し置かれありがたく頂戴仕り、永々守護奉り

天下泰平、御武運長久、国家安泰の執行

怠慢なく仕来たり、その後慶長十九年、永井信濃守様、

本多上野介様、本多佐渡守様当社境内の内

東照宮様神主社務相筋小田原より召出され、当社

由以境内より除地を事柄御尋（たず）ねあらせられ候に

つき、有り来たり

のとおり書付をもつて申し上げ奉り候ところ、御目見え仰せ付

けられ境内ならびに

海面汐ごり場、中二百間、沖の方見通しかい立ち除地

の儀、先規のとおりに相違これ無き旨、仰せ渡され、別して当社

御信厚遊ばせられ御祈願所にお取り立て、御証（あかし）とし

て

御禁制御証文一通下し置かれ、猶（なお）翌天正十九卯年

十一月八幡宮領高百五十石

御墨印（判物）下し置かれありがたく頂戴仕り、永々守護奉り

天下泰平、御武運長久、国家安泰の執行

怠慢なく仕来たり、その後慶長十九年、永井信濃守様、

本多上野介様、本多佐渡守様当社境内の内

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地蔵六三方御蔵運送御米運送

借地なされ、右御三方御蔵造立の砌（みぎり）御蔵米運送
澤（みお）これなく候ては差し支えに相成り候につき、海面御
除地の内貸し地

仕り、堅四百八十間新規みお掘割り候につき、右御三方の
蔵守り善左衛門ならびに村役人加印の借地証文取り置き年々
地代冥加として金一兩ずつ八幡宮へ相納め、その後寛文
年中に至り、永井豊前守様、永井式部少輔様、

酒井兵部少輔様、堀三左衛門様、御四家の御蔵に相成り
候あいだ、蔵地借り古証文差し戻し、なお相改め借地証文取り
置き

年々地代冥加として米一俵と二斗ずつ蔵守り善左衛門
より相納め候、右等の廉々（かどかど）いまもって証拠これあ
り、よりて
当社境内海面御除地の儀は御尋ねの都度つど
書き上げ奉り候、もつとも八幡村の儀は給々入会にごさ候えど
も神領は

古来より諸事一派相立ちまかりあり候ところ、去る五年中出願

人これある趣にて八幡村地先海面より八幡宮領御除地へ

相掛け汐浜開発いたしたく候につき故障有無取り調べべき

をもつて御勘定奉行小栗上野介様より御代官小川達太郎殿へ

御達しに相成り、同年九月中御料所名主喜右衛門方より

神領へも相掛かり候かどももつて問い合わせられ候につき、そ

の段申し聞け、他領は

格別当神領の儀は往古より御手入れなどこれなく、ことに祭祀

海面汐ごり場御除地の儀につき開発相成りがたき旨相断り、

なおその段同年十月中、御月番土屋采女正様へ

御伺いの上、付属岩本数馬方へまかり出、神領古来の

規矩はもちろん、天明年中、金杉浜開発のみぎりにも

差し除きに相成り候段、委細書面をもつて申し出、同所よりも

小川達を中及下書面を以て本年和利信を以

去りて二月十日場所見せを以て日附給に

兼而及土屋佐太郎殿出役神領ならびに氏子、村役人ども

同立會濟同次去及御書面を以て書面

神領の儀は往古より御手入れ等これなき旨領内

繪図面ならびに古証文の写し相添え申し断じ候ところ、書面こ

れを受け取り

神領、巾二百間ならびに村内分二百三十間余相除き、繪図面に

認め帰府致し候あいだ、その段同年二月中

御月番松平中務大輔様ならびに付属岩本数馬方へ

右出役へ差し出し候とおあり、書類、繪図面相添え御届け申し上

げ奉り

御請け取りに相成り候あいだ同二十三日右御奉行所より御呼び

出し、

仰せ聞けられ候儀は先般御届けの趣御聞き済みに相成り候段、

その外

由口達官 御内被之御書是後行候具
村に之を以て送付せし御書は、
同奉に申す神領御書所書及申す御書の
右海面除地当領二百間、村方分二百三十間余、都合四百三十間
余相除き同人請け地の分、塩浜開発に相成り
事柄相済みおり候ところ、なおまた今般御代官小川達太郎殿

手代近藤重三郎殿外一人、廻村の上御趣意の段
村役人どもへ申し聞け候、当海面神領へ相掛かり候儀、ことに
前書
二月中申し聞け候段、心得おりながら無断にて村役人どもより
当村にて開発致したき旨出願に及び、書面差し出し候趣承り
候につき、早速惣(総)代、名主久平ならびに喜右衛門相招き
候ところ喜右衛門
儀は他行の趣、代兼として久平相尋ね候ところ書面をもつて
出願に及び候に相違ござなく候、もつとも提札(さげふだ)に
致し差し出し候儀は
右手代近藤殿より論(さとし)もこれあり候につき相認め差し
出し
候趣これを申す、すなわち久平より願書の写し取り置き、別紙
差し上げ奉り
候とおりにて、素(もと)より神領を掠(かすめ)取るべき存
意と相見え安心
仕らず候あいだ、外相給名主六人へ右等の始末相たずね
候ところ、今般書面の儀相弁(わきま)えこれ無き由これを申
し、しかる上は

乃由相...
右手代近藤殿より論(さとし)もこれあり候につき相認め差し
出し
候趣これを申す、すなわち久平より願書の写し取り置き、別紙
差し上げ奉り
候とおりにて、素(もと)より神領を掠(かすめ)取るべき存
意と相見え安心
仕らず候あいだ、外相給名主六人へ右等の始末相たずね
候ところ、今般書面の儀相弁(わきま)えこれ無き由これを申
し、しかる上は

前書申し上り奉り候、御料所名主喜右衛門、組頭
 長兵衛、水野国之助知行所名主久平馴れ合い、神領海面
 下持上げ候難儀、捨て置きがたく存じ候えども、目安をも
 つて願ひ上げ奉るべきと存じ候えども、当時節柄、殊（こと）
 に神領困窮のものども
 難波至極に仕り候、左候とて空しく差し控えおり候ては後難の
 儀、目前に存じ奉り候（はかりがたく）第一、御武運長久の祭
 祀

御儀（いそ）出し塩ごり場にも差し支え恐れ多くも
 御禁制御書文に相振れ、なお大切
 御墨印御田面養い方にも相抱わり、余儀なく書面
 をもつて御伺い申し上げ奉り候、なにとぞ
 御慈悲をもつて前書の始末御堅（賢）慮成し下し置かれ、当
 神領海面表中二百間沖の方見通しかい立ち

御徐地、先規のとおり相成り候よう当
 御支配所、御威光をもつて御憐愍（れんびん）の
 御教諭成し下し置かれたく、偏（ひとえ）に願ひ上げ奉り候。
 以上

慶応三年二月
 市川伊賀（印）

慶応三年二月

右惣（総）代兼
 神主
 市川伊賀（印）

八幡・寺嶋家文書

寺嶋家文書②
市原市八幡1349

第5集に続く寺嶋家文書の第2回。寺嶋家は代々八幡村8給の1つ、旗本1200石村上三十郎組の名主や組頭を勤めた八幡地区屈指の旧家である。

村上氏は清和源氏頼清流で元小早川秀秋の重臣という。関が原の合戦で西軍から徳川家康に内応した時、内政手腕を買われた吉正が1500石を得、後代の加増と分知で1200石が確定した。4代正春の宝永4年、采地を移して八幡村知行所が成立した。代々小姓組、書院番を勤め、5代正清は従五位下で甲斐守、小普請奉行、留守居などを勤めた。明治維新期は三十郎。文久2年『幕臣人名辞典』は、当年35歳、安政2年3月家督小普請、3年2月書院番、6年6月進物番とするが以降は不詳である。

八幡知行所時代の歴代当主は次のとおり。

④宝永4―8／寛保元―12 村上正春(鍋之助、三右衛門)
旗本1200石。村上正尚2男。小姓、小姓組、60歳

⑤寛保2―3／寛政元―5 正清(三十郎、従五位下、甲斐守)
正春長男。使番、目付、小普請奉行、西の丸留守居。66歳

⑥寛政元―7／寛政後期 正親(鍋之助、三十郎)
正清長男。小納戸、使番、目付代、先手弓頭

⑦寛政ころ 文化ころ 某(八十郎)

⑧文化ころ 安政2年 某(次郎左衛門)

⑨安政2―3／明治維新 某(三十郎)

次郎左衛門弟。書院番、進物番
また、『旧高旧領取り調べ帳』による明治維新期の知行所は

①丹波国桑田郡	柿花村	108石7400
② "	鹿谷村	445石5100
③ "	太田村	145石7500
④上総国夷隅郡	上布施村	496石9060
⑤ " 市原郡	八幡村	178石5520

のあわせて1375石4580であった。

寺嶋家は江戸時代、松田家、菊池家とともに村上組の名主格で、歴代当主のうち江戸中期の初代荘八が宝永年間の名主、2代庄八も宝暦ころ名主、3代庄五郎は組頭で、4代、5代庄五郎、6代由次郎、7代好次郎の4代は、組頭をへて名主、苗字帯刀となった。当寺嶋家の詳細は本誌前集を参照されたい。当家は代々名主職のかたわら農業経営、船運、明治維新以降醬油製造、医師などを生業とし、雅史氏が寺嶋医院院長として今日に至っている。

当家では数千点におよぶ伝来文書を所蔵されている。平成11年寺嶋医院と住居立て替えに当たって文書資料を県立文書館に寄託され、現在整理作業中で間もなく一般公開の予定になっている。本会では同館と寺嶋家の協力をえて文書解説と活字化を進めている。

今集ではその後の発見文書を加え、識別のため表題下に*印を付した。また今集も一部県立文書館および親戚筋にあたる寺嶋滋夫氏撮影のデジカメ画像を使用した。あわせて御礼を申し上げます。

旗本村上知行所高入り覚え(宝永4年、文政6年)継ぎ紙)

宝永4年、幕府直轄領から旗本村上氏知行所への所領交代を通知する「勘定奉行所」覚え。江戸時代の大名、旗本役職を継いだ『大武鑑』の宝永年間を開くと、本書の発行者、小宮山友右衛門以下4名が勘定頭配下の「御勘定所関東方組頭」で、最後の萩原源右衛門と杉岡弥太郎は「御勘定御殿詰め組頭」、御家人250俵から350俵、役料100俵となっている。あて先の樋口又兵衛は幕府代官で、関係先への連絡文書写しといえる。

村上家の所領であった上野国邑楽郡の178石余が御用地として

上地されたことともなう代地で、内訳は

高169石3斗3升9合 八幡村本途

高 9石1斗1升3合 同所新田

計178石5斗5升2合

内1石9斗余は塩役銭、葦野銭として小物成高入り、ほかに見取り場、「当亥年より物成り郷村相渡されべく候」となっている。

地頭所先納金下知書議定一札（文化2年〓全紙）

地頭所先納金請け書（文化9年〓）

地頭所先納金書き下し（安政4年〓）

地頭所先納金御免願い（寛政5年ころ〓後出豎帳の一部）

下知書の「下知」は指図、命令のこと。表題の「相渡し置く議定一札」は議定内容を下げ渡すという意味である。発行者は用人で裏書に地頭の署名押印がある。名前は自らを大書、あて名は小さく呼び捨て。権威を振りかざし見下した書きようだが、内容は借金の申し込み書である。当時旗本台所は「火の車」、一方の村方は経済的に恵まれたとはいえ、再三の借金申し込みに精一杯抵抗している。

守名乗りを許され要職を歴任した5代正清代、息子鍋之助の「就活」経費であろうか。勤め向き、暮らし方臨時入用多分としている。昨年と今年2回の先納金200両（およそ4000万円〓両20万円として計算）も未決済であり、先納金の追加は50両（およそ1000万円）、返済は5年々賦の年貢相殺となっている。

文化9年の「請け書」は「先納金仰せ付けられたしかに御請け仕り候」と分担者と村方三役が押印、安政4年「書き下し」には「先納申し付け候」とある。最後の御免願い「寛政2年書物留め」に記されたもので、先納貸し付けが恒常化している様子が覗える。

地頭所類焼にともなう夫金（文化14年〓全紙）

「夫金（ぶきん）」は雑税の一種で、領主から課された夫役を金納することを用いる。文化年間の村上氏は裏四番町、現在千代田区九段北2丁目、靖国神社宝物館の一面760坪が上屋敷で、墨田区緑4丁目に下屋敷があった。どちらかを焼失し、再建経費の分担金とい

える。地頭村上家の冠婚葬祭や任官、屋敷の新造改築、四季の祝事などの経費が押し付けられた。

京都出張軍用金取り立て（文久3年〓全紙）

明治維新まで5年、内外に多難な対応を迫られた幕府は、この年將軍後見職一橋（徳川）慶喜に続いて、14代將軍家茂自らの上落も余儀なくされていた。当時書院番として江戸城本丸に近侍した村上三十郎にも將軍供が命じられる。本書は「京都警衛御用」とするが、関連した次項の出府入用は「大坂表御触れの儀御用」として御上り（京都）遊ばされ、かつ英国一条につき勤番中である。家茂は3月上洛して二条城に入り、孝明天皇に拝謁、天皇の上賀茂神社、鴨神社への攘夷祈願に同行するが、4月の石清水八幡宮攘夷祈願は病気を称して欠席した。「英国一条」は「生表事件」に関するイギリスとの交渉が難航し、非常体制が布かれたことをいう。家茂の京都、大坂滞在はおおよそ4か月におよび、三十郎もこの間、將軍に随行したといえる。

本書は京都警衛御用のため経費負担を命じるもので、

①軍用金5両1分と銀6匁4分の用意

②8両3分2朱と銀3匁1分5厘の取り立て

合計14両2朱と銀9匁5分5厘、となっている。

幕府は最後の切り札・徳川慶喜を前面に押し出すが時勢の流れに逆らうことはできない。急坂を転げ落ちるように「幕府滅亡」、「明治維新」へと進む。

出府道中諸入用控え（文久3年〓横半帳）

前項にともなう名主・由次郎の出府入用の明細。京都に出張中の地頭の経費負担に関するものである。

5月13日早朝八幡出立、幕張、船橋、本八幡から市川の渡し、逆井の渡しをへて江戸に入った。地頭屋敷に20日間ほど滞在、この間の公務や江戸見物などの記述はなく、髪結い、湯銭、饅頭、すし代、茶代などの支出を並べている。6月3日帰途、今度は行徳まで船、船橋昼飯、千葉登戸夕食、〆3貫382文、およそ10万円

であった。

堰代米支払いについて一札(文化6年Ⅱ全紙)

八幡村の農業用水は大半を村田川を源水とする「草刈堰(せき)」から、南部地区は「能満堰」の流れを引いた。草刈堰は慶長年間、茂呂村の鵜田家が開削した灌漑用水路で、元和8年代官高室金兵衛ともいう。市原側を「中川溝」といい、大厩村、古市場村、菊間村をへて八幡村に至るおよそ6キロメートル、千葉側の「生実溝」をあわせ800町歩、1万石の水田を潤した。

本書はこの年の堰代(せきだい)米支払いについての一札、草刈村名主から、米75俵を高島村(古市場村)と菊間村名主に渡してほしい、との申し出を了承、八幡村8給名主が連印している。違作減免にともなう議定書(元治元年Ⅱ全紙)

違作は凶作のこと。「元治元年は田畑とも風損、違作のため減免を願ひ出て御用捨を頂いた。ついでには斗立て期日を厳守し、俵拵えを十分にしておき、不良米を出さないように」との、申し合わせ議定書。前段の「早稲1斗、中て1斗9升、おぐて2斗5升」は反あたりの引き分で、台風被害であろうか。後年の年度別「高反別取り米書き上げ」によれば、平年作であった前年と翌年の60石5斗余に対して元治元年は51石6斗、収率は85%であった。

葦地縄入れについての嘆願申し合わせ(慶応4年Ⅱ全紙)*

「縄入れ」は検地のことで、年貢対象の「高入り」となる。「当地は元あし地で、村方の積み金をもつて40年間に渡って開発を続けてきた。もし縄入りになれば丹精を尽くした甲斐もない。これまでどおり村方永続成りますよう」とする嘆願書の申し合わせで、8給名主が共同戦線を張っている。

跡式相続、田畑返還一札(文久3年Ⅱ全紙)

跡式は家督と財産の相続のこと。先年来絶所で名主預かりとなっていた先祖の土地を返還されたことの証文。「以来は年貢、諸役など割付どおりきつと相勤め申す」と本人が押印している。

日限り尋ね者の帳外願ひ(文久元年Ⅱ全紙)*

「帳外」は人別帳からその名を削ることで、以後「無宿者」となる。生活態度が悪く家を売って逃亡した者から、共同責任による連座を恐れた村や親戚が日限り尋ねなどの手続きをへて地頭に帳外を願ひ出ている。

潤井戸村組合との霞役出入り書物留め(寛政2年Ⅱ豎帳)

出入りほもめごと、訴訟のこと。霞役は毎年春秋に行なわれた幕府鷹匠の見回りにともなう諸経費である。鷹狩りは飼いならしたはやぶさや大鷲を放つて小獣を捕える狩猟で、家康以来徳川將軍家の伝統行事とされた。鷹匠は將軍が鷹狩りに使用する鷹や鷹場、捉鷹場(とりかえば)を担当する役職で2人の鷹匠支配の下に46人の鷹匠が配置された。また付属役として野回り役、鳥見衆、餌指(えさし)などがいた。5代將軍綱吉の「生類憐みの令」で一時廃止されたが8代將軍吉宗が復活、しかし職権をかさにした専横による弊害が多く嘉永6年に全廃された。

潤井戸村組合24か村から八幡村を相手取り幕府評定所にあて差し出された訴状は「潤井戸村組合は大多喜その外の通行の駅場で人馬の勤め方繁く、八幡村分の霞役まで高割りされて困窮している」とし、「八幡村は経費の明細帳もみせずはなはだ疑わしく、過分の儀は私欲横領仕り候もはかりがたい」と訴えている。

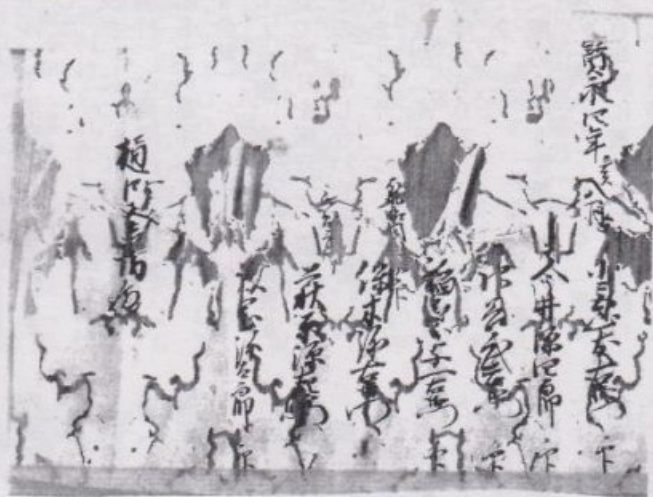
本書は被告・八幡村が評定所に提出した返答書と、公事宿の仲介による示談書「済み口証文」の2点、公事宿は訴訟のための宿だが、裁判の過程で宿同士が代理人として交渉した。済み口証文は和解状で、当事者と公事宿の4者が調印し、裁判役所に届け出ることによって決と同等の効力を発した。

結納品目録(年号無記Ⅱ全紙)

結納品目録(文政13年Ⅱ)*

結納の目録。やなぎたる、かつお節、しらが麻(かぶり物)などの祝い品が並ぶ。上下(かみしも)代や御帯料は結納金であろうか、1疋は25文であり、現在のお金でおよそ2、30万円であろうか。

(山岸弘明)



宝永4年(1707)、
文政6年(1823) 写し 寺嶋家文書
旗本村上知行所高入り覚え

覚え

上総国市原郡八幡村

一高百六十九石三斗三升九合

内一石九斗三升五合 塩役銭、葭野銭高入り

一高九石二斗一升三合 同所新田

外

一田九畝四歩 見取り場

一畑一反一畝十六歩 同断

高合わせ百七十八石五斗五升二合

内一石九斗三升五合 小物成高入り

外

田九畝四歩 見取り場

畑一反一畝十六歩 同断

右は今度村上三右衛門知行の内

御用地上がり候に付き代知として

下され(候)あいだ

当亥年より物成り郷村相渡されべく候。

ただし

永方は一貫文につき一石二斗五升

代のつもり、物成り詰めをもって

かくのごとく候。以上

宝永四年亥八月

一 覺

徳田市系絶

高貴松本三太郎各八階村

内三太郎三太郎 内三太郎三太郎

高貴武斗三太郎 内三太郎

外 内三太郎

凡取場

相三太郎三太郎 内三太郎

高貴七松三太郎三太郎

内三太郎三太郎 小松三太郎

内三太郎三太郎 凡取場

相三太郎三太郎 内三太郎

右者今度村三太郎三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

後者三太郎三太郎 内三太郎

但水方三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

内三太郎三太郎 内三太郎

右のとおり
文政六癸未年九月十五日これを写す

樋口又兵衛殿

(写し)

右のとおり

文政六癸未年九月十五日これを写す

小宮山友右衛門印

今井源四郎印

神谷武右衛門印

稲葉与右衛門印

御用につき加印なし

保木弥右衛門

出席なし

萩原源左衛門

杉岡弥太郎印

文化2年(1805) 寺嶋家文書
地頭所先納金下知書

文化二五年十一月

下知書

一通

文化二五年十一月
御下知書

一通

相渡し置く下知書議定一札

一 御代官所御貸し付け金三か所、都合金高二百兩これまた別紙御下知書のとおり元利共相済み候までは年々御地頭所より相違なく返納致すべく候、その御知行所決して申し付けまじく候こと。
一 御地頭所これまで御勝手につき、御勤め向きならびに御暮らし方臨時御入用金等多分これあり候につき、当時御出勤遊ばされがたく、猶亦(なおまた)御暮らし方臨時御入用金等に御差し支えにつき、その村方、去る子年先納金百兩御余儀なく当丑年借りおり仰せ付けられ、なおまたこの節差し掛り御抛(よんどころ)なく御入用につき、又々金子調達仰せ付けられ候ところ、御請け等仕らず御断り申し上げ候えども金子出来致さず候ては甚だ御難渋、御差し支えの趣、格別の御趣意をもってこの節、

一 御代官所御貸し付け金三か所、都合金高二百兩これまた別紙御下知書のとおり元利共相済み候までは年々御地頭所より相違なく返納致すべく候、その御知行所決して申し付けまじく候こと。
一 御地頭所これまで御勝手につき、御勤め向きならびに御暮らし方臨時御入用金等多分これあり候につき、当時御出勤遊ばされがたく、猶亦(なおまた)御暮らし方臨時御入用金等に御差し支えにつき、その村方、去る子年先納金百兩御余儀なく当丑年借りおり仰せ付けられ、なおまたこの節差し掛り御抛(よんどころ)なく御入用につき、又々金子調達仰せ付けられ候えども金子出来致さず候ては甚だ御難渋、御差し支えの趣、格別の御趣意をもってこの節、

金子調達の儀又言。御時御入用等何程これあり候えどもその
多分の先納金等はこれあり候えども、このたび御難渋の段
恐れ入り奉り候につき、又々金子五十両上納申すところ相違
これなく候。

一この上御暮らし方、臨時御入用等何程これあり候えどもその
御知行所の先納金元利相済み候までは、別御知行所
上総布施村御知行所へ申しつけ、これその村方へ申し付け
まじく候、万一御暮らし方ならびに臨時御入用金等の儀を右
両

上総布施村御知行所へ申しつけ、これその村方へ申し付け
まじく候、万一御暮らし方ならびに臨時御入用金等の儀を右
両

先納金相済み候までは少分の儀たりとも、金子調達
がましき儀決して仰せ付けられまじく候、右先納金済み方
の儀は来寅年より午年まで五か年の間、御物成米
百四十九俵余、年々金主方へ割合をもつて相渡し申すべく候、
その時々こなたへ窺うに及ばず、村役人取り斗（はからい）
申すべく候、そのため
御下知書相渡し置き候ところ、よつてくだんのごとし。

文化二五年十一月

采井軍馬

日向忠兵衛

坂尾覺太夫

文化二五年十一月

平井軍右衛門 (印)

日向忠兵衛 (印)

坂尾覺太夫 (印)

八幡村

松田喜右衛門

名主 源右衛門

組頭 庄五郎

同 清次郎

同 嘉平次

同格 五郎八

(裏書き)

表書のとおり相違これなきものなり。

三十郎 (印)

鍋之助 (印)

表書のとおり相違これなきものなり

三十郎

鍋之助

御請け書之事

一 金貳兩二分は 五郎八
 一 金貳兩二分は 忠七
 一 金貳兩二分は 源六
 一 金貳兩二分は 清六
 一 金貳兩二分は 新四郎
 一 金貳兩二分は 孫八
 一 金貳兩二分は 他出につき落印
 右は先日御用人様御出役
 成られ候節、書面のとおり私共へ
 先納御用金仰せ付けられ儘（たしか）に
 御請け仕り候、後日のため一札差し
 上げ奉り候。以上

御知行所上総国八幡村



文化9年（1812）寺島家文書
地頭所先納金請け書

御請け書のこと

- 一金二兩二分は 五郎八
- 一金二兩二分は 忠七
- 一金一兩は 源右衛門
- 一金三兩は 清六
- 一金五兩二分は 新四郎
- 一金四兩二分は 孫八

他出につき落印

右は先日御用人様御出役
成られ候節、書面のとおり私共へ
先納御用金仰せ付けられ儘（たしか）に
御請け仕り候、後日のため一札差し
上げ奉り候。以上
御知行所上総国八幡村

- 百姓 五郎八（印）
- 同 忠七（印）
- 同 源右衛門（印）
- 同 清六（印）

文化九壬申年五月二十三日
御地頭所様御内
御用人中様

御地頭所様御内
御用人中様

前書之趣相違なき所存候
御地頭所様御内
御用人中様

組頭格 嘉平次 (印)
組頭 喜右衛門 (印)
付 清治郎 (印)
名主 庄五郎

文化九壬申年五月二十三日
御地頭所様御内
御用人中様

御地頭所様御内
御用人中様

文化九壬申年五月二十三日

御地頭所様御内

御用人中様

同 新四郎 (印)
同 孫八

前書のとおり相違ござなく候につき
奥印仕り差し上げ奉り候。以上

文化九壬申年五月二十三日

御地頭所様御内

御用人中様

組頭格 嘉平次 (印)
組頭 喜右衛門 (印)
同 清治郎 (印)
名主 庄五郎

書下

合指書友
右に并發之納し有るは
返済の儀は十一月收納
金にて何い及ばず、引き取り申すべく候
後、書下し相渡すもの
なり。

三月
地頭



地頭所内

鳥居六兵衛

由治郎殿

安政4年(1857) 寺嶋家文書
地頭所先納金書き下し

書き下(くだし)

一金十一両

右はこのたび先納申し付け候につき
返済の儀は十一月收納
金にて何い及ばず、引き取り申すべく候。
これにより書き下し相渡すもの
なり。

安政四年巳三月 地頭(印)

地頭所内

鳥居六兵衛(印)

由治郎殿

是

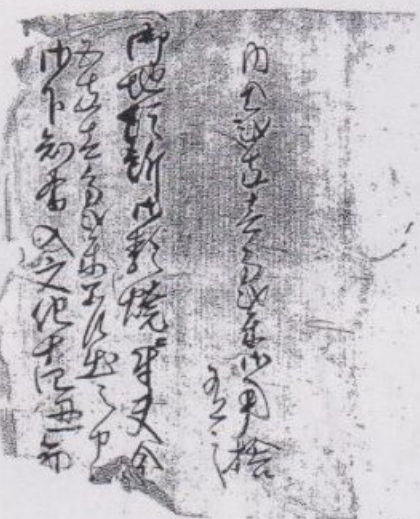
一合之あり

右の御類焼は、（たしか）に請け取り、御手元へ差し上げ申し候。

但、（惟）村夫金高五兩一分二朱金相納め申すべきところ、
村方にて御代官金拝借引き受け罷（まかり）あり、格別
骨折り等これあり候につき、右をもってこのたびは金二兩
一分二朱

文化十四年八月二十七日 木村文太夫

寺嶋庄五郎殿



文化14年（1817）寺島家文書
地頭所類焼にもなう夫金

覚え

一金三兩なり
右のとおり儲（たしか）に請け取り、御手元へ差し上げ申し候。
以上

ただし八幡村夫金高五兩一分二朱金相納め申すべきところ、
村方にて御代官金拝借引き受け罷（まかり）あり、格別
骨折り等これあり候につき、右をもってこのたびは金二兩
一分二朱
御用捨下し置かれ候こと。

文化十四年八月二十七日 木村文太夫（印）

寺嶋庄五郎殿

内金二兩一分二朱御用捨
これあり

御地頭所御類焼につき夫金（ぶきん）
五兩一分二朱 これを差し出し申し候
御下知書き入れ 文化十四年

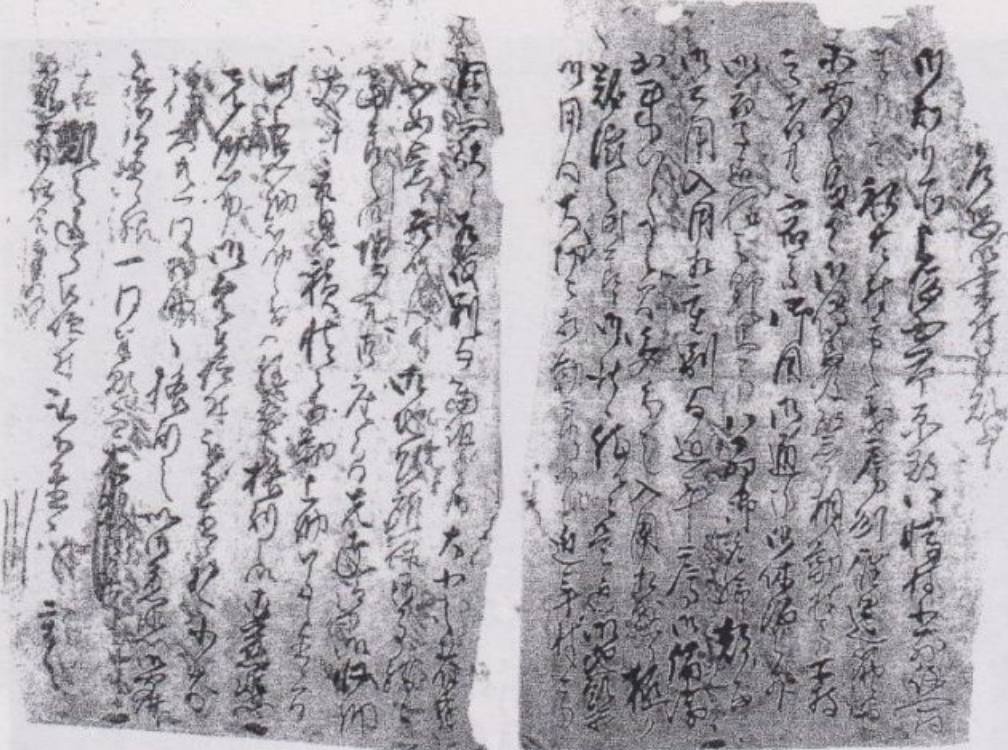
寛政5年(1793)ころ 寺嶋家文書
地頭所先納金御免願い

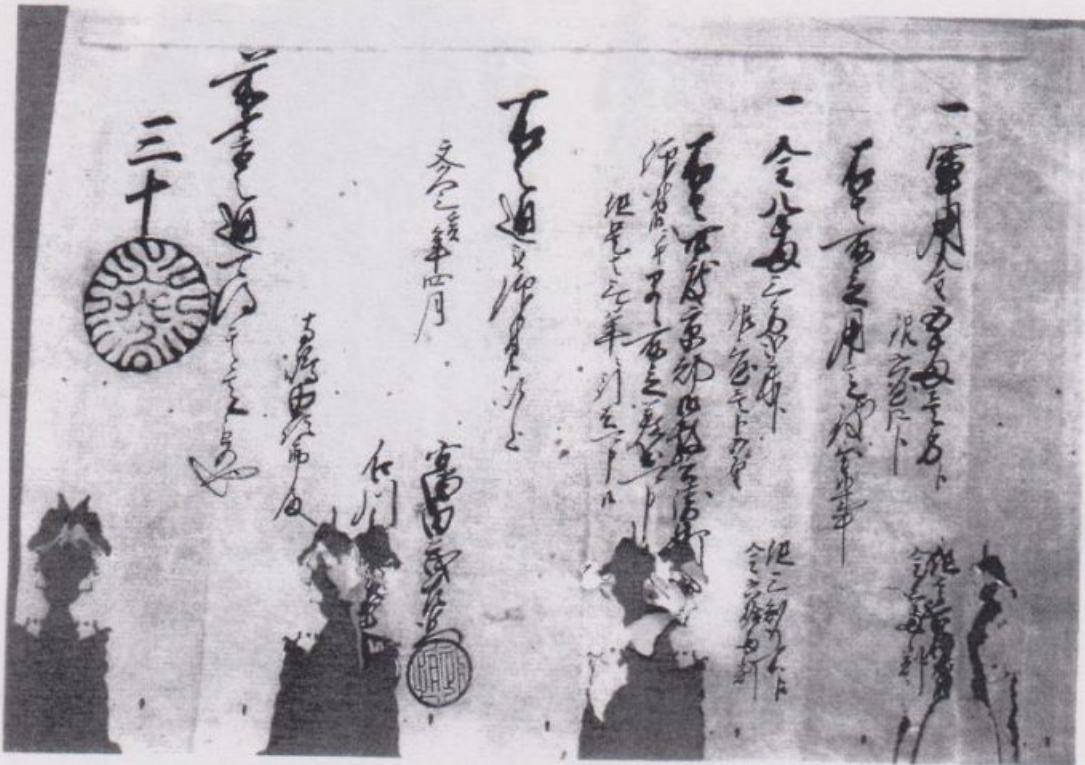
恐れながら書付をもつて願ひ上げ奉り候
御知行所上総国市原郡八幡村小前役人一同
申し上げ奉り候、私共村方の儀、房州往還筋にて
小前の儀は御伝馬繁くに及び相勤め、村方所持
の者共、宿にて御用、御通り御休泊の外、
御鷹匠様方野馬方、八州御取り締まり都(すべ)て
御公用入用相重なり、別して近年房(州)御備え場
出来いたし候あいだ、多分の入用相かかり、極(ごく)
難波の時節にござ候、しかるにこれまで御地頭所
御用向き大切に相勤め来たり候ところ、近年村方

困窮に相成り、別して当組の内大小の者共
不如意にまかり成り候えども御地頭所様御事、ことに
当節の御増合にござ候あいだ、先だつて中御収納だけ
取り見積もり、慥(たしか)に相勤め上納いたし置き候あいだ、
この上先納筋の儀は何とぞ格別の御慈悲をもつて
先納筋御免仰せ付けられ下し置かれ候わば、小前、
役人ども一同相助かり、格別の御慈悲をもつて御聞き済み
下し置かれ候よう一同願ひ上げ奉り候。
右願ひのとおり仰せ付けられ下し置かれ候わば重々
ありがたき仕合せに存じ奉り候。

—————
—————
—————

(人名略の棒線)





文久3年(1863) 寺嶋家文書
 京都警衛軍用金取り立て

一軍用金五兩一分と

銀六匁四分

ただし高百石につき

金三兩割り

右は取り立て用意致し置き候こと。

一金八兩三分二朱と

銀三匁一分五厘

ただし三知行所へ

金六十兩割り

右はこのたび京都御警衛御用

仰せ付けられ候につき早々取り立て差し出し申すべきものなり。

ただしこれは三か年に引き去り申すべく候。

右のとおり仰せ付けられ候。以上

文久三亥年四月

富田茂左衛門(印)

石川「虫食い」

寺嶋由治郎殿

前書のとおりその意得べきものなり。

三十(印)

文久三年
道中諸入用控
五月十二日

道中諸入用控

五月十三日
馬加(幕張) 村茶代 三十二文
同 同所橋代 四文
同 船橋宿橋代 四文
同 同所昼飯代 百四十八文
同 下総八幡茶代 三十二文
同 市川渡船代 十六文
同 坂さい(逆井) 渡船代 十六文
同 そば代 五十文
同 湯銭、茶代 二十文

文久3年(1863) 寺島家文書(仮28-3)
出府道中諸入用控え

文久三亥年
道中ならびに出府諸入用控え
五月十二日

(裏表紙) 名主 寺島由次郎

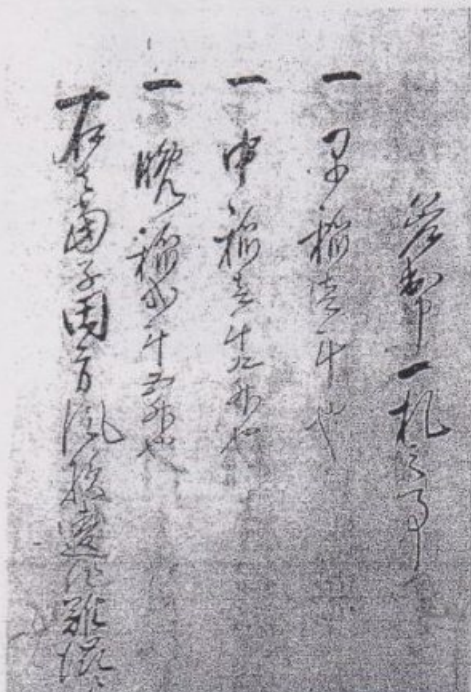
五月十三日	三十二文	馬加(幕張) 村茶代
同	四文	同所橋代
同	四文	船橋宿橋代
同	百四十八文	同所昼飯代
同	三十二文	下総八幡茶代
同	十六文	市川渡船代
同	十六文	坂さい(逆井) 渡船代
同	五十文	そば代
同	二十文	湯銭、茶代

(以下同日の場合、同と日付、銭の一を省略しました)

Handwritten entries in cursive script, likely a ledger or account book, with columns of text and some numerical indicators.

Handwritten entries in cursive script, continuing the ledger or account book, with columns of text and numerical indicators.

二十文	煙草(たばこ)代	同二十四日	ふふり出し
十五日		六十四文	
二十八文	髪結い代	同二十五日	
二十文	たばこ代	百文	まんじゅう
百文	小遣(使)い	三十二文	按摩(あんま)
二十二文	取り済み	同二十六日	
平五部分たばこ代貸す		六十四文	ふり出し
五月十六日		同二十七日	
百文	□代	四十八文	鼻紙代
二十文	たばこ代	同二十八日	
十七日		二十八文	髪結い銭
二十文	同断	三十二文	ふふり出し
百文	天ぶら	四文	艾(もぐさ)灸
二十文	湯銭	同二十九日	居(すえ)貼り代
五月十八日		十二文	湯銭
三十三文	単物洗濯賃	百六十四文	そば、酒代とも
同十九日		三百七十二文	黄木綿六尺代
二十文	たばこ代	四文	小遣い
百文	酒代	三十二文	小遣い、茶代、
十二文	湯銭		たばこ
二十八文	髪結い銭	百五十文	五茎散箱
百文	饅頭(まんじゅ)	百文	茶代、豊吉兩人分
	う)代	同晦日(みそか)	
五月二十一日		三十二文	洗濯代
百四十八文	たばこ代	同(六月)朔日(ついたち)	
四十八文	鼻紙代	十二文	茶代
五月二十二日		四十八文	すし代
二十八文	髪結い銭	十八文	びわ湯二杯
五月二十三日			
十二文	湯銭		



元治元年（1864）寺島家文書（仮19-26）
違作減免にともなう議定書

議定書



差し出し申す一札のこと
一 早稲（わせ）一斗なり
一 中稲（なかくて）一斗九升なり
一 晩稲（おくて）二斗五升なり
右は当子、田方風損違作難波につき

引方御用捨願い上げ候ところ、格別の御勘弁をもちて
 前書のとおり多分の御引き方御用捨下し置かれ
 千萬かたじけなき次第に存じ奉り候、しかる上は早稲、中稲、
 晩稲とも
 それぞれその場所にて出来候米をもって糶(しいな)荒糠(ぬ
 か)米と

引方御用捨願い上げ候ところ、格別の御勘弁をもちて
 前書のとおり多分の御引き方御用捨下し置かれ
 千萬かたじけなき次第に存じ奉り候、しかる上は早稲、中稲、
 晩稲とも
 それぞれその場所にて出来候米をもって糶(しいな)荒糠(ぬ
 か)米と

元治元子年

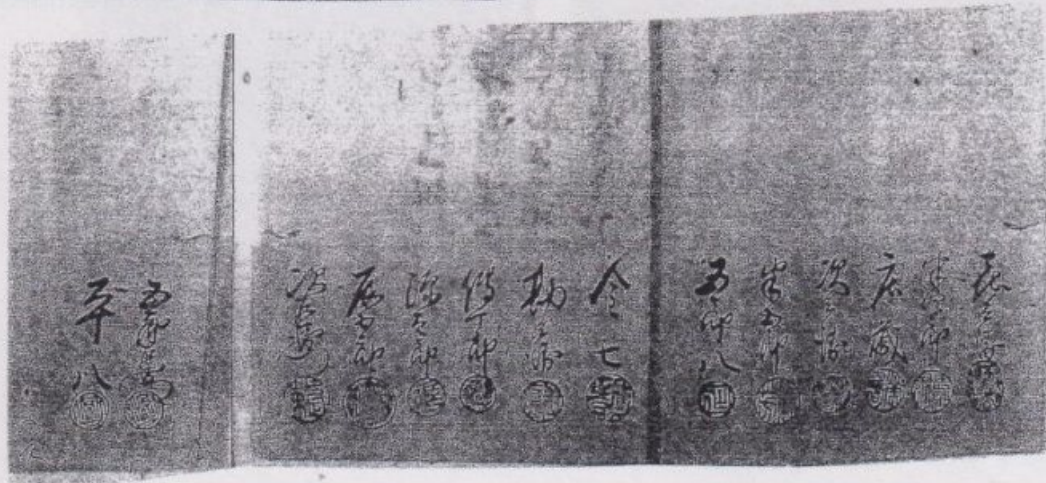
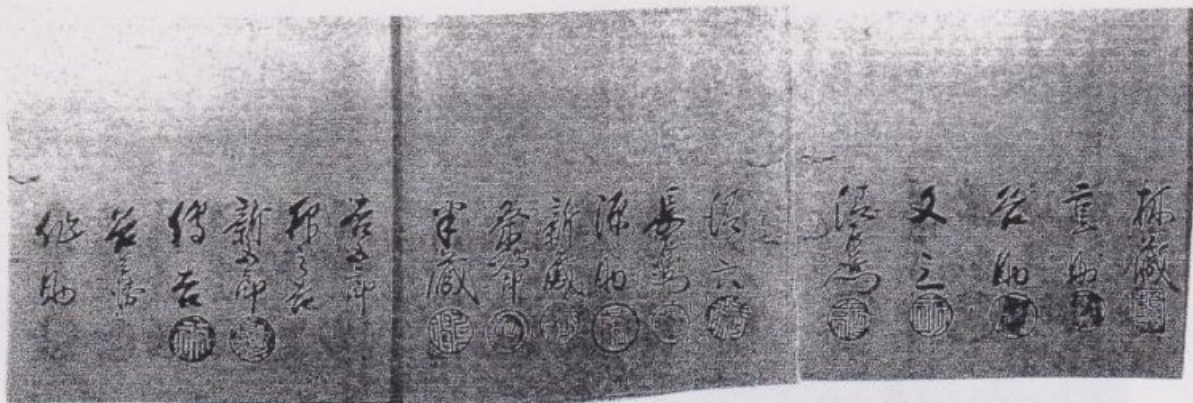
十月

引き方御用捨願い上げ候ところ、格別の御勘弁をもちて
 前書のとおり多分の御引き方御用捨下し置かれ
 千萬かたじけなき次第に存じ奉り候、しかる上は早稲、中稲、
 晩稲とも
 それぞれその場所にて出来候米をもって糶(しいな)荒糠(ぬ
 か)米と

相除き拵え方念入り皆済仕るべく候、なおまた斗立て日限の儀
 は先規仕来りのとおり、十月二十日限り
 相違なく皆済仕るべき旨申しつけられ、この段私ども
 一同承知仕り候、これにより念のため連印一札差し出し
 申し候ところよつてくだんのごとし。

元治元子年


十月



林藏 (印)	喜兵衛 (印)
重助 (印)	半四郎 (印)
善助 (印)	庄藏 (印)
文三 (印)	次兵衛 (印)
清右衛門 (印)	半五郎 (印)
	五郎八 (印)
清六 (印)	金七 (印)
長右衛門 (印)	勘兵衛 (印)
源助 (印)	伝十郎 (印)
新藏 (印)	源太郎 (印)
桑次郎 (印)	辰五郎 (印)
半藏 (印)	次右衛門 (印)
吉五郎	五郎右衛門 (印)
卯之吉	平八 (印)
新五郎 (印)	
伝吉 (印)	
善兵衛	
作助	

合掌一札事

体申先祖近江屋長兵衛、先年身上向き不如意に
絶所にまかり成りおり所持の田畑、当御組名主弥左衛門殿へ
賄い地御頼み置き、それより順々御名主衆中にて御賄い成し
下され
候段、忝（かたじけな）く存じ奉り候、今般我等親類につき、
長兵衛跡方
子孫に相成り相続仕り候につき田畑御返し下され、たしかに
請け取り申し候、しかる上は已（以）来御年貢、諸夫銭等
御割付のとおり急度（きつと）相勤め申すべく候、後日のた
め入れ置き
申す一札、よつてくだんのごとし。

文久三亥年
二月
近江屋
長兵衛


村上様御組
御役人衆中

文久3年（1863）寺嶋家文書
跡式相続、田畑返還一札

入れ置き申す一札のこと

一われら先祖近江屋長兵衛、先年身上向き不如意に
絶所にまかり成りおり所持の田畑、当御組名主弥左衛門殿へ
賄い地御頼み置き、それより順々御名主衆中にて御賄い成し
下され
候段、忝（かたじけな）く存じ奉り候、今般我等親類につき、
長兵衛跡方
子孫に相成り相続仕り候につき田畑御返し下され、たしかに
請け取り申し候、しかる上は已（以）来御年貢、諸夫銭等
御割付のとおり急度（きつと）相勤め申すべく候、後日のた
め入れ置き
申す一札、よつてくだんのごとし。

文久三亥年二月

近江屋
長兵衛（印）

村上様御組
御役人衆中

慶応4年(1868) 寺嶋家文書
葦地高入れについての嘆願申し合わせ

申し合わせ一札のこと

一 当村の儀は鹿田(そでん)多にて上地などもこれあり、諸夫
銭方難渋につき、
これにより村方積み金をもって御給々葺(よし)久々永納の
場所開発いたし
諸夫銭余荷にいたしたきにつき、一同申し合わせ四十か年前
御地頭所様へ申し立ての上開発取りかかり、漸々(ようよう)
この節熟田あい成り申すべき
やのところ、今般御代官小川達太郎様御役所にて御聞き込み
相成り候や
右場所御縄入れ遊ばされべく候趣、御支配名主喜右衛門へ申
し聞けられ候趣、承知
仕り、もし右様相成り候は(わば)村役人共一同丹精尽くし
候甲斐もこれなくむなく
相成り難渋罷(まかり)あり、これによりこの度御給々
御地頭所様へ右の段申し上げ奉り、村方永続相成り候よう御
仁恵の
御沙汰願い上げ奉りたく一同出府嘆願奉りたく申し合わせ一
札、くだんのごとし。

名主

慶応四辰年正月

芳太郎(印)

代源右衛門

儀兵衛(印)

久平(印)

源右衛門(印)

好治郎(印)

勘次郎(印)

徳太郎(印)



御地頭所様へ申し立ての上開発取りかかり、漸々(ようよう)この節熟田あい成り申すべき
やのところ、今般御代官小川達太郎様御役所にて御聞き込み相成り候や
右場所御縄入れ遊ばされべく候趣、御支配名主喜右衛門へ申し聞けられ候趣、承知
仕り、もし右様相成り候は(わば)村役人共一同丹精尽くし候甲斐もこれなくむなく
相成り難渋罷(まかり)あり、これによりこの度御給々御地頭所様へ右の段申し上げ奉り、村方永続相成り候よう御仁恵の
御沙汰願い上げ奉りたく一同出府嘆願奉りたく申し合わせ一札、くだんのごとし。

芳太郎(印)

右邊以書...

上総国市原郡八幡村

百姓

右邊以書...

常々農業不精仕り...

親類、組合、村役人共より...

一向相用い申さず、去る午年三月十二日...

心当たり相尋ね見当り候につき...

さらには改心仕らず、去る申年四月二日...

相尋ね候えども行衛（方）相知れ申さず候につき...

文久元年（1861）寺嶋家文書
日限り尋ね者の人別帳外願い

恐れながら書付をもつて願ひ上げ奉り候

上総国市原郡八幡村
百姓 〇〇

西四十才

一右〇〇儀、両親共死失仕り、兄弟等もござなく候ところ
常々農業不精仕り、その上身持ち宜しからず候につき、伯父
茂右衛門、
親類、組合、村役人共より度々異（意）見差し加え候えども
一向相用い申さず、去る午年三月十二日家財売り払い出奔仕
り候につき
心当たり相尋ね見当り候につき引き戻し、種々意見差し加え
候えども
さらには改心仕らず、去る申年四月二日又ぞろ出奔仕り候につ
き所々
相尋ね候えども行衛（方）相知れ申さず候につき、その段同
年五月十日

御届け申し上げ候ところ、それぞれ日限尋ね仰せ付けられ畏
 み奉り、猶又（なおまた）
 相尋ね候えども、この節に至り候ても一向見当たり申さず、
 右躰（てい）
 不埒（ふらち）者の儀ござ候あいだ、これ以後先々において
 何様（なによう）の悪事
 仕出し、私共へ難儀相掛け申すべきやも計りがたく案（安）
 心仕らず候あいだ、
 なにとぞ御慈悲をもつて右〇〇儀、村方人別相除き、
 帳外仰せ付けられ成し下され候よう、私共一同願い上げ奉り
 候。以上

文久元年
 六月十六日

御知行所八幡村

御地頭所様
 御役人中様

親類 文吉
 同 兼吉
 組合 金七
 組頭 利右衛門
 名主 由次郎

御届け申し上げ候ところ、それぞれ日限尋ね仰せ付けられ畏
 み奉り、猶又（なおまた）
 相尋ね候えども、この節に至り候ても一向見当たり申さず、
 右躰（てい）
 不埒（ふらち）者の儀ござ候あいだ、これ以後先々において
 何様（なによう）の悪事
 仕出し、私共へ難儀相掛け申すべきやも計りがたく案（安）
 心仕らず候あいだ、
 なにとぞ御慈悲をもつて右〇〇儀、村方人別相除き、
 帳外仰せ付けられ成し下され候よう、私共一同願い上げ奉り
 候。以上

文久元年

六月十六日

御知行所八幡村

御地頭所様
 御役人中様

伯父 茂右衛門
 親類 文吉
 同 兼吉
 組合 金七
 組頭 利右衛門
 名主 由次郎

御頼り札之度

一當巳年其出村の儀は高島村に
依當年用水滞りなく水法候上は當
儀候事之儀は高島村御名主清介殿
菊間村御名主勝左衛門殿及右御兩人
方へ御渡し下され候よう御頼み申し上げ候、右頼み
のとおりに御聞き済み下され候わば御八給の
御名主衆中御加印下され候よう御頼み
申し上げ候、念のため一札入れ置き申し候ところ、よってくだ
んのことし。

文化六年

巳四月日

高島村
善太郎
碓吉(印)

菊間村
市五郎(印)

高島村
庄五郎

高島村
幸助(印)

高島村
平八(印)

高島村
伊惣治(印)

高島村
清助殿
菊間村
勝左衛門殿

文化6年(1809) 寺島家文書
せき代米支払について一札

御頼み申す一札のこと

一當巳年その御村方堰代(せきしろ)米七十五俵の
儀、当年用水滞りなく水法候上は當
せき代米の儀は高島村御名主清介殿、
菊間村御名主勝左衛門殿、右御兩人
方へ御渡し下され候よう御頼み申し上げ候、右頼み
のとおりに御聞き済み下され候わば御八給の
御名主衆中御加印下され候よう御頼み
申し上げ候、念のため一札入れ置き申し候ところ、よってくだ
んのことし。

文化六年

巳四月日

草刈村名主 善太郎(印)
八幡村名主 碓吉(印)

同 市五郎(印)

権右衛門 庄五郎

幸助(印)

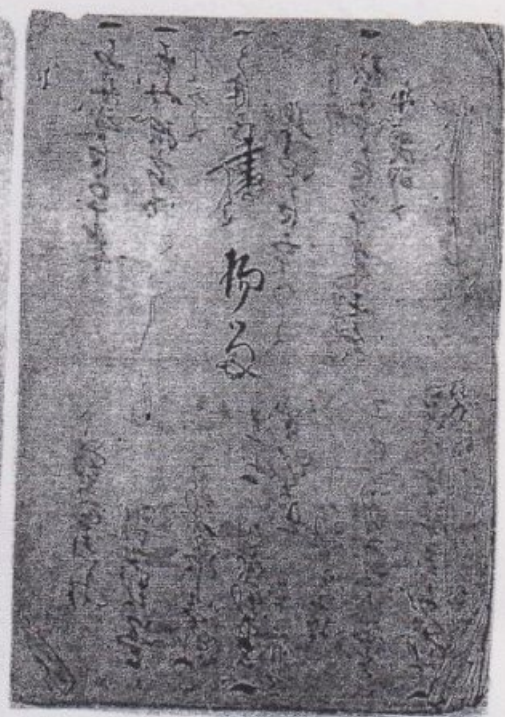
平右衛門(印)

平八(印)

伊惣治(印)

高島村名主 清助殿
菊間村名主 勝左衛門殿

寛政2年(1790) 寺島家文書(仮41-23)
 潤井戸村組合との霞役出入り書物留め



上段 潤井戸村組合との霞役出入り書物留め
 一、潤井戸村組合との霞役出入り書物留め
 二、潤井戸村組合との霞役出入り書物留め
 三、潤井戸村組合との霞役出入り書物留め
 四、潤井戸村組合との霞役出入り書物留め
 五、潤井戸村組合との霞役出入り書物留め
 六、潤井戸村組合との霞役出入り書物留め
 七、潤井戸村組合との霞役出入り書物留め
 八、潤井戸村組合との霞役出入り書物留め

書物留め



(表紙裏1段目) (2段目) (3段目)

この□ 寛延三年統 名主庄八 組頭喜右衛門 宝曆十三年統

名主庄八 組頭喜右衛門 組頭治左衛門 北新田当□ 庄八

明和の組頭 次左衛門 喜兵衛

(4段目) 明和名主庄八

(5段目) 組頭喜右衛門 組頭治左衛門 同 吉兵衛 名主喜右衛門記

恐れながら返答書をもって申し上げ奉り候

上総国市原郡八幡村八給惣(総)代名主喜右衛門、庄右衛門、宇兵衛

一同申し上げ奉り候、このたび同国同郡下野村外二十二か村総代

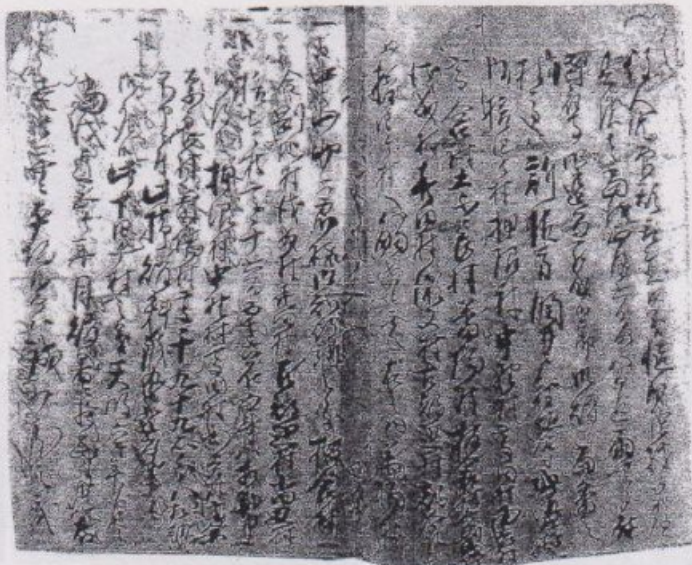
御止宿先規のとおり相勤め候村方にて、潤井戸村引き合いに
相成らず、各（格）別御用多の村方は応然の儀に
ごさ候ところ、当村より多き御用相勤め候など、二十三か村
総代の者共、相違偽りを申し上げ候段、恐れ多く存じ奉り候、
一冬御鷹の節は御鷹匠様方御休泊ならびに御逗留
留のたびに諸入用割合の由を申し、高百石につき總（びた）
八、九百文より一貫文くらいまで割り当て毎年廻状をもつて
取り立て申し候、訴訟方二十三か村儀、夏御鷹
御用相勤め候えども組合のほかへ割合候儀一切これなきとこ
ろ
八幡村は組合のほか何十か村へ割り当て、潤井戸村
へも重役割り当て取り立て候やの旨相糺（ただ）し候えども、
割合差し出さず候ては御用御差し支えに相成り候旨、申し候
の旨
抛（よんどころ）なく年々割合のとおり出銭仕り候えども八
幡村役人
共より請け取り役も差し出さず、入用の品も申し聞けず
心得がたく、近郷承合候ところ、村数九十五か村、高
三万二千石余へ割合取り集め候ところに出銭相滞り候

御鷹御用諸村より割合に取立候に
仰せ渡され証拠書物等にて所持仕り候や、村数
九十五か村高三万二千石余へ割合、高百石につき
銀(びた)八、九百文より一貫文くらいまで取り立て候は過
分の儀、

御鷹御用諸村より割合に取立候に
仰せ渡され証拠書物等にて所持仕り候や、村数
九十五か村高三万二千石余へ割合、高百石につき
銀(びた)八、九百文より一貫文くらいまで取り立て候は過
分の儀、

御鷹御用諸村より割合に取立候に
仰せ渡され証拠書物等にて所持仕り候や、村数
九十五か村高三万二千石余へ割合、高百石につき
銀(びた)八、九百文より一貫文くらいまで取り立て候は過
分の儀、

仕り候儀もこれあり候やにつき、何の儀と申す儀は覚え
申さず候えども、触れ当て次第順番に当たり候村より
八幡村へ賄い方相頼み候儀と存じられ候えども、
往古より持ち伝え候霞帳と申しこれあり候につき
この帳順繰りに触れ当て候えども、村方より村数増減
これあり候えども仕来たりを相用い、新規は少しも
ござなく候。
御鷹御用諸(もろもろ)すべて村々より割合、取り立て候と
申す儀、
仰せ渡されの証拠書物等にて所持仕り候や、村数
九十五か村高三万二千石余へ割合、高百石につき
銀(びた)八、九百文より一貫文くらいまで取り立て候は過
分の儀、
まったく八幡村役人ども私欲押領仕り候も
はかりがたくござ候あいだ諸入用明細帳相見せ候よう、
ならびに懸(掛け)合いに応じ候えども、仕来りの由を申し
仕訳帳これなくなどこれを申しはなはだ疑わしく存じ候旨
訴え上げ候、
この段前文に申し上げ候とおり、証拠書物等はこれなく
候えども、仕来りにて霞帳順番をもって
触れ当て次第、村役人出勤、御鷹御止宿中、
御賄い仕来たり候触れ当て、廻状等も先年の賄い合
いをもつて
書き認め候儀にござ候、受取書差し出さず候由申し申し上げ
候えども、これもつて右の仕□(癖カ)をもつて取り計らい
相対にて
諸掃(払)致し来たり候につき、仕訳け帳はござなく候えど
も、その当番に相当たる賄い候村方へ下し置かれ候
木銭、米代、水夫、真木代など(の)儀は霞の村役
人共受け取りの賄い入用差し引き仕払いいたし
候儀、往古よりの仕来たりにつきすなわち相勤め候村々



役人共印形取り置き候儀、儘（たしか）なる証拠と存じ奉り候、

その訳は当戊正月六日より八日まで雨天につき御鷹御逗留まかり成り候節、御賄い当番の村方は訴訟方潤井戸村組合も二十三か村の内十四か村、押沼村、中野村、高田村、国吉村、高倉村、奈良村、番場村、板倉村、金剛地村、戌（犬）成村、喜田（多）村、瀬又村、古都辺村、都合十四か村へ触れ遣わし候ところ、右の内番場村、

中山助二郎様御知行所の分、板倉村、金剛地村、犬成村、喜多村、古都辺村、小田辺（部）村、十七か村高千六百五十六石五斗は相勤申し候えども、押沼村、中野村、高田村、国吉村、高倉村、奈良村、番場村、高千九十九石分は相勤め申さず候につき、この滞り賄い料銭九貫百七十文ござ候、この十四か村の儀、天明六年年より当戊まで五か年目、賄い番に相当たり候えども、一か年に平均候ては減少分の儀

ござ候えども、このたび出金仕るべく巧（たく）むゆえか右出銭

相滞り候外、霞村類例とも相成り候ては御用御差し支えにも相成るべき儀、恐れ入り候えども右躰（てい）の

少分の出銭御願い申し上げ候も恐れ多く存じ奉り候につき、八幡村より右の分は立て替え相払い置き申し候につき、来る九月中御用の節は右滞り候七か村へ申し遣わすべく候あいだ、総代両三人もまかり越し賄い方諸入用見届け候よう挨拶いたし候ところ、却而（かえって）右の儀を私共私欲の筋も

申上り候儀、御用向き御差し支え相成るべく
 候あいだ、眼前の儀恐れ入り存じ奉り候あいだ右逸々
 聞こし召しわけなされ、私共私欲押領も
 仰せ付けなされ下し置かれ候よう、願ひ奉り候、右儀も
 とおり霞村々この上恙（つつが）なく相勤め候よう
 右てい不法の儀かけ申さず、往古より仕来りの
 だ、以来

申上り候儀、御用向き御差し支え相成るべく
 候あいだ、眼前の儀恐れ入り存じ奉り候あいだ右逸々
 聞こし召しわけなされ、私共私欲押領も
 仰せ付けなされ下し置かれ候よう、願ひ奉り候、右儀も
 とおり霞村々この上恙（つつが）なく相勤め候よう
 右てい不法の儀かけ申さず、往古より仕来りの
 だ、以来

出銭受取書相渡さず候につき、不分明の事
 につき訴訟方組合村々小前
 百姓、右取り立ての度々すべて相疑い彼是（かれこれ）
 申し、出銭方遅滞におよび、村役人共身代取り
 迷惑至極仕り候趣訴え上げ候。
 この段前文のとおりにも申し上げ候とおりに往古より
 霞村々より八幡村へまかり出、御賄い相勤め
 候ところ何の頃よりか八幡村にて相賄い遣わし
 候や、しかしながら請負賄い申す儀にては

ござあるべきやにて訳け取り立て申さずなどを
 申し立てられ存ぜられ、もよりの儀はなはだ迷惑仕り候あい
 だ、以来
 右てい不法の儀かけ申さず、往古より仕来りの
 とおり霞村々この上恙（つつが）なく相勤め候よう
 仰せ付けなされ下し置かれ候よう、願ひ奉り候、右儀も
 ござなく候ては御用向き御差し支え相成るべく
 候あいだ、眼前の儀恐れ入り存じ奉り候あいだ右逸々
 聞こし召しわけなされ、私共私欲押領も

これなき段御吟味成し下され、以来右ていの
 事好み候儀、取り拵（こしら）え申さず、外その段ならびに
 仕来り
 のとおりに御役相勤め候よう仰せ付けらるるの儀、
 願ひ上げ奉り候。
 一八幡村役人共儀いかの取り計らいをもつて
 右てい大違いの入用割合取り計らい受け立て
 候や、この段まったく彼ら共私欲押領の筋に
 これあるべきと懸察奉り候、その上只今までは

出銭受取書相渡さず候につき、不分明の事
 につき訴訟方組合村々小前
 百姓、右取り立ての度々すべて相疑い彼是（かれこれ）
 申し、出銭方遅滞におよび、村役人共身代取り
 迷惑至極仕り候趣訴え上げ候。
 この段前文のとおりにも申し上げ候とおりに往古より
 霞村々より八幡村へまかり出、御賄い相勤め
 候ところ何の頃よりか八幡村にて相賄い遣わし
 候や、しかしながら請負賄い申す儀にては

予元服行の少時仕り候に、
 以格江事小入用者を、
 本年より、
 御由申上り候に、
 仕り候に、
 五郎勝、
 有、
 女、

御由申上り候に、
 以格江事小入用者、
 本年より、
 御由申上り候に、
 仕り候に、
 五郎勝、
 有、
 女、

右の内召し出され、
 右始末御吟味願い上げ奉り候、
 右は、
 往古よりの仕来りの振れ候儀は、
 いまもつて少しもござなく候あいだ、
 村役人どもは右の
 訳よくよく呑み込みまかりあり候儀にござ候とも、
 右てい
 私欲のたくみをもつて私どもへ相渡し候賄い入用より
 申し立て総代の者ども小百姓を相掠(かす)め、
 年々
 取り立て候につき相違これあるまじく存じ奉り候、

ござなく、霞村より出賄い仕り候ところに頼みにつき
 御賄い致し来たりにつき、入用受取書は差し出し
 来たり申さずにつき、年々小前取り立ての刻(とき)
 かえつて相疑い出銭取り立て抄(はか)取り申さず迷惑
 仕り候由申し上げ候えども、はなはだ相違仕り候儀にて
 霞帳の順番に触れ当て候えば、右は
 五か年目に一度ほどつ賄い番にあたり申し候、
 この儀は先年よりこれあり候霞御一覽

成し下され候えば、恐れながら明白に相分かり候
 御儀にござ候、かつ訴訟方の者共いかか
 相心得、右入用は年々触れ当て取り立て候由
 申し上げ候や、これは八幡村にて受取書差し
 出さず候につき右を申し立て、潤井戸村組合二十三か村
 にては八幡村へ差し出し候御賄い入用
 号(なづけ)(毎)年小前百姓より取り立て、村役人共
 私欲仕り候儀と存じ奉り候あいだ、右組合も

前の内召し出され、右始末御吟味願い上げ奉り候、
 右は、
 往古よりの仕来りの振れ候儀は、
 いまもつて少しもござなく候あいだ、
 村役人どもは右の
 訳よくよく呑み込みまかりあり候儀にござ候とも、
 右てい
 私欲のたくみをもつて私どもへ相渡し候賄い入用より
 申し立て総代の者ども小百姓を相掠(かす)め、
 年々
 取り立て候につき相違これあるまじく存じ奉り候、

例多に外村村にても潤井戸
 組合の御儀にても見合御儀にても
 難安心仕らず候あいだ、この一条は別して御吟味
 願ひ奉り候。
 右御答え申し上げ候とおあり、少しも相違申さず候、すでに
 五十四年以前、元文二年霞八十九か村内
 和田村外六か村より右ていの儀、出訴仕り候ところ

御吟味の上、先年のとおりに相勤めべき旨、厳しく
 仰せ付けられ候につき、この七か村は外村よりは格別
 御大切に相勤めまかりあり候、しかるところ総代の内
 潤井戸村はこのたび触当て候村方にはござなく候ところ
 頭取を仕り、国吉村幸八一同、霞村々廻
 村仕り、種々申し進め候えども同意仕り候村方も
 ござなく候と相みえ、当正月中賄い役
 相勤め候村方もも組合の有縁(うえん)をもつて

右両人より相進め、当村役人ども私欲
 押領もこれあり候など、申し立て出入りを相好き
 御用向き御差し支えに相成り候儀を相たくみ
 軽からざる儀を
 訴え上げ御尊判相付けられ、はなはだ難儀仕り候あいだ
 右逸々御吟味成し下され、右てい賄い方儀
 は心得がたく存じ奉り候わば古来のとおりに霞村より
 八幡村へまかり出、以来御賄いならびに御用御差し支えに
 相成り候儀、相たくみ出入り致しかけ申さず候よう仰せ付けら
 れ

長久保村に於ては、
 長久保村役人ども儀も永久安心
 仕るべくと、ありがたく存じ奉り候、右はまったく疑心より
 事起こり候儀と存じ奉り候あいだ、以来は出賄い仕り候
 ように霞村々へ仰せ付けなされ下され候わば
 一同ありがたき仕合せに存じ奉り候。以上

村長 村上三十郎
 松本兵庫頭 知行所
 永井十左衛門
 佐野九右衛門
 河野権十郎
 上総国市原郡八幡村
 右八給総代
 村上三十郎知行所
 同村名主 喜右衛門
 返答人

水野石見守知行所
 同村名主 庄右衛門
 松本兵庫頭知行所
 同村名主 磯吉幼年につき
 後見組頭 宇兵衛

下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、しからば疑心も
 ごさなく、八幡村役人ども儀も永久安心
 仕るべくと、ありがたく存じ奉り候、右はまったく疑心より
 事起こり候儀と存じ奉り候あいだ、以来は出賄い仕り候
 ように霞村々へ仰せ付けなされ下され候わば
 一同ありがたき仕合せに存じ奉り候。以上

内方鉄五郎御代官所
 水野石見守
 岩本内膳正

村上三十郎
 松本兵庫頭 知行所
 永井十左衛門
 佐野九右衛門
 河野権十郎
 上総国市原郡八幡村
 右八給総代
 村上三十郎知行所
 同村名主 喜右衛門
 返答人

御評定所
 水野石見守知行所
 同村名主 庄右衛門
 松本兵庫頭知行所
 同村名主 磯吉幼年につき
 後見組頭 宇兵衛

上総市原郡下野村外十九か村総代兼
 阿部兵部少輔領分潤井戸村名主庄七、
 林肥後守知行所古津（都）辺村名主利兵衛、
 永見伊予守知行所高倉村名主新十郎より
 内方鉄五郎様御代官所同国同部八幡村名主
 孫兵衛外十五人へ相懸かる御鷹匠様御泊まり
 御賄い入用不分明の割合取り立て、その上御賄い
 入用帳面等相見届けず、受取書をも差し出さず
 疑わしき旨、そのほか品々申し立て、当四月中
 根岸肥前守様へ御訴訟申し上げ、五月二十五日
 御差し日の御尊判頂戴相付け候ところ、相手
 総代として村上三十郎知行所名主喜右衛門、
 水野石見守知行所名主庄右衛門、松本
 兵庫守（頭）知行所名主磯吉幼年につき後見
 組頭宇兵衛まかり出で返答書をもって申し上げ候は、

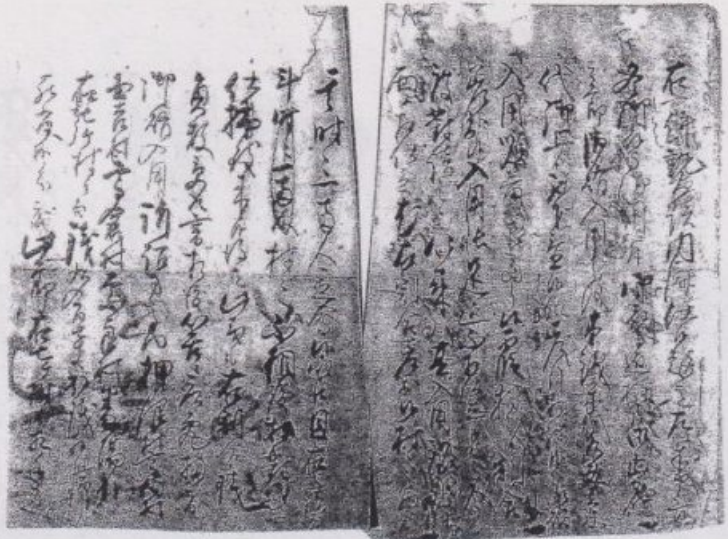
先前より冬御鷹御用の節、御鷹匠様
 御泊まり御入用の儀は霞八十九か村へ順
 番に割合をもつて御賄い仕来り、諸色帳面等
 相仕立て候儀これなく、受取書差し出し候儀もこれなく、その
 時々相対にて仕掃（支払い）相済み来たり候儀にて、訴訟
 方申し立て候趣は甚だ相違の旨御答え申し上げ
 御吟味にまかり成り、段々御利（理）解仰せ聞けなされ
 双方ならびに宿とも一同恐れ入り、日延べをもつて願ひ上げ奉
 り候

差し上げ申す済み口証文のこと

上総市原郡下野村外十九か村総代兼
 阿部兵部少輔領分潤井戸村名主庄七、
 林肥後守知行所古津（都）辺村名主利兵衛、
 永見伊予守知行所高倉村名主新十郎より
 内方鉄五郎様御代官所同国同部八幡村名主
 孫兵衛外十五人へ相懸かる御鷹匠様御泊まり
 御賄い入用不分明の割合取り立て、その上御賄い

入用帳面等相見届けず、受取書をも差し出さず
 疑わしき旨、そのほか品々申し立て、当四月中
 根岸肥前守様へ御訴訟申し上げ、五月二十五日
 御差し日の御尊判頂戴相付け候ところ、相手
 総代として村上三十郎知行所名主喜右衛門、
 水野石見守知行所名主庄右衛門、松本
 兵庫守（頭）知行所名主磯吉幼年につき後見
 組頭宇兵衛まかり出で返答書をもって申し上げ候は、

先前より冬御鷹御用の節、御鷹匠様
 御泊まり御入用の儀は霞八十九か村へ順
 番に割合をもつて御賄い仕来り、諸色帳面等
 相仕立て候儀これなく、受取書差し出し候儀もこれなく、その
 時々相対にて仕掃（支払い）相済み来たり候儀にて、訴訟
 方申し立て候趣は甚だ相違の旨御答え申し上げ
 御吟味にまかり成り、段々御利（理）解仰せ聞けなされ
 双方ならびに宿とも一同恐れ入り、日延べをもつて願ひ上げ奉
 り候



右一件熟談内済仕り候趣意、左に申し上げ奉り候。
 一冬御鷹御用につき御鷹匠様方御止宿

の節、御賄い入用の儀、木銭、米代、水夫、真木代、御上より下し置かれ候ところ、差し引き相残り候分、御賄い

入用順番に相当たり候霞村々より割合、差し出し候入用帳これまで相仕立てず候ところ、今度対談の上、以来はその入用銘(明)細帳面に相仕立て、もつとも右割合差し出し候村々の内より

その時々、一兩人立ち会い候はず、かつ右の請取書村々へ相渡さず相對にて

支払い致し来たり候えども、この儀も右割合銭、員数受取書相渡すはずに取り究(決)め、さてまた御賄い入用訴訟方の内、押沼村、高田村、

国吉村、高倉村、奈良村、番場村、(中野村)

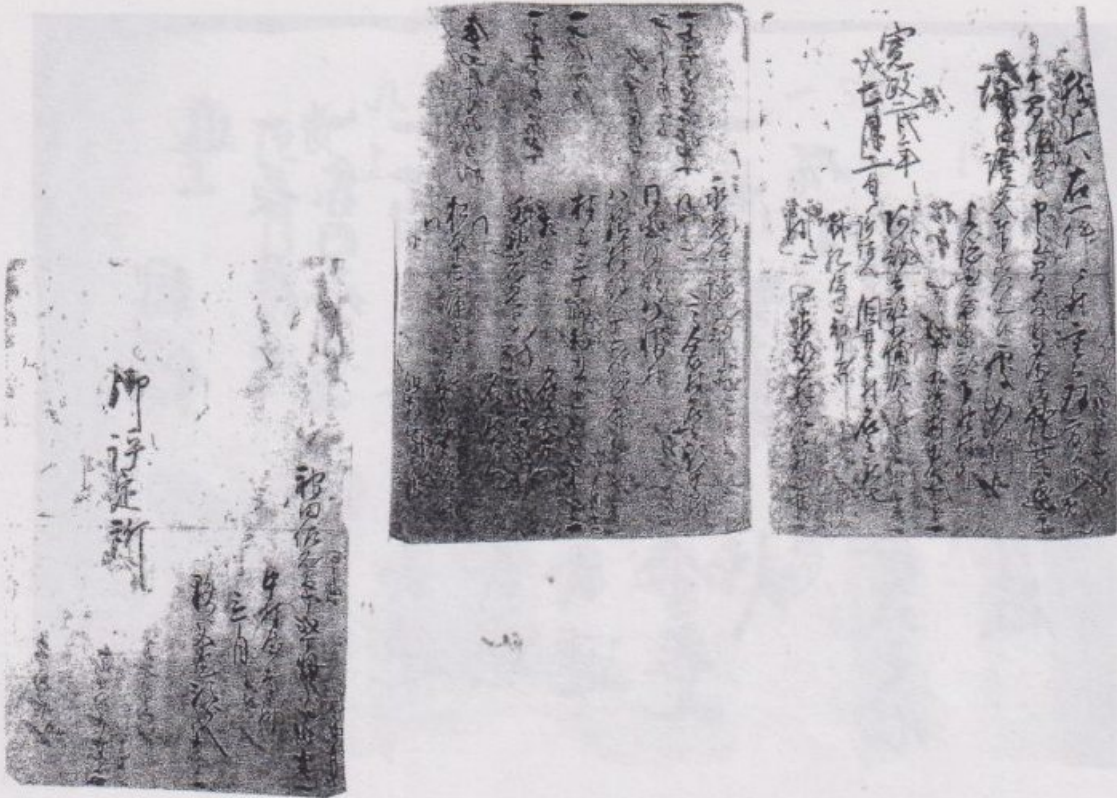
、右七か村にて銭九貫百七十文出銭相滞りまかりあり候分も、この節右七か村より相手方へ

相渡し、賄い銭勘定ごさなく候、勿論(もちろん)当月分借り書付、このたび相調べ写し取り御帳面をもって

已(以)来立ち会いの上御賄いいたし、成文(なるたけ)入用相懸げざるように取り計らい、もつとも霞村順番に

相当たり候節は、前書取り決めどおり相勤め候はず議定仕り、そのほか双方より申し立て候趣は(公事)宿ども

賈い請け右出入りいささか申し分なく、熟談内済仕り、偏(ひとえ)に御威光とありがたき仕合せに存じ奉り候。



しかる上は右一件につき重ねて双方より御願いがましき儀、申し上げまじく候、後証のため一同連印済み口証文差し上げ奉り候ところくだんのごとし。

寛政二戌年
七月二日

上総国市原郡下野村外

- 十九か村総代
- 阿部兵部少輔領分
- 訴訟人 潤井戸村名主 庄七
- 林肥後守知行所
- 同 古都辺村名主 利兵衛

- 永見伊予守知行所
- 同 高倉村名主 新十郎
- 同国同郡八幡村
- 八給村役人十六人代兼

- 村上三十郎知行所
- 相手 名主 喜右衛門
- 水野石見守知行所
- 同 名(主) 庄右衛門

- 松本兵庫守(頭)知行所
- 同 名主磯吉幼少につき後見
- 組頭 宇兵衛

- 神田佐久間町二丁目
- 中村屋幸助
- 馬喰町三丁目
- 秩父屋治郎八

御評定所

進上 目錄

- 一 長慶斗 式把
- 一 家内喜多留 壹荷
- 一 壽留女 卅連
- 一 白髮麻 卅把
- 一 輕席 卅連
- 一 御帶代 壹壹
- 一 御賀滿壽 卅式

六月十一日 穴倉八之助

寺嶋庄五郎殿

年号無記（江戸後期） 寺嶋家文書
結納品目錄

目錄

- 進上
- 一 長慶斗（のし） 二把
 - 一 家内喜多留（やなぎだる） 一荷
 - 一 壽留女（するめ） 二連
 - 一 白髮麻（しらがあさ） 二把
 - 一 輕節 二連
 - 一 御帶代 金三百疋
 - 一 御賀滿壽（かます） 二
- 以上

六月十一日 穴倉八之助
寺嶋庄五郎殿

文政十三三年四月朔日 富永 寺嶋家文書

四月朔日

目錄

進上

一家内喜多留 五疋

白髪麻 五連

一賀壽 五連

一賀満壽 五疋

一以上下代 金貳百疋

以上

四月朔日

寺嶋庄五郎

富永

七郎左衛門殿

文政13年(1830) 寺嶋家文書
結納品目錄

文政十三寅年四月日、那本富永へ遣し候品々覚え控えなり

四月朔日(ついたち)

寺嶋庄五郎

目錄

進上

一家内喜多留(やなぎたる) 一荷

白髪(しらが)麻 二連

一賀節 一連

一賀満壽(かます) 一荷

一御上下(かみしも)代 金二百疋

以上

寅

四月朔日

富永 七郎左衛門殿

寺嶋庄五郎

八幡村領主の変遷

☆ 永井直勝	天正18年 ~寛永2年	☆ 本多正信	天正18年ころ ~元和2年	☆ 本多正純	天正18年ころ ~元和はじめ	飯香岡八幡宮	天正19年 ~明治維新 150石
☆ 永井尚政	寛永3年 ~寛永10年	永井直貞	寛永3年 ~明治維新				
☆ 堀直之	寛永10年 ~元禄11年	" 直孟	182石				
" 直景		" 直澄					
" 直良		" 直朝					
" 直宥		" 直賢					
幕府直轄	元禄11年 ~宝永4年	" 直富					
		" 直親					
		" 某					
		" 某					
		" 直景					
佐野政国	宝永4年 ~明治維新	村上正春	宝永4年 ~明治維新	河野通護	宝永4年 ~明治維新	水野忠顕	宝永4年 ~明治維新
" 政長	226石	" 正清	178石	" 通長	95石	" 忠富	89石
" 政信		" 正親		" 通孝		" 忠英	
" 政房		" 某		" 通成		" 政勝	
" 某		" 某		" 通開		" 貞利	
" 某		" 某		" 通訓		" 貞篤	
" 某				" 通和		" 貞尚	

酒井忠吉	寛永10年 ~元禄ころ	☆ 松平朝矩	寛延2年 ~明和7年				
" 忠経		幕府直轄	明和7年468石 ~文化8年107石				
☆ 大久保忠高	貞享元年 ~元禄10年	☆ 阿部正簡	文化8年 ~天保3年	松本秀持	安永8年 ~明治維新	岩本正利	天明7年 ~明治維新
幕府直轄	元禄10年 ~延享3年	" 正あき		" 式毅	165石	" 正倫	204石
☆ 酒井親恭	延享3年 ~寛延2年	幕府直轄	天保3年 ~天保5年	" 毅実		" 正脩	
		☆ 林忠英	天保5年 ~天保12年	" 某		" 正遠	
		幕府直轄	天保12年 ~明治維新107石			" 某	

☆印=大名家

古文書解説 自信の第6集

崩し字辞典見て 試行錯誤

市原市民らの研究会



古文書などを広げ意見を交わす研究会のメンバー(市原市の八幡公民館で)

市原市などの有志でつくる「市原の古文書研究会」(山岸弘明代表)の活動が活発だ。市内に残る古文書を読み解き続け、すでに10年以上。読み解いた古文書は1000点近くに上り、10月には最新刊「市原の古文書研究第6集」を刊行した。会員は「誰に見せても恥ずかしくない出来」と胸を張りつつ、次の古文書と向き合う。

(大嶽潤平)

研究会は2000年頃、仕事を退職した地元有志で設立され、現在は市原、千葉市に住む60〜80歳の男女7人で構成。月2回ほど、市原市の八幡公民館に集ま

り古文書を解説している。いずれも、同会に関わるまで専門的な知識はなかった人ばかり。古文書は行書体や草書体で書かれていることが多く、崩し字辞典を片手に試行錯誤して読み解いてきた。古文書は主に江戸後期や明治初期の市内の有力者の家に残されてきた物。税の帳簿や手紙など当時の住民の暮らしを知ることができる。入手困難な古文書もあり、中には会員が旧家に10年間通って入手したものもあるという。

今までに1000点近くの古文書を解説し、その量は「文庫本にすれば10冊分」(山岸代表)。そうした成果は同会刊行の「市原の古文書研究」で、2年に1回

のペースで発表している。今年10月に発刊した第6集には、江戸時代の八幡村(現在のJR八幡宿駅周辺)の石高や人口が記されている。「八幡村鑑明細帳」などが取められている。江戸へ物資を運ぶ重要拠点として八幡村が栄えていた状況が分かる。

こうした活動について、市原市史編さんに携わる歴史家の西脇康さん(58)は

「市民たちが自力で史料の発掘から刊行までするのは素晴らしいこと」と高く評価する。2017年から、市史に同会の解説した古文書が反映される予定だ。

山岸代表は「死ぬまで古文書の解説に取り組んで、自分を育んでくれた市原の歴史を明らかにしたい」と意欲をみせる。問い合わせは同会の佐野彪さん(0436・75・0130)へ。

本誌を紹介する「読売新聞」紙面

授業では決して教わらない、 市原の歴史を覗いてみては!?

毎月第3日曜日に市原市の八幡公民館で活動を行っている『市原の古文書研究会』が第6集目となる『市原の古文書研究』を完成させた。代表の山岸弘明さんは、「活動を始めてから約13年が経ちました。地元の古文書を読もうと集ったメンバーは全部で7名。これまで5冊の本を編集しました。研究会の主旨は、難しいイメージの古文書を分かりやすく今の言葉

るし、昔の人は、届け出はきちんと書くけれどメモは適当で字が間違っているところもある。それでも、前後の言葉から文脈を感じ取って読み解く。面白いです」と続ける。山岸さんも、「メンバー



関係が大切だという。「市」が発表している資料はすでに解説されているので、私たちは誰も知らないものを発見したいんです。戦後の土地改革や海岸埋め立てに伴う都市化で古い建物や蔵が取り壊され多くの資料を焼失した現在、『郷土資料の掘り起こし、解説、活字化』には旧家の蔵に埋もれている古文書など、家の中から出てきたものに価値があります」と語る。

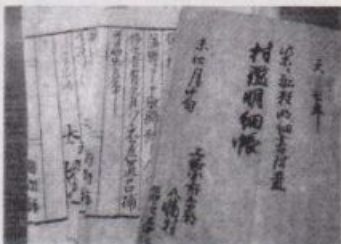
努力の結晶である『市原の古文書研究第6集』は八幡市川本店、菊岡・岡田家、五所・今井家、八幡・寺島家、飯香岡八幡宮、市教育センター文書を集載、江戸中期

で綴ること、みんなに親んでもらうことです」と話す。

第5集までには主に八幡や鶴舞、勝間など様々な地域で発見された古文書を解説してきた同研究会メンバーはこれまでに市史を編集したり、社史作りに携わった経験をもつつわもの揃いである。「研究会の活動は、主に解説が中心です。部分ごとに担当を決めて、各自で読み解いてくる。宿題ですね。発表をしながら、議論をしてひとつの答えを見出していく」と話すメンバー

も楽しく活動しています。チームワークはいいんです。興味のある方は見学にもいらしてください」と話した。山岸さんと佐野さんは楽しげに、これまでの活動を振り返る。第6集は全300ページに及び、編集には1年を要した。「大変なことはありません。普通のコツです。普通にコツコツやっていたら積み重ねで一冊ができていきます」という山岸さんだが、古文書をお借りすることだけに10年を費やしたこともあり、所有者との信頼

の『八幡村鑑明細帳』や『塩田開発留記』、家族構がわかる『宗門人別帳』、明治維新期の一時期に成立した菊間藩の年貢割り付けや触れ書、藩士の『公私留め』など貴重な資料が盛りたくさんである。『五大力船』の出陣港、積荷記録を含んだ『戸長文書』においては興味のある人も多いのではないだろうか。市原の歴史に触れられる貴重な本をこの機会に読んでみてはいかが。



問佐野さん
☎0436・75・0130
(松丸)

「シティライフ」紙面

旧八幡村主 寺嶋家文書を解説



発刊された「市原の古文書研究第5集」

市原 八幡・五井地区

市原市八幡・五井地区などに残る古文書を研究するグループ「市原の古文書研究会」(山岸弘明代表、5人)がその成果をまとめた「市原の古文書研究」の第5集を発刊した。「目玉」は旧八幡村主・寺嶋家の文書。維新混乱期の第一級史料からは乱暴者が横行した村の緊迫した様子や、今まで不確かだった房総知県事の本陣の場所が初めて明らかになった。「梅谷家文書」は珍しい一般農家の文書。いずれにも分かりやすい解説がついており、当時の庶民の暮らしが楽しく理解できる。

古文書研が第5集発刊

同研究会は同市史編さんにも携わった郷土史研究家、秋葉並文さんを講師とする同市立八幡公民館のサークル「古文書学習会」の有志が2001年に結成。かつて市原の中心地でありながら、都市化により多くの史料が失われた八幡・五井地区の文書を掘り起こし、その解説と研究に取り組んできた。成果は04年発刊の1集から計4冊にまとめられ、今回の5集は約2年ぶりの発刊となる。

今集の「目玉」「寺嶋家文書」は、江戸中期以降に名主を務めた旧八幡村屈指の名家で見つけた。江戸から明治にかけての同家の文書類はほとんどが奥文書館に寄託されたが、今回は同家、同館の協力で一般公開に先立って調査解説を許された。維新期の戦乱に、江戸か



活動の成果をまとめた「市原の古文書研究会」のメンバー

ら奥内に疎開した家族の状況がえる。「深山家文書」「飯沢を領主に伝える1868(慶応4)年の礼状には「昼は乱暴人に金子を脅し取られ、夜は6、7人が抜き身(刀)を携え、村人が恐怖している。いずれも原文の写真や複写を1段に、下段に解説文を讀み下し文で配置。詳細な資料、解説も付いており、だれでも楽しく古文書を読み進める。山岸代表は「古文書は祖

と場所が、先が残したメッセージ。貴重な文化遺産を守り、記録し、次の世代に伝えたい。そのためにも多くの人に郷土史を楽しく理解してもらいたい」と話している。

「梅谷家文書」は同研究会で初めて解説する一般農家の文書。江戸から明治にかけての、商品売買した領収書やメモなどからは庶民の生活ぶりがか

み2500円で販売する。詳しくはファクスで同研究会の佐野さん ☎0436(75)0130。

第5集を紹介する「千葉日報」紙面

年貢関係用語

年貢 Ⅱ 領主、地頭が農民の田畑、屋敷等に課した租税のこと

途、物成り、取箇、成箇ともいう

小物成 Ⅱ 山野、海川などにかかる雑税

石高、高 Ⅱ 田畑などの標準生産高

村高 Ⅱ 村全体または相給の所領、知行所の高

無地高 Ⅱ 実際に土地がないのに村高に組み入れられる石高

上田、中田、下田、上畑、中畑、下畑 Ⅱ 田畑の等級、ランク

新田、新畑 Ⅱ 新たに開発した田畑。普通は寛永以降をいう

石盛 Ⅱ 1反歩あたりの収量。10は反収1石、上田は12〜15

名寄せ Ⅱ 所有者別に集計すること

割付 Ⅱ 年貢を割り付けること

免 Ⅱ 年貢率のこと

定免 Ⅱ 過去の収穫高を平均した年貢を割り付けること

検見(けみ)、見取り Ⅱ 収穫前に田畑の収量を検分し、年貢高を定めること

坪刈 Ⅱ 検見で1坪だけ刈り取って初数を検査すること

取り米永 Ⅱ 年貢の内訳、田は米納、畑は永(金納)が原則だが田の

金納もある

口米永 Ⅱ 本年貢の付加税、米1俵あたり1升、永1貫文に永30文

延米 Ⅱ 年貢米の目減り分の補填。1俵3斗5升の場合2升

高掛り物 Ⅱ 村高に応じて課された付加税の総称

高掛り三役 Ⅱ 幕府直轄領(代官支配)に課された高掛り。蔵前入用、

伝馬宿入用、六尺給

蔵前入用 Ⅱ 幕府領高掛り三役の一つ。浅草にある幕府米蔵諸入用、

村高100石に永250文(金一分)

伝馬宿入用 Ⅱ 五街道の間屋、本陣をはじめ宿駅の維持費、村高

100石に米6升

六尺給 Ⅱ 江戸城夫役、100石に米2斗

水夫金 Ⅱ 夫役経費

よし(あし) Ⅱ 野役、船、漁業の役永 Ⅱ 小物成の一種

運上金 Ⅱ 商工、漁業、運送などの課税

冥加金 Ⅱ 営業許可に対する課税

村方三役 Ⅱ 所領、知行所単位に置かれた名主(庄屋)、組(与)頭、

総(惣)百姓(百姓代)、百姓惣代

百姓 Ⅱ 一般の農民。土農工商の農業で階級のこと

本百姓、高持ち百姓 Ⅱ 土地を所有し納税した百姓

小作人 Ⅱ 土地を借りて一定の小作料を支払って農業を営んだ百姓。

水呑み百姓とも呼ばれた

越石 Ⅱ 他村の百姓が所有する土地

入作、出作 Ⅱ 居村や知行所を越えて耕作すること

川欠け Ⅱ 堤防が決壊して荒廃した田畑のこと

起き返り Ⅱ 起し返し荒廃した耕地を復旧すること

下され米 Ⅱ 名主組頭給米、廻米運賃、堰人足などの負担分に給付さ

れた米

御用捨米 Ⅱ 不作などで租税の一部を減額すること

小以 Ⅱ 小計。合わせて、べ Ⅱ 合計

小手形 Ⅱ 分納された年貢の仮領収書

皆済目録、証文 Ⅱ 目録は明細書、証文は領主、地頭所が発行する領

収書。混同されることもある。

単位と換算率(江戸後期)

田積 1町 Ⅱ 10反、1反 Ⅱ 10畝、1畝 Ⅱ 30歩(坪)

容積 1石 Ⅱ 10斗、1斗 Ⅱ 10升、1升 Ⅱ 10合、1合 Ⅱ 10勺

貨幣 金1両 Ⅱ 4分、1分 Ⅱ 4朱

銭(永) 1貫文 Ⅱ 1000文。寛永通宝は4文銭、1文銭

銀1貫 Ⅱ 1000匁。金1両 Ⅱ 銀60匁 Ⅱ 銭4貫文

会員募集

* 市原の古文書研究会

内容 郷土資料の掘り起しと解説、公刊
月2回程度、第3日曜日午前ほか
会場 市原市立八幡公民館

* 市原市立八幡公民館サークル連絡協議会 古文書学習会

内容 古文書講座
月1回、第3日曜日午後
講師 秋葉 平先生
会場 市原市立八幡公民館
初心者歓迎

* 八幡史学館名所100選チーム

内容 八幡地区の郷土史研究
月1、2回、第3火曜日午前ほか
会場 市原市立八幡公民館ほか

市原の古文書研究会の主な刊行物

市原の古文書研究

- 第1集 今関勘四郎・鶴舞井上藩仮藩邸御用留め
- 第2集 金杉浜塩田資料集成
- 第3集 勝間、能満、君塚、八幡村文書
- 第4集 飯香岡八幡宮文書、八幡・満徳寺文書
勝間・深山家文書、畑木・高石家文書
- 第5集 飯香岡八幡宮文書、八幡・寺嶋家文書
八幡・梅谷家文書、勝間・深山家文書
(以上既刊 在庫はありません)

第7集および以降の掲載計画

- 八幡・市川本店文書② (五大力船関係資料特集)、
飯香岡八幡宮文書⑤、八幡・寺嶋家文書③
- 五所・今井家文書②
- 古都辺・秋葉家文書、勝間・佐野家文書
- 五所・藤田家文書、菊間・根本家文書
- 菊間・長谷川家文書、草刈・中村家文書
- 今津朝山・青木家文書
- 若宮八幡宮文書、八幡・称念寺、妙長寺文書
- 八幡・旧片町々有文書
- 元南総郷土文化研究会絵図

姉妹チーム・八幡史学館名所100選チームの主な刊行物
石造物にみる「八幡郷土史」市原市八幡の石造物研究
市原市八幡称念寺の石造物と文化財

制作協力

本書制作にあたり左記の方々のご協力をいただきました。
謹んでお礼を申し上げます。

飯香岡八幡宮

市原市教育センター

八幡・市川本店

菊間・岡田家

五所・今井家

八幡・寺嶋家

千葉県文書館

*

市原市立八幡公民館

八幡史学館名所100選チーム

八幡公民館サークル・古文書学習会

平澤牧人様

宮本敬一様

瀧本平八様

長谷川輝明様

寺嶋滋夫様

石井 勇様

鷺津寛子様

「三号雑誌」ということばがあるという。「創刊して第3号くらいで廃刊する雑誌のことで、永続性のない雑誌のことをあざけ笑っている」と『広辞苑』が書いている。第6集はその2倍だが、およそ12年がかり、メンバーの高齢化の中に抱えた郷土史グループの「壁」ともいえるだろう。

市原市の近世、近代は八幡、五井などの湾岸部が水陸交通と文化の中心地として発展したが、明治維新と戦後の土地改革や海岸埋め立てにともなう都市化で、古い建物や蔵が取り壊され、多くの資料を消失した。いま市原の近世史は内陸地の名主文書で支えられているが、まるであんこのない大福のようでなんと味気ないことだろう。

当会は市原市立八幡公民館を活動拠点に、「郷土資料の掘り起こし、解説、活字化」を趣旨に発足。当初は解説のための古文書借用にも苦心したが、最近では絶滅したとみられる沿岸地区からも多くの資料が集まり、編集に嬉しい悲鳴を上げている。

中でも今集から始まった「市川本店文書」は総数5万点にも達するものと見られる。飯香岡八幡宮社家のかたわら副業とした醤油醸造と酒類販売の家業資料に混在した江戸中期の『八幡村村鑑明細帳』や明治維新时期に相給名主が持ち寄ったそれぞれの知行所年貢関係資料、「五大力船」の出帰港、積荷記録を含んだ「戸長文書」などがある。

本集ではほかに岡田家、今井家、寺嶋家、飯香岡八幡宮、教育センター文書を収載した。菊間藩関係文書など近世近代文書が多数残されている事実にはっとする一方、所有者共通の課題として保管管理の問題を痛感させられている。これらの史料を安心して後世に伝えるためにもしかるべく公的施設の整備を期待したい。私たち世代がいまやらなければならぬことが多いことに気づく。小さな活動にすぎないこの古文書研究シリーズも「三号雑誌」に留まることなくさらなる前進をめざして一層の努力を続けることにしたい。(山岸弘明)

市原の古文書研究 第6集

市原の古文書研究会メンバー

秋葉 平 市原市古都辺 165

赤城藤吉郎 市原市美浜区高洲 3-2-101

今井公子 市原市中央区生実町 900-3

上田洋子 市原市青葉台 2-1-6

佐野 彪 市原市勝間 380

高澤恒子 市原市西国分寺台 1-8-7

代表

山岸弘明 市原市八幡北町 2-1-2-1-2-501

*

八幡・市川本店文書

市原市教育センター文書

菊間・岡田家文書

五所・今井家文書

飯香岡八幡宮文書

八幡・寺嶋家文書

*

編集、発行人

市原の古文書研究会

代表 山岸弘明

*

第1刷発行

平成26年10月1日

第2刷発行

平成27年1月1日

第3刷発行

平成28年3月1日

秋葉 平

赤城藤吉郎

今井公子

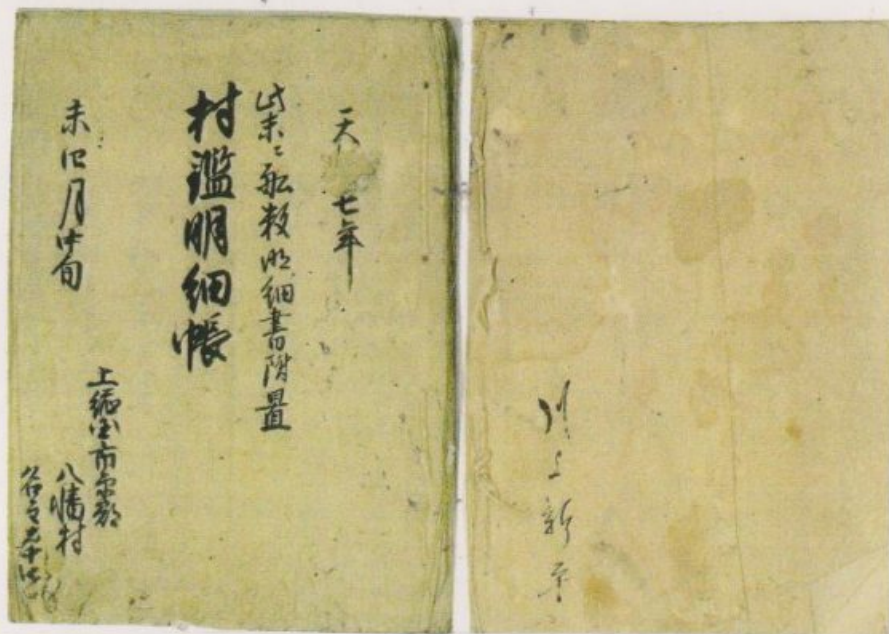
上田洋子

佐野 彪

高澤恒子

代表

山岸弘明



天明7年八幡村村鑑明細帳（市川本店文書）

表紙写真

旧菊間藩士懇親会記念写真（岡田家所蔵＝部分）

市原の古文書研究会